

豊能町地域防災計画

平成31年4月
豊能町防災会議

第1編 総則 目次

第1章 計画の目的及び前提	1
第1節 計画の目的及び構成	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の目標及び位置づけ	1
第3 計画の構成	1
第2節 町域の概況	4
第1 位置及び面積	4
第2 自然的条件	5
第3 社会的条件	6
第3節 災害の履歴	7
第1 地震災害の履歴	7
第2 風水害の履歴	7
第4節 災害の想定	8
第1 地震災害	8
第2 風水害	10
第3 土砂災害	10
第2章 計画の基本方針	11
第1節 計画の方針	11
第1 基本目標と対策の方向性	11
第2 防災施策の大綱	12
第2節 町・関係機関の業務	13
第1 町	13
第2 箕面市消防本部（豊能消防署）	13
第3 府	13
第4 府警察（豊能警察署）	13
第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊）	14
第6 指定地方行政機関	14
第7 指定公共機関及び指定地方公共機関	14
第8 公共的団体等	14
第3節 住民、事業者の基本的責務	16
第1 住民の役割	16
第2 事業者の役割	16
第4節 計画の運用	18
第1 計画の修正	18
第2 計画の習熟	18
第3 業務継続計画との関係性	18

第2編 災害予防対策 目次

第1章 災害に強いまちづくり	19
第1節 都市の防災機能の強化	19
第1 市街地の整備	19
第2 防災空間の整備	19
第3 ライフライン災害予防対策	20
第4 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	22
第2節 建築物等の安全対策	22
第1 建築物等の耐震対策	22
第2 建築物等の防火・安全化対策	23
第3 文化財の保護	23
第3節 水害予防対策	23
第1 河川の改修	23
第2 水害防止・減災対策の推進	24
第3 下水道整備	25
第4 農地防災対策	25
第4節 地盤災害予防対策	25
第1 土石流対策	25
第2 地すべり対策	26
第3 急傾斜地崩壊対策	27
第4 土砂災害警戒区域等における防災対策	28
第5 山地災害対策	28
第6 宅地防災対策	29
第7 液状化対策	29
第8 土砂災害情報の活用	29
第5節 危険物等災害予防対策の推進	30
第1 危険物災害予防対策	30
第2 高圧ガス災害予防対策	30
第3 火薬類災害予防対策	31
第4 毒物・劇物災害予防対策	31
第5 消防活動阻害物質等災害予防	31
第6 管理化学物質災害予防対策	31
第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	32
第1 対象地区	32
第2 計画期間	32
第3 計画対象事業	32
第4 実施計画	32
第2章 災害に備えた防災体制の確立	33

第1節	防災組織及び活動組織の整備	33
第1	日常における防災対策の推進	33
第2	活動組織の整備・充実	33
第3	防災拠点機能等の確保・充実	35
第4	地域防災拠点の整備	35
第5	関係機関等との連携体制の整備	36
第6	防災訓練の実施	36
第7	人材の育成	37
第8	罹災証明書の発行体制の整備	37
第9	防災用資機材等の確保	37
第10	防災に関する調査研究の推進	38
第11	自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	38
第12	自治体被災による行政機能の低下等への対策	38
第13	事業者、ボランティアとの連携	39
第2節	情報収集伝達体制の整備	39
第1	収集伝達体制の強化	39
第2	通信手段の整備	40
第3	災害広報体制の整備	40
第3節	火災予防対策の推進	41
第1	建築物等の火災予防対策	41
第2	林野火災予防対策	41
第4節	消火・救助・救急体制の整備	42
第1	消防計画の策定	42
第2	消防力の充実	42
第3	救急救助体制の充実	43
第4	応援体制の充実	43
第5	消防の広域化	43
第6	連携体制の整備	43
第5節	応急医療体制の整備	44
第1	災害医療の基本的考え方	44
第2	医療情報の収集・伝達体制の整備	44
第3	現地医療体制の整備	45
第4	後方医療体制の充実	46
第5	医療品等の確保体制の整備	46
第6	患者等搬送体制の確立	46
第7	要配慮者の把握及び個別疾病対策の推進	47
第8	地域医療連携の推進	47
第9	医療関係者に対する訓練の実施	47
第6節	緊急輸送体制の整備	47
第1	輸送手段の整備	47

第2	陸上輸送体制の整備	47
第3	航空輸送体制の整備	48
第7節	避難体制の確立	49
第1	避難場所、避難路の選定	49
第2	避難場所、避難路の安全性の向上	50
第3	指定避難所の選定、整備	50
第4	指定福祉避難所の選定、整備	52
第5	弾力運用避難所の選定・整備	52
第6	避難誘導體制の整備	52
第7	避難行動要支援者等支援体制の整備	54
第8	応急仮設住宅対策	56
第8節	二次災害防止体制の整備	56
第1	被災建築物応急危険度判定体制、被災宅地危険度判定体制の整備	56
第2	斜面判定制度の活用	57
第9節	緊急物資の確保供給体制の整備	57
第1	飲料水・生活水の確保	57
第2	食料・生活必需品の確保	57
第3	家庭備蓄の推進	58
第10節	ライフライン確保体制の整備	58
第1	上水道（町・府・大阪広域水道企業団）	58
第2	下水道（町）	59
第3	電力（関西電力株式会社）	59
第4	ガス（大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部）	60
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社）	60
第6	住民への広報（各事業者）	61
第11節	交通確保体制の整備	61
第1	鉄道施設（能勢電鉄株式会社）	62
第2	公共輸送機関（阪急バス株式会社・町（豊能町リレー便））	62
第3	道路施設（町、府）	62
第12節	営農対策の推進	62
第13節	帰宅困難者支援体制の整備	62
第3章	地域防災力の向上	64
第1節	防災意識の高揚	64
第1	防災知識の普及啓発	64
第2	防災教育	65
第2節	自主防災体制の整備	66
第1	自主防災組織の育成	66
第2	事業所による自主防災体制の整備	67
第3	救助・初期消火活動の支援	67
第4	地区防災計画の策定等	67

第3節	ボランティア活動環境の整備	68
第1	受入れ体制の整備	68
第2	人材の育成	68
第3	活動支援体制の整備	69
第4節	企業防災の促進	69

第3編 風水害応急対策 目次

第1章 災害警戒期の活動	71
第1節 気象予警報等の収集・伝達	71
第1 情報の収集	71
第2 情報の伝達系統	72
第3 土砂災害警戒情報の伝達	75
第2節 組織動員体制	77
第1 災害対策本部の設置	77
第2 災害警戒本部の設置	78
第3 情報収集体制	79
第4 動員体制	80
第5 参集場所、参集途上の活動	82
第6 福利厚生	83
第3節 水防活動	83
第1 水防の責任者	83
第2 情報の収集	83
第3 予警報とその措置	83
第4 出動準備及び出動	84
第5 監視及び警戒	84
第6 水防作業	84
第7 住民に対する周知方法	85
第8 水防解除	85
第9 水防報告と水防記録	85
第4節 土砂災害警戒活動	85
第1 情報収集	85
第2 警戒活動	86
第3 斜面判定制度の活用	86
第4 情報交換の徹底	86
第5節 ライフライン・交通等警戒活動	87
第1 ライフライン事業者	87
第2 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）	87
第6節 応急避難	88
第1 避難準備・高齢者等避難開始の周知	88
第2 避難勧告又は避難指示（緊急）の周知	89
第3 警戒区域の設定	91
第4 避難	91
第5 避難所の開設等	92
第2章 災害発生後の活動	93

第1節	情報の収集・伝達	93
第1	情報の収集・伝達系統	93
第2	被害状況の把握	94
第3	避難及び応急対策の実施状況の把握	95
第4	被害状況等の集約・整理等	96
第5	府及び国への報告	96
第6	通信手段の確保	97
第2節	災害広報・広聴対策	98
第1	災害広報	98
第2	報道機関への情報提供等	99
第3	広聴活動の実施	99
第4	被災した外国人への支援活動	100
第3節	応援の要請・受入れ	100
第1	行政機関等への応援の要請・受入れ	100
第2	消防活動に係る応援の要請・受入れ	102
第3	民間団体等への協力要請	103
第4節	自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ	104
第1	自衛隊に対する災害派遣要請	104
第2	自衛隊の自発的出動基準	105
第3	派遣部隊の受入れ	105
第4	派遣部隊の活動	105
第5	派遣部隊の撤収要請	106
第5節	救助・救急対策	106
第1	人命救助活動	106
第2	行方不明者の捜索	107
第3	応援の要請	107
第4	各機関による連絡会議の設置	107
第5	地域住民との連携	107
第6	惨事ストレス対策	107
第6節	応急医療対策	108
第1	医療情報の収集・提供活動	108
第2	現地医療対策	108
第3	後方医療対策	109
第4	災害医療機関の活動	110
第5	医薬品等の調達・確保	111
第6	個別疾病対策	111
第7節	緊急輸送活動	111
第1	陸上輸送	111
第2	航空輸送	113
第3	交通規制	113

第8節	二次災害防止対策	115
第1	公共土木施設等	115
第2	建築物等	116
第3	危険物施設等	117
第4	放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）	118
第9節	ライフライン・放送の確保	118
第1	被害状況の報告	118
第2	各事業者における対応	118
第10節	交通の維持復旧	120
第1	交通の安全確保	120
第2	交通の機能確保	121
第11節	農林関係応急対策	121
第1	農林業用施設	121
第2	農作物	122
第3	畜産	122
第4	林産物	122
第12節	オペレーション体制	122
第13節	住民からの問い合わせ	122
第14節	災害救助法の適用	123
第1	災害救助法の適用基準	123
第2	災害救助法の適用申請	123
第3	救助の実施	123
第4	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	124
第15節	指定避難所等の開設・運営	124
第1	指定避難所の開設	124
第2	指定避難所の運営	125
第3	弾力運用避難所の開設・運営	126
第4	避難者の移送	126
第5	避難所の集約及び解消	126
第16節	避難行動要支援者への支援	127
第1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	127
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	127
第17節	広域一時滞在	128
第18節	緊急物資の供給	128
第1	給水活動	128
第2	食料・生活必需品の供給等	129
第19節	保健衛生活動	130
第1	防疫活動	130
第2	食品衛生管理	131
第3	被災者の健康維持活動	132

第4	動物保護等の実施	132
第20節	社会秩序の維持	133
第1	住民への呼びかけ	133
第2	警備活動	133
第3	物価の安定及び物資の安定供給	133
第21節	建築物・住宅応急対策	134
第1	住家等被災判定の実施	134
第2	住居障害物の除去	135
第3	被災住宅の応急修理	135
第4	被災住家の解体	136
第5	応急仮設住宅の供与	136
第6	公営住宅等への一時入居	137
第7	みなし応急仮設住宅の活用	137
第8	住宅に関する相談窓口の設置等	137
第22節	応急教育等	137
第1	校園の応急対策	137
第2	応急教育の実施	137
第3	学校給食の措置	138
第4	就学援助等	138
第5	園児・児童・生徒の健康管理	139
第6	保育所の措置	139
第7	文化財対策	139
第23節	遺体対策	139
第1	遺体の安置	139
第2	遺体の処理	140
第3	遺体の埋火葬	140
第4	府への応援要請	141
第24節	廃棄物の処理	141
第1	し尿処理	141
第2	ごみ処理	142
第3	災害廃棄物処理	142
第4	死亡動物の収集・処理	143
第5	環境保全対策	144
第25節	自発的支援の受入れ	144
第1	ボランティアの受入れ	144
第2	義援金・義援物資の受付・配分	145
第3	海外からの支援の受入れ	146

第4編 風水害等災害復旧・復興対策 目次

第1章 生活の安定	147
第1節 公共施設等の復旧	147
第1 被害の調査	147
第2 災害復旧事業計画の作成	147
第3 復旧完了予定時期の明示	147
第4 災害復旧の種類	147
第5 事業実施に伴う国の財政援助等	147
第2節 罹災証明の発行	148
第1 罹災証明書の発行	148
第2 被災者台帳の作成	148
第3節 激甚災害の指定	148
第1 激甚災害指定の手続	148
第2 激甚災害法に定める事業	148
第3 特定大規模災害	149
第4節 被災者の生活確保	149
第1 災害弔慰金等の支給	149
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	149
第3 町税等の減免・徴収猶予等	150
第4 住宅の確保	150
第5 被災者生活再建支援金	151
第5節 中小企業の復興支援	152
第1 被害状況及び資金需要の調査	152
第2 中小企業者に対する支援制度の周知	152
第6節 農林業関係者の復興支援	153
第1 被害状況及び資金需要の調査	153
第2 農林業関係者に対する支援制度の周知	153
第7節 ライフライン等の復旧	153
第1 復旧計画の策定等	154
第2 広報	154
第2章 復興の基本方針	155
第1節 災害復興方針の策定	155
第2節 災害復興計画の策定	155
第3節 災害復興事業の実施	155

第5編 地震応急対策 目次

第1章 初動期の応急活動	157
第1節 組織動員体制	157
第1 地震時の組織動員の概要	157
第2 活動体制の確立	157
第3 災害対策本部の設置	158
第4 災害警戒本部の設置	158
第5 情報収集体制	158
第6 緊急防災要員による初動体制	158
第7 動員体制	158
第8 参集場所、参集途上の活動	158
第9 非常時優先業務の実施	159
第10 福利厚生	159
第2節 情報の収集・伝達	159
第1 地震情報等の収集・伝達系統	159
第2 被害状況の把握	161
第3 避難及び応急対策の実施状況の把握	161
第4 被害状況等の集約・整理等	161
第5 府及び国への報告	161
第6 通信手段の確保	162
第3節 災害広報・広聴対策	162
第1 災害広報	162
第2 報道機関への情報提供等	162
第3 広聴活動の実施	163
第4 被災した外国人への支援活動	163
第4節 応援の要請・受入れ	163
第1 行政機関等への応援の要請・受入れ	163
第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ	163
第3 民間団体等への協力要請	163
第5節 自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ	163
第1 自衛隊に対する災害派遣要請	163
第2 自衛隊の自発的出動基準	163
第3 派遣部隊の受入れ	163
第4 派遣部隊の活動	163
第5 派遣部隊の撤収要請	163
第6節 消火・救助・救急対策	164
第1 災害発生状況の把握	164
第2 震災時の消火活動	164

第3	救助・救急活動	165
第4	行方不明者の捜索	165
第5	各機関による連絡会議の設置	165
第6	地域住民との連携	165
第7	惨事ストレス対策	165
第7節	応急医療対策	165
第1	医療情報の収集・提供活動	165
第2	現地医療対策	165
第3	後方医療対策	165
第4	災害医療機関の活動	165
第5	医薬品等の調達・確保	166
第6	個別疾病対策	166
第8節	応急避難	166
第1	避難勧告又は避難指示（緊急）	166
第2	警戒区域の設定	167
第3	避難	167
第9節	緊急輸送活動	167
第1	陸上輸送	167
第2	航空輸送	167
第3	交通規制	167
第10節	二次災害防止対策	168
第1	公共土木施設等	168
第2	建築物等	168
第3	危険物施設等	168
第4	放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）	168
第11節	ライフライン・放送の確保	168
第1	被害状況の報告	168
第2	各事業者における対応	168
第12節	交通の維持復旧	169
第1	交通の安全確保	169
第2	交通の機能確保	169
第2章	応急復旧期の活動	170
第1節	オペレーション体制	170
第2節	住民からの問い合わせ	170
第3節	災害救助法の適用	170
第1	災害救助法の適用基準	170
第2	災害救助法の適用申請	170
第3	救助の実施	170
第4	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	170
第4節	指定避難所の開設・運営	170

第1	指定避難所の開設	170
第2	指定避難所の運営	172
第3	避難者の移送	172
第4	避難所の集約及び解消	172
第5節	避難行動要支援者への支援	172
第1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	172
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	172
第6節	広域一時滞在	172
第7節	緊急物資の供給	172
第1	給水活動	172
第2	食料・生活必需品の供給等	172
第8節	交通の維持復旧	173
第1	交通の安全確保	173
第2	交通の機能確保	173
第9節	農林関係応急対策	173
第1	農林業用施設	173
第2	農作物	173
第3	畜産	173
第4	林産物	173
第10節	保健衛生活動	173
第1	防疫活動	173
第2	食品衛生管理	173
第3	被災者の健康維持活動	173
第4	動物保護等の実施	174
第11節	社会秩序の維持	174
第1	住民への呼びかけ	174
第2	警備活動	174
第3	物価の安定及び物資の安定供給	174
第4	災害緊急事態	174
第12節	建築物・住宅応急対策	174
第1	住家等被災判定の実施	174
第2	住居障害物の除去	174
第3	被災住宅の応急修理	174
第4	被災住家の解体	174
第5	応急仮設住宅の供与	175
第6	公営住宅等への一時入居	175
第7	みなし応急仮設住宅の活用	175
第8	住宅に関する相談窓口の設置等	175
第13節	応急教育等	175
第1	校園の応急対策	175

第2	応急教育の実施	175
第3	学校給食の措置	175
第4	就学援助等	175
第5	園児・児童・生徒の健康管理等	175
第6	保育所の措置	175
第7	文化財対策	175
第14節	遺体対策	176
第1	遺体の安置	176
第2	遺体の処理	176
第3	遺体の埋火葬	176
第4	府への応援要請	176
第15節	廃棄物の処理	176
第1	し尿処理	176
第2	ごみ処理	176
第3	災害廃棄物処理	176
第4	死亡動物の収集・処理	176
第5	環境保全対策	176
第16節	自発的支援の受入れ	177
第1	ボランティアの受入れ	177
第2	義援金・義援物資の受付・配分	177
第3	海外からの支援の受入れ	177

第6編 地震災害復旧・復興対策 目次

第1章 生活の安定	179
第1節 公共施設等の復旧	179
第1 被害の調査	179
第2 災害復旧事業計画の作成	179
第3 復旧完了予定時期の明示	179
第4 災害復旧の種類	179
第5 事業実施に伴う国の財政援助等	179
第2節 罹災証明の発行	179
第1 罹災証明書の発行	179
第2 被災者台帳の作成	179
第3節 激甚災害の指定	179
第1 激甚災害指定の手続	179
第2 激甚災害法に定める事業	180
第3 特定大規模災害	180
第4節 被災者の生活確保	180
第1 災害弔慰金等の支給	180
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	180
第3 町税等の減免・徴収猶予等	180
第4 住宅の確保	180
第5 被災者生活再建支援金	180
第5節 中小企業の復興支援	180
第1 資金需要の調査	180
第2 中小企業者に対する支援制度の周知	180
第6節 農林業関係者の復興支援	181
第1 被害状況及び資金需要の調査	181
第2 農林業関係者に対する支援制度の周知	181
第7節 ライフライン等の復旧	181
第1 復旧計画の策定等	181
第2 広報	181
第2章 復興の基本方針	182
第1節 災害復興方針の策定	182
第2節 災害復興計画の策定	182
第3節 災害復興事業の実施	182

第7編 事故等災害応急対策 目次

第1章 大規模火災	183
第1節 警戒活動	183
第1 火災警報	183
第2 火の使用制限	183
第3 火災発生状況の把握	183
第4 住民等への周知	183
第2節 応急対策	183
第1 林野火災応急対策	183
第2 市街地火災応急対策	185
第3 ガス漏洩事故対策	185
第4 人命救助活動	186
第5 消防活動に係る応援の要請・受入れ	187
第6 地域住民との連携	187
第2章 原子力災害応急対策	188
第3章 その他災害	189
第1節 危険物等災害応急対策	189
第1 危険物災害応急対策	189
第2 高圧ガス災害応急対策	190
第3 管理化学物質災害応急対策	190
第2節 大規模交通災害応急対策	191
第1 大規模交通災害の種類	191
第2 応急対策	191
第3節 その他突発災害応急対策	193

付編 1 東海地震関連情報に伴う対策 目次

第1章 計画の目的等	195
第1節 目的	195
第2節 府域での予想震度	195
第3節 基本方針	195
第2章 応急対策活動	196
第1節 東海地震注意情報が発表された時の対応	196
第1 東海地震注意情報の伝達	196
第2 警戒態勢の準備	196
第2節 警戒宣言が発せられた時の対応措置	197
第1 東海地震予知情報等の伝達	197
第2 警戒態勢	197
第3節 住民・事業所等に対する広報	199

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 目次

第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画.....	201
第1節 総則	201
第1 推進計画の目的	201
第2 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱.....	201
第3 南海トラフ地震の特徴及び対応方針.....	201
第2節 関係者との連携協力の確保.....	202
第1 資機材、人員等の配備手配.....	202
第2 他機関に対する応援要請.....	202
第3 帰宅困難者への対応	202
第3節 円滑な避難の確保に関する事項.....	202
第1 避難対策等	202
第2 上水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係.....	203
第3 交通対策	203
第4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策.....	203
第5 迅速な救助	203
第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	204
第5節 防災訓練計画	204
第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	205
第1 町職員に対する教育	205
第2 地域住民等に対する教育.....	205
第3 相談窓口の設置	205

付編3 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の 当面の対応について 目次

第1章 対応方針	207
第1節 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表.....	207
第2節 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置.....	207
第1 「南海トラフ地震に関連する情報」等の伝達.....	208
第2 警戒態勢の準備	209
第3 警戒態勢の確立	209

資料編 目次

1	災害履歴	
資料 1	災害履歴.....	1
2	危険箇所	
資料 2-1	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域.....	5
資料 2-2	土石流危険溪流.....	19
資料 2-3	地すべり危険箇所.....	21
資料 2-4	急傾斜地崩壊危険箇所.....	22
資料 2-5	災害危険区域.....	24
資料 2-6	山腹崩壊危険地区.....	25
資料 2-7	崩壊土砂流失危険地区.....	25
3	河川、ため池、水防、危険物施設、宅地造成規制区域	
資料 3-1	河川・水路一覧.....	26
資料 3-2	要水防ため池一覧.....	26
資料 3-3	水防信号.....	26
資料 3-4	水防報告と水防記録.....	27
資料 3-5	水防倉庫.....	27
資料 3-6	危険物施設の現況.....	27
資料 3-7	高圧ガス施設の現況.....	28
資料 3-8	防火地域・準防火地域.....	28
資料 3-9	宅地造成工事規制区域.....	28
4	災害対策本部	
資料 4-1	災害対策本部活動組織体制.....	29
資料 4-2	災害対策本部各部の事務分掌.....	30
5	避難所等	
資料 5-1	避難所等一覧.....	33
資料 5-2	応急仮設住宅建設候補地.....	33
6	物資	
資料 6-1	重要物資の備蓄.....	34
資料 6-2	その他の物資の確保.....	35
資料 6-3	町有車両一覧（平成 31 年 1 月 1 日現在）.....	35
7	医療機関、施設、関係機関通信窓口等	
資料 7-1	災害医療機関一覧.....	36
資料 7-2	町内医療機関一覧.....	37
資料 7-3	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧.....	37
資料 7-4	災害時用ヘリポート一覧.....	38
資料 7-5	関係機関通信窓口一覧.....	38
資料 7-6	緊急交通路指定図.....	40

8	気象予警報等の発表基準	
	資料 8 気象予警報等の発表基準.....	42
9	応援協定	
	資料 9-1 災害時相互応援協定.....	43
	資料 9-2 消防相互応援協定締結状況.....	44
	資料 9-3 応援協定一覧.....	44
10	被害状況等報告基準等	
	資料 10-1 被害状況等報告基準.....	46
	資料 10-2 住家等被害の認定統一基準.....	48
	資料 10-3 大阪府災害救助法施行細則.....	49
11	各種様式	
	資料 11-1 非常招集報告書.....	54
	資料 11-2 被害概況報告書.....	56
	資料 11-3 災害概況即報 第 4 号様式(その 1)、被害状況即報 第 4 号様式 (その 2)	57
	資料 11-4 災害確定報告 第 1 号様式.....	59
	資料 11-5 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式等.....	60
	資料 11-6 地すべり、がけ崩れ災害報告.....	61
	資料 11-7 土石流災害報告.....	64
	資料 11-8 緊急通行車両確認証明書等.....	66
	資料 11-9 避難所避難者名簿等.....	67
	資料 11-10 公用令書等.....	69
12	豊能町防災会議条例等	
	資料 12-1 豊能町防災会議条例.....	72
	資料 12-2 豊能町防災会議運営要綱.....	74
	資料 12-3 豊能町災害対策本部条例.....	75

第 1 編 総則

第1章 計画の目的及び前提

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、豊能町（以下「町」という。）の町域に係る防災に関し町防災会議が定める計画であって、町と町域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の目標及び位置づけ

1 計画の目標

この計画は、住民・事業所・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や住民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図ることにより、「災害に強い安全なまち」をめざす。

2 計画の位置づけ

この計画は、町域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する防災対策の基本方針を示す総合的な計画である。

第3 計画の構成

この計画は、町の地域に係る防災に関する総合的対策の指針であり、構成は以下のとおりである。

- 第1編 総則
 - 第2編 災害予防対策
 - 第3編 風水害応急対策
 - 第4編 風水害等災害復旧・復興対策
 - 第5編 地震応急対策
 - 第6編 地震災害復旧・復興対策
 - 第7編 事故等災害応急対策
 - 付編1 東海地震関連情報に伴う対策
 - 付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - 付編3 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について
 - 資料編
- 各編で対応する内容は、次のとおりである。

1 第1編 総則

計画の目的を明らかにし、町及び関係機関の責務と防災及び災害に対して処理すべき事務を定めるとともに、町の現況についてまとめ、これら自然・社会的条件及び災害履歴等から災害特性・災害規模を明らかにする。

(1) 計画の目的及び前提

町域の概況、災害履歴から想定される災害について定める。

(2) 計画の基本方針

「災害に強い安全なまちづくり」をめざし、町・関係機関の業務の大綱、住民・事業者の責務について定める。

2 第2編 災害予防対策

災害の予防対策に加えて、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、風水害、地震災害をはじめとする各種災害に対応するために、平常時にとるべき防災活動全般について定める。

(1) 災害に強いまちづくり

防災空間の整備をはじめとする都市の防災機能の強化など、災害の防止をめざした対策を定める。

(2) 災害に備えた防災体制の確立

初動体制、情報収集伝達体制、広域応援体制、消火・救助・救急体制など、災害の発生に備えてあらかじめ整備すべき体制について定める。

(3) 地域防災力の向上

防災知識の普及、自主防災組織の育成、ボランティア活動環境の整備など、住民の災害対応能力の向上をめざした対策を定める。

3 第3編 風水害応急対策

風水害が発生するおそれのある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、災害発生直後の応急対策について、各防災関係機関に求められる活動を定める。

(1) 災害警戒期の活動

気象予警報の伝達、組織配備体制、関係機関の警戒活動や避難対策など、災害を未然に防止し、被害を最小限に抑えるために講じるべき措置について定める。

(2) 災害発生後の活動

被害情報の収集、救助・救急、医療など、人命救助に関わる対策から、食料の供給、避難対策、保健医療福祉活動、都市機能の回復など、災害の発生から被災者の生活支援まで時系列に定める。

4 第4編 風水害等災害復旧・復興対策

災害復旧・復興のための必要な計画の策定及び町の事務事業について定める。

(1) 生活の安定

住民の生活再建のための各種取り組みについて定める。

(2) 復興の基本方針

復興の基本方針について定める。

5 第5編 地震応急対策

地震発生直後の人命救助から、その後の被災者の生活支援に重点を置き、町及び関係機関に求められる活動内容を定める。

(1) 初動期の応急活動

地震発生直後から、被害情報の収集、消火・救助・救急、医療など人命救助に関わる速やかに講じるべき対策について、風水害応急対策と特に異なる事項について定める。

(2) 応急復旧期の活動

飲料水・食料の供給、避難対策、保健衛生・福祉活動、都市機能の回復など、被災者の生活支援を中心とした対策について、風水害応急対策と特に異なる事項について定める。

6 第6編 地震災害復旧・復興対策

風水害の取組及び復興の基本方針と特に異なる事項について定める。

7 第7編 事故等災害応急対策

市街地の大規模火災や高層建築物等の災害、危険物等災害、大規模交通災害などの災害をはじめ、不測の災害に対応するため、地震災害応急対策、風水害応急対策を援用して、町及

び関係機関の活動内容を定める。

8 付編1 東海地震関連情報に伴う対策

東海地震に係る内閣総理大臣による警戒宣言が発せられた場合の社会の混乱の防止と地震による直接的な被害を最小限に抑えるための措置について定める。

9 付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震防災推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める。

10 付編3 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について

気象庁による「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合の町の組織体制や情報伝達体制等について定める。

11 資料編

災害予防対策、応急対策に関する基礎的情報で、町及び関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

第2節 町域の概況

第1 位置及び面積

町は、大阪府（以下「府」という。）の北部に位置し、北は能勢町及び京都府亀岡市、南は箕面市、東は茨木市に、西は兵庫県川西市に隣接し、大阪都心から30km圏にある。

町域は、大きくは妙見山系により分断された東部地域と西部地域に分けられ、相互の連絡には他市町を通過しなければならない。

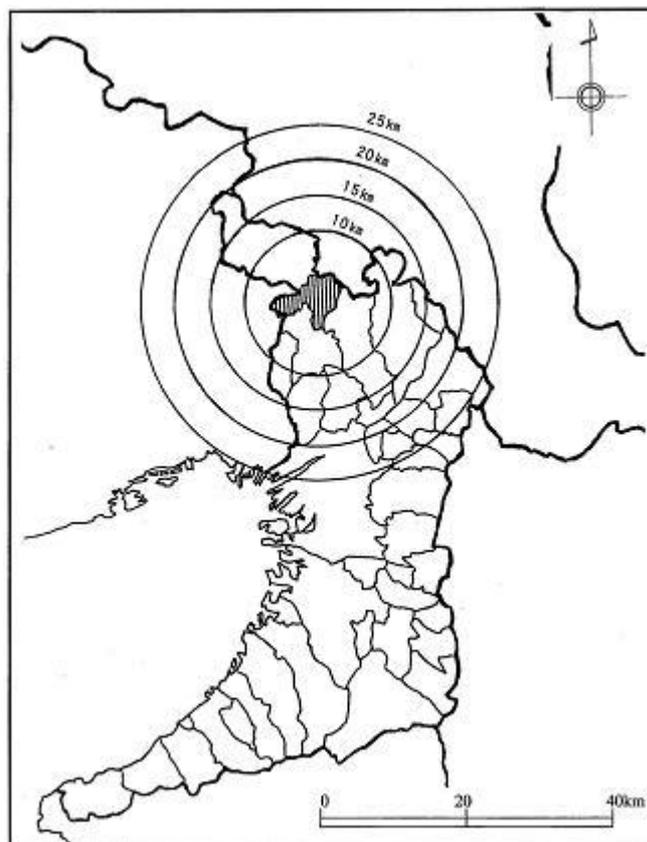
東西9.8km、南北8.1km、町域面積は34.34km²となっている。

隣接各市町を結ぶ交通は、幹線道路として国道423号、国道477号、府道茨木能勢線、府道余野茨木線、府道余野車作線、鉄軌道として西部地域に能勢電鉄があり、阪急電鉄宝塚線を経由して、大阪市、阪神間地域などと連絡している。

人口	19,694人※	
面積	34.34km ²	
地勢	位置	東経135° 29′ 北緯34° 54′
	範囲	東西9.8km 南北8.1km
	海拔	最高678.9m 最低99.8m

※平成30年12月末現在（住民基本台帳）

【豊能町の位置】



第2 自然的条件

1 地勢

町の中心経緯度は、東経 135 度 29 分、北緯 34 度 54 分にあり、標高 500m～600mほどの山地が連なり、中央に猪名川の支流余野川の浸食小盆地がある。

町域は、河川の流域別に東部地域、西部地域、南部地域に分かれ、東西 9.8km、南北 8.1km で面積 34.34k m²となっており、その約 80%は山林原野である。

2 河川・水路

町は、猪名川水系に属し、余野川流域の東部地域、箕面川流域の南部地域、初谷川流域の西部地域の三つの地域に分かれている。

3 地形・地質

(1) 地形

町は、北摂山系によって、流域を異にする 3 つの地域に分けられており、各地域の土地利用も異なっている。

東部地域は、盆地状に広がる農地とその間に点在する集落、またこれらを取り巻く山地によって構成される。

南部地域は、小規模な盆地と集落、これらを取り巻く山地によって構成されている。

西部地域は、吉川集落と谷間の農地のほか大規模開発による市街地によって構成されている。

また、東部地域と西部地域は妙見山で界しており、相互の連絡は他市町を経由しなければならない。

(2) 地質

本地域の地質は大きく東西に分かれ、東部は花崗岩、西部は古生層砂岩、ケツ岩、チャート、輝緑凝灰岩となっている。

4 気象

町の気象は、やや内陸型の気象変化を示し、梅雨期と台風期の降水量が多く、冬期には降水量が著しく少ないことが特徴である。過去 5 年間（平成 21 年～平成 25 年）における平均気温は 13.1℃、最高気温は 36.1℃、最低気温は-9.8℃、平均降水量は年間 1578.4mm となっている（消防本部資料）。

第3 社会的条件

1 人口

町の人口は、平成30年（2018年）12月末では、人口19,694人、世帯8,638世帯で、一世帯当たり人口は2.28人、人口密度は574人/k㎡である。

昭和42年（1967年）から始まった民間デベロッパーによる大規模住宅開発で人口増加の一途をたどり、昭和51年（1976年）には8千人を突破し、昭和53年（1978年）には1万人を、昭和63年には2万人を突破し、府内一、二の人口増加率であった。

人口構成については、0～14歳が少なく、50代後半から70代後半までが多い。また、生産年齢（15～64歳）人口比率は49.4%、高齢人口比率（65歳以上）は43.8%である。

2 交通網

町の鉄軌道としては、西部地域に能勢電鉄があり、阪急電鉄宝塚線を経由して、大阪市、阪神間地域などと連絡している。駅としては、妙見口駅、ときわ台駅、光風台駅がある。

主要道路としては、南北方向に国道423号、国道477号、府道茨木能勢線、東西方向として、府道余野茨木線、余野車作線が通っており、それぞれ池田市・箕面市方面及び亀岡市方面、茨木市方面及び能勢町・川西市方面に連絡している。

また、国道423号から箕面有料道路を利用して箕面市・豊中市方面に、新名神高速道路箕面とどろみICを利用して川西市・神戸市方面や、高槻市・大津市方面に、それぞれ連絡している。

3 土地利用状況

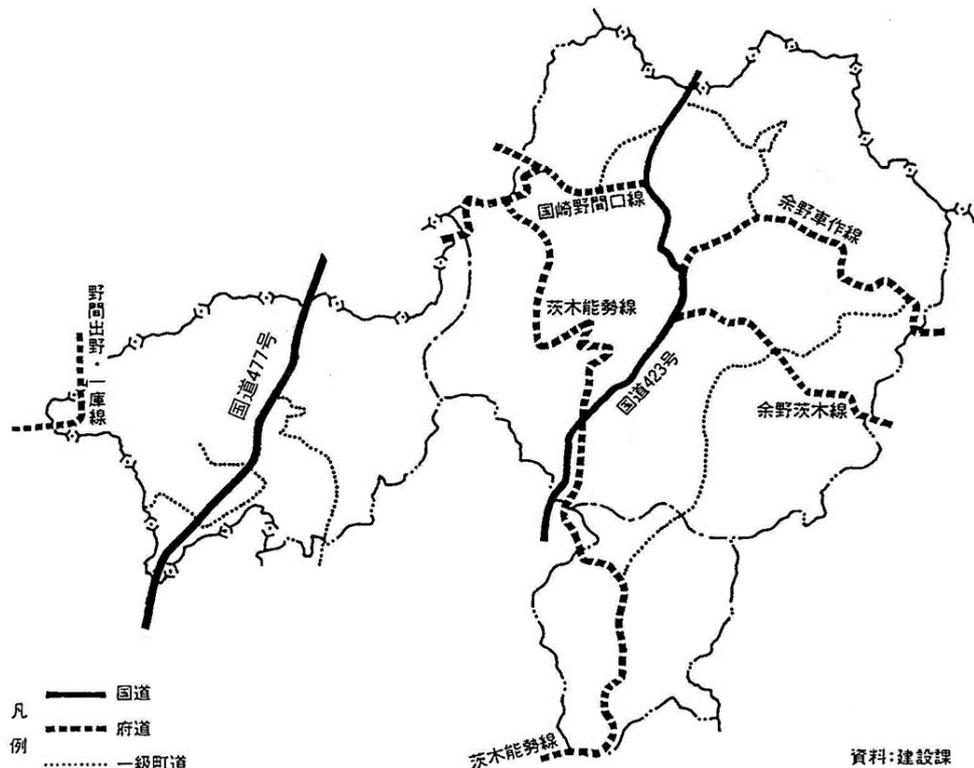
町は、北摂山系によって、流域を異にする3つの地域に分けられており、各地域の土地利用も異なっている。

東部地域は、盆地状に広がる農地とその間に点在する集落、昭和50年代後半から開発が始まった新市街地の希望ヶ丘、これらを取り巻く山地によって構成される。余野は、行政、教育・文化及び医療・福祉等の施設が立地する東部地域の生活の中心となっている。

西部地域は、吉川の集落と昭和40年代に開発が始まった住宅地、谷間の農地、これらを取り巻く山地によって構成される。吉川支所周辺は、行政、教育・文化、医療・福祉及び購買等の施設が分布し、西部地域の生活の中心地となっている。

土地利用に関連する主要な法規制として、農地の大半が農業振興地域、農業地区域、山林の一部が近郊緑地保全区域、保安林に指定されている。

【主要交通網の状況
主な幹線道路】



第3節 災害の履歴

第1 地震災害の履歴

近畿圏に影響が及んだ大規模な地震として、兵庫県南部地震（マグニチュード 7.3：1995 年 1 月 17 日）があるが、町での被害については、人的被害が軽傷者 4 人、建物被害が住宅の一部損壊 124 棟であった。

平成 30 年 6 月 18 日には大阪北部を震源とする地震（マグニチュード 6.1（暫定値））が発生し、町に隣接する茨木市及び箕面市では震度 6 弱、町においては震度 5 弱が観測され被害が発生した。この地震による町の被害は負傷者 0 人、住家の一部損壊 44 棟となっている。

人的・住家等被害の状況（消防庁情報：6 月 27 日 18:00 現在）

都道府県	人的被害				住家被害					非住家被害	
	死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部 破損 (棟)	床上 浸水 (棟)	床下 浸水 (棟)	公共 建物 (棟)	その 他 (棟)
			重傷(人)	軽傷(人)							
三重県			1	1							
滋賀県				3							
京都府			1	21			827				
大阪府	5		4	345	3	20	11,876				
兵庫県			4	37			2				
奈良県				4			22				
徳島県				1							
合計	5		10	412	3	20	12,727				

※死者数については地震によるものか確認中

《死者の状況》

【大阪府】

- ・ 大阪市において、80 歳男性が、ブロック塀の崩落に巻き込まれ死亡
- ・ 高槻市において、9 歳女兒が、ブロック塀の崩落に巻き込まれ死亡
- ・ 茨木市において、85 歳男性が、本棚の下敷きになり死亡
- ・ 高槻市において、81 歳女性が、タンスの下敷きになり死亡
- ・ 高槻市において、66 歳男性の死亡を確認

その他、昭和以降の地震被害事例は、河内大和地震（マグニチュード 6.4：1936 年 2 月 21 日）南海道地震（マグニチュード 8.0：1946 年 12 月 21 日）によるものがある。

第2 風水害の履歴

町域に大きな被害をもたらした風水害は、台風や前線を伴う低気圧による暴風雨、集中豪雨によるものが多い。

町域は標高 500～600m 準平野が連なり、中央に猪名川の支流である余野川、初谷川沿いに河谷平野等の浸食小盆地がある。

災害履歴としては、豪雨等による浸水被害及び河川の決壊、土砂の崩壊が生じている。

[資料1 災害履歴]

第4節 災害の想定

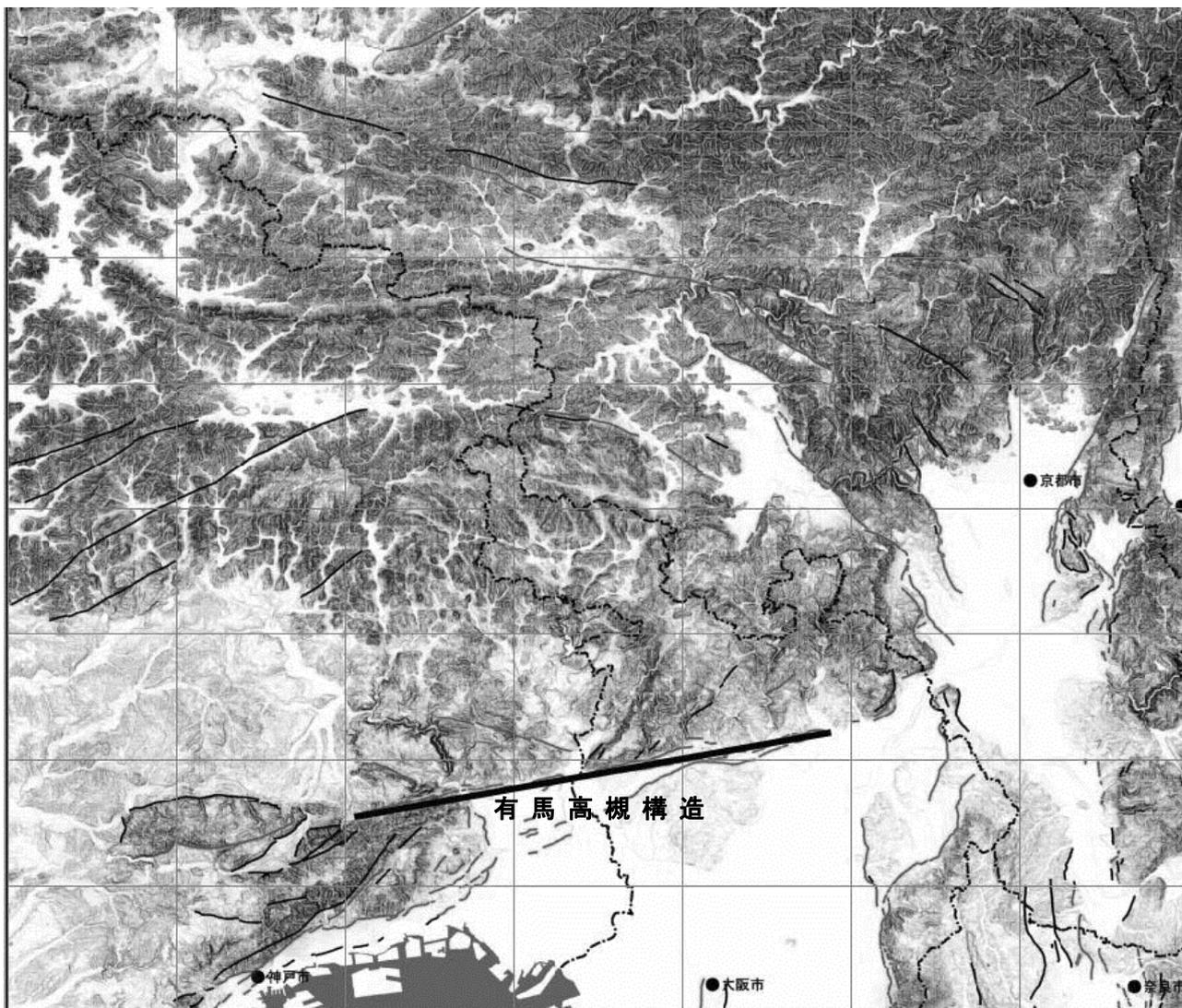
計画の作成にあたっては、町における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、町において発生するおそれがある災害を想定した。また、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

第1 地震災害

1 想定地震

町に最も大きな被害をもたらす可能性が高い有馬高槻構造線と南海トラフによる地震を本計画の被害想定とした。

直下型地震 **—————** 有馬高槻構造線（マグニチュード6.9～7.6）



2 想定時期

地震の想定時期は、出火件数が最も多いとされる冬季の夕方（18時）に設定した。

予測時期：冬季

予測時間：18時

3 被害想定（府地震被害想定調査の概要）

「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書(H19.3)」及び「南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定公表(H25年度)」による被害想定を整理する。

項目		想定地震			上町断層帯 (A)			生駒断層帯			有馬高槻断層帯			中央構造線断層帯			南海トラフ地震			
		マグニチュード	7.5～7.8			7.3～7.7			7.3～7.7			7.7～8.1			9.0～9.1					
地震の規模	震度	5強～6弱			5弱～5強			5弱～6強			～5弱			5弱～6強						
	建物被害	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	
		2	7	9	0	0	0	94	216	310	0	0	0	9	166	175				
炎上出火件数		地震後1時間	地震後1日	地震後1時間	地震後1日	地震後1時間	地震後1日	地震後1時間	地震後1日	地震後1時間	地震後1日	地震後1時間	地震後1日	地震後1時間	地震後1日	地震後1時間	地震後1日			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—					
人的被害		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者			
		0	1	0	0	0	0	0	42	0	0	0	0	0	16					
機能被害	電気（停電）	421軒			0軒			6,212軒			0軒			4,765軒						
	下段：復旧所用期間	約1週間			約6日			約2日			約1日			約1日						
	ガス（供給停止）	0千戸			0千戸			0千戸			0千戸			0千戸						
	下段：復旧所用期間	約2～3ヶ月			約0.5～1.5ヶ月			約0.5～1ヶ月			約2週間			—						
	水道（断水）	0.3万人			0.0万人			0.8万人			0.0万人			0.7万人						
下段：復旧所用期間	41日			45日			21日			9日			約1ヶ月							
通信（固定電話）	488回線			271回線			488回線			0回線			0回線							
下段：復旧所用期間	約2週間			約2週間			約2週間			約5日			—							
罹災者等	罹災者	22人			1人			867人			0人			818人						
	避難所生活者数	7人			1人			252人			0人			409人						

※南海トラフ地震の被害想定のみ「南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定公表」より

※地震の規模は「地震被害想定概要（平成18年10月）」（府）による。

※人的被害は建物被害（夕刻）・火災（夕刻・超過確率1%風速）によるものの合計。

※水道の復旧体制が整うのに3日を要するものとする。

※上町断層帯地震には、上町断層帯地震A（断層帯の北中部で揺れが大きいケース）と上町断層帯地震B（断層帯の南部で揺れが大きいケース）が想定されているが、町に対する被害が大となる上町断層帯地震Aを掲載。

※復旧所用期間は府全体の期間

保全人家戸数	土砂災害警戒区域	1825戸	土砂災害特別警戒区域	262戸	(合計) 2,087戸
--------	----------	-------	------------	------	----------------

第2 風水害

町域には、河谷平野、扇状地、緩扇状地や西部の「ときわ台」、東部の「希望ヶ丘」のような宅地造成により形成された人工改変地等、水害の被害を受けやすい地形が分布している。

また、余野川流域（余野川、野間口川、石田川、大丸川、木代川）、初谷川流域の河川沿いの低地は、過去に度々浸水による被害を受けている。 [資料1 災害履歴]

第3 土砂災害

町域には、昭和後期以降の宅地造成等により形成された人工斜面を後方に背する地区、箇所や山地急斜面域、人工改変地等が分布しており崩壊等の危険性を有している。

町域の土砂災害危険箇所、指定区域は次のようになっている。

種類		箇所数		
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	96	うち危険区域	4
	土石流危険溪流	101		
	地すべり危険箇所	6		
土砂災害防止法指定区域	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	304	うち特別警戒区域	301
	土砂災害警戒区域（土石流）	105	うち特別警戒区域	76
建築基準法に基づく災害危険区域		4		

※大阪府池田土木事務所資料（平成28年9月21日時点）

第2章 計画の基本方針

第1節 計画の方針

地域防災は、町、関係機関及び住民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から住民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、山口県・東京都・広島県で発生した土砂災害等は、現代の都市が、ハード・ソフト両面で自然災害に対していかに脆弱であるかを再認識させる結果となった。本計画の策定にあたっては、自然との共生と環境負荷の低減、進行する高齢化社会への対応といったこれからの地域行政に対する課題をふまえて、防災に関する基本方針を定めることとする。

町では、砂防指定区域が山林の大半を占め、過去に地すべりを生じた箇所もあることから、がけ崩れなどの自然災害に対する取り組みを強化する必要がある。治水については、水害を未然に防止するため、河川改修、農業用水路の改修、老朽ため池の整備をより一層推進する必要がある。

このような災害発生危険性に対処するため、町及び関係機関の防災機能充実と、これら機関と住民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化・不燃化の促進、避難地及び避難路の確保など都市基盤の整備を進め、都市の防災機能の強化を図る。

また、「減災」の考え方を防災の基本理念にすることとした。具体的にはⅠ．命を守る、Ⅱ．命をつなぐ、Ⅲ．必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ．経済活動の機能維持、Ⅴ．迅速な復旧・復興の5つを基本方針として対策を講じていくこととする。

それと同時に、住民らが行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取り組みを進めていく。

さらに、今後、住民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災力の低下や防災意識の希薄化が進むことが考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図られるよう検討を加える。

第1 基本目標と対策の方向性

「災害に強い安全なまちづくり」をめざし、住民・事業者・行政が連携して、災害に強い都市基盤の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や住民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。

災害に強い安全なまちづくり

1 災害予防の方向性

様々な自然災害リスクを住民に示した上で、防御施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然災害にあっては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応することをその基本的考え方とする。

ただし、設置や性能の向上により直ちに減災効果を発揮するハード対策とは異なり、ソフト対策はマニュアル等を作成しただけでは減災につながらず利用者に理解され、利用されて初めて効果を発揮することから訓練等が必要であることに留意する。

2 災害応急対策の方向性

大規模災害の教訓から災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となるため、まず災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障害者等の要配慮者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

3 復旧・復興対策の方向性

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となるため、ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

第2 防災施策の大綱

1 災害に強い安全なまちづくり

町をはじめ関係機関は、都市の防災機能の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全なまちづくりを計画的に推進する。

2 災害に備えた体制の確立

町をはじめ関係機関は、総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備体制及び参集体制を災害規模に応じて整備する。

3 地域防災力の向上

住民自らが「自らの命と自らの地域は自らが守る」という防災の原点に立ち、平常時から被害の軽減を図るための措置や食料の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、町をはじめ関係機関が行う防災対策には限界があることを示すとともに、地域の防災情報の提供や防災知識の普及を図り、住民の防災意識の高揚を図る。

4 災害への適切な対応

(1) 役割の明確化

災害時における町及び関係機関・住民・事業者の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。

(2) 町地域防災計画と防災体制の充実

町及び関係機関は、この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災体制の確立を図る。

(3) 事業の推進

災害に強い安全なまちづくりを総合的に推進するため、避難地・避難路の整備、消防施設・設備の整備、公共施設等の耐震化に努める。

第2節 町・関係機関の業務

町及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、各々の業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。また、地域防災力の充実強化に向けて、町の有する全ての機能を十分に発揮するように努めるとともに、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

町、箕面市消防本部、府、府警察、自衛隊、町地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他公共的団体の処理すべき事務又は業務は、概ね次のとおりである。

第1 町

別に定めるところによる。

[資料 4-2 災害対策本部各部の事務分掌]

第2 箕面市消防本部（豊能消防署）

- ① 災害情報の収集伝達に関すること。
- ② 消防計画に関すること。
- ③ 火災予防に関すること。
- ④ 火災原因及び損害調査に関すること。
- ⑤ 危険物等の災害予防に関すること。
- ⑥ 救急救助に関すること。
- ⑦ 救急医療機関との連絡に関すること。
- ⑧ 消防相互応援に関すること。
- ⑨ 消防通信施設の保守管理に関すること。

第3 府

1 池田土木事務所

- ① 府所管の公共土木施設の防災対策に関すること。
- ② 水防活動の指示並びに洪水予警報及び土砂災害警戒情報の伝達に関すること。

2 北部農と緑の総合事務所

- ① 山地及びため池・水路等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指導に関すること。
- ② 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること。

3 池田保健所

- ① 地域災害医療本部の設置に関すること。
- ② 災害時における町の医療体制の調整及び地域の保健衛生活動対策に関すること。

第4 府警察（豊能警察署）

- ① 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- ② 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。
- ③ 交通規制・管制に関すること。
- ④ 広域応援等の要請・受入れに関すること。
- ⑤ 遺体の検視（検分）
- ⑥ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。
- ⑦ 災害資機材の整備に関すること。

第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊）

災害時における派遣応急対策に関すること。

第6 指定地方行政機関

1 近畿農政局大阪府拠点

応急用食料品の供給に関すること。

2 大阪管区気象台

- ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。
- ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。
- ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。

3 近畿地方整備局

- ① 直轄公共土木施設の整備と防災管理、応急点検体制の整備、二次災害の防止、復旧に関すること。
- ② 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。
- ③ 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。
- ④ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保、緊急物資及び人員輸送活動に関すること。
- ⑤ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 関西電力株式会社大阪北電力本部北摂配電営業所

電力施設の防災対策及び災害時における電力供給対策に関すること。

2 西日本電信電話株式会社（大阪支店）・KDDI株式会社（関西総支社）

通信の調整及び伝達対策に関すること。

3 大阪ガス株式会社（導管事業部兵庫導管部）

災害時におけるガス供給の確保に関すること。

4 大阪広域水道企業団

- ① 水道用水・工業用水道施設の耐震化、被害情報、供給確保等に関すること。
- ② 災害時の応急給水及び応急復旧に関すること。
- ③ 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関すること。

第8 公共的団体等

1 大阪北部農業協同組合

- ① 町の実施する営農指導及び被害調査の補助に関すること。
- ② 農地、農業用施設などの災害復旧及び再生産の維持などに必要な資金の貸付に関すること。

2 ため池管理者

ため池の防災管理に関すること。

3 町自治会等

各種情報の連絡、避難者の対応及びその他応急措置の補助に関すること。

4 町消防団

- ① 消防団員の教育及び訓練に関すること。
- ② 消防資機材の整備、備蓄に関すること。
- ③ 消防活動に関すること。
- ④ 災害情報の収集及び必要な伝達に関すること。
- ⑤ 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること。
- ⑥ 要救助被災者の救出・救助に関すること。
- ⑦ 避難及び救護の協力に関すること。

5 一般社団法人池田市医師会、池田市歯科医師会、池田市薬剤師会、大阪府看護協会（府北支部）

災害時における医療救護活動並びに負傷者の受入れ及び看護、公衆衛生等に関すること。

6 町土地改良区

農業用施設の防災管理に関すること。

7 能勢電鉄株式会社

災害時における交通及び輸送対策に関すること。

8 阪急バス株式会社（豊能営業所）

災害時における交通及び輸送対策に関すること。

9 豊能町社会福祉協議会

- ① 災害時における福祉に関すること。
- ② 災害ボランティア活動の窓口等受入れに関すること。

第3節 住民、事業者の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、町及び関係機関も被災していることが想定され、その状況の中で総力を結集して住民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施しなければならないが、その対応能力には限界がある。過去の災害においても、隣り近所の住民や企業による消火・救助等の助け合いが行われ、延焼を免れたり、多くの命が助かったりしている。

このような教訓から、防災対策にあたっては、地域の防災力向上が不可欠であることから、住民及び事業者は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に災害防止に寄与するように努める。

第1 住民の役割

住民は、災害防止に寄与するように努める。

1 個人の役割

(1) 自己管理

「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、災害に備えて食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を住民自らが行い、被害の拡大防止に努める。また、防災訓練への参加等を通して災害に対する備えを心がけるとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

(2) 住民としての役割認識

「自らの地域は自らで守る」ことを原則に、平常時からコミュニティの形成とともに、近隣の住民と協力して初期消火・救助活動ができるよう、防災力の向上に努める。

(3) 応急対策活動への協力

町及び府が行う防災に関する事業への参加並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

(1) 自主防災体制の確立

「自らの地域は自らで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動ができる地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

(2) 応急対策活動への協力

町及び府が行う防災に関する事業への参加並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第2 事業者の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する災害に関する施策に協力するように努めなければならない。

1 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

2 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強い安全なまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

3 応急対策活動への協力

町及び府が行う防災に関する事業への参加並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第4節 計画の運用

第1 計画の修正

豊能町防災会議は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

町及び関係機関は、この計画を現状に即したものにするため、毎年PDCAサイクルなどの観点から検討を加え、これを修正する必要があると認めるときは、防災会議に諮る。

第2 計画の習熟

町及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が果たせるよう、平常時から、図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、住民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

第3 業務継続計画との関係性

「豊能町業務継続計画」は、「豊能町地域防災計画」で定められている災害応急対策業務を主体に行う中で、中断が許されない通常業務の継続を図ることを目的としている。

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

担当部・機関	建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------

町及び関係機関は、市街地の整備、防災空間の確保、ライフライン施設の災害対応力の強化や災害発生時の廃棄物処理体制の確保などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

第1 市街地の整備

1 市街地の面的整備

無秩序な市街化の防止、良好な住宅用地の供給、都市基盤施設の整備、生活環境の整備改善に努め都市防災構造化対策を推進する。

2 市街地の不燃化の検討

商業系地域では準防火を指定するとともに、幹線道路沿道で土地の高度利用を図るべき地域及び防災上不燃化を推進する必要がある地域については、「災害危険度判定調査」の実施及び公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。
[資料3-8 防火地域・準防火地域]

第2 防災空間の整備

町及び関係機関は、公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設の整備に努め、防災空間の確保を図る。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校等比較的敷地規模の大きな公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 公園・緑地、広場等の整備

町においては、「防災に資する身近な都市公園の整備」を検討するとともに、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進し、街路樹や周辺緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

また、農地を生産面だけでなく、防災面からもとらえ、防災空間として保全・活用が図られるよう防災協力農地制度の周知を図る。

2 道路、道路施設の整備

国道、府道及び新名神高速道路については、災害時の広域緊急交通路、大規模火災時の延焼遮断帯としての機能充実及び整備を促進し、町道についてはこれら幹線道路と一体的なネットワークが形成されるよう整備に努める。

また、道路法面や道路橋等を調査し、必要な対策を講じる。特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、耐震性の強化を図る。

3 河川・水路の整備

河川改修、農業用水路の改修及び老朽ため池の整備を推進するとともに、遊歩道の整備を促進するほか、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等を推進する。

この際、河川構造物の耐震性の向上に努める。

4 土木構造物

町及び土木構造物の管理者をはじめ関係機関は、自ら管理する構造物について、耐震対策を進める。

また、町は府と連携して、ため池による災害を防止するため、老朽化が予想されるため池

の堤防等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、建造物の耐震性が向上するよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。

府は、急傾斜地崩壊防止施設及び土石流防止施設等の耐震対策を必要に応じて実施する。

鉄道事業者は、駅舎、橋りょう、高架部、盛土部、トンネル等の点検を行い、耐震対策を実施する。

第3 ライフライン災害予防対策

町及びライフライン等に関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

1 上水道

大阪広域水道企業団は、災害による上水道施設の被害軽減と断水、減水を防止するため、上水道施設の強化と保全に努める。

(1) 水道施設設備の強化

- ① 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。
- ② 受水施設等の拠点施設については、建造物、機械設備及び場内管路の耐震化を図るとともに、管路には町域の地質調査を参考に耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等を導入し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 受水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- ③ 常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。
- ④ 施設（管路）の老朽度に応じ、老朽管対策事業などに積極的に取り組み、更新、予備施設の整備等を計画的に進める。

(2) 水道の安定供給

町全域の安定給水に努めるとともに、整備計画に基づき、水道施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道

町は、災害による下水道施設の被害軽減と機能の低下、停止を防止するため、下水道施設・設備の強化と保全に努める。

(1) 下水道施設の耐震化

管渠については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上や、ポンプ場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

施設設備の補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。

(2) 機能の確保

管渠、ポンプ場の重要施設の複数系列化及び施設の弾力的運用による処理機能の確保を図るとともに、下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報を常に把握する。

(3) 貯留雨水の有効利用

災害時において貯留雨水などを防火用水、雑用水として利用できるよう検討し、下水道資源の多目的有効利用を推進する。

3 電力供給施設

電気事業者は、災害による電気の供給停止を防止するため、電力供給施設の強化と保全に努める。

(1) 電力供給施設の耐震性等の確保

発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐える十分な強度の確保を図る。

(2) 電力の安定供給

電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給系統の多重化を推進する。

(3) 施設設備の維持保全等

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス供給施設

ガス事業者は、災害によるガスの漏えいを防止するため、ガス供給施設の強化と保全に努める。

(1) ガス供給施設の耐震性確保

製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。

(2) ガス導管、継手の耐震性確保

高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

(3) 施設設備の維持保全等

ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信施設

電気通信事業者は、災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備等の強化と保全に努める。

(1) 電気通信施設の信頼性向上

電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信設備等の耐震・耐火構造化など防災性の強化を推進する。また、建物内への浸水防止のため水防版、水防扉の更改を実施する。

さらに、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムのバックアップ体制の確立を推進する。

重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(3) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措

置計画を作成し、現用化を図る。

6 放送施設

災害時の放送が確保されるよう、放送施設・設備の防災性の強化と保全に努める。

第4 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

町は、災害発生時において周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理

- ① 既存のし尿処理施設についても耐震診断の実施などにより、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策などに努める。
- ② 災害時のし尿施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対策マニュアルを整備するとともに補修などに必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤など）を一定量確保する。
- ③ 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- ④ 災害発生に備え使用場所に応じた災害用トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理

あらかじめ一定保管場所の候補地を検討する。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤などの備蓄に努める。

3 災害廃棄物等処理

- ① 環境省が定める「災害廃棄物対策指針」、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」及びそれらを踏まえて大阪府が策定した「大阪府災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや災害用トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- ② 災害廃棄物からのアスベストなどの飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備する。
- ③ 必要に応じて、相互支援協定締結の北摂市町・一部事務組合、関係団体に応援を要請する。
- ④ 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書」の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど周知に努める。

第2節 建築物等の安全対策	
----------------------	--

担当部・機関	建設環境対策部、教育対策部、府、関係機関
---------------	-----------------------------

町、府及び関係機関は、所管施設について、建物の点検整備を強化して地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図る。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

第1 建築物等の耐震対策

町、府及び関係機関は、「大阪府既存建築物耐震改修促進計画」等及び「豊能町耐震改修促

進実施計画」に基づき、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

1 公共建築物の耐震診断・改修の促進

町有建築物については、耐震改修促進法の趣旨及び防災上の観点から、率先して計画的に推進するものとし、災害時に重要な機能を果たす災害対策本部が設置される町役場、避難所に指定している小・中学校等の耐震診断・改修を実施するとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

耐震改修促進法に規定された特定建築物について、耐震診断や必要な改修の指導・助言に努める。

3 関連施策の推進

宅地、ブロック塀の安全対策については、府が作成したパンフレット等を活用して普及啓発に努める。

第2 建築物等の防火・安全化対策

町及び府は、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や福祉対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

また、府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、不特定多数の人々が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- ア 「災害危険区域」（府建築基準法施行条例第3条）の指定による構造制限等
- イ 特殊建築物等の定期調査、防災指導、防火設備の充実、立入検査の実施
- ウ 府の「福祉のまちづくり条例」等に基づく建築物等の福祉的整備
- エ 工事現場の危害防止について関係機関の指導による安全確保
- オ 屋外広告物等の落下防止について関係機関との連携による設置者に対して改善措置の指導

第3 文化財の保護

町は、文化財が貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

- ア 文化財防災意識の普及と啓発
- イ 予防体制の確立
- ウ 消防用設備の整備、保存施設等の充実

第3節 水害予防対策

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------------

町、府及び関係機関は、台風、集中豪雨、地震に伴う河川・水路、ため池の破堤等により発生する洪水等の災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 河川の改修

町内を流れる河川は余野川、初谷川、木代川、切畑川、石田川、中の谷川、北の谷川、寺田川、高山川、大丸川、平井川、牧川であり、町が管理する河川は高山川、大丸川、平井川、牧川である。

各河川管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

[資料 3-1 河川・水路一覧]・[資料 3-5 水防倉庫]

1 水害の防止

- ① 雨水流出量の増大や出水状況の変化に即応できるよう改修計画を再検討する。
- ② 町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能の向上に努める。
- ③ 町が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備については、公共下水道との整合を図りながら推進する。
- ④ 農地内の冠水による被害を防止軽減するため、必要な措置を行うよう努める。

2 水防施設等の点検・整備

各管理者は、氾濫防止と治水機能維持のため、水防施設の点検・整備を行うとともに、定期的に機器を点検・整備し、必要に応じて観測機器を増設する。

3 水防倉庫や資機材の点検・整備

町は、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行い、必要に応じて倉庫の増設等見直す。

4 気象及び河川情報システムの活用

各種情報システム等を導入し、広域的な雨量や河川水位情報の迅速な収集伝達を図る。

第2 水害防止・減災対策の推進

国及び府が行う洪水予報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

1 国及び府の対応

国及び府は、水防法の規定に基づき、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川を指定し、気象庁と共同して洪水予報を行う。また、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとされている。

町に関しては、洪水予報河川及び水位周知河川の対象区間は見られないものの、府の洪水リスク図によって余野川、木代川、初谷川などで浸水想定区域等がみられるため、役場等の所在地に係る余野川等については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

また、府は、町長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

2 中小河川に関する水害リスク情報の把握等

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

3 避難勧告等の発令基準の検討

町は、洪水予報河川等以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。

また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

国〔国土交通省〕及び府は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

4 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、夜間など様々な条件に配慮した定期的な防災訓練を、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水害に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練をハザードマップを活用しつつ実施するよう努める。

(2) 水防協力団体の強化

町は、水防協力団体の研修・訓練、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備及び水防資機材の充実を図る。また、NPO、民間企業、自主防災組織、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第3 下水道整備

町は、雨水の排除がなされるよう、下水道の整備に努める。

1 下水道施設の整備

町は、雨水管渠の整備に努めるとともに、雨水の貯留方式の改善を推進する。

2 水路施設の整備

町は、水路の改修整備事業を促進するとともに、危険箇所 の把握に努める。

第4 農地防災対策

町、府及び関係機関は、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等により湛水被害の防止に努める。
[資料 3-2 要水防ため池一覧]

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 老朽ため池

町の要水防ため池は3箇所あり、各ため池管理者は、雨期前に重点箇所 の点検・清掃及び降雨時の水位動向の監視等に努めるとともに、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、改修補強工事の実施に努める。

また、府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生 の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、町は、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第4節 地盤災害予防対策

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------------

町、府及び関係機関は、土砂災害等を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

第1 土石流対策

町域には、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による土石流危険溪流及び危険区域調

査等により、土石流発生危険性があり、下流域に被害のおそれがあるとされる溪流は、101 溪流ある。その内訳は、保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む。）に被害の生じるおそれがある溪流（土石流危険溪流Ⅰ）が 51 溪流、保全人家1～4戸に被害の生じるおそれがある溪流（土石流危険溪流Ⅱ）が 34 溪流、保全人家はないが住宅等の新規立地が考えられる区域に流入する溪流（土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ）が 16 溪流である（25年度末現在）。 [資料 2-2 土石流危険溪流]

1 土石流対策の推進

土石流などの土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑制するため、国土交通大臣は「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。

府は、砂防指定地において一定の行為を禁止又は制限するとともに、砂防事業を実施する。

砂防指定地	612ha（平成25年4月末現在）
-------	-------------------

2 住民への周知

町は、府と協力して、住民に土石流危険溪流の周知を徹底するとともに、山鳴り等の災害の前兆現象について啓発を図る。

3 パトロールの実施

町は、府と連携して、被害を受けやすい箇所等の実態を調査し、定期的なパトロールの実施に努める。

4 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。

また、大雨等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けたときなど、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難勧告又は避難指示（緊急）等が発令できるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

第2 地すべり対策

町域には、6箇所地すべり危険箇所があり、そのうち地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）の指定はない（平成25年4月末現在）。 [資料 2-3 地すべり危険箇所]

1 地すべり対策の推進

対策事業の一層の充実が図られるよう、府において対策事業が推進される。

地すべり危険箇所において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限が徹底されるよう、府において対策が講じられる。

2 住民への周知

町は府と協力して、住民に地すべり危険箇所の周知を徹底するとともに、地面にひび割れが生じる等の災害の前兆現象について啓発を図る。

3 パトロールの実施

町は、府及び関係機関と連携して地すべり状況を把握し、定期的なパトロールの実施に努める。

4 警戒避難体制の整備

町は、府及び関係機関と協力して災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- ① 町は、府及び関係機関と連携して常に地すべり危険箇所の監視を実施するとともに、必要に応じて地すべり伸縮計及び警報サイレンの設置について検討する。

- ② 地すべり危険箇所において異常現象等が生じた場合、迅速かつ的確な応急対策工事、警戒体制が取れるよう、府、府警察（豊能警察署）、町、能勢電鉄、阪急バス等の関係機関相互間の連絡体制を強化するとともに、情報交換に努める。
- ③ 町は、住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- ④ 大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けたときなど、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難勧告又は避難指示（緊急）等が発令できるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

第3 急傾斜地崩壊対策

町域には、96箇所の急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち6箇所（平成29年12月1日現在）が急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）に指定されている。急傾斜地崩壊危険箇所の内訳は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5m以上、傾斜度が30度以上で、被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、発電所等のある場合を含む。）ある箇所（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ）が17箇所、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）が78箇所、被害想定区域内に人家がない箇所で、延長が100mを超える斜面（急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ）が1箇所である。

[資料2-4 急傾斜地崩壊危険箇所]

1 急傾斜地崩壊防止対策の推進

急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、府において、対策事業が推進される。

急傾斜地崩壊危険区域における、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限が徹底されるよう、府において対策が講じられる。

2 住民への周知

町は、府と協力して、住民に急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域の周知を徹底するとともに、がけに亀裂が生じる等の災害の前兆現象についての啓発を図る。

3 パトロールの実施

町は、府と連携して被害を受けやすい箇所等の実態を調査し、定期的なパトロールの実施に努める。

4 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- ① 指定区域内における警戒避難計画を定め、被害の軽減に努める。
- ② 住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- ③ 大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けたときなど、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難勧告又は避難指示（緊急）等が発令できるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

5 災害危険区域

[資料2-5 災害危険区域]

(1) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第3条第1項の規定による災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域外で急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所）は府が指定するが、町での該当箇所は4箇所（平成28年12月6日現在）である。

(2) 行為の制限

災害危険区域において、町は、建築基準法第39条第2項の規定に基づく大阪府建築基準

法施行条例第4条第2項の規定に基づき、住居の用に供する建築物について建築規制を行う。

第4 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害防止法（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」）に基づき、府が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知に努めるとともに、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

町域には、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）304箇所（うち、特別警戒区域 301箇所）、土砂災害警戒区域（土石流）105箇所（うち、特別警戒区域 76箇所）が指定されている（平成28年9月21日末現在）。
[資料 2-1 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域]

1 指定区域内での規制等

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為を制限するとともに、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行う。

また、土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し移転等の勧告を行う。

2 警戒避難体制等

町は、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知するため、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項を記載したハザードマップを配布するとともに、地域においてワークショップなどを開催し、作成した地域版ハザードマップを活用することにより警戒避難体制等の周知を図る。

また、警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める（土砂災害防止法第8条）。

3 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

国及び府は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。（土砂災害防止法第28条、29条、31条）

4 要配慮者利用施設における避難確保

町は、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について町地域防災計画に定める。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、町及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

[資料 7-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧]

第5 山地災害対策

町域には、山地災害危険地区（山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりにより災害が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地域）が53箇所ある。

[資料 2-6 山腹崩壊危険地区]・[資料 2-7 崩壊土砂流失危険地区]

1 山地災害対策の推進

府は、治山事業を推進するとともに、保安林において一定の行為の制限の徹底に努める。

2 住民への周知

町は、府と連携して、山地災害危険地区の周知に努める。

【山地災害危険地区】

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

山腹崩壊危険地区	33箇所
地すべり危険地区	0箇所
崩壊土砂流出危険地区	20箇所

第6 宅地防災対策

町域には、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条）が合計 3,120ha（平成 25 年 4 月末現在）指定されている。
[資料 3-9 宅地造成工事規制区域]

1 造成行為の指導

町は、府と協力して、宅地造成や開発行為が許可申請時の計画内容であることを十分審査し、安全な宅地となるよう事業者に対して指導に努める。

2 宅地防災パトロールの実施

町は、府と連携して、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所に接する宅地をパトロールし、応急措置を講じるなど災害発生を未然に防止するよう努める。

3 危険宅地の解消

町は、府と協力して、土砂流出、擁壁崩壊等の危険宅地所有者等に改善勧告を実施するなど、危険宅地の解消に努める。

4 大規模盛土造成地の把握

府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップの作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

また、町は府と連携して、滑動崩落のおそれ大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

第7 液状化対策

町、府及び関係機関は、公共建築物の新築、建替時に個別の液状化対策の対応を行うものとする。

また、上水道、下水道等の地中配管設備については、適切な管種の選定、建物等との取付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用等の必要な対策を講じるものとする。

第8 土砂災害情報の活用

町は、土砂災害から人命を守るため、「おおさか防災ネット」の「土砂災害の防災情報」から提供される情報を活用し、現況雨量及び予測雨量と、土砂災害の発生危険度を入手し、避難勧告等の判断に用いる。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

担当部・機関 建設環境対策部、府、豊能消防署、関係機関

町、府及び関係機関は、危険物施設及び高圧ガス施設等の管理者に対し、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設及び高圧ガス施設等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

第1 危険物災害予防対策

1 規制

危険物施設について立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導するとともに、危険物施設内で危険物を取り扱う場合は、原則として危険物取扱者の資格を持った者が行い、危険物取扱者以外の者が取り扱う場合には、危険物取扱者の資格を持った者の立会いを徹底させる。

また、関係機関と連携して、危険物積載車両の一斉取締りを実施する。

2 指導

危険物施設の維持管理、定期点検等を適正な実施と、危険物災害予防規程の策定を指導する。

3 自主保安体制の確立

危険物施設事業所等に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立や、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

第2 高圧ガス災害予防対策

高圧ガス及び液化石油ガス施設の管理者に対し、高圧ガス保安法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、高圧ガス施設等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

高圧ガスなど施設について立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導するとともに、関係機関と連携して、高圧ガス積載車両の一斉取締りを実施する。

2 指導

災害予防規程の策定及び高圧ガス等関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導するとともに、販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の機会をとらえ指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

関係機関の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう協力する。

4 啓発

府及び関係機関が実施する各種研修会、講習会に協力するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、広報等を実施し関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

関係機関と相互に連携して、盗難防止対策を含め、火薬類取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2 指導

火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施と、危害予防規程の策定を指導する。

3 自主保安体制の確立

関係機関が実施する保安講習会等に協力し、自主保安活動がより一層充実するように協力する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習への協力、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物・劇物災害予防対策

町は、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する関係法令による規制、立入検査や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及などの活動等に協力する。

第5 消防活動阻害物質等災害予防

- ① 圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、無水硫酸、生石灰、毒物、劇物及びその他消防活動に支障を生ずるおそれのある物質等について、消防法や関係法令により、取り扱い施設を把握する。
- ② 取り扱い施設に対し、適宜立入検査を行い、実態把握と適切な取り扱い及び保安管理を指導する。
- ③ これら物質の性質又は取扱数量等により、災害発生時の消防活動に支障を及ぼすおそれのあるものについては、有事に対処するため警防計画等を整備する。
- ④ 学校、研究所等の実験、検査用毒物、劇物については、落下等の恐れのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。
- ⑤ 営業者等に対して、毒物、劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあると認めるときには、池田保健所、豊能警察署又は消防本部への届出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

第6 管理化学物質災害予防対策

町は、管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた管理化学物質を取扱う事業者に対し、同条例に基づく規制を行うとともに、関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害の防止対策について意識の高揚を図る。

1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- ① 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。

- ② 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ③ 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を府へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、「地震防災対策特別措置法」(平成7年法律第111号)に基づき地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、府と連携協力して事業の推進を図るものとする。

第1 対象地区

町全域

第2 計画期間

平成28年度～平成32年度(5次)

第3 計画対象事業

地震防災緊急五箇年計画の町域に関する事業は次の通りである。
 地震防災対策特別措置法 第三条 五 緊急輸送を確保するために必要な道路

第4 実施計画

町域における第5次地震防災緊急事業五箇年計画の対策事業は、次のとおりである。

【第5次地震防災緊急事業五箇年計画対策事業】

事業名	事業主体	事業の概要	整備予定年度
新光風台通路38号線	豊能町	新光風台通路38号線	平成28度 ～32度

第2章 災害に備えた防災体制の確立

第1節 防災組織及び活動組織の整備

担当部・機関 各対策部、箕面市消防本部、関係機関

町及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 日常における防災対策の推進

町防災会議は、豊能町防災会議条例の定めるところにより、町地域防災計画の作成及びその実施の推進等を行う。また、町と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制を構築し適切な対応を図るとともに、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用による役割分担の明確化など、調整に努める。

第2 活動組織の整備・充実

町は、災害の規模その他の状況に照らし、防災対策が迅速かつ的確に実施できるよう活動組織の整備・充実を図る。

1 町災害対策本部（本部長：町長）

（1）設置基準

- ① 町域に震度5弱以上の地震が発生したとき、又は近隣市町（能勢町、池田市、箕面市、茨木市、川西市、亀岡市）に震度5強以上の地震が発生したとき（自動設置）
- ② 災害救助法が適用される程度の災害が発生したとき
- ③ 大規模な災害の発生が予測され、その対策が必要と認められるとき
- ④ その他町長が必要と認めたとき

（2）組織体制

次に定めるとおり。

組織	構成	
災害対策本部	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	議会事務局長、総務部長、生活福祉部長、建設環境部長、教育次長、豊能消防署長
災害対策本部 対策部	議会情報部	議会事務局
	総務対策部	総務課、秘書政策課、行財政課、出納室、税務課
	生活福祉対策部	住民人権課、吉川支所、福祉課、保険課、健康増進課
	建設環境対策部	建設課、都市計画課、農林商工課、環境課
	消防対策部	総務課（消防団担当）、消防団
	教育対策部	教育総務課、教育支援課、子ども育成課、生涯学習課
箕面市消防本部	消防総務室、豊能消防署	

（3）設置場所

本部は、本庁2階大会議室に設置する。ただし、災害の規模その他の状況により応急対

策の推進を図るため必要がある場合は、本部長の判断により吉川支所に設置する。

(4) 事務分掌

事務分掌を定め、その内容の習熟に努める。(第3編風水害応急対策第1章—第2節—第1災害対策本部の設置及び資料4-2 災害対策本部各部の事務分掌 参照)

また、大規模災害時に実施すべき非常時優先業務を定めている豊能町業務継続計画の習熟に努める。

(5) 動員基準

第3編風水害応急対策第1章—第2節—第4—1 動員基準と同じ。

(6) 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在のときには、副町長、教育長の順位で代行する。

2 現地災害対策本部(現地本部長及び本部員：災害対策本部長が指名する者)

災害対策本部長は、次の基準により、災害地付近に現地災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ① 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるとき
- ② 災害対策本部が設置され、西部地区に中・大規模な災害が発生したとき
- ③ その他災害対策本部長が必要と認めたとき

(2) 事務分掌

災害対策本部に準じる。(第3編風水害応急対策第1章—第2節—第1災害対策本部の設置及び資料4-2 災害対策本部各部の事務分掌 参照)

3 災害警戒本部(本部長：副町長)

町長は、次の基準により、副町長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ① 町域に震度4の地震が発生したとき、又は近隣市町に震度5弱の地震が発生し町に被害が予想されるとき
- ② 町域に小規模若しくは中規模の災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき
- ③ その他町長が必要と認めたとき

(2) 組織体制

なお、必要に応じ関係部(局・室)長を出席させることができる。

組織	構成	
災害警戒本部	本部長	副町長
	副本部長	総務部長
	本部員	議会事務局長、生活福祉部長、建設環境部長、教育次長、豊能消防署長
災害警戒本部対策部	災害対策本部対策部に準じる。	
箕面市消防本部	消防総務室職員、署員	

(3) 設置場所

本部は、町役場内に設置する。災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、本部長の判断により吉川支所に設置する。

(4) 事務分掌

災害対策本部に準じる。

(5) 動員基準

第3編 風水害応急対策第1章—第2節—第4—1 動員基準と同じ。

4 情報収集体制

町に気象警報が発表されたとき、又は、町域に震度3の地震が発生しかつ近隣市町のいずれかで震度4の地震が発生したとき、必要に応じて情報収集を行うために、情報収集体制をとる。

	構成員
情報収集体制	総務部（3名）
	建設環境部（2名）

5 緊急防災要員による初動体制

町長は、避難所近隣に居住する職員を中心に、町域に震度5弱以上の地震発生時の緊急防災要員を指名し、被害状況把握担当地域と開設担当避難所を指定する。

緊急防災要員は、町域に震度5弱以上の地震が発生したとき、担当地域の被害状況の概括的把握を行い災害対策本部に報告するとともに、施設管理者による避難所開設が困難な場合は、避難所の開設を担当する。避難所開設後は、所属の事務分掌に基づく災害対策活動を実施する。

第3 防災拠点機能等の確保・充実

町は、災害発生時に速やかに災害応急活動体制をとれるよう、防災拠点機能等の確保・充実を図るとともに、災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点の整備を図る。

1 防災拠点施設の整備

災害対策本部となる町役場の非構造部材を含む耐震化、不燃化、自家発電設備等の整備等、防災機能の向上を図るとともに、関係機関と協力し、大規模災害時においても通信システム、上下水道等ライフラインの応急確保ができるシステム構築に努める。また、災害対策本部室の代替施設となる吉川支所の整備に努める。

さらに、箕面市消防本部と連携協力して豊能消防署の防災機能の向上を促進するとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

2 広域応援の受入れ拠点の確保

大規模災害時における広域的な応援等の受入れは、東能勢小学校又は東ときわ台小学校で行い、必要な資機材の整備に努める。

第4 地域防災拠点の整備

町は、災害時に住民や行政などの防災活動の拠点となるよう、地域防災拠点の整備を推進する。

1 地域防災拠点

コミュニティのまとまりの区域となっている小学校区を基本単位として、中心となる小学校（4箇所）、中学校（2箇所）、スポーツセンターシートス、高山コミュニティセンターを地域防災拠点と位置づける。

2 防災機能の充実

災害時の地域防災拠点となる小・中学校と災害対策本部との連絡体制を強化するため、通信設備の充実に努めるとともに、防災用資機材の整備、非常用食糧等の備蓄など、防災機能の充実に努める。

第5 関係機関等との連携体制の整備

1 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、民間の災害応急対策組織等との連携及び協力体制を確立する。

2 広域的な応援体制の確立

近隣での同時被災を考慮し、比較的離れた市町村との広域的な相互応援協定の締結等を検討する。

3 緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備

「緊急消防援助隊等」との連携、受入れ体制の整備を図る。

4 受援体制の整備

応援等の受入れ体制を整備するとともに、活動内容、担任部署等を明確にする。

第6 防災訓練の実施

町は、地域防災計画や避難計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施に努め、防災体制に万全を期す。実施にあたっては、各種災害を想定し、必要に応じて交通規制を行うなど実践的な内容とするとともに、PDCAサイクルを念頭に事後評価を行うものとする。

また、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有効性及び非常時優先業務の実行可能性などが検証できる訓練を実施する。

1 実施する訓練内容

（1）総合防災訓練

町は、関係機関、住民の参加を得て、避難救助、組織動員、消防、通信、ライフライン対応、緊急輸送、炊き出し等の総合防災訓練を実施し、災害時における防災活動の迅速かつ的確な実施を図る。また、被害が広域にわたることを想定し、相互応援協定を締結している豊能地区3市2町（豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市）が合同で防災訓練を毎年実施する。

（2）地域防災訓練

防災意識の高揚を図るため、町は、自治会や自主防災組織とともに、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

（3）その他の防災訓練

- ① 組織動員訓練：情報の伝達、連絡、非常参集について訓練を実施する。
- ② 非常無線通信訓練：平常通信から非常通信への迅速な切換え、有線途絶時における無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。
- ③ 消防訓練：非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。
- ④ 警備訓練：府警察（豊能警察署）、自治会や自主防災組織の参加を得て、犯罪防止を重点とした警備について訓練を実施する。
- ⑤ 避難救助訓練：関係機関、住民の参加を得て、避難の勧告・指示及び誘導、救出・救助、応急医療について訓練を実施する。
- ⑥ 水防訓練：関係機関と協力して、水位雨量観測、水防要員等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。
- ⑦ 実践的な防災訓練の実施：訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

2 事後評価

防災訓練の実施主体は、防災力の向上を図るため、実施した防災訓練について事後評価を行い、今後の訓練の充実と改善に努める。

第7 人材の育成

防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育のより一層の充実に努める。

1 町理事者等の災害対応能力の一層の向上

町は、府・国等との連携により災害対応に関する研修の多様化を図り、災害対応能力の向上に努める。

2 職員の防災教育

(1) 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施
- ② 見学、現地調査等の実施
- ③ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した「町職員防災マニュアル」の改訂・周知

(2) 教育の内容

- ① 地域防災計画と各関係機関の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- ④ 過去の主な災害事例
- ⑤ 防災知識と技術
- ⑥ 防災関係法令の適用
- ⑦ その他必要な事項

第8 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、府等との連携により家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について被災者に説明できるよう知識の向上を図る。

第9 防災用資機材等の確保

町は、災害応急対策及び災害応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

1 人材、装備、資機材の確保

防災用資機材等の整備に努めるとともに、関係団体等との協定の締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。

[資料 9-3 応援協定一覧]

2 防疫用資機材の確保

防疫用薬剤等の確保に努める。

3 資機材の点検

保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検・整備、補充交換を行う。

4 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第10 防災に関する調査研究の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究に努める。

1 被害想定 of 調査研究

災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究に努める。

2 災害復興のまちづくりの研究

まちづくりに関する整備手法や土地利用計画等について、住民の意見を聴取しながら検討が進められる体制づくりに努める。

第11 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同訓練の実施や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第12 自治体被災による行政機能の低下等への対策

町は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 豊能町BCP（業務継続計画）の策定・運用

大規模地震が発生し、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けた場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、豊能町BCP（業務継続計画）の運用に努める。

- ① 地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- ② 生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- ③ 早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室や電力・水・食糧や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- ④ 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。
- ⑤ 被災者支援システムの導入に努める。

2 応援・受援体制の強化

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援計画に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要

な準備を整える。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ① 組織体制の整備
- ② 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ
- ③ 人的応援に係る担当部局との調整
- ④ 災害ボランティアの受け入れ
- ⑤ 人的支援等の提供の調整
- ⑥ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ
- ⑦ 人的・物的資源の管理

第13 事業者、ボランティアとの連携

町は、民間事業者やボランティア経験者が有するノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が実施できるよう、事業者等との連携強化に努める。

1 事業者との連携強化

町は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、町は、輸送拠点として可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

[資料 9-3 応援協定一覧]

2 ボランティアとの連携強化

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、豊能消防署、府、関係機関
--------	----------------------------

町、府及び関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグなどの通信施設等の整備拡充、気象予警報の伝達体制の整備、情報収集伝達体制の確立に努め、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡を円滑に実施する。

第1 収集伝達体制の強化

町及び防災関係機関は、情報収集伝達体制の整備、府や関係機関と連携した伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情

報収集伝達体制の強化を図る。

- ① 勤務時間内の情報の収集及び伝達
- ② 勤務時間外の情報の収集及び伝達
- ③ 緊急防災要員による被害状況の把握
- ④ 災害情報共有化の推進

第2 通信手段の整備

町及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集体制を確保するため、平常時から、通信手段の整備を図るとともに保安管理の徹底を行う。

- ① 通信系の確保
- ② 災害時優先電話などの確保による通信手段の多様化
- ③ 防災行政無線・消防無線等の整備・拡充
 - ア 防災行政無線設備の整備
 - イ デジタル移動無線システムの整備
 - ウ 消防無線の整備充実
 - エ 無線従事者の養成
- ④ 衛星携帯電話等の活用による、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保
- ⑤ Lアラート（災害情報共有システム）及び府防災情報システム等の活用

第3 災害広報体制の整備

町は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

1 広報体制の整備

- ① 災害情報の一元化と災害広報責任者の選任
- ② 災害発生後の時間経過に応じた提供情報の項目整理
- ③ 広報文案の事前準備
 - ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況
 - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - エ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- ④ 要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

2 外国人への対応

日本語の読み書きや地理に不安のある外国人が安心して行動できるような環境をつくるため、防災情報の提供及び大阪府国際交流財団（OFIX）や地域国際化協会など地域社会との連携に努める。

また、外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供できるよう各種ポータルサイトなどに関する情報の把握に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

4 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

第3節 火災予防対策の推進	
担当部・機関	豊能消防署、消防対策部

町及び関係機関は、町域における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防対策

1 一般建築物（学校・病院等の公共的建築物、工場・大型店等公衆が出入りする建築物を含む）

（1）火災予防査察の強化

町域の一般建築物について、消防法第4条に基づく予防査察を強化し、火災発生危険箇所等の点検並びに消防用設備等の維持管理の徹底を図る。

（2）防火管理者制度の推進

一般建築物の所有者、管理者及び占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- ① 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- ② 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- ③ 火気の使用又は取扱いの監督、収容人員の管理など

（3）防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

（4）住民、事業所に対する指導

住民、事業所に対し、消火器や消火設備の使用方法、地震発生時の火気器具の取り扱い、安全装置付器具の普及及び住宅用火災報知器の設置の徹底を図る。

2 高層建築物

建築基準法、消防法等に基づき、高層建築物の所有者等に対し火災の未然防止について指導する。

（1）対象施設

高さが31mを超える建築物

（2）所有者等に対する指導

- ① 消防用設備、防火避難施設、非常用通信設備等の点検・整備
- ② 教育訓練の実施
- ③ 構造の改善
- ④ 防災計画（高層建築物の防災措置に関する要綱）の作成

第2 林野火災予防対策

町及び林野の管理者は、林野周辺住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 消防組織の連携強化

消防組織法第39条の規定により、隣接市町相互間の連携の強化を図る。

2 出火防止

出火防止にあたっては、次の点に留意する。

- ① 巡視監視
- ② 下草等可燃物の整理等の指導
- ③ 住民、事業所に対する啓発
- ④ 森林法に基づく火入れの許可（町長による許可）
- ⑤ 火入れ等の指導（林野に近接した防火対象物に対する指導）

3 延焼防止

延焼防止にあたっては、次の点に留意する。

- ① 水利の確保及び小型動力ポンプ等の消火機材の整備
- ② 可燃物の除去
- ③ 防火線、防火樹帯等の構築

4 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

林野火災用車両、可搬式ポンプ・送水装置、背負式散水装置、チェンソー等作業用機器

(2) 消火薬剤等の備蓄

消火薬剤（エフアール・S）、消火用増粘剤（サンローズEX-1）

第4節 消火・救助・救急体制の整備

担当部・機関	豊能消防署、消防対策部
--------	-------------

町及び関係機関は、被害を最小・限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

また、府及び国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

なお、府及び町は、防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 消防計画の策定

地域の実態に即して具体的かつ効率的な消防計画を策定するものとする。特に、地震時の消防活動は、避難計画、緊急輸送計画と関連が深いことから総合的な見地で策定する。

第2 消防力の充実

大規模火災などの災害発生に備えて、消防力の充実に努める。

1 消防施設の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき、消防車両などの消防施設情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。

(1) 消防機動力の増強

通信設備、消防車両等の資機材を整備し、情報収集伝達能力の強化に努める。

(2) 豊能消防署、消防団、ポンプ自動車等の整備

消防に関する都市等級調査の実施により、市街地内の潜在的な出火延焼危険の実体を把握し、豊能消防署、消防団、ポンプ自動車の合理的な配置、増強を推進する。

2 消防水利の整備

『消防水利の基準』（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）及び府計画に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」に基づき、災害時の消火用水として消火栓や耐震性防火水槽等を設置・拡充するとともに、プールや河川等の利用を含め、地区の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

また、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び小型動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

(2) 消防施設・装備の強化

消防分団詰所等の耐震整備に努め、災害発生時の活動拠点として活用する。また、消防ポンプ車・小型動力ポンプ・車載無線機等の資機材の充実強化を図る。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する教育訓練を実施するとともに、消防団が行う一般教養訓練の計画策定及び指導を行う。

(4) 発災時の消防団員の安全確保対策

消防団の防災活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや撤退ルールの確立等、発災時の消防団の行動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

(5) 自主防災組織との連携強化

消防団と地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

第3 救急救助体制の充実

救急隊員の救急に関する知識の高度化及び技能の向上を図るため教育訓練を実施するとともに、救命・救急機能を強化した高規格救急車等の資機材の充実強化を図る。

第4 応援体制の充実

消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受け入れ体制の整備に努める。

第5 消防の広域化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化を推進する。

第6 連携体制の整備

府、府警察（豊能警察署）及び自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消

火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第5節 応急医療体制の整備

担当部・機関 生活福祉対策部、府、関係機関

町及び府は、災害時に迅速かつ的確な医療救護活動が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制や医療救護班の整備を図るとともに、災害医療の拠点や医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、医療等を提供し被災者の保護を図る活動である。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

- ① 応急救護所での現場救急活動：災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）等で、主に搬送前の応急処置、トリアージ（負傷者選別）等を行う。
- ② 医療救護所での臨時診療活動：災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）等で、主に軽症患者や慢性疾患患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 実施方法等

- ① 一般社団法人池田市医師会の協力を得て「救護所」を設置する。
- ② 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。
- ③ 医療派遣チーム等と効果的な役割分担、連携を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。（豊能町内の医療機関に限らず、災害医療協力病院（豊能二次医療圏）、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院、特定診療災害医療センター等で実施する。）

- ① 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- ② 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- ③ 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほどドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療を行う。
- ④ 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度に合った適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

町は、府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システムの整備

府と協力し、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、町及び医療関係機関において広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、町及び府、医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 連絡体制の整備

町は、府及び医療関係機関と協議し、災害時の連絡・調整窓口、情報内容、情報収集・提供方法、役割分担等を定める。

また、町及び府は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

3 その他

町は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

町は、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって住民が医療の途を失った場合に、適切な医療が実施できるよう、町域の医療関係機関の協力を得て、現地医療体制を平常時から整備する。

1 一般社団法人池田市医師会・池田市歯科医師会等との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、一般社団法人池田市医師会、池田市歯科医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

また、府及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受け入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

2 医療救護班の整備

一般社団法人池田市医師会、池田市歯科医師会等の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準、派遣方法等についての計画を作成し推進する（第3編風水害応急対策 第2章—第6節応急医療対策及び第5編地震応急対策 第1章—第7節応急医療対策 参照）。なお、医療救護班の参集場所は国保診療所、保健福祉センターとする。

3 救護所の設置

指定避難所など救護所設置予定場所を調査・検討し、災害発生直後から中長期間にわたって主に軽症患者や慢性疾患患者に対する医療や被災住民等の健康管理に努める。また、災害時において、必要な医療救護班を町で編成できないときは、府に派遣を要請する。

4 医療救護班の種類と構成

(1) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(3) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

第4 後方医療体制の充実

1 町の後方医療体制の充実

町域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図り、多数の傷病者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

[資料 7-1 災害医療機関一覧]

(1) 町災害医療センターの整備

災害発生時に、医療救護活動の拠点となる町災害医療センターとして国保診療所を選定し、施設の耐震化、医薬品及び医療用資器材の備蓄等を推進する。

(2) 協力病院の拡充

多数の傷病者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を推進する。

[資料 7-2 町内医療機関一覧]

(3) 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

2 広域的な後方医療体制の充実

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備するとともに、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れ、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するための広域搬送拠点臨時医療施設を整備することとしており各施設との連携強化に努める。

第5 医療品等の確保体制の整備

町は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資器材、医薬品等の確保体制を整備する。

1 医療用資器材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資器材等については備蓄を推進する。

また、一般社団法人池田市医師会や関連業者との協力によって医療用資器材の調達体制の整備を図る。

2 医薬品等の確保供給体制の整備

平常時から府薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

また、備蓄のあり方についての検討を進める。

第6 患者等搬送体制の確立

町は、府と連携して、災害発生時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した輸送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者の搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 要配慮者の把握及び個別疾病対策の推進

災害発生時の要配慮者として、町は在宅高度医療児者・障害者、独居高齢者（昼間独居含む）等を把握し、災害発生時の対応の方法を確立する。

また、府と連携し、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、一般社団法人池田市医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

第9 医療関係者に対する訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。
町、府及び災害医療関係機関は、共同して災害医療訓練を実施する。

第6節 緊急輸送体制の整備

担当部・機関 総務対策部、建設環境対策部、府、豊能警察署、関係機関

町は、府及び防災関係機関と連携して、災害発生時の救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、ヘリポート等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 輸送手段の整備

陸上輸送、航空輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて関係機関、民間団体等との協力体制の推進に努める。

第2 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路の選定や効率的な陸上輸送等の事前対応に努める。

1 緊急交通路の選定

(1) 広域緊急交通路（府選定）

府が選定している町内の広域緊急交通路は、次のとおりである。

道路区分	路線名称	区間
自動車専用道路	新名神高速道路	全線
一般国道	国道423号	京都府境（豊能町）～木部（R173池田市）

(2) 地域緊急交通路（町選定）

町は、関係機関と協議のうえ、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、町内の備蓄倉庫、緊急医療機関（町災害医療センター）、指定避難所等を連絡する道路を地域緊急交通路として選定する。
[資料 7-6 緊急交通路指定図]

2 緊急交通路の周知

災害時の避難にあたっては車両を使用しない旨を広報し、府が指定する広域緊急交通路及び町が指定する地域緊急交通路について、住民や事業所等へ周知徹底を図る。

3 緊急通行車両の事前届出

町及び関係機関は、災害対策の実施に際し緊急通行車両として使用する計画のある車両について、豊能警察署を経由して府公安委員会に事前届出を行い、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受ける。

(1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車を除く。

- ① 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- ② 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- ③ 使用の本拠の位置が府内にある車両

(2) 届出済証の返還

次の場合、速やかに豊能警察署長を経由して届出済証を返還する。

- ① 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- ② 当該車両が廃車となったとき。
- ③ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

4 道路障害物除去体制の整備

- ① 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去体制の整備を推進する。
- ② 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- ③ 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。
- ④ 緊急車両の通行を確保する場合、道路管理者は区間を指定して放置車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者の不在時等は道路管理者自ら車両を移動する。

5 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

6 通行規制体制の確保

災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

7 輸送手段の確保

緊急時において確保できる車両の配備や運用をあらかじめ定めるとともに、民間輸送会社等との連携に努め、民間事業者から調達する必要があるものについては、緊急通行車両等事前届出を行う。

第3 航空輸送体制の整備

町は、災害時の救助・救援活動や緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの選定整備する。また、災害時に他府

県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備する。

[資料 7-4 災害時用ヘリポート一覧]

第7節 避難体制の確立

担当部・機関	各対策部、府、関係機関
--------	-------------

災害発生後（風水害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、被災者を速やかに避難場所等へ避難誘導することは人命の確保につながるものである。町は、災害から住民等を安全に避難させるため、避難場所、避難所、避難路を選定し、住民に周知し、円滑な運用に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。また、自治会館等地域が利用する施設については、自主防災組織の活動拠点と位置付ける。

第1 避難場所、避難路の選定

町は、災害発生時の避難場所及び避難路を選定し、日頃から住民への周知に努める。なお、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定されている洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

[資料 5-1 避難所等一覧]

1 避難場所の選定

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として指定緊急避難場所を選定する。なお、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所
東能勢中学校体育館、高山コミュニティーセンター、吉川小学校体育館、 吉川中学校体育館、光風台小学校体育館

(2) 広域避難地・一時避難地

火災発生時や地震活動等の二次災害に備えて住民が一時的に自主避難できる広場等を広域避難地・一時避難地として選定する。広域避難地については、火災の輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所で、想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できるものとする。（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること。）

広域避難地	希望ヶ丘スポーツ広場
一時避難地	旧野間口青少年グラウンド、光風台2丁目公園、ふれあい広場

(3) 予備施設の選定

上記によらない事態（帰宅困難者の発生、不測時の対応等）に対応するために予備施設を選定する。自然事象においても、円滑に対応するためにこの予備施設を弾力的に活用するものとする。

2 避難路

広域避難地又は一次避難地に通じる道路や緑道を避難路として選定する。

3 その他の避難場所、避難路の選定

浸水、土石流及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情や災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を選定する。

- ① 避難場所は、避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地を選定する。
- ② 避難路は、避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道を選定する。

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、避難場所及び避難路を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とするように努める。

1 指定緊急避難場所の整備

- ① 周辺の緑化の促進
- ② 複数の進入口の整備
- ③ バリアフリー化の推進
- ④ 避難場所標識等による住民への周知

2 避難路の整備

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ② 落下・倒壊物対策の推進
- ③ 誘導標識、誘導灯の設置
- ④ 段差解消、誘導ブロックの設置

第3 指定避難所の選定、整備

町は、災害発生時等の指定避難所を選定し、日頃から住民への周知に努めるとともに、整備に努める。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

選定、整備に際しては、避難者数と指定避難所又は応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

1 指定避難所の選定

災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として指定避難所を選定する。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所となる施設の利用方法などについては、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民などの関係者と調整を図る。

なお、府による被害想定により、避難生活者数が最も多く想定される南海トラフ地震の際の避難所の必要面積は675㎡（避難所生活者数409人、避難所必要面積1.65㎡/人）である。

指定避難所
東能勢中学校体育館、高山コミュニティーセンター、吉川小学校体育館、 吉川中学校体育館、光風台小学校体育館

2 自主防災組織等の主導による避難施設の確保

自主防災組織、自治会の活動拠点である自治会館等を地域の避難所として選定するにあたっては、自治会又は町内会単位で町と協議を行うものとする。

自主防災組織の活動拠点
余野自治会館、木代自治会館、川尻集会所、希望ヶ丘集会所、切畑自治会館、 ふれあい文化センター、牧公民館、寺田公民館、吉川自治会館、東ときわ台自治会館、 高山公民館、光風台自治会館、ときわ台自治会集会所、新光風台自治会館

また、地震等の大規模災害に備え、民間施設の管理者との協議や災害時応援協定の締結を行うなど、町の施設以外の避難施設の確保に努めるとともに自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行う。

3 指定避難所の施設・設備の整備

- ① 耐震化・不燃化の促進
- ② 良好な生活環境を確保するための換気や照明などの必要設備・機器等の整備、管理体制の構築
- ③ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器等の整備
- ④ 学校のプールを活用した生活用水の確保
- ⑤ 福祉的整備の推進

以下を踏まえながら、障害者等が落ち着ける環境創出に関する工夫や、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障害者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

ア 大阪府福祉のまちづくり条例に基づいた整備改善

イ 福祉仕様の設備の設置

ウ 避難生活に支障のないバリアフリー化

エ その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づく整備改善

4 指定避難所の管理・運営体制の整備

- ① 管理者不在時の開設体制
- ② 管理のための責任者の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制
- ⑤ 住民の主体的な避難所運営に配慮した管理運営マニュアルの作成・訓練の実施

第4 指定福祉避難所の選定、整備

1 指定福祉避難所の選定

避難所での生活が困難な要配慮者のため、町は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した施設を指定福祉避難所として選定するとともに、指定福祉避難所の役割も含め、日頃から住民への周知徹底を図る。

[資料5-1 避難所等一覧]

指定福祉避難所
老人福祉センター永寿荘、老人福祉センター豊寿荘

2 指定福祉避難所の整備

要配慮者の相談等が実施できる窓口の設置や要員の確保等の体制整備の充実を図るとともに、避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から町社会福祉協議会等との連携に努める。

なお、指定福祉避難所は次の内容を充足するものとする。

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模である
- ② 速やかに被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能である
- ③ 想定される災害の影響が比較的少ない場所にある
- ④ 車両などによる輸送が比較的容易である
- ⑤ 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている
- ⑥ 災害時に要配慮者が相談し、支援を受ける体制が整備されている
- ⑦ 災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている

3 要配慮者の緊急受入れ体制の整備

住宅等の被災により在宅での生活の継続が困難な要援護者や指定避難所での避難生活が困難な要援護者について、社会福祉施設に可能な範囲で緊急受入れの協力を求めることができるよう、体制の整備を図る。

第5 弾力運用避難所の選定・整備

1 弾力運用避難所の選定

町は、指定避難所のほか、小規模な災害の発生やそのおそれがある場合など、災害の種類、規模等に応じ住民等を一時的に避難させるための施設として弾力運用避難所を選定するとともに、弾力運用避難所を開設する災害の種類等について、日頃から住民への周知を図る。

[資料5-1 避難所等一覧]

弾力運用避難所
中央公民館、高山コミュニティセンター、西公民館、 スポーツセンターシートス

2 弾力運用避難所の施設・設備の整備

第3指定避難所の選定、整備 3に同じ（④を除く）

第6 避難誘導體制の整備

町は、災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるため、要配慮者・避難行動要支援者への配

慮も含めた避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練や防災マップにより住民への周知を図る。その際、台風による土砂災害と河川や水路等の氾濫、地震などによる家屋倒壊と土砂災害などの同時発生や複合的な災害が発生することを考慮するよう周知に努める。

1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成・訓練の実施

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、府及び気象台等の協力を得つつ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

2 案内標識等の設置

避難地、避難路、避難所に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から住民への周知を図る。

避難場所・避難路の指定にあたり、町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

併せて、府と町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

3 避難行動要支援者等の避難誘導體制の整備

国及び府が示す指針等に基づき、町が作成するマニュアルに則して、平常時から民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者は、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら避難行動要支援者の所在等の把握に努める。

また、避難行動要支援者等の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等と連携した体制づくりに努める。

4 学校、医院等における避難誘導體制の整備

学校、医院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等との連絡・連携体制を構築する。

5 不特定多数が利用する施設における避難誘導體制の整備

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

6 社会福祉施設の取組み

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を町や府に報告する体制を確立するよう努める。

7 広域避難体制の整備

町は、円滑な広域避難が可能となるよう他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

8 関西圏における広域避難の受け入れ

原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受け入れを行うこととなっている。

府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受け入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備し、町はこれに協力し、必要に応じて受入体制を整備する。

第7 避難行動要支援者等支援体制の整備

町及び関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

1 避難行動要支援者に対する支援体制の整備

平成 23 年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し、必要な個人情報を利用できること
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等計画者に情報提供すること
- ③ 現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えい防止のため必要な措置を講ずること

などが定められた。

町は、上記の法改正を受けて、国が全面的に改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月策定）」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成 27 年 2 月改訂）」を活用して、全体計画を策定するとともに、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための体制整備に努める。また、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の策定を進める。その際、避難行動要支援者と具体的な打合せに努める。

(1) 避難支援等関係者となる者

消防機関、府警察、民生委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、自主防災組織及びその他の避難支援等の実施に携わる関係者とする。

(2) 避難行動要支援者となる者

生活基盤が自宅にある方のうち、次のいずれかに該当する者とする。

該当する要件

- ① 要介護認定 3～5 を受けている者
- ② 身体障害者手帳の総合等級で 1 級又は 2 級を所持する者
- ③ 療育手帳 A を所持する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、町の給付を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で町長が支援の必要を認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

① 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。①氏名②生年月日③性別④住所又は居所⑤電話番号その他の連

絡先⑥避難支援等を必要とする事由⑦避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

② 名簿の更新・管理

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、避難行動要支援者名簿を常に更新するよう期間や仕組みの構築に努めるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

③ 名簿の提供

平常時から災害の発生に備え、同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を消防機関、府警察（豊能警察署）、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織及びその他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、提供できるものとする。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認められる場合は、同意を得ていない避難行動要支援者の名簿情報についても、避難支援等の実施に必要な限度で提供できるものとする。

④ 名簿の提供に関して講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、次の措置を講ずるものとし、避難支援等関係者が適切な情報管理を図る。

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿情報の取り扱い状況を報告させる。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

（４）避難行動要支援者が避難するための情報伝達

自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行えるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」をもとに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を適切に行う。

また、自然災害発生時は、避難勧告等が確実に伝達されるよう、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、携帯端末等を活用した緊急速報メールやとよのたんぽぽメール、府防災情報システムとの連携によるテレビ、ラジオからの放送など、多様な情報伝達手段により行う。

（５）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて平常時から行う。

避難支援は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援が行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

（６）福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、

介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等から必要な人員の確保に努め、関係者と密接な連携を図る。

(7) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を高めるため、自治会や自主防災組織、民生委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

2 外国人に対する支援体制の整備

町は、町内に生活基盤がある外国人に対し、防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語の活用・表記など、外国人に配慮した支援に努める。

3 その他要配慮者に対する配慮

町は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において配慮に努める。

第8 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

1 建設候補地の事前選定

あらかじめ、町域の都市計画公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地を選定する。応急仮設住宅の候補地の一戸あたりの面積は、50㎡以上とする。

なお、町の被害想定から、全壊に焼失を加えた世帯数に災害救助法の設置戸数（3割）を勘案し算出された応急仮設住宅建設予定地の必要面積は0.1haである。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

[資料5-2 応急仮設住宅建設候補地]

応急仮設住宅建設候補地
東ときわ台6丁目公園、新光風台4丁目2号公園、希望ヶ丘2丁目1号公園

2 要配慮者に配慮した住宅の確保

要配慮者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう、府と連絡調整を行う。

第8節 二次災害防止体制の整備

担当部・機関	総務対策部、建設環境部、府、関係機関
--------	--------------------

町及び府は、建築・砂防関係団体と協力し、二次災害発生を防止するため、地震により被災した建築物、地盤等の不安定な地域の危険度を判定する体制を整備する。

第1 被災建築物応急危険度判定体制、被災宅地危険度判定体制の整備

町は、府と協力し、地震によって被災した建築物、住宅等の危険度判定体制の整備に努める。

1 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録

町は、建築関係団体と協力し、府が実施する被災建築物応急危険度判定講習会、被災宅地危険度判定講習会による応急危険度判定士の養成、登録を推進する。

2 実施体制の整備

町は、判定主体として、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、府から派遣された被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

3 制度の普及啓発

町は、府及び建築関係団体と協力して、被災建築物応急危険度判定制度、被災宅地危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第2 斜面判定制度の活用

町は、土砂災害から住民を守るために、府と大阪府砂防ボランティア協会が協力して行う斜面判定制度の活用を推進する。

1 実施体制の整備

府及び砂防関係団体との連携によって、斜面判定制度の整備を図る。

2 斜面判定制度の普及啓発

府及び大阪府砂防ボランティア協会と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第9節 緊急物資の確保供給体制の整備

担当部・機関	総務対策部、府、関係機関
--------	--------------

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

第1 飲料水・生活水の確保

町及び大阪広域水道企業団は、震災時の給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水体制の整備を図る。また、府と相互に協力して被災者に対し、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるような体制の整備に努める。

1 給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実

- ① 災害時の給水拠点として、町内の受水場、配水池の整備を図る。
- ② 学校等への耐震性プール建設及び浄水器の配備を推進し、緊急時においてプールに確保した水を飲料水として活用できるよう整備を図る。
- ③ 応急給水マニュアルの整備を図る。

2 応急給水体制の整備

- ① 給水拠点及び給水車による応急給水体制の整備を図る。
- ② 被災の状況に応じて町内各所の消火栓等を活用した応急給水体制の整備を図る。
- ③ 府との相互協力のもと、大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。

第2 食料・生活必需品の確保

府及び町は、大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（平成27年12月大阪府域救援物資対策協議会）が示す必要品目の備蓄に努めるとともに、その他の物資の確保体制を整備する。

[資料 6-1 重要物資の備蓄] [資料 6-2 その他の物資の確保]

1 民間業者等との協定締結の推進

災害時における食料、生活必需品を確保するとともに、災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を推進し、物資の確保体制を整備する。

[資料 9-3 応援協定一覧]

2 備蓄・供給体制の整備

災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用できるよう、町備蓄倉庫において、常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数や賞味期限のあるものは随時入れ替えを行うなど、備蓄品の管理に努める。また、備蓄品の供給体制を整備する。

第3 家庭備蓄の推進

最低限の水（1日1人あたり3リットル）と食料、衣類等は、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、必要な当座の物資（概ね1週間しのぐことができる量）を各人で確保しておくよう周知する。

第10節 ライフライン確保体制の整備

担当部・機関	建設環境対策部、関係機関
--------	--------------

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

第1 上水道（町・府・大阪広域水道企業団）

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう、平常時から防災体制の整備に努める。

1 応急復旧体制の強化（大阪広域水道企業団）

- ① アクアネット大阪（大阪府市町村水道情報交換システム）を整備し、施設の被害状況等を迅速に把握して、復旧活動等及びその支援を的確に行う。
- ② 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- ③ 関係機関との協力体制を整備する。
- ④ あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努め、被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施する。
- ⑤ 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備点検（大阪広域水道企業団）

- ① 必要な災害備蓄用材料の確保を推進するとともに調達体制の整備に努め、被災した上水道施設を迅速に応急復旧する。
- ② 給水車等の保有資機材の点検に努める。

3 防災訓練の実施（大阪広域水道企業団）

計画的に防災訓練を実施し、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図る。

4 協力体制の整備（大阪広域水道企業団）

- ① 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- ② 北大阪上水道協議会等と協力して大阪広域水道震災対策中央本部組織を整備し、迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施する。また、平常時から近隣市町との連携体制の強化に努める。

③ 府県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

5 井戸水による生活用水の確保（町・府）

災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

第2 下水道（町）

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

1 応急復旧体制の強化

- ① 下水道BCP等を整備するとともに、施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- ② その他、上水道に準ずる。

2 災害対策用資機材の整備点検

- ① 応急復旧用資機材等の備蓄、調達体制の整備に努め、被災した下水道施設を迅速に応急復旧する。
- ② 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

3 防災訓練の実施

上水道に準ずる。

4 協力体制の整備

- ① 府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。
- ② その他、上水道に準ずる。

第3 電力（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- ① 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めるとともに、対策要員の動員体制を整備する。
- ② 重要施設への電力供給を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- ③ 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備点検

- ① 災害復旧用資機材の確保体制、災害対策用設備を整備するとともに、災害対策用車両の配備増強を推進する。
- ② 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- ③ 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

4 協力体制の整備

- ① 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、電力会社相互の応援体制を整備する。
- ② 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部）

災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- ① 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- ② 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- ③ 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- ④ 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- ⑤ 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- ⑥ ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- ⑦ 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備点検

- ① 災害復旧用資機材及び代替燃料の確保体制を整備するとともに、緊急時通信機器及び消火・防火設備の整備充実に努める。
- ② 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- ③ 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社）

災害により電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の

設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- ① 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- ② 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- ③ 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- ④ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- ⑤ 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- ① 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- ② 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力体制の整備

- ① 商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- ② グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第6 住民への広報（各事業者）

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民の意識向上を図る。

- ① 町及び大阪広域水道企業団は、平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止についての広報に努める。
- ② 町は、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。
- ③ 関西電力株式会社及び大阪ガス株式会社は、災害時における感電、漏電、ガスの漏えい、爆発、出火等の注意事項等について広報し、二次災害を防止する。
- ④ 西日本電信電話株式会社は、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話時にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報し、災害時の通信輻輳の緩和に努める。

第11節 交通確保体制の整備

担当部・機関	建設環境対策部、総務対策部、府、関係機関
--------	----------------------

鉄道及び道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平

常時から体制の整備に努める。

第1 鉄道施設（能勢電鉄株式会社）

鉄道施設管理者は、応急復旧のための資機材を整備するとともに、乗客の避難、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 公共輸送機関（阪急バス株式会社・町（豊能町リレー便））

公共輸送機関管理者は、災害時における運行路線及び安全点検を行うための人材確保等の応急点検体制の整備に努め、乗客の安全を確保する。

第3 道路施設（町、府）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第12節 営農対策の推進

担当部・機関	建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------

町及び関係機関は、防災営農技術の浸透に努めるとともに、府の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努め、災害による農作物等の被害（病害虫を含む）の減少を図る防災営農を推進する。

第13節 帰宅困難者支援体制の整備

担当部・機関	総務対策部、府、関係機関
--------	--------------

町域内においても、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者の発生は予想される。

このため、町は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合、構成団体等と連携して、帰宅困難者の受け入れ先や必要に応じて、一時滞在施設等の確保を図るとともに、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援に努める。

また、国、府、町、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、国、府、町、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府と連携して企業等に対して次のことについて普及啓発を行う。

- ① むやみに移動を開始することは避ける
- ② 企業施設内に滞在するために必要な物資の確保
- ③ 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- ④ 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- ⑤ 施設利用者等に対する誘導體制の整備
- ⑥ これらを確認するための訓練の実施

2 代替輸送確保の仕組み

鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交

通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

3 徒歩帰宅者への支援

地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次の支援を行う。

- ① 水道水、トイレ等の提供
- ② 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、教育対策部、豊能消防署、消防対策部、関係機関
--------	--------------------------------------

町は、防災関係機関と連携して、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応のスキルの習得に努める。

これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮した地域における支援と、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるように努める。

第1 防災知識の普及啓発

災害の危険性を周知するとともに、住民が災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関、地域コミュニティなど多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及啓発を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ① 様々な災害の態様や危険性（規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性など）
- ② 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ③ 地域の地形、危険場所
- ④ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- ⑤ 地域社会への貢献
- ⑥ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ① 1週間以上分の飲料水、食料及び生活必需品の備蓄
- ② 非常持ち出し品の準備
- ③ 飼い主による家庭動物との同行避難や、指定避難所での飼養についての準備
- ④ 家具等の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- ⑤ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- ⑥ 自主防災組織活動、初期消火、救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ⑦ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ⑧ 地震保険、火災保険の加入の必要性
- ⑨ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった避難情報の発令時にとるべき行動
- ⑩ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

(3) 災害時の行動

- ① 身の安全の確保方法
- ② 緊急地震速報を見聞したときに具体的にとるべき行動
- ③ 初期消火、救出救護活動
- ④ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ⑤ 情報の入手方法
- ⑥ 気象予警報や避難情報等の意味
- ⑦ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項

- ⑧ 避難行動要支援者への支援
- ⑨ 避難生活に関する知識
- ⑩ 自らの安全を確認のうえ、応急対策等の防災活動への参加
- ⑪ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ⑫ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

外国語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

また、啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するよう努める。

(1) パンフレット等による啓発

- ① 広報紙、防災パンフレット等の作成配布
- ② 広報車等の巡回
- ③ 防災ビデオの活用
- ④ 町ホームページの活用

(2) 活動等を通じた啓発

- ① 防災週間、防災ボランティア週間をはじめとした講演会の開催
- ② 住民参加型防災訓練の実施
- ③ 地域社会活動の促進・活用

第2 防災教育

1 学校における防災教育

学校は児童・生徒の安全を守るとともに、地域防災の主体を担い防災活動に大きな役割を果たすことができるよう、小学校・中学校等発達段階に応じた防災教育に取り組む。

(1) 教育の内容

- ① 身体の安全確保の方法、家族・学校との連絡方法
- ② 避難地・避難路・避難場所、避難所、避難方法
- ③ 災害、気象予警報、避難情報等についての知識
- ④ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ① 防災週間等を利用した訓練の実施
- ② 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ③ 特別活動を利用した教育の推進
- ④ 防災教育啓発施設の利用
- ⑤ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- ⑥ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修に努める。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などの各種教材を活用し、防災教育の充実に努める。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要項（危機管理マニュアル）等の見直しを行

い、校内防災体制の確立に努める。

2 消防団等による防災教育

町は、消防団と豊能消防署が連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。

第2節 自主防災体制の整備

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、豊能消防署、関係機関
--------	--------------------------

町は、住民及び事業所による自主的な防災活動が被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、消防団、自治会、ボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に努める。

第1 自主防災組織の育成

町は、平常時からコミュニティ活動の促進による地域の連帯感の醸成に努めるとともに、資機材の整備を助成し、府及び関係機関と連携して、技術的指導に努め、自主防災組織の育成を図る。

1 自主防災組織の結成促進

自主防災組織の必要性を啓発し、自治会を単位として自主防災組織の結成を促進する。また、消防団や民生委員児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等との連携等を通じて地域コミュニティに配慮した防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 防災に対する心構えの普及啓発（地区防災マップの作成、講習会の開催など）
- ② 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ③ 災害発生への備え（避難行動要支援者等の把握、避難地・避難路・避難場所・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- ④ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）
- ⑤ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ① 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者等への援助など）
- ② 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- ③ 初期消火（消火器による消火など）
- ④ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ⑤ 指定避難所の運営の協力
- ⑥ 物資分配（物資の運搬、給食、分配など）

3 自主防災組織への支援

自主防災組織が自発的に行う初期消火・救助救護活動などに必要となる資機材の整備を助成するとともに、府及び関係機関と連携して技術的指導に努める。

- ① 資機材の支援：自主防災組織の活動に必要な資機材の整備の助成に努める。

- ② 技術的指導：自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

4 各種組織のコミュニティ強化

町域内の民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進するとともに、地域住民相互のコミュニティの強化を図るなど、協力体制の整備に努める。

第2 事業所による自主防災体制の整備

従業員及び利用者等の安全確保並びに事業所等が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の防災体制の充実強化及び地域の自主防災組織との連携強化を図る。

また、町は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ① 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ② 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ③ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- ④ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- ⑤ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ① 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家を含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ③ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- ④ 情報伝達（地域内での被害情報の町への伝達、救援情報などの周知など）
- ⑤ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

2 啓発の方法

府及び経済団体と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- ① 広報紙（誌）などを活用した啓発
- ② 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- ③ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- ④ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第3 救助・初期消火活動の支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、小学校、中学校、消防団詰所、交番など必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。

また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。

第4 地区防災計画の策定等

町は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティア

のネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、一定の地区内の住民及び事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者などの避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、連携して防災活動を行う。

町防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 ボランティア活動環境の整備

担当部・機関	生活福祉対策部、関係機関
---------------	---------------------

ボランティアは日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期間に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。

町は、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化を図るため、地域のボランティア活動の支援を行う。

また、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関、NPO等は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

第1 受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関と連携を図り、受入れ体制の整備に努める。

1 受入れ窓口の整備

災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の設置について、平常時から町社会福祉協議会と連絡調整を図る。

2 事前登録への協力

町社会福祉協議会との連携のもと、災害発生時に一般ボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録の協力を努める。

第2 人材の育成

ボランティア活動を行う人材を育成するため、ボランティアコーディネーター等の養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

1 ボランティアコーディネーター等の養成

府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関、NPO等と相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。

2 意識の高揚

「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日か

ら21日まで)等の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

第3 活動支援体制の整備

災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、活動拠点、必要な資機材の提供などの環境整備に努める。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、運用するよう努める。

また、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフライン供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取り組みを通じて企業防災の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び町との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力する等地域貢献に努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

第3編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集・伝達

担当部・機関 各対策部、豊能消防署、府、関係機関

大阪管区気象台から発表される気象予警報などの情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び住民に迅速に伝達する。

第1 情報の収集

1 気象予警報等の種類

(1) 気象、地象、水象

大阪管区気象台は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

① 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報

② 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報

③ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(2) 気象予報警報等の発表基準

① 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村ごとに特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

② 警報

気象現象等により、府域に重大な災害が予想されるときに、一般及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種類	発表基準	
気象警報	暴風警報	平均風速が 20m/s 以上になると予想される時
	暴風雪警報	平均風速が陸上で 20m/s 以上で雪を伴うと予想される時

種	類	発 表 基 準
	大雨警報	(浸水害) 表面雨量指数基準：17 (土砂災害) 土壌雨量指数基準：141
	大雪警報	24時間の降雪の深さが40cmになると予想されるとき
洪水警報	洪水警報	流域雨量指数基準：余野川流域=8.8、初谷川流域=5.9 複合基準*1：－ 指定河川洪水予報による基準：－

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

③ 注意報

気象現象等により、町域に被害が予想されるときに、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種	類	発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	平均風速が12m/sで雪を伴うと予想されるとき
	強風注意報	平均風速が12m/s以上になると予想されるとき
	大雨注意報	表面雨量指数基準：9 土壌雨量指数基準：93
	大雪注意報	24時間の降雪の深さが20cm以上になると予想されるとき
	濃霧注意報	濃霧によって視程が陸上で100m以下になると予想されるとき
	雷注意報	落雷等により被害が予想されるとき

[資料8 気象予警報等の発表基準]

2 異常現象の発見及び通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに町長に通報する。

町長は、異常現象の通報を受けたとき、府及び関係機関に通報するとともに住民に対して周知徹底を図る。また、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

3 気象予警報等に関する情報の収集

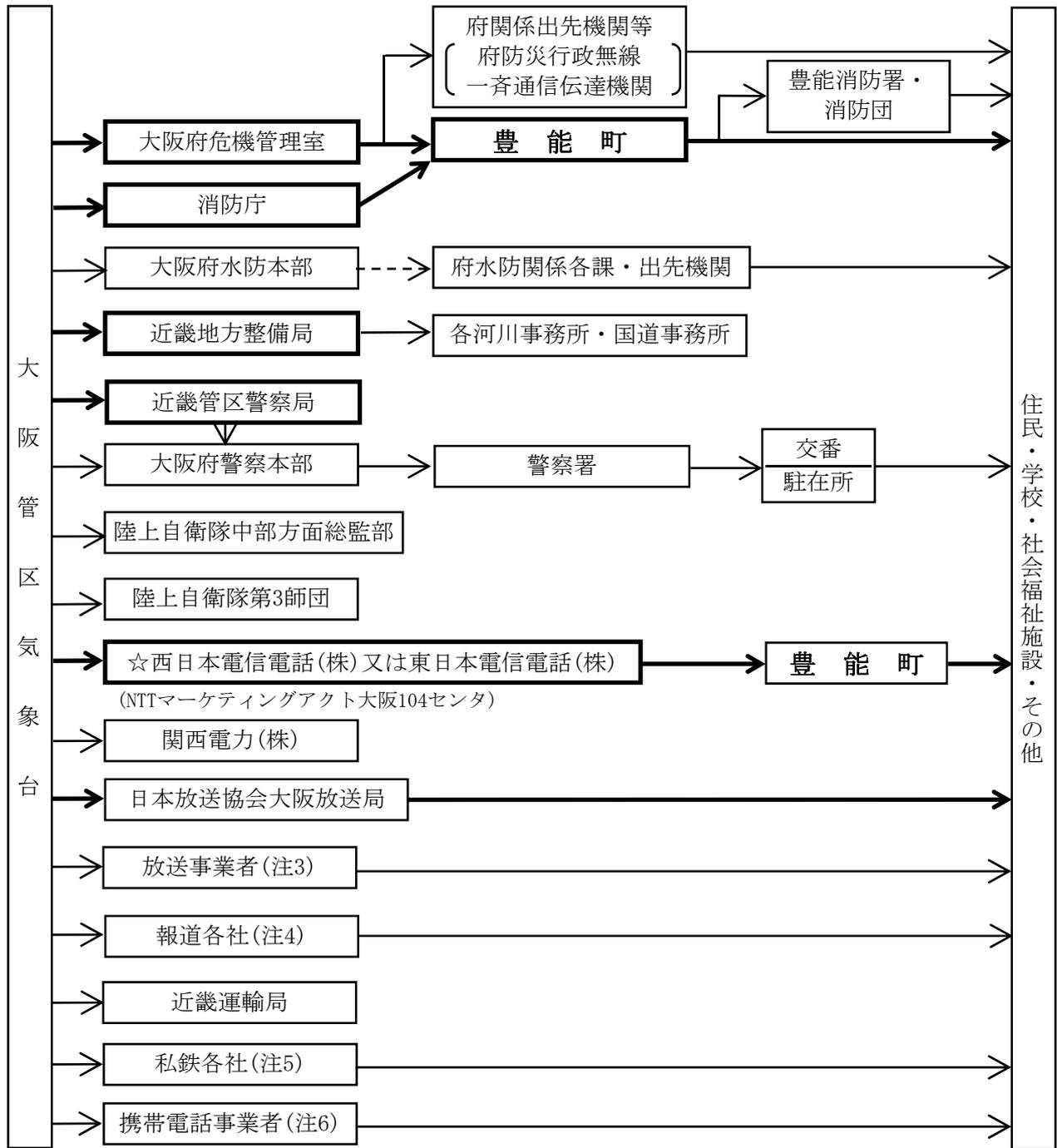
府防災情報システム、河川情報システム、ファクシミリ・電話等、関係機関との連携によって収集する。

第2 情報の伝達系統

1 気象予警報等の伝達経路

気象予警報等の各関係機関からの伝達は、次のとおりである。

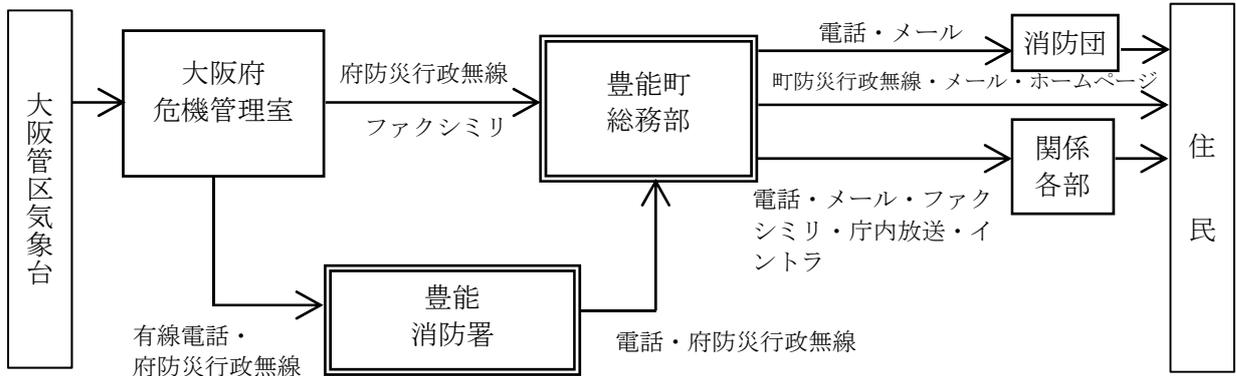
【気象予警報等の関係機関への伝達系統】



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、警報のみ
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそでて放送株式会社の9社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 5 私鉄各社とは近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。
 6 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

2 庁内における連絡方法

関係各部へは、あらかじめ定めた緊急連絡系統に基づき伝達する。



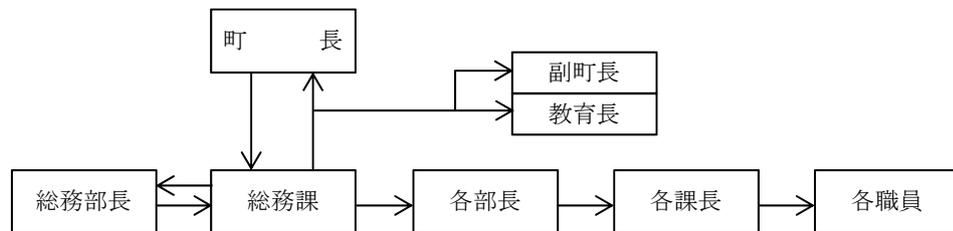
(1) 伝達情報

- ① 気象警報（暴風、大雨、洪水の警報。ただし警報の解除、切替を含む。）
- ② 火災警報
- ③ 火災情報、突発性事故等
- ④ その他重要なもの

(2) 気象予警報等の役場内の収集方法

- ① 気象台が行う気象予警報等の収集については、総務課が行う。
- ② 総務課は、この予警報等を受信したときは、直ちに町長・副町長に報告するとともに、関係各部に連絡する。

<役場内伝達系統図>



- ③ 伝達を受けた関係各部は、直ちにその内容に応じた適切な措置（防災パトロールも含む）を講ずるとともに、関係先等に伝達する。
- ④ 総務課は、予警報等のうち、特に必要とする情報については放送等を通じて全職員に周知する。
- ⑤ 夜間休日における情報の収集は、総務課及び当直者が行き、大雨、洪水注意報や警報については、直ちに総務部長等に報告し、その内容に応じた措置をとる。

3 住民への周知

地域防災計画に基づき、防災行政無線、広報車、警鐘、メール、ホームページなどを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、ホームページ、テレビの文字放送やインターネットポータルサイト、その他情報システムを活用するほか、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要

な情報が速やかに行き届くよう配慮する。

第3 土砂災害警戒情報の伝達

1 大阪管区気象台及び府が共同で発表する土砂災害警戒情報※

府及び大阪管区気象台は大雨警報発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区気象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。町は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（災害対策基本法 第 51 条、第 56 条、気象業務法 第 11 条、第 13 条、第 15 条）

(1) 発表の基準

【発表基準】

大雨警報が発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数が気象庁作成する降雨予測によりあらかじめ設定された値に達すると予想される場合、かつ土砂災害警戒避難基準雨量が超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

【解除基準】

土砂災害発生基準雨量（※1）と土壌雨量指数（※2）の発表基準をともに下廻り、かつ短時間で再び発生基準を超過しないと予想されるとき解除する。ただし、無降雨時間が長時間継続しているにもかかわらず、発表基準を下廻らない場合は、災害発生の状況及び、土壌雨量指数の第2タンクの下降を確認した場合に府と気象台の協議のうえ解除する。

※1 土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

※2 土壌雨量指数

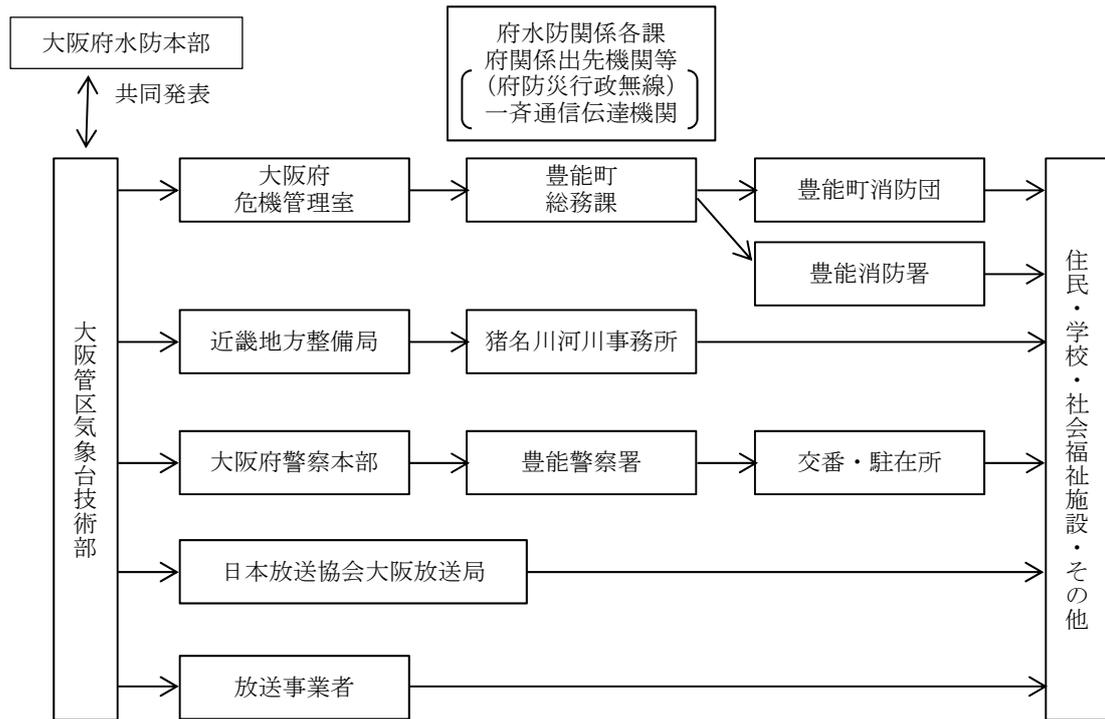
土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国をくまなく5km四方の領域ごとに算出する。

※土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべり等については対象としない。

(2) 伝達体制



第2節 組織動員体制

担当部・機関 各対策部、豊能消防署

町は、町域内に風水害等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防衛、被害の軽減など災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織動員体制をとる。

町はその際、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

第1 災害対策本部の設置

町長は、町域に大規模な災害が発生したときなど次の設置基準に該当するときは災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- ① 大規模（相当規模含む）な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、その対策が必要と認められるとき
- ② 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- ③ その他必要により町長が当該本部設置を指令するとき

2 廃止基準

- ① 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき
- ② 災害発生のおそれが解消したとき
- ③ 大きな被害がないと本部長が認めたとき（必要により被害状況に即した体制（災害警戒本部又は情報収集体制）に移行）
- ④ その他廃止が適当と本部長が認めたとき

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	議会事務局長、総務部長、生活福祉部長、建設環境部長 教育次長、豊能消防署長
箕面市消防本部	消防総務室職員、豊能消防署員

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

災害対策本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- ① 災害応急対策に関すること。
- ② 動員配備体制に関すること。
- ③ 各対策部間の調整事項に関すること。
- ④ 避難勧告・指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定に関すること。
- ⑤ 避難所の開設に関すること。
- ⑥ 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- ⑦ 現地災害対策本部に関すること。
- ⑧ 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑨ 災害救助法の適用要請に関すること。
- ⑩ 他の市町村への応援要請に関すること。
- ⑪ 激甚災害の指定の要請に関すること。

- ⑫ ボランティアの受入れに関すること。
- ⑬ 災害復旧に関すること。
- ⑭ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- ⑮ 災害対策本部の閉鎖に関すること。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代えるものとする。

(3) 各対策部の事務分掌

別に定める事務分掌のとおり。

[資料 4-2 災害対策本部各部の事務分掌]

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置及び廃止したとき、また、決定事項のうち、必要と認める事項は直ちに府知事及び関係機関に通知するものとする。

5 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁2階大会議室に設置する。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、町長は吉川支所に設置する。

災害対策本部を設置したとき、建物の正面玄関及び本部の入口等に「豊能町災害対策本部」の標識を掲示するとともに、町ホームページに掲載する。

6 職務・権限の代行

災害対策本部長（町長）が何らかの事情により不在の場合には、副町長、教育長の順位で代行する。

本部員が何らかの事情により不在の場合には、各部においてあらかじめ指名した職員が代行する。

7 現地災害対策本部の設置

災害応急対策を局地的又は特定地域に重点的に実施する必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に組織する。

(1) 設置基準

- ① 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があると本部長が認めたとき
- ② 災害対策本部が設置され、西部地区に中・大規模な災害が発生したとき
- ③ その他災害対策本部長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ① 災害対策本部で対応することが適当と認められたとき
- ② 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき
- ③ 大きな被害がないと本部長が認めたとき

8 府現地災害対策本部との連携

府が現地災害対策本部を設置したときは、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

第2 災害警戒本部の設置

町長は、町域に小・中規模の災害が発生したときなど次の設置基準に該当するときは、副町長を本部長とする災害警戒本部を設置し、災害対策本部に準じた体制によって警戒活動及び応急対策活動を実施する。

1 設置基準

- ① 小・中規模の災害が発生し、又は降雨量・水位等の観測状況から発生のおそれがあり、その対策が必要と認められるとき
- ② その他必要により町長が当該本部設置を指令するとき

2 廃止基準

- ① 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき
- ② 災害発生のおそれが解消したとき
- ③ 災害応急対策の必要がないと認めたとき
- ④ 災害対策本部体制に移行して災害応急対策を実施する方が望ましいと本部長が認めたとき

3 組織及び運営

(1) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織体制は、副町長を本部長として各対策部、所属で構成する。なお、対策部、所属は、動員配備指令（警戒配備、A号配備）に応じて構成する。

災害警戒本部会議の組織は、次のとおりとする。

本部長	副町長
副本部長	総務部長
本部員	議会事務局長、生活福祉部長、建設環境部長 教育次長、豊能消防署長
箕面市消防本部	消防総務室職員、豊能消防署員

(2) 災害警戒本部会議

災害警戒本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

災害警戒本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- ① 災害応急対策に関すること。
- ② 動員配備体制に関すること。
- ③ 各対策部間の調整事項に関すること。
- ④ 避難勧告・指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定に関すること。
- ⑤ 避難所の開設に関すること。
- ⑥ 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑦ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- ⑧ 災害警戒本部の閉鎖に関すること。

(3) 事務分掌

各対策部の災害対策本部の事務分掌に準じる。[資料 4-2 災害対策本部各部の事務分掌]

4 設置及び廃止の通知

災害警戒本部を設置及び廃止したときは、各対策部に通知するとともに、必要に応じて府知事、関係機関にその旨を通知するものとする。

5 災害警戒本部の設置場所

災害対策本部の設置場所に準じる。

第3 情報収集体制

総務部長は、町域に災害発生のおそれのある気象予警報が発表されたときなど次の基準に該当するときは、災害対策本部又は災害警戒本部を設置するか等の判断を行うため、情報収集体制を指示する。

1 体制を指示する基準

災害発生のおそれがある気象予警報が発表されるなど、総務部長が災害に備えて気象情報等の収集を実施する必要があると認めたとき

2 体制を解消する基準

- ① 災害発生のおそれのある気象予警報が解除されたとき
- ② 災害対策本部又は災害警戒本部体制に移行して災害応急対策を実施することとなったとき

3 構成

総務部及び建設環境部の職員 6 人程度とする。

4 所掌業務

気象情報の収集・伝達を行う。

第4 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

1 動員基準

職員の動員配備は、次のとおりとするものとする。

配備区分	配備時期	配備内容	配備人員
情報収集体制	1 災害発生のおそれがある気象予警報が発令されるなど通信情報収集活動の必要があるとき 2 震度3の地震が発生し、かつ近隣市町のいずれかで震度4の地震が発生したとき	気象情報等の収集を実施する体制 災害情報の収集・伝達を実施する体制	6人程度
災害警戒本部	警備 1 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき 2 震度4の地震が発生したとき 3 その他必要により町長が当該配備を指令するとき	災害の発生を防ぎよするため通信活動、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を実施する体制	風水害時 33人程度、 地震時 25人程度
	A号 1 小～中規模の災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき 2 その他必要により町長が当該配備を指令するとき	小規模又は中規模の災害応急対策を実施する体制	風水害時 45人程度、 地震時 43人程度
災害対策本部	B号 1 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき 2 その他必要により町長が当該配備を指令するとき	相当規模の災害応急対策を実施する体制	風水害時 70人程度、 地震時 100人程度
	C号 1 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 震度5弱以上の地震が発生したとき 3 その他必要により町長が当該配備を指令するとき	町の総力をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

なお、町長は、上記基準のほか、必要に応じ特に必要な課の職員に配備指令を発するものとする。

2 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い町長が決定し指令を出すものとする。

3 動員方法

(1) 勤務時間内の動員方法

① 連絡体制

総務対策部が庁内放送、電話、ファクシミリ、庁内放送、イントラによって行う。

② 活動体制への移行

連絡を受けたとき、平常の勤務体制から直ちに災害応急活動体制に切り替える。

(2) 勤務時間外の動員方法

① 連絡体制

ア 電話等による連絡のときは、総務課長が関係部課長に連絡する伝達系統によるものとする。

イ 職員が登庁するまでの間、消防本部が窓口となり、情報収集伝達を行い、登庁した職員に順次引継を行う。

② 非常招集の方法

ア 総務課から職員参集メール（又は電話を併用）により、参集を指示する。

イ 担当部課長による非常招集の方法は、電話、携帯メール等によることとする。

ウ 通信網の途絶等により、配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、C号配備が出されたものとする。

(3) 動員状況の報告及び連絡

① すべての職員は参集後、所属長に参集を報告する。

② 各所属長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の職員の参集状況を対策部長に報告する。

③ 各対策部長は、各所属ごとの参集状況を総務対策部へ報告する。

④ 総務対策部は、防災活動を実施するため職員を動員したときは、その状況を速やかに府に報告する。
[資料 11-1 非常招集報告書]

(4) 連絡責任者

各所属の連絡責任者は、所属と町災害対策本部との連絡にあたる。

(5) 過渡的措置

各対策部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な編成を行い、正規の編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(6) 人員の確保

① 警戒配備及びA号配備

各対策部長は、各対策部の災害警戒活動及び応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断されるときには、総務対策部に対し、人員の多い配備区分の指令を要請する。

② B号配備

各対策部長は、各対策部の応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断されるときには、対策部内で配備人員を増員し、その旨を総務対策部へ報告する。また、状況に応じてB号以上の配備区分の指令を要請する。

③ C号配備

各対策部長は、各対策部の応急対策活動の遂行において、対策部内の人員で対応しが

たいと判断されるときには、応援を総務対策部に要請する。この場合、総務対策部は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

[資料 11-1 非常招集報告書]

4 業務継続

C号配備体制下では、災害の発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務対策部と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

5 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- ① 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷であるとき
- ② 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要があるとき
- ③ 自宅又はその周辺で火災が発生し、延焼するおそれがあるとき
- ④ 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できないとき
- ⑤ 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けたとき
- ⑥ その他事情により特に所属長がやむを得ないと認めたとき

第5 参集場所、参集途上の活動

1 参集場所

職員の参集場所は、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とし、出動指令時に勤務場所に不在のときは次の要領で参集する。

(1) 勤務時間内

勤務時間内に勤務場所に不在のとき、直ちに勤務場所に帰庁する。

(2) 勤務時間外

非常招集を受けたとき、直ちに勤務場所に参集するものとする。勤務時間外で交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合においても、あらゆる手段を検討し、参集を図るものとする。

2 参集途上の活動

勤務時間外等において参集場所に参集するときは、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集するものとする。

(1) 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに総務対策部に報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。なお、参集途上の被災情報収集は、あくまでも付随的な活動であるため、時間を費やしたり、身に危険が及ぶようなことは慎むものとする。

- ① 浸水被害の状況
- ② 道路交通施設の冠水、倒木、落石崩壊等の状況
- ③ 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況
- ④ がけ崩れ等の土砂災害の状況
- ⑤ その他必要な状況

(2) 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場、火災等に遭遇したときは、府警察（豊能警察署）、豊能消防署及び消防団に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

第6 福利厚生**1 宿泊及び仮眠施設等の確保**

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、町営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送と合わせ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第3節 水防活動

担当部・機関	建設環境対策部、消防対策部、府、関係機関
---------------	-----------------------------

災害の発生に備えるため、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた水防活動を行う。また、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

第1 水防の責任者**1 水防管理者（町長）**

建設環境対策部・水防班及び消防対策部は、関係機関と緊密な連絡をとりながら、町域における水防にあたる。

水防管理者は、町内の河川・水路の巡視を行い、洪水や堤防の決壊等のおそれがある場合は、府水防本部、府（池田土木事務所）等の関係機関に通知する。

2 ため池管理者等

町土地改良区及びため池の管理者は、洪水や堰堤の決壊等によって水害が予想される場合は、水防管理者の指揮のもとに監視通報その他必要な措置を講じる。

第2 情報の収集

水防管理者は、気象予警報、雨量、水位の状況等の把握に努めるとともに、常に府（池田土木事務所）、府警察（豊能警察署）、関係機関と連絡をとり情報の収集に努める。

第3 予警報とその措置

水防管理者は、水防に関する予報、警報、情報等が発表されたとき、又は水位が警戒水位に達するなど洪水による災害の発生が予想される時、その他水防上必要があると認めるときは、建設環境対策部・水防班、消防対策部及び関係機関（水防関係機関）の管理者に対し出動の準備又は出動を連絡する。

第4 出動準備及び出動

水防管理者は、洪水予報等に基づき災害対策本部等の配備体制に準じて水防本部を設置し、職員の配置を行う。

水防本部の組織、運用は災害警戒本部及び災害対策本部の定めに準じて、水防管理者が指示する。

1 出動準備

水防管理者は、河川・水路及びため池の水位が上昇し、洪水の危険が予想されるとき、水防関係機関の管理者に対し出動の準備を連絡する。

2 出動

水防管理者は、洪水の危険がある場合、河川・水路及びため池の水位が警戒水位に達した場合、又は堤防の漏水、決壊等の危険がある場合は、水防関係機関の管理者に対し出動を連絡する。

3 状況の通報

水防関係機関の管理者は、出動した者から現場の状況等の情報を収集し、逐次、水防管理者に通報する。

第5 監視及び警戒

1 非常監視及び警戒

建設環境対策部・水防班及び消防対策部は、出動命令を受けたときからため池や河川の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と天端と裏側を巡視する。また、特に次の状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに水防管理者、府（池田土木事務所）、府水防本部、ため池管理者に報告するとともに、水防活動を開始する。

- ① 裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
 - ② 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
 - ③ 天端の亀裂又は沈下
 - ④ 堤防の溢水
 - ⑤ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
 - ⑥ 橋りょうその他の構造物と堤防の取付等の異常
- なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意するものとする。
- ⑦ 取入口の閉塞状況
 - ⑧ 流域山崩れの状態
 - ⑨ 流入水並びにその浮遊物の状態
 - ⑩ 全水吐及び放水路付近の状態
 - ⑪ 重ね池の場合のその上部のため池の状態
 - ⑫ 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

2 警戒区域の設定

水防管理者は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを禁止又は制限する。

第6 水防作業

1 施設の操作

ため池等の管理者と連絡を密にし、気象等の状況及び水位の変動に応じて門扉等の適正な開閉を行うよう要請する。

2 水防工法

水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び欠け崩れ、溢水等のそれぞれの異常状態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。また、水防管理者は、必要に応じて委任した民間事業者により水防活動を実施する。

3 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊した場合は、水防管理者は、直ちにこれを府（池田土木事務所）、府水防本部、ため池管理者、隣接水防管理団体、豊能警察署等に通報するとともに、氾濫による被害の拡大を防止する応急措置を講じる。

第7 住民に対する周知方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人心の動揺及び被害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、水防管理者の指示に基づき水防信号等によって住民に周知徹底する。

1 広報の手段

- ① 町防災行政無線
- ② サイレン信号の吹鳴
- ③ 広報車の利用による広報
- ④ 携帯マイク等の利用による広報

2 水防信号

水防法第13条の規定によって定める水防信号は別添のとおりとする。

[資料 3-3 水防信号]

第8 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険がなくなった場合は水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、府（池田土木事務所）、府水防本部に対してその旨を報告する。

第9 水防報告と水防記録

水防が終了した場合は、水防終了後3日以内に、水防関係機関の管理者は遅滞なく水防報告等を取りまとめ、水防管理者に報告することとし、水防管理者は、現地指導班長（土木事務所長等）に報告する。

[資料 3-4 水防報告と水防記録]

第4節 土砂災害警戒活動

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部
--------	---------------

豪雨、暴風雨によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定士並びに府との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

第1 情報収集

土砂災害警戒区域等、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所において災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、情報や状況等の収集に努め、速やかに関係部に連絡し警戒配備に備える。

第2 警戒活動

各危険箇所において防災パトロールを実施し、異常現象の早期発見に努める。また、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等をもとに、警戒体制を確立し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。

1 警戒活動の基準雨量

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

① 第1次警戒体制

ア 当日雨量が100mmを越えたとき

イ 前日までの連続雨量が40～100mmあり、当日雨量が80mmを越えたとき

ウ 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日雨量が50mmを越えたとき

② 第2次警戒体制

第1次警戒体制から、さらに時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めたとき

(2) 土石流危険渓流

① 第1次警戒体制（警戒雨量）

当日雨量が127mmを越えたとき

② 第2次警戒体制（避難雨量）

当日雨量が170mmを越えたとき

(3) 地すべり危険箇所、宅地造成工事規制区域、山地災害危険地区

①②を参考に、警戒活動を開始する。警戒体制は、別添の雨量状況を基準とする。

2 警戒活動の内容

① 第1次警戒体制

ア 各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。

ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

② 第2次警戒体制

ア 住民等に避難の準備を行うよう広報を実施する。

イ 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

第3 斜面判定制度の活用

町は、大阪府砂防ボランティア協会との連携によって、斜面判定士による土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

第4 情報交換の徹底

町は、府（池田土木事務所）、府警察（豊能警察署）、隣接行政機関（9市3町）、西日本高速道路株式会社、能勢電鉄、阪急バス等の関係機関と、気象観測情報等の交換に努める。

第5節 ライフライン・交通等警戒活動

担当部・機関	建設環境対策部、関係機関
---------------	---------------------

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風雨気象情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて警備警戒体制をとり災害に備える。

第1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

1 上水道・下水道施設

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

2 電力供給施設

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

3 ガス供給施設

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ③ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管等の巡回点検

4 電気通信施設

- ① 情報連絡用回線の確保及び情報連絡員の配置
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置
- ③ 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等
- ④ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置
- ⑤ 防災対策用資機材及び工事用車両の準備
- ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- ⑦ その他安全上必要な措置

5 鉄道施設

- ① 定められた基準により、車両の緊急停止、運転の見合わせ又は速度制限
- ② 適切な車内放送、駅構内放送
- ③ 安全な場所への避難誘導等

6 バス路線

- ① 定めた基準による、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限
- ② バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

7 道路施設

- ① 定められた基準により、通行禁止・制限若しくは速度規制の実施
- ② 迂回、誘導等適切な措置の実施

第2 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

気象情報等の収集に努めるとともに、次のような活動を実施する。

- ① 電源設備、給排水設備の整備、点検
- ② 中継・連絡回線の確保
- ③ 放送設備・空中線の点検
- ④ 緊急放送の準備

第6節 応急避難

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、教育対策部、関係機関
---------------	---------------------------------

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難勧告、避難指示（緊急）の発令や誘導等必要な措置を講じることとし、府は時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

また、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等が発令できるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル[土砂災害編]」において発令範囲をあらかじめ具体的に設定しておく。

第1 避難準備・高齢者等避難開始の周知

気象予警報等に基づき、洪水、土石流、がけ崩れなどによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の勧告又は避難指示（緊急）を発令することが予想される場合や、避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に、当該地域の住民及び避難行動要支援者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

1 実施者

- ① 知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者(町長)は、河川及びため池で警戒水域に達するなど洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の住民等に対し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、ホームページ、携帯メール、広報車等によって避難の準備を周知する。
- ② 町長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル[土砂災害編]」に定める各危険地域ごとの基準を超過し第2次警戒体制をとった場合は、その危険地域の住民等に対し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、ホームページ、携帯メール、広報車等によって避難準備・高齢者等避難開始を周知する。

2 避難準備・高齢者等避難開始の実施要領

区分	基準及び方法
条件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難勧告、指示（緊急）等が発令することが予想される場合 発令基準 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、今後も雨量が継続すると予想される場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝にかけて、大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難準備・高齢者等避難開始をすべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法、避難場所

区分	基準及び方法
伝達方法	防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送の併用 (周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。)

第2 避難勧告又は避難指示（緊急）の周知

住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、「豊能町 避難勧告等の判断・伝達マニュアル[土砂災害編]」に基づいて、立退き避難等のための避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。この際、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者へ避難勧告等を発令する。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

1 実施者

避難勧告等を実施する者は、次のとおりとする。

災害の種類	内容（要件）	実施者	根拠法令
災害全般	住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。	町長	災害対策基本法第60条
	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	知事	
	町長が避難の指示をできないと認められるとき又は町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。	警察官	災害対策基本法第61条
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する場合は、避難等の措置を講じる。	警察官	警察官職務執行法第4条
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	自衛隊法第94条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	知事、その命を受けた府の職員又は水防管理者	水防法第29条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条

2 避難勧告又は避難指示（緊急）の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。発令にあたっては、自主防災組織、自治会等の協力を得て、伝達もれがないよう周知徹底を図る。

また、避難勧告等発令の際、避難のための立ち退き等を行うことにより、かえって危険が及ぶおそれがあると認めるときは、住民に対し屋内での待避その他の屋内における避難のた

めの安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

避難のための立退きを指示しようとする場合や避難勧告等の解除にあたって、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し助言を求めるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(1) 避難勧告

区分	基準及び方法
条件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合 発令基準 ①土砂災害警戒情報が発表されたとき ②大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき
伝達内容	避難対象地域、勧告者、避難すべき理由、避難場所、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。 （周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。）

(2) 避難指示（緊急）

区分	基準及び方法
条件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合 発令基準 ①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、現況雨量が土砂災害発生危険基準線を超過したとき ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき ③大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき
伝達内容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難場所、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール、テレビ放送、ラジオ放送、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。 （周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。）

3 避難勧告又は避難指示（緊急）の連絡

(1) 町長が避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合

町長は、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合は、知事及び関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

(2) 町長以外が避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合

町長以外が避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合は、直ちに総務対策部に連絡し、報告を受けた町長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

第3 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

災害の種類	内容(要件)	設定権者	根拠法令
災害全般	住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。	町長	災害対策基本法第63条
	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	知事	災害対策基本法第73条
	町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定する。	警察官	災害対策基本法第63条
	町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	
災害全般(水害を除く)	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防吏員又は消防団員	消防法 第28条、第36条
火災	人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるときは、火災警戒区域を設定する。	消防長又は消防署長	消防法 第23条の2
	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、火災警戒区域を設定する。	警察署長	
洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	消防機関に属する者	水防法 第21条

2 規制の実施

町長は、警戒区域の設定について豊能警察署長等関係者との連絡調整を行う。

警戒区域を設定した場合は、豊能警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。

また、府警察(豊能警察署)、消防団の協力を得て、住民の退去の確認や、防犯、防火のパトロールを行う。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められたときは、避難勧告又は避難指示(緊急)の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

第4 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、避難行動要支援者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 自主避難

町は気象情報等により災害の発生が予想されるときは、適宜避難所を開設する。なお、一時避難地への住民の避難は、自主避難を基本とする。

2 避難誘導

町長が避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合は、必要により住民の避難誘導を実施する。

（1）避難所への住民の避難誘導

町は、府警察（豊能警察署）の協力を得るとともに、消防団、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等と連携して、避難所への住民の避難誘導を実施する。

（2）学校、医院等における誘導

学校、医院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため避難誘導を実施する。

3 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項を周知徹底する。

- ① 必ず火気・危険物等の始末を完全にするとともに、家屋の補強、家財の整理をしておくこと。
- ② 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- ③ 避難者は、必要最小限度の見回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、照明器具を携帯するものとし、過重な携行品及び避難後調達できる物は除外すること。
- ④ 頭をヘルメット等で保護し、氏名票（氏名、住所、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を携行すること。

4 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できる限り集団避難を行うとともに、府が示す指針に基づき、町が作成するマニュアルに即して要配慮者の確認と誘導に配慮する。

- ① 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、高齢者、幼児、傷病者、障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- ② 夜間においては、照明器具を携帯した誘導員を配置するとともに、できる限り、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- ③ 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期す。
- ④ 避難のための輸送は、避難者各々が行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。

5 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められたときは、避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を周知する。

第5 避難所の開設等

町長は、災害から住民の安全を確保するため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合並びに避難を求める住民がいる場合は、その状況に応じて安全な避難所を開設し、住民に周知する。

避難所を開設した場合、速やかに職員を派遣する。ただし、急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、当該施設管理者に開設を要請する。なお、避難所を開設した場合は、直ちにその状況を知事に報告する。

第2章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達

担当部・機関	各対策部、豊能消防署、府、関係機関
---------------	-------------------

災害発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集並びに府をはじめ関係機関へ伝達活動を行う。その際には、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各対策部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

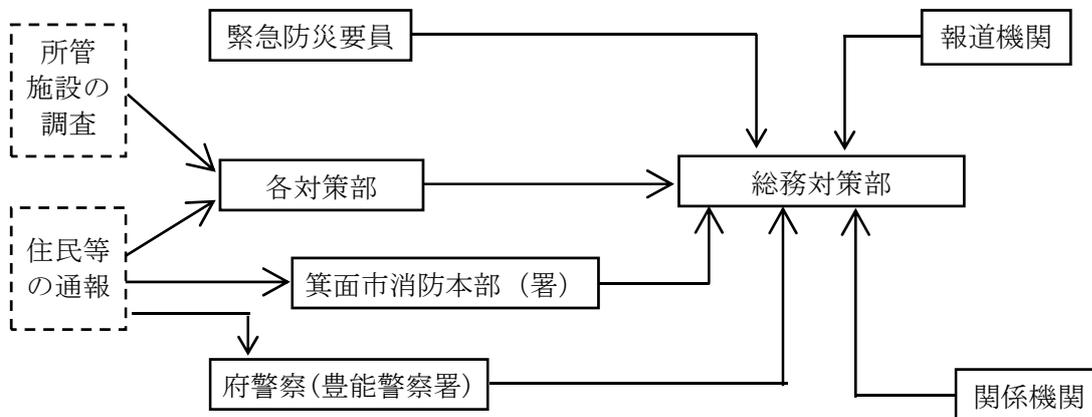
1 情報の収集・伝達手段

次の情報収集により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- ① 消防機関への通報状況の収集
- ② 警察署からの情報（通報状況等）の収集
- ③ 防災関係機関からの情報の収集
- ④ 自治会、自主防災組織、住民等からの情報の収集
- ⑤ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報の収集
- ⑥ 各対策部からの被害調査の結果を集約した情報の収集

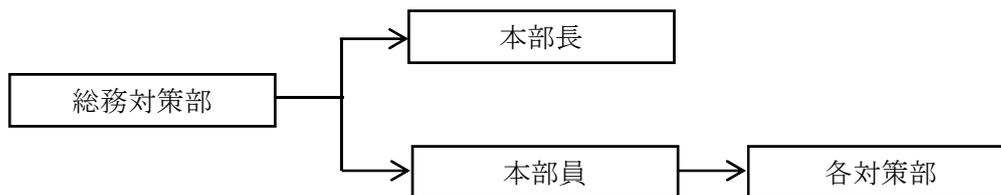
2 情報の収集・伝達系統

(1) 情報収集系統

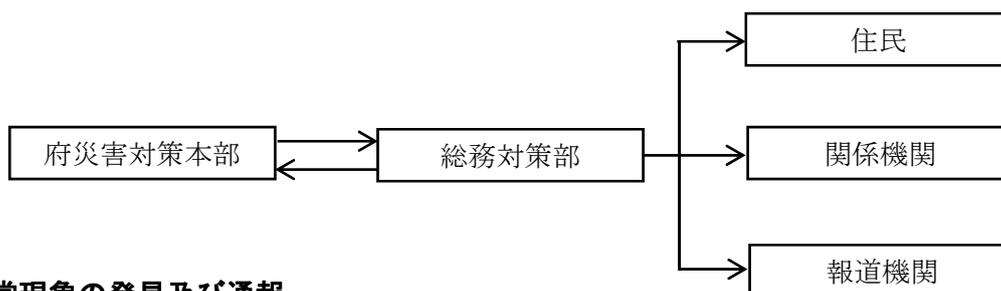


(2) 情報伝達系統

① 庁内伝達系統



② 住民及び関係機関との伝達系統



3 異常現象の発見及び通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を遅滞なく施設管理者、町、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに町長に通報する。

町長は、異常現象の通報を受けたとき、府及び関係機関に通報するとともに住民に対して周知徹底を図る。また、状況に応じて警戒区域等の設定又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

第2 被害状況の把握

災害発生後、早期に被害概況について調査するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

把握する内容	
人的被害	死者、行方不明者の状況
	負傷者の状況
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況
	(上記の応急危険度判定の実施)
非住家被害	公共建物(官公署庁舎、公民館等)の被害
	その他(倉庫、土蔵、車庫、納屋)の被害
その他の被害	公立文教施設の被害状況
	福祉施設の被害状況
	医療機関の被害状況
	道路・橋梁の被害状況
	河川、水路、ため池の被害状況
	土石流、地すべり、急傾斜地等の被害状況
	田畑の被害状況

把握する内容	
	上水道施設の被害状況
	下水道施設の被害状況
	ごみ処理施設等の被害状況
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数
被害金額	公共文教施設の被害金額
	農林業施設の被害金額
	その他公共施設の被害金額
	商工の被害金額

[資料 10-1 被害状況等報告基準]

[資料 10-2 住家等被害の認定統一基準]

[資料 11-2 被害概況報告書]

第3 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決定するため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況を詳細に把握する。

1 避難状況の把握

担当する各対策部は、避難状況を把握する。

把握する内容	
避難状況	所管施設の避難状況 避難地、避難所の状況

2 応急対策の実施状況の把握

担当する各対策部は、応急対策の実施状況を把握する。

把握する内容	
応急対策の 実施状況	応急給水
	給食の状況
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況

第4 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

(1) 情報の集約

総務対策部は、各対策部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- ① 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- ② 被害分布図等

(2) 情報等の整理

総務対策部は、取りまとめた情報を整理し、各対策部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるようにする。

2 集約・整理の注意事項

- ① 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- ② 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- ③ 応援要請等に係る情報を整理すること。
- ④ 情報の空白地を把握すること。
- ⑤ 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

町単独では災害応急対策が困難であると判断されるとき、府に対して応援要請を行う。

第5 府及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に従い、原則府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う）。

また、府は、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

1 報告基準

- ① 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- ② 府において府防災情報システムへの災害登録を行うため、被害など報告すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに府に報告する。なお、府への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに府に報告を行うものとする。
- ③ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

2 府への報告要領

府への報告は、府防災情報システムに入力することによるものとする。ただし、当該システムが故障等の原因によって運用できなくなった場合は、電話、ファクシミリで報告することとする。

3 報告区分及び要領

(1) 災害概況即報

災害の概況が判明した場合は、随時、「災害概況即報（第4号様式（その1）」により報告する。

(2) 被害状況即報

災害概況即報の報告後、被害状況の詳細が判明した場合及び被害状況に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を「被害状況即報（第4号様式（その2）」により報告する。なお、報告数値は判明した範囲でよい。

(3) 災害確定報告

応急対策が終了した場合は、終了後速やかに「災害確定報告（第1号様式）」に掲げる全項目について報告する。

[資料 11-3 災害概況即報 第4号様式（その1）、被害状況即報 第4号様式（その2）]

[資料 11-4 災害確定報告 第1号様式]

第6 通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1 無線通信機能の点検及び復旧

災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見したときは、施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努めるとともに、府には孤立地域の通信手段の確保について特段の配慮が講じられるよう要請する。

2 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の設置、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常・緊急通話を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

(2) 優先利用

必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話を要請し、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

3 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたすときは、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町との連絡

府防災行政無線を利用して行う。

また、必要に応じ消防無線又は警察無線の利用の要請や、非常無線、携帯電話を活用する。状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

関係機関に対し、職員の総務対策部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 消防電話・警察電話等の利用

他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、豊能消防署又は豊能警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常無線通信の利用

有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ① 府警察（豊能警察署）、鉄道会社等の関係機関が保有する無線
- ② 放送局の有する無線
- ③ 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線
- ④ アマチュア無線等

[資料7-5 関係機関通信窓口一覧]

第2節 災害広報・広聴対策

担当部・機関	総務対策部、関係機関
---------------	------------

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、住民に対して正確な情報を広報する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、特別相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

第1 災害広報

1 広報の内容

次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

(1) 災害発生直後の広報

- ① 気象等の状況
- ② 要配慮者への支援の呼びかけ
- ③ 土砂災害（二次的災害）の危険性 など

(2) その後の広報

- ① 被災状況とその後の見通し
- ② 被災者のために講じている施策
- ③ ライフライン、交通施設等の復旧状況
- ④ 医療機関などの生活関連情報
- ⑤ 交通規制情報
- ⑥ 義援物資等の取り扱い
- ⑦ その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集、運搬等生活関連情報）
必要な事項
- ⑧ 災害の補償や融資に関すること など

2 広報の方法

- ① 防災行政無線、広報車等による広報
- ② 広報紙の配布等による広報
- ③ エリアメール、緊急速報メール、ホームページの活用
- ④ 避難所への職員の派遣による広報
- ⑤ 自治会、自主防災組織等住民組織による広報
- ⑥ 報道機関による広域報道

3 災害時の広報体制

- ① 取りまとめられた情報をもとに、関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。
- ② 広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。
- ③ 新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

4 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、文字放送や手話、ファクシミリ、テレホンサービス等のメディアを活用するほか、一般ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

第2 報道機関への情報提供等

情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

災害情報は、新聞社等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会大阪放送局等の報道機関に対し緊急放送を要請する。

2 災害情報の提供

災害情報を統括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が災害情報を総括したうえで報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

- ① 災害発生の場所及び発生日時
- ② 被害状況
- ③ 応急対策の状況
- ④ 住民に対する避難勧告等の状況
- ⑤ 住民に対する協力及び注意事項
- ⑥ 支援施策に関すること

第3 広聴活動の実施

災害によって家屋や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

1 特別相談窓口の開設

被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、町役場等に特別相談窓口を開設する。

2 実施体制

- ① 職員を派遣し、電話及び住民対応業務全般について実施する。
- ② 相談窓口の開設時には、ホームページ、携帯メール、広報紙等で住民へ周知する。
- ③ 相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

3 要望の対応

被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。

また、特別相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要

なものについては速やかに対応できるよう努める。

第4 被災した外国人への支援活動

1 情報の提供

被災した外国人に対し、被害の状況、避難勧告等の避難情報、医療救護情報、食料、飲料水、生活必需品等の供給情報等の提供に努める。

情報提供の手段として、ホームページ・広報紙・掲示板等における外国語による情報提供、放送局との連携による外国語放送等に努める。

2 支援サービス

庁舎内に外国人に対する相談窓口を設置するとともに、避難所等において、ボランティアの協力を得て通訳支援等を行う。

第3節 応援の要請・受入れ

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、豊能消防署、府、関係機関
--------	----------------------------

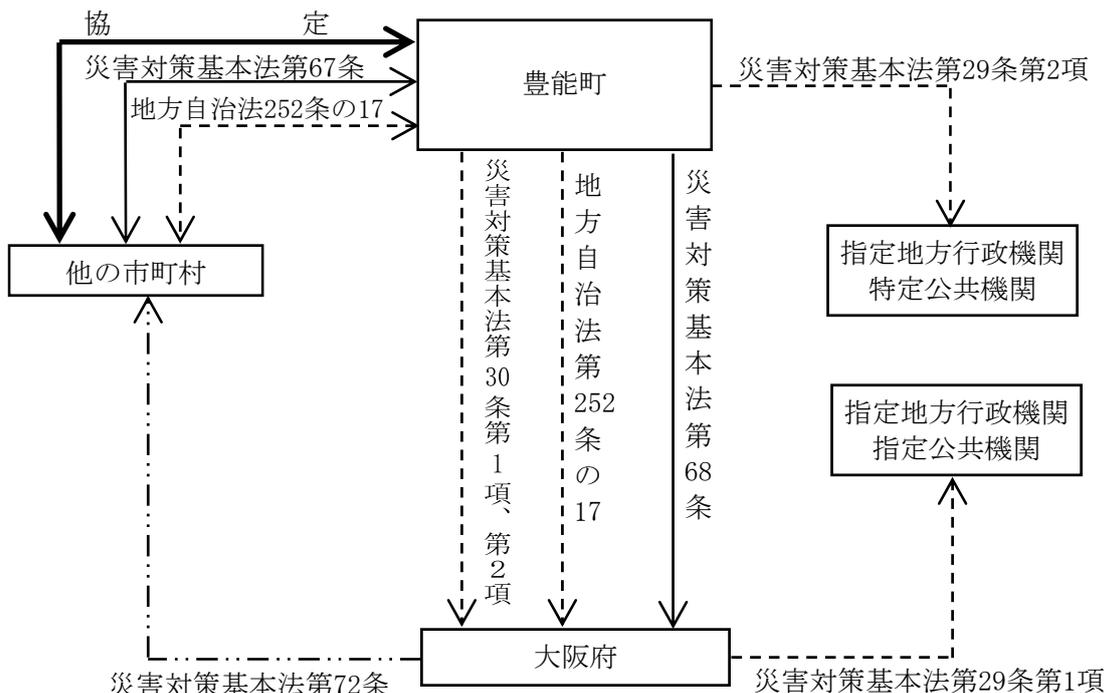
町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、災害対策基本法等関係法令や災害応援協定に基づき、府、他の市町村や関係機関に応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期す。なお、府に職員派遣を要請する場合、派遣先や支援内容の明確化に努める。

また、被害が少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

第1 行政機関等への応援の要請・受入れ

町長は、災害応急対策や応急措置が十分に実施できない場合には、迅速に関係機関に応援等を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



→ 全般的な相互応援協力要請
 → 応急措置の応援要請
 -.-> 職員の派遣要請、派遣のあつせん要請
 -.-> 応急措置の応援指示

1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第 68 条に基づき、知事に対して応援要請を行う。

2 他の市町村の長に対する応援要請

相互応援協定に基づき、協定締結市町村の長に応援を要請する。なお、当該市町村が被災している場合は、災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村の長に応援を要請する。

3 要請の方法

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、府防災情報システム、Eメール、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び応援を要請する理由
- ② 応援を必要とする期間
- ③ 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- ④ 応援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要事項

4 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- ① 被災者の食料その他生活必需品の提供
- ② 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- ③ 診療、検病、感染症患者の受入れ、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- ④ 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- ⑤ 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- ⑥ 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- ⑦ 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- ⑧ 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- ⑨ その他応急対策活動に必要な措置

5 職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、関係機関に対し職員の派遣を要請する。

(1) 職員の派遣要請

災害対策基本法第 29 条又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員の派遣を要請することができる。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣あっせん要請

災害対策基本法第 30 条に基づき、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の都道府県、他の市町村の職員の派遣あっせんに要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

- ① 派遣あっせんに要請する理由

- ② 派遣あっせんを要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同施行令第 17 条、第 18 条、第 19 条に定めるところによる。

(4) 従事内容

派遣要請等を受けた関係機関の職員は、職種に応じ指示された業務に従事する。

6 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ① 応援部隊の宿泊施設を確保する。
- ② 応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- ③ 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- ④ 必要に応じて府警察（豊能警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- ⑤ ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ

消防本部単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や消防相互応援協定に基づき、他市町消防機関等の応援を要請する。

1 応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

被害の拡大が著しく、箕面市消防本部単独では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

(2) 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模特殊災害発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

大規模災害発生時に、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

土砂災害等の大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(5) 全国消防長会の措置による応援体制

消防組織法第 39 条に基づく大規模災害消防応援実施計画によって、直ちに応援要請を行う。

2 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ① 応援隊の集結場所及び宿泊施設又は野営場所並びに資機材の保管場所を確保する。

- ② 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- ③ 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- ④ 必要に応じて府警察（豊能警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- ⑤ ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 民間団体等への協力要請

災害応急対策を実施するにあたり、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、民間団体等の協力を要請し、災害応急対策に万全の体制を期す。

1 協力要請

被災者の災害応急対策を円滑に行うため必要な場合、自治会、自主防災組織、赤十字奉仕団、防犯協議会、民生委員児童委員協議会などの団体等に対し、応急対策に係る協力要請を行う。

2 協力内容

- ① 地域内の災害・被害状況等の通報
- ② 本部と地域との連絡
- ③ 避難誘導及び避難所運営
- ④ 救助物資等の配給の補助
- ⑤ 炊出し
- ⑥ 医療救護の協力
- ⑦ その他応急救助実施の協力

第4節 自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ

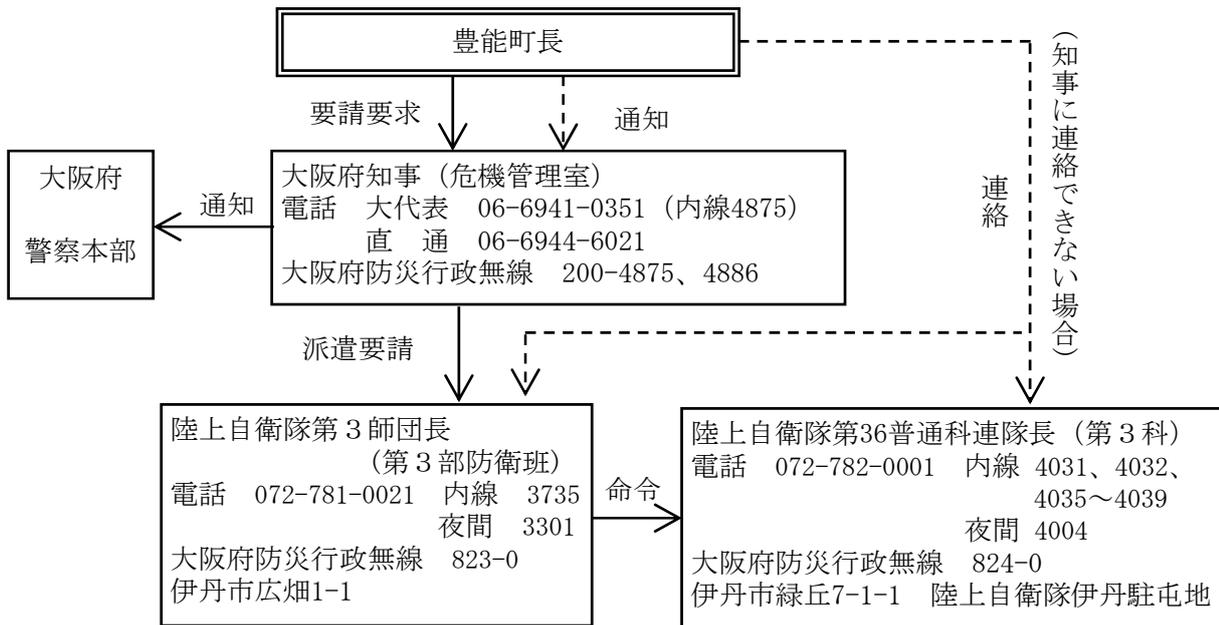
担当部・機関	総務対策部、府、関係機関
--------	--------------

町長は、住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期す。

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

町長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、原則として知事に要請を要求する。ただし、知事に要求することができない場合は、最寄りの部隊等の長にその内容を連絡し、事後速やかに所定の手続きをとる。

【派遣要請系統図】



1 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長（本部長）が本町、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断したときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求するものとする。災害派遣の要請は、消防本部、消防団等の長、府と協議のうえ、決定する。

2 災害派遣要請要領

町長は、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合、次の事項を明らかにして電話又は口頭で依頼し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等によって、知事に派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び町域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛庁長官又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知する。その場合には、通知した旨を知事に連絡する。

- ① 災害の情况及び派遣を必要とする理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

第2 自衛隊の自発的出動基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- ④ 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合
- ⑤ その他災害に際し、上記①から④までに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣を要請したときは、必要に応じて、府警察（豊能警察署）に対し派遣部隊の被災地域等への誘導について協力を依頼する。

2 受入れ体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

- ① 自衛隊の宿泊施設又は野営場所及び資機材の保管場所を確保する。
- ② 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるように努める。
- ③ 派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- ④ 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- ⑤ ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作り、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害の応急作業が終了し、自衛隊の救援の必要がなくなった場合、文書によって速やかに知事に対し撤収要請を要求する。

[資料 11-5 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式等]

第5節 救助・救急対策	
-------------	--

担当部・機関	生活福祉対策部、箕面市消防本部、消防対策部、府、関係機関
--------	------------------------------

町は、箕面市消防本部、府警察（豊能警察署）等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

第1 人命救助活動

1 活動の方針

- ① 箕面市消防本部、府警察（豊能警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。また、必要に応じて府と広域消防相互応援協定締結の市町、大阪災害派遣医療チーム（DMAT）に協力を要請するとともに、自衛隊の協力を府に要請する。

- ② 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- ③ 府警察（豊能警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助・救急活動を行う。

2 活動の要領

- ① 重傷・重体者の救出を優先する。
- ② 被害拡大の防止を実施する。
- ③ 傷病者の救出を実施する。
- ④ 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- ⑤ 二次災害の予防措置の徹底を図り実施する。

第2 行方不明者の搜索

- ① 災害の規模等の状況を勘案して、府警察（豊能警察署）との密接な連携のもと、豊能消防署、消防団、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- ② 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要するときには、本部長の指示によって継続して実施する。
- ③ 行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

第3 応援の要請

箕面市消防本部単独では十分に救助・救急活動を実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町及び府等に応援を要請する。

- 1 広域消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。
- 2 負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他市町などに応援を要請する。この時、応援市町に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。
- 3 他の市町村が被災した場合、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

第4 各機関による連絡会議の設置

町、箕面市消防本部、府、府警察（豊能警察署）及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地域等に連絡会議を設置する。

第5 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、消防隊等が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊等が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、消防隊等は、必要に応じて自主防災組織等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第6節 応急医療対策	
-------------------	--

担当部・機関	生活福祉対策部、消防対策部、豊能消防署、府、関係機関
---------------	-----------------------------------

町は、医療機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む）活動を実施する。

第1 医療情報の収集・提供活動

医療機関と密接な連携のもと、広域災害救急医療情報システムや災害医療情報連絡員、ホットライン等で人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。

また、住民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第2 現地医療対策

被災住民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所（応急救護所及び医療救護所）を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど現地医療を確保する。

1 現地医療の確保

（1）救護所の設置・運営

必要に応じて応急救護所及び医療救護所を設置し運営する。なお、救護所を設置したときは、その旨の標識を掲示する。

① 応急救護所の設置・運営

ア 設置基準

ア) 傷病者が多数で、町内医療機関だけでは対応できない場合

イ) 被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

イ 設置場所

被災地域付近の二次災害のおそれがない場所

ウ 運営

次の事項に留意のうえ、応急救護所を運営する。

ア) 携帯電話等通信手段の確保

イ) 医薬品、医療用資器材の補給

ウ) その他医療救護活動に必要な事項

② 医療救護所の設置・運営

ア 設置基準

避難所等に傷病者が多数存在し、当該場所付近での対応が必要な場合

イ 設置場所

あらかじめ選定した避難所等の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

ウ 運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

ア) 交代要員の確保

イ) 携帯電話等通信手段の確保

ウ) 医薬品、医療用資器材の補給

エ) 食料、飲料水の確保

オ) その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

救護所が設置された場合、医療救護班を編成し、派遣する。なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うため当面必要な資器材等を携行する。

① 編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は、医師1人、看護師2人、保健師2人、事務職員2人の計7名で1班を構成する。ただし、災害の規模等の状況に応じて増班する。

② 派遣要請

医療救護班が不足する場合は、一般社団法人池田市医師会に医療救護班の派遣を要請するとともに、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。

③ 参集場所

参集場所は、町災害医療センター（町国保診療所）又は保健福祉センターとする。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

医療救護班の受入れ窓口を設置し、各救護所における医療救護班の必要班数及び種別を把握し、府池田保健所の支援・協力のもと、救護所への配置調整を行う。

(4) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関が所有する緊急車両、府ドクターヘリ等を活用し、移動する。医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、町が搬送手段を確保し、搬送を行う。

2 現地医療活動

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。なお、救護所における救急医療の範囲は、医療機関等で治療を開始するまでの応急的な措置とする。

(1) 救護所における現地医療活動**① 応急救護所における現場救急活動**

応急救護所においては、応急処置、トリアージ（負傷者選別）等の現場救急活動を行う。

② 医療救護所における臨時診療活動

医療救護所においては、軽傷患者の医療、被災者等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

- ① トリアージの実施
- ② 傷病者に対する応急処置
- ③ 搬送困難な傷病者及び軽傷患者に対する医療
- ④ 助産救護
- ⑤ 被災者等の健康管理
- ⑥ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
- ⑦ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

救護所では対応できない傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、被災を免れた医療機関に搬送し、治療を行う。

1 傷病者の搬送

救急隊は、救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、重症度・緊急度の高い傷病者から迅速かつ的確に搬送する。

(1) 受入れ病院の選定

広域災害・救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

(2) 搬送手段の確保

① 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、豊能消防署が所有する救急車で実施する。なお、救急車が確保できないときは、他の搬送可能な車両を確保する。

② ヘリコプター搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合又は緊急に特別な治療を要する場合は、府ドクターヘリの出動を要請し搬送する。

2 後方医療活動

町内医療機関での救急医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

(1) 町内の医療機関における医療活動

町災害医療センター（町国保診療所）及び保健福祉センターを中心に町内の医療機関で医療活動を実施する。

(2) 広域の後方医療活動

救護所及び町内拠点病院での傷病者の受入れと処置対応が困難な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

第4 災害医療機関の活動

救護所では対応できない重傷患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。

1 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は、地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

2 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、次の活動を行う。

- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲の熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- ② 医療救護班の受け入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- ③ 患者及び医薬品等の搬送拠点としての活動及びこれにかかる地域医療機関との調整
- ④ 地域医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

3 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門医療を必要とする個別疾病対策の拠点として次の活動を行う。

- ① 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供
- ② 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ③ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- ④ 疾病に関する情報の収集及び提供

4 町災害医療センター（町国保診療所）

町災害医療センターは、次の活動を行う。

- ① 町の医療拠点としての患者の受け入れ
- ② 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整
- ③ 医療救護チーム等の交代による医療救護情報等の断絶防止とチーム間の引継ぎ調整

5 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び町災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

[資料 7-1 災害医療機関一覧]

第5 医薬品等の調達・確保

日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人池田市医師会、府薬剤師会及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

また、不足が生じる場合は、府に対して供給の要請を行う。

第6 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第7節 緊急輸送活動

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------------

町、府及び関係機関は、救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

第1 陸上輸送

道路啓開によって緊急交通路を確保するとともに、輸送手段を確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急交通路の確保

(1) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

町域において、府警察は、あらかじめ選定された府の「重点 14 路線」のうち、国道 423 号について、緊急通行車両（府が確保した民間緊急輸送車両等を含む）等以外の通行禁止又は制限の交通規制を行う。

[資料 7-6 緊急交通路指定図]

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

町は、府、府警察（豊能警察署）、道路管理者と協議し、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、広域緊急交通路、地域緊急交通路の中から緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

① 道路管理者

ア 道路施設の点検

あらかじめ選定した緊急交通路の中から使用可能な道路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

イ 府への点検結果の報告等

道路施設点検の結果を府及び府警察（豊能警察署）に報告するとともに、町域に流入するその他の道路の状況について、府等から情報を収集する。

ウ 緊急交通路の道路啓開

緊急交通路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、町道の啓開作業を行う。また、府が実施する府道の啓開作業にも協

力する。

なお、放置車両その他の物件（以下、車両等）が緊急通行車両の通行の妨害となり、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、指定道路区間を指定して、車両等の占有者、所有者又は管理者（以下、車両等の占有者）に対し、当該車両等の移動等通行の確保のため必要な措置を命ずることができる。

また、車両等の占有者等がない場合等においては、道路管理者は自ら車両等の移動等を行うことができる。道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動に際して民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察（豊能警察署）、他の道路管理者と相互に協力する。

② 府警察

府警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、交通規制を行う。

ア 緊急交通路の決定

府、警察、道路管理者と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急交通路を決定する。

イ 道路の区間規制

必要に応じて緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

ウ 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、町、道路管理者と協議して区域規制を行う。車両の通行禁止区域は、次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中地域	規制区域
北大阪区域	淀川以北の区域

エ 交通管制

被災地区への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

2 緊急交通路の周知

(1) 関係各部及び関係機関への連絡

使用可能な緊急交通路について、関係各部に連絡するとともに、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。

(2) 住民への周知

緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、府警察等が実施する交通規制の状況について、住民へ周知する。

3 輸送手段の確保

避難者、災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送車両等の確保

町が所有するすべての車両を集中管理し、不足する場合は府に連絡のうえ調達する。

(2) 緊急通行車両等の確認

① 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている車両については、府知事又は大阪府公安委員会に事前に届出を行い、緊急通行車両等であることの確認を得るとともに、標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付を受ける。

② 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を府知事又は大阪府公安委員会に提出し、緊急通行車両等としての申請を行い、標章等の交付を受ける。

③ 府公安委員会からの要請

府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(3) 車両の運用

- ① 各対策部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。
- ② 常に配車状況を把握し、各対策部の要請に対応する。
- ③ 標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

[資料6-3 町有車両一覧]

[資料7-6 緊急交通路指定図]

[資料11-8 緊急通行車両確認証明書等]

第2 航空輸送

輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- ① あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、被害状況、緊急交通路の状況等により必要な場合は、災害時用臨時ヘリポートを選定する。
- ② 選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。
- ③ 大阪市消防局、府、府警察（豊能警察署）、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定するとともに、府及び関係機関へ連絡する。

2 輸送手段の確保

府と連携するとともに、大阪市消防局、府、府警察（豊能警察署）、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第3 交通規制

府公安委員会、府警察（豊能警察署）との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見した場合若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するとともに、道路管理者及び府警察（豊能警察署）は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

【交通規制の実施責任者及び範囲】

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 町長	1. 道路の破損、欠壊その他の理由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項

区分	実施責任者	範囲	根拠法
警察	公安委員会	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、緊急の必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1条
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
		道路の損壊、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 道路管理者による交通規制

府警察（豊能警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

(1) 町の管理道路

道路の損壊、決壊等によって交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、府（池田土木事務所）、府警察（豊能警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 府の管理道路

関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は制限を実施する。

3 府公安委員会、府警察（豊能警察署）による交通規制

次のような交通規制を実施する必要がある場合は、府公安委員会、府警察（豊能警察署）に対して交通規制の実施を要請する。

(1) 人命救助、避難路確保等のための交通規制

災害発生直後において、人命救助等のために必要があると認める場合は、被災場所、被災地の状況、道路の被害程度等を考慮して、使用可能な道路の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両（緊急自動車及び政令で定める車両）等以外の車両の通行禁止又は制限の交通規制を実施する。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制等

災害応急対策を実施するための人員、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために必要があると認める場合は、選定された緊急交通路について緊急通行車両（緊急自動車及び政令で定める車両）等以外の車両の通行禁止又は制限の交通規制を実施する。

また、被災地域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制ぎょ等の交通管制を行う。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自らの緊急通行車両等の円滑な通行のため、同様の措置を講じる。

5 相互連絡

府（池田土木事務所）、府警察（豊能警察署）と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6 交通規制の標識等の設置

道路管理者、府公安委員会及び府警察（豊能警察署）は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

7 広報

道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、府警察（豊能警察署）、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、住民に対しても、規制内容、迂回路等について広報する。

第8節 二次災害防止対策

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、消防対策部、府、箕面市消防本部、関係機関
--------	------------------------------------

町、府及び関係機関は、土石流、地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策を講じる。

第1 公共土木施設等

二次災害を防止するため、公共土木施設、農林水産施設及び危険箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

1 道路・橋梁

(1) 被害状況の把握

道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者（府池田土木事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害の生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、町単独での道路の応急措置が困難な場合は、府に要請し、町内業者及び府（池田土木事務所）の協力を得て応急措置を講じる。

2 河川、水路、ため池

(1) 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、

ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見したときは、当該施設管理者（府池田土木事務所、ため池管理者）及び府（北部農と緑の総合事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害の生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、府に要請し、町内業者及び府（池田土木事務所、北部農と緑の総合事務所）の協力を得て応急措置を講じる。

3 土砂災害危険箇所等

(1) 被害状況の把握

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所・区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等の被害状況を調査・点検し、必要に応じて応急措置を講じる。

なお、土砂災害危険箇所等の点検において、必要と認められる場合は、府に斜面判定士の派遣を要請して危険度判定を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 関係機関への通報

所管施設以外の被害や異常現象を発見したときは、府（池田土木事務所）、府警察（豊能警察署）、隣接市町、能勢電鉄、阪急バスなどの当該危険区域等の関係機関に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 住民への周知

土砂災害等の発生のおそれがある場合は、速やかに地域住民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策を実施する。

(4) 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況を府（池田土木事務所、危機管理室）に報告する。

[資料 11-6 地すべり、がけ崩れ災害報告]

[資料 11-7 土石流災害報告]

(5) 応急措置

危険箇所の被害拡大防止措置及び被災施設の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、府に要請し、町内業者及び府（池田土木事務所）の協力を得て応急措置を講じる。

第2 建築物等

二次災害を防止するため、公共建築物の被害状況を早期に把握するとともに、民間建築物については被害概況等に基づき、府とともに被災建築物の応急危険度判定を実施する。

1 公共建築物

所管公共建築物の被害状況を速やかに把握し、必要に応じて応急措置を講じるとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

また、防災上必要な庁舎等の施設及び設備を調査し、必要に応じ、緊急措置を講じる。

2 民間建築物

被害状況を府に報告するとともに、応急危険度判定を実施するため、必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 応急危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、府、府建築士会等に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

- ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- ② 応急危険度判定士受入れ名簿の作成
- ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

(2) 調査の体制

派遣された被災建築物応急危険度判定士を中心として2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

(3) 判定結果の周知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって、建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

3 宅地

(1) 被災宅地危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、府、府建築士会等に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

- ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- ② 被災宅地危険度判定士受入れ名簿の作成
- ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

(2) 調査の体制

派遣された被災宅地危険度判定士を中心として2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

(3) 判定結果の周知

判定結果については、宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 危険物施設等

爆発、漏えい等の二次災害を防止するため、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵・取扱施設、毒物劇物施設を保有する施設の管理者は、施設の点検及び必要な応急措置を講じる。

1 施設の点検、応急措置

施設管理者は、爆発、漏えい等の二次災害を防止するため、施設の点検及び必要な応急措置を講じる。

また、箕面市消防本部及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な措置を講じる。

2 避難及び立入制限

施設管理者は、爆発、施設の倒壊等によって著しい被害が生じるおそれがある場合は、住民等への連絡及び適切な避難対策を実施する。

また、箕面市消防本部及び関係機関は、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）

放射線の漏洩、放射性物質の飛散等の二次災害を防止するため、放射性同位元素に係る施設の管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 施設の点検、応急措置

施設管理者は、放射線の漏洩、放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

施設管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、箕面市消防本部及び関係機関は、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第9節 ライフライン・放送の確保

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、関係機関
--------	--------------------

ライフライン（上下水道、電気、ガス、電話）・放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速かつ確かな初動対応と二次災害防止対策を実施する。

また、災害によって途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

第1 被害状況の報告

ライフライン事業者は、災害が発生した場合には、速やかに所管施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。町は、ライフライン事業者の支店、営業所等から情報提供を受ける。

第2 各事業者における対応

1 上水道施設

大阪広域水道企業団は、上水道施設に二次被害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。また、応急給水に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

（1）応急給水及び復旧

- ① 飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員、資機材等を確保する。
- ② 給水車等によって、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ③ 被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- ④ 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者及び関連業者に応援を要請するとともに待機場所を確保する。

（2）広報

生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを防災行政無線、ホームページ、携帯メール、広報車等により広報するほか、関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

2 下水道施設

町は、下水道施設に二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。また、ライフライン施設としての機能の

維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

(1) 応急措置及び復旧

- ① 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発電機によるポンプ運転を行う。
- ② 応急復旧に必要な人員、資機材等を確保する。
- ③ 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。
- ④ 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者に応援を要請する。

(2) 広報

生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、復旧状況及び今後の見通しを防災行政無線、ホームページ、携帯メール、広報車等により広報するほか、関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

3 電力供給施設

関西電力株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じる。また、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

(1) 応急供給及び復旧

- ① 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ② 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等によって応急送電を行う。
- ③ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- ④ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- ⑤ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 広報

- ① 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

4 ガス供給施設

大阪ガス株式会社は、都市ガスの漏えいなどによる二次災害のおそれがあると判断されるときには、ブロックごとのガス供給停止等の危険防止措置を講じる。また、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

(1) 応急供給及び復旧

- ① 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- ② 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者に応援を要請する。
- ④ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

(2) 広報

- ① 二次災害を防止するため、ガス漏えい時の注意事項についての情報を広報する。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

5 電気通信施設

電気通信事業者は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱う。また、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

(1) 通信の確保及び応急復旧

- ① 災害救助法が適用された場合等には、避難地・指定避難所に、被災者が利用する特設電話の設置に努める。
- ② 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ③ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ④ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(2) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

6 放送施設

放送事業者は、災害に際し、放送施設としての機能の維持・回復を図るため、必要な対策を講じる。

- ① 放送体制の確保に努める。
- ② 非常放送を実施する。
- ③ 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- ④ 施設の応急復旧を進める。

第10節 交通の維持復旧

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------------

鉄軌道及び道路管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努める。

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。町は、府災害情報システム等により情報の提供を受ける。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道施設（能勢電鉄株式会社）

- ① あらかじめ定めた基準に基づき、車両の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- ② 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防本部、府警察（豊能警察署）に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) バス路線（阪急バス株式会社・町（豊能町リレー便））

- ① あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- ② 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

- ③ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、府警察（豊能警察署）に通報し、出動を要請する。

（3）道路施設（町、府、近畿地方整備局）

- ① 被害状況及び安全性の点検を行い、使用可能道路を把握する。
- ② あらかじめ定めた基準に基づき、通行の禁止又は制限を行う。
- ③ 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防本部、府警察（豊能警察署）に通報し、出動の要請を行う。
- ④ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

各施設は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

2 各施設管理者における復旧

（1）鉄軌道施設

- ① 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、段階的な応急復旧を行う。
- ② 被害状況によっては、他の鉄軌道施設管理者からの応援を受ける。また、バス等による代替輸送を行う。
- ③ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

（2）道路施設

- ① 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- ② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ③ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

第11節 農林関係応急対策

担当部・機関	建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------

町、府及び関係機関は、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を講じる。

第1 農林業用施設

町及び町土地改良区は、農林業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

- ① 町は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、農業関係機関と連携して応急措置を講じる。
- ② 町土地改良区は、管理施設（ため池、農道、水路等）が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

第2 農作物

1 災害対策技術の指導

府北部農と緑の総合事務所及び大阪北部農業協同組合の協力のもと、地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導や被害を最小限にとどめるための技術指導等を実施する。

2 農作物種子及び園芸種子の確保あっせん

必要に応じて、府北部農と緑の総合事務所に対し、農作物種子及び園芸種子のあっせんを依頼し、その確保を図る。

3 病害虫の防除

府北部農と緑の総合事務所、府病害虫防除所その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病害虫の防除指導を行う。

第3 畜産

府家畜保健衛生所の協力のもと、家畜管理についての技術指導を行うなど家畜伝染病の予防とまん延の防止に留意し、家畜被害の未然防止に努める。

- ① 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。
- ② 一般の疾病の対策については、獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。
- ③ 伝染病発生畜舎の消毒については、府の指定によって実施する。なお、消毒薬品は、府の負担によって確保するが、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。
- ④ 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを受け、売り渡しを行う。

第4 林産物

府及び森林組合の協力のもと、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど林産物の被害の軽減に努める。

第12節 オペレーション体制

担当部・機関	総務対策部
--------	-------

大規模災害などが発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、町は被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

第13節 住民からの問い合わせ

担当部・機関	総務対策部
--------	-------

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めたうえで、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民などから照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助など人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報の回答に努める。その際、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協

力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力などを受け加害者から追跡されて危害を被るおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることがないように当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第14節 災害救助法の適用

担当部・機関	総務対策部、関係機関
--------	------------

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって内閣府令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

第1 災害救助法の適用基準

町に対する災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- ① 住家の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という。）が、50世帯以上であること
- ② 府域の滅失世帯数が2,500世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が25世帯以上であること
- ③ 府域の滅失世帯数が12,000世帯以上であって、町域の滅失世帯数が多数であること
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、町域の滅失世帯が多数であること
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること

第2 災害救助法の適用申請

町長は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告する。なお、現に救助を要する状態にあるときは、災害救助法の適用を要請しなければならない。

第3 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、町長はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助活動の実施を待つことができない場合、町長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、町長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

1 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- ① 避難施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった人の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急処置

- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処置
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

なお、上記により町長が行う事務のほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第4 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示すとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のある場合は、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。
[資料 10-3 大阪府災害救助法施行細則]

第15節 指定避難所等の開設・運営

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、教育対策部、関係機関
---------------	---------------------------------

町は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって、日常生活を営むことができず避難を必要とする住民を一時的に滞在させるため、指定避難所を開設する。

その際には、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

なお、小規模な災害の発生やそのおそれがある場合は、住民を一時的に避難させるため、弾力運用避難所を開設する。

第1 指定避難所の開設

避難を必要とする住民を一時的に滞在させる必要がある場合は、速やかに指定避難所を開設する。

1 指定避難所の開設基準

災害が発生し、多数の避難者が予想される場合又は避難の状況に応じ開設する必要がある場合は、その状況に応じて指定避難所を開設する。

2 避難受入れの対象者

- ① 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ② 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- ③ その他町長が必要と認める者

3 指定避難所の開設方法

速やかに職員を派遣し、派遣された職員は施設を点検のうえ開設する。ただし、急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、当該施設管理者に施設の点検と開設を要請する。

4 関係機関への通知

直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

第2 指定避難所の運営

指定避難所運営マニュアルを参考に、自主防災組織等の協力を得て、避難所を運営することを原則とし、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって、避難所の運営が行われるよう支援する。

また、指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。

1 運営責任者

指定避難所の運営責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

なお、指定管理施設が指定避難所としている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

2 運営形態

自主防災組織等を中心とした住民組織による自主的な活動の促進を図る。なお、ボランティアは、運営責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営に協力する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するため、避難所運営組織における女性の参画を推進する。

3 指定避難所の運営

(1) 避難者の把握

運営責任者は、避難者台帳を配布・回収し、避難者の実態を把握する。

(2) 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

運営責任者は、避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数を報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取ったときは、住民組織、一般ボランティア等の協力を得て配布する。

(3) 相談窓口の設置

避難者の不安感等を解消するため、避難所内に女性相談員を配置した相談窓口を設置する。

(4) 情報等の掲示

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を掲示する。

(5) 生活環境への配慮

① 運営責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、仮設トイレの確保、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施など生活環境の整備に努める。

② 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズの配慮に努める。また、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努めるほか、動物飼養者の周辺への配慮の徹底を図る。

③ 運営責任者は、動物飼養者には、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うよう周知を図る。

④ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、各避難所の運営者とともに専門家等との定期的な情報交換に努める。

(6) 要配慮者への配慮

- ① 運営責任者は、避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。
- ② 運営責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。
- ③ スロープが設置されていない施設の運営責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。
- ④ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の運営責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策を要請する。
- ⑤ 必要に応じて福祉避難所への移送及び老人福祉施設、病院等への緊急一時入所、被災地域外への移送を行う。

(7) 自主避難者の対応

住民の自主判断による避難に対しては、災害の原因が解消するまでの間、居留を認めるものとする。

第3 弾力運用避難所の開設・運営

災害の発生又はそのおそれと比較的小規模で避難者も少数であることが予想され、かつ住民を避難させる期間が二、三日以内など一時的であることが予想される場合は、弾力運用避難所を開設する。弾力運用避難所の開設は、派遣された職員又は当該施設の管理者が行い、運営は、原則派遣された職員が当該施設の管理者と協議のうえ行う。

第4 避難者の移送

被災地域が広域にわたり、避難所が使用できない場合若しくは避難所に受け入れできなくなった場合又は避難者の生命、身体を守るため他の地域に移送する必要がある、町のみで対処できない場合には、知事に要請し府警察（豊能警察署）又は自衛隊の協力を得て、避難者を移送する。この場合、管理者を定め、移送先へ派遣するとともに、移送にあたっては、引率者を移送車両に添乗させる。

第5 避難所の集約及び解消

施設本来の機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

避難所の解消等にあたっては、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。また、府と連携して避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

- ① 災害対策本部長から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- ② 運営責任者は、避難所を閉鎖した場合、その旨を災害対策本部長に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- ③ 避難所を閉鎖した場合は、その都度知事に報告する。

[資料 11-9 避難所避難者名簿等]

第16節 避難行動要支援者への支援

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、関係機関
---------------	--------------------

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

- ① 国及び府が示す指針に基づき、町が作成するマニュアルに即して、民生委員、自主防災組織等地域住民、町社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者名簿に基づき、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。また、被災により保護者を失う等の要保護園児・児童等の早期発見、保護に努める。
- ② 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

- ① 被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。
- ② 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 施設への緊急入所等

被災により、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への移送及び社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、避難所及び応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

4 広域支援体制の確立

要配慮者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、府に対して要請する。

第17節 広域一時滞在

担当部・機関	総務対策部、府
--------	---------

町は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、受け入れ先の市町村と直接協議を行う。他の都道府県の市町村への受入れについては、府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第18節 緊急物資の供給

担当部・機関	各対策部、府、関係機関
--------	-------------

町は、家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。その際、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮するとともに、自宅、テント、車両等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は府（対策本部等）に対し、物資の調達を要請する。

第1 給水活動

大阪広域水道企業団は、町及び府と協力して被災状況に応じた速やかな給水に努めることとし、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

1 情報の収集

災害発生後、早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- ① 受水池、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- ② 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。
- ③ 府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、府及び市町村が協力して大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置するので、給水活動に必要な情報の収集等を行う。

2 給水の実施

把握した情報に基づき応急給水対策を立て、水道水の安全確認後、応急給水を実施する。

(1) 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合わせ順次供給量を増量する。

(2) 給水方法

- ① 給水拠点での給水
- ② 給水車・トラック等による運搬給水
- ③ 応急仮設配管の敷設による応急給水
- ④ 学校等のプールの水の活用
- ⑤ 災害用備蓄水・缶詰水等の配布

⑥ 給水用資機材の調達

(3) 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、要介護者等の入所施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(4) 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべてを衛生的に処理する。

3 広報

(1) 手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、住民が最も必要とする情報の一つであり、住民の給水に対する協力を得たり、不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要があり、次の手段等の活用を図る。

- ① 防災行政無線
- ② ホームページ
- ③ 携帯メール
- ④ 広報車
- ⑤ 広報紙
- ⑥ 報道機関等（テレビ、新聞、ラジオ等）
- ⑦ 自治会
- ⑧ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

(2) 内容

- ① 給水時間及び給水場所
- ② 断水の解消見込み
- ③ 水の使用上の注意点
- ④ その他必要な情報

(3) 情報提供

- ① マスコミに対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する（頻度と時刻は適宜定める）。
- ② 外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。
- ③ 住民に対し、自治会や避難場所での広報を通じ、水使用上の注意点、節水の必要性等を広報する。

4 応援要請

町域において十分な給水活動を実施することが困難な場合、大阪広域水道災害震災対策中央本部及び他の市町村等に応援を要請する。

第2 食料・生活必需品の供給等

府及び協定業者等の協力のもと、被災者に対し、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努めるとともに、必要最小限の生活必需品の確保・供給に努める。

1 供給の対象者

- ① 避難所に受入れられた者
- ② 住家の被害が全・半壊等のため、炊事ができない者
- ③ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- ④ 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

2 必要量の把握

供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

3 確保

供給計画に基づき、備蓄や調達によって確保する。

(1) 備蓄

町及び府が保有する災害用備蓄食料・物資

[資料 6-1 重要物資の備蓄]

[資料 6-2 その他の物資の確保]

(2) 調達

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、町において調達が困難な場合は、府、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

4 供給方法

避難所内の住民組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に供給する。

なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

5 炊き出しの実施

(1) 炊き出しの方法

① 炊き出しは、避難所内の住民組織、地域の各種団体、ボランティア、自衛隊等の協力を得て実施する。

② 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

③ 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受け入れを検討する。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所など適当な場所において実施する。なお、調理施設がない又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

第 19 節 保健衛生活動

担当部・機関	生活福祉対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	------------------------

町は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

また、町は、府等と連携し、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第 1 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

1 消毒措置の実施（感染症法第27条）

府の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を実施する。

2 ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

府の指導、指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 臨時予防接種（予防接種法第6条）

府の指導・指示により、感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定めて府と緊密な連携のうえ、池田保健所、一般社団法人池田市医師会等の協力を得て臨時に予防接種を実施する。

4 防疫調査・健康診断

- ① 府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。町は、池田保健所、一般社団法人池田市医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査・健康診断を実施する。
- ② 府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。町は、この実施に際して協力する。

5 衛生教育及び広報活動

府の指示、指導により、感染症の予防のため、住民に対して適切な衛生教育及び広報活動を実施する。

6 避難所等の防疫指導

府の指示、指導により、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

7 薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

8 応援要請

町単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。

9 その他

感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

10 報告

府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

11 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、府に提出する。

※一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

[感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(最終改正 平成26年11月21日)]

第2 食品衛生管理

食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するな

ど、府が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

府は、食中毒の防止に万全を期す。

- ① 物資集積拠点の衛生監視
- ② 避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- ③ 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- ④ 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- ⑤ 飲料水の衛生監視、検査
- ⑥ その他食品に起因する危害発生の排除

2 食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 被災者の健康維持活動

府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 健康相談等

府と連携して被災者の健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

(1) 巡回健康相談等

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育等を実施する。また、必要に応じて一般社団法人池田市医師会の協力のもと、健康診断を実施する。

(2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し早期に改善を図るため、栄養士会などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

(3) 要配慮者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者等の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。また、把握している高度医療を要する在宅療養者状況を確認し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等

災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

また、環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第4 動物保護等の実施

府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主不明の負傷動物や逸走状態の動物の保護については、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- ① 避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府と連絡調整を行う。
- ② 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- ③ 必要に応じて府と連携し、他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、府警察（豊能警察署）と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

4 放浪動物の対策

被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。

- ① 放浪動物の保護収容
- ② 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布
- ③ 負傷している動物の受入れ・治療
- ④ 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- ⑤ その他動物に関する相談の受付

第20節 社会秩序の維持

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------------

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

第1 住民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

府警察（豊能警察署）は、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。また、自主防災組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締まり及び被害防止など社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の把握

(1) 物価把握

住民から寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 府への要請

府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、

是正指導等の実施を要請する。

2 消費者情報の提供

消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

3 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合、住民はこれに応ずるよう努める。

第21節 建築物・住宅応急対策

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部
--------	---------------

町は、被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供など必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際は、高齢者、障害者を優先し、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるよう配慮する。

第1 住家等被災判定の実施

住家等の被害状況は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

1 判定会議

(1) 役割

判定会議を招集し、判定会議において調査要員の動員体制及び調査方法並びに判定の方針を定める。

(2) 構成員

指名された者とする。

2 現地調査の実施

(1) 第一次調査

町内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

(2) 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

3 調査方法

第一次調査は、あらかじめ住民に調査を行う旨（地区、日程）の広報を実施する。

第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。

4 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、別添のとおりである。

[資料 10-2 住家等被害の認定統一基準]

第2 住居障害物の除去

がけ崩れ等によって、居室、炊事場等に侵入した障害物を除去し、居住者の生活に支障をきたさないようにする。

1 除去の対象者

がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている場合で、かつ、自らの資力をもってしては除去できない者

2 除去作業

協定業者等の協力のもと、除去作業を実施する。

3 除去の範囲

除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

4 応援要請

協定業者等の資機材及び人員が調達・あっせんできない場合は、府へ応援を要請する。

第3 被災住宅の応急修理

災害救助法第2条に規定する区域において、住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住家の居室、炊事場、便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における被災住宅の応急修理は、知事が実施し、町長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、町長がこれを実施する。

2 応急修理の対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力をもってしては応急修理ができない者

3 修理作業

府のあっせんする建設業者が実施する修理作業に協力する。

4 修理の範囲

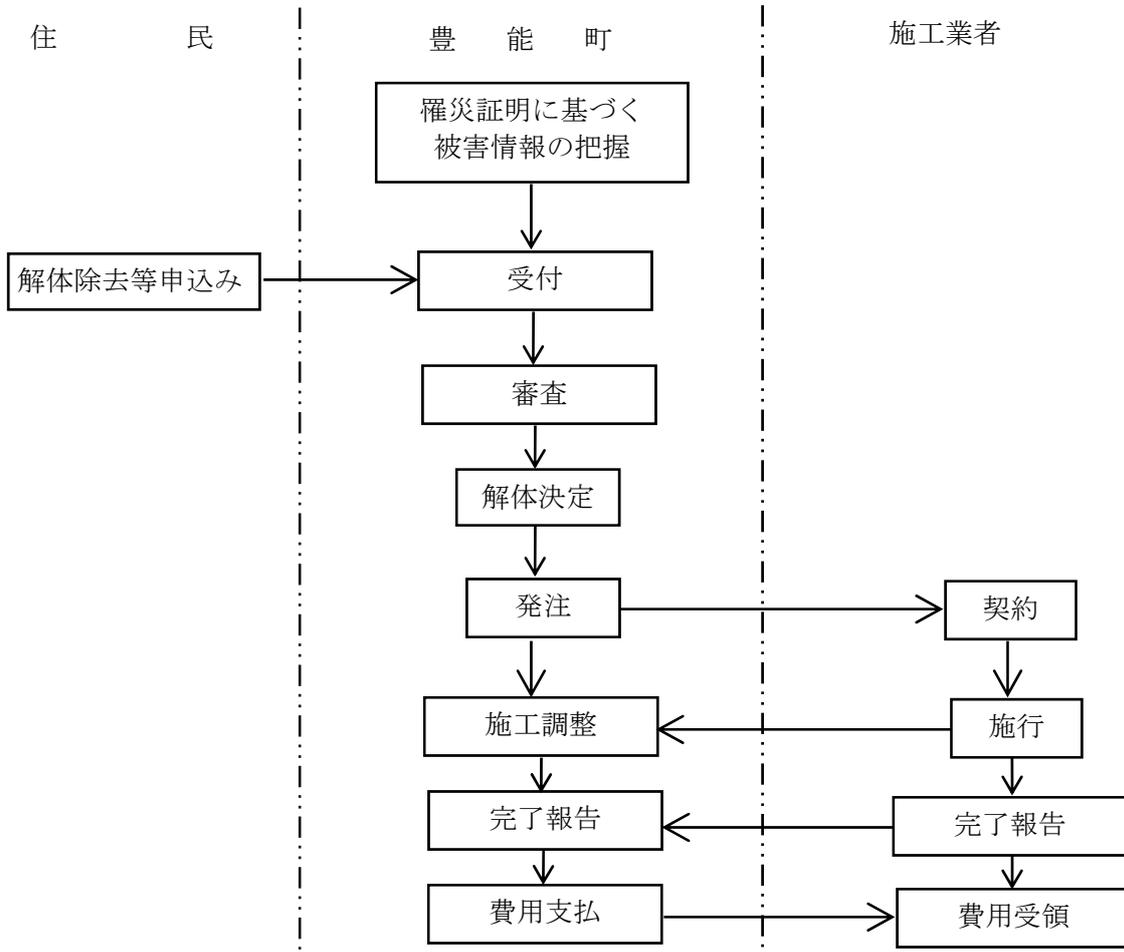
居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

5 修理期間

災害救助法適用による被災住宅の応急修理期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。

第4 被災住家の解体

被災者の経済的負担の軽減を図るため、府を通じて国に対する特別の措置を要請する。なお、特別措置法に基づき解体・除去等を公費で実施する場合、次のように実施する。



第5 応急仮設住宅の供与

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、供与する。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、知事が実施し、町長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、町長がこれを実施する。

2 入居対象者

住家が全壊、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

3 応急仮設住宅建設用地

あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地の中から、建設用地を選定する。

[第2編 災害予防対策第2章－第7節－第8 応急仮設住宅対策 参照]

4 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

5 応急仮設住宅の管理

府から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

6 その他

府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

また、高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第6 公営住宅等への一時入居

仮設住宅の建設状況及びみなし応急仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、期間を定めて、町、府営住宅、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の空き家への一時入居の措置を講じる。

第7 みなし応急仮設住宅の活用

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

第8 住宅に関する相談窓口の設置等

住宅相談窓口を設置し、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供に努める。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、府と共同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第22節 応急教育等

担当部・機関	教育対策部
--------	-------

町は、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

第1 校園の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設設備について、必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保するなど必要な次の措置を講じる。

- ① 応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- ② 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の校園、公民館等適当な公共施設を利用する。
- ③ 普通教室が使用できない場合は、特別教室、体育館等を利用する。なお、授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- ④ 校園が避難所等に利用され、校園舎の全部又は大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整する。

第2 応急教育の実施**1 応急教育の区分**

- ① 学校園長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、園児・児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに、交通

機関、道路の復旧状況その他を勘案し、府教育委員会若しくは町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の町との協議

イ 校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

- ② 災害によって施設が損傷若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の罹災程度、避難者の受入れ状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分に従って応急教育を実施する。

ア 臨時休校

イ 短縮授業

ウ 二部授業

エ 複式授業

オ 上記の併用授業

2 授業時数の確保

臨時休校、二部授業その他により授業時数の不足が考えられるため、できる限り速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

3 教職員体制の確立

教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の被害状況を踏まえ、応急教育を実施するために必要な教職員体制を確立する。

- ① 各学校園の教職員の出勤状況に応じて、当該学校園長と連絡・調整を図りながら、応急教育に必要な教職員体制の確立を図る。
- ② 府教育委員会と速やかに調整を図り、必要な措置を講じる。

4 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

5 転校措置

園児・児童・生徒の転校園手続き等の弾力的運用を図る。

第3 学校給食の措置

町内の各学校は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、町教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定するものとするが、その際、次の事項に留意する。

なお、町は関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じるものとする。

- ① 給食施設の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努める。
- ② 指定避難所として使用されている学校は、被災者に対する炊き出しが行われる場合、その調整に留意する。
- ③ 被災地域においては、感染症発生のおそれがあるため、衛生については特に留意する。

第4 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

被災によって就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助する。

2 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対して、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

第5 園児・児童・生徒の健康管理

被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、池田保健所等と連携して臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第6 保育所の措置

保育所施設についても、上記に準じて保育幼児の保護及び保育に十分配慮するものとする。

第7 文化財対策

文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者又は管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する。

また、府教育委員会との協議に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

第23節 遺体対策

担当部・機関	建設環境対策部、府
--------	-----------

町は、府警察（豊能警察署）と連携のうえ、遺体の安置・処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

第1 遺体の安置

遺体を発見した場合は、所定の措置を講じたうえ、遺体安置所へ搬送し安置する。

1 遺体を発見した場合の措置

遺体を発見した場合、発見者は速やかに府警察（豊能警察署）に連絡する。

府警察（豊能警察署）は、検視（検分）その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は町）に引き渡す。

2 遺体の安置

（1）遺体安置所

- ① 遺体安置所は、公共施設等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
- ② 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- ③ 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討する。
- ④ 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討する。
- ⑤ 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとるほか、死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

（2）搬送・安置

警察官の検視（検分）及び医師の検案を終えた遺体は、府警察（豊能警察署）その他関係機関の協力を得て、速やかに遺体安置所へ搬送し安置する。ただし、現場の状況等によって現場での検視（検分）、検案が困難な場合は、遺体安置所において行うものとする。

第2 遺体の処理

遺族において対応が困難若しくは不可能な場合は、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

1 遺体の処理方法

(1) 遺体の処理範囲

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置、遺体の一時保存、検案等とする。

(2) 資機材等や車両の調達

- ① ドライアイス、棺等の遺体の処理に係る資機材を速やかに調達する。
- ② 資機材等や車両の調達が困難な場合は、府に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。
- ③ 必要に応じて民間の葬儀業者と連携し、遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
- ④ 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具のほか、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。

(3) 遺体の身元確認

遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえで納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

身元不明の遺体については、府警察（豊能警察署）、その他関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引取り

身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。
遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

2 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお遺体の処理を必要とする止むを得ない場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては、遺体処理台帳及び遺体処理支出関係書類を整理する。

第3 遺体の埋火葬

遺族等において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

なお、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、府警察（豊能警察署）による検視（検分）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

1 埋火葬の方法

- ① 対象者は、災害の際に死亡した者とする。
- ② 府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。
- ③ 必要に応じ、遺体搬送のために霊柩車以外の車両を使用する。
- ④ 仮埋葬を行うことなく遺体を適切に処理できるよう、必要な措置を講じる。
- ⑤ 身元が判明しない遺体は、町長の判断に基づき埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。
なお、火葬後の遺骨は一時保管し、遺族、親戚等引取人が判明次第引き渡す。

遺体の埋火葬の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお遺体の埋火葬を必要とする止むを得ない場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

2 埋火葬に関する書類

埋火葬を実施するために必要な、埋葬・火葬台帳及び埋葬・火葬支出関係書類を作成する。

第4 府への応援要請

自ら遺体の処理、埋火葬が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第24節 廃棄物の処理

担当部・機関	建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------

し尿、ごみ及びがれき等の災害廃棄物について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

第1 し尿処理

被災地域の衛生状態の保持のため、速やかに災害用トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

災害用トイレの必要数を把握し、速やかに災害用トイレを設置する。

- ① 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び災害用トイレの必要数を把握する。
- ② し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ③ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、要配慮者に配慮しつつ、速やかに災害用トイレを設置する。

2 災害用トイレの設置

必要に応じ関係業者に協力を要請し災害用トイレを設置する。

(1) 災害用トイレ設置の基準

災害用トイレを次の基準を目安として設置する。

- ・災害用トイレ設置箇所数：7 箇所（指定避難所 5、東西公共施設各 1）
- ・災害用トイレ設置台数：1 箇所 4 基（男女各 2 基）

(2) 災害用トイレの調達

トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用する他、関係業者及び府に協力を要請する。

また、同時にトイレトーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設の手配も行う。

(3) 災害用トイレの設置

災害用トイレは、指定避難所に優先的に設置する。

また、公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関西電力株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

3 災害用トイレの管理

住民組織及び各種団体の協力を得て、災害用トイレの管理を行う。

- ① 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、災害用トイレの衛生状態の保持に努める。
- ② し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、汲み取り、消毒を行う。
- ③ 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等を要請する。

4 処理

処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理の体制を確定する。

5 応援要請

町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ府の他、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」等に基づき他の市町村、関係団体に応援を要請する。

第2 ごみ処理

被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

ごみ処理に必要な情報を把握する。

- ① 避難所をはじめ被災地域における、ごみの収集処理見込み量を把握する。
- ② 町のごみを受け入れる、ごみ処理施設の被害状況及び復旧見込みを把握する。

2 ごみ処理対策

災害に伴い発生したごみを、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、速やかに収集・運搬し、処理する。

3 ごみ収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

4 処理

処理施設での処理能力を上回る大量ごみが発生した場合は、周辺の環境に留意し、公有地等を仮置場として利用する。

消毒剤、消臭剤、殺虫剤等及び散布機器を確保し、一時保管所、収集場所等の衛生状態を保持する。

5 応援要請

町単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ府の他、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」等に基づき他の市町村、関係団体に応援を要請する。

第3 災害廃棄物処理

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、災害廃棄物の適切な処理を実施する。

1 初期対応

町及び関係機関は、災害廃棄物処理に必要な情報を把握し、応急対策を実施する。

- ① 災害廃棄物の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- ② 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 住宅関連の災害廃棄物処理

住宅障害物の除去、被災住宅の応急修理及び被災家屋の解体に伴い発生した災害廃棄物を速やかに処理する。

3 公共施設上の災害廃棄物処理

(1) 主要道路上の災害廃棄物処理

道路の巡視を行い、通行に支障をきたしている災害廃棄物を除去・処理する。

(2) 河川関係の災害廃棄物処理

災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえる災害廃棄物を除去・処理する。

(3) 鉄軌道上の災害廃棄物の処理

鉄道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物を除去・処理する。

4 除去した災害廃棄物の処理

① 多量の災害廃棄物が発生した場合は、公有地等を仮置場として選定する。

② 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、仮置場へ直接搬送する。

③ 可燃物で再使用不能のものは、焼却する。

仮置場では、災害廃棄物の分別を徹底し、ごみの種類ごとに処分先を区別して適切に処理する。また、仮置場が満杯になった際には、2次仮置場を設置し、仮置場が満床になる事態を防ぐことに努める。

5 損壊家屋の解体処理

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

6 災害廃棄物処理上の留意事項

災害廃棄物の処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

① 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

② 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に除去・処理する。

③ 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努め、最終処分量の低減を図る。

④ アスベスト等有害な災害廃棄物については、専門業者に処理を委託し、住民の健康管理に十分配慮する。

7 応援要請

町単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ府の他、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」等に基づき他の市町村、関係団体に応援を要請する。

第4 死亡動物の収集・処理

被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。

1 初期対応

死亡・放浪動物の発生状況を把握する。

2 死亡動物の処理

死亡動物発見の連絡を受けたときは、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。

収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

第5 環境保全対策

被災地域の環境保全のため、大気・水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

1 初期対応

被災によって有害物質が漏えいした場合、又はそのおそれがあるときは、原因となる主要工場等に対して、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 大気・水の監視

災害が発生した場合の環境調査について、その都度国、府、関係機関等と協議して決める。

3 建築物の被災又は解体に伴う対策

(1) 粉塵飛散防止対策

建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

(2) アスベスト飛散防止対策

① 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

② 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

ア 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの対策を実施する。

イ 事前に除去できない場合は、シートで囲い込み、可能な限り薬剤の散布による固化を行うなど関係法令を遵守して作業を行う。

ウ 使用の有無が確認できない場合は、シートで囲い込み、薬剤の散布による固化又は十分な散水を実施のうえで作業を行う。

③ 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

(3) 災害廃棄物の搬出時の飛散防止対策

災害廃棄物の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第25節 自発的支援の受入れ

担当部・機関	生活福祉対策部、関係機関
--------	--------------

町は各地から寄せられる支援の申し入れに対しては、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関、NPO等は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用するとともに、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

関係各部は、次のような活動が円滑に実施できるよう適切に対処する。

① 被災者に対する炊き出し

- ② 救助物資の仕分け・配付
- ③ 要介護者などのニーズ把握、安否確認、介助
- ④ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- ⑤ その他被災者に対する支援活動

(2) 受入れ窓口の開設

町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

ボランティア関係団体に対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

第2 義援金・義援物資の受付・配分

寄託された義援金・義援物資の受付、配分を行う。

1 義援金の受付・配分

(1) 受付

義援金及び見舞金の受付窓口を開設し、受付業務を行う。
受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

義援金は、配分方法、伝達方法等を関係する各対策部が協議のうえ、決定するとともに、決定した方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

2 義援物資の受付・配分

(1) 受付

- ① 町役場等に義援物資の受付窓口を開設し受け付ける。
- ② 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- ③ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、梱包箱等には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- ④ 義援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。
 - ア 義援物資は梱包箱を開閉することなく物資名、数量がわかるように表示する。
 - イ 複数の品目を梱包しない。
 - ウ 腐敗する食料は避ける。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 配分

義援物資は、要配慮者を優先して配分する。

(4) 搬送

府及び他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

3 被災地に義援物資を提供する際の住民・企業等の配慮事項

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資を提供するとともに、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うこととする。

町は、府と連携し、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

また、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

4 郵便料金の免除等

日本郵便株式会社大阪中央郵便局は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第3 海外からの支援の受入れ

海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な受入れ措置を講じる。

1 国、府との連絡調整

海外からの支援の受入れについては、基本的に国において推進されることから、府と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡するとともに、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

支援内容、到着予定日時、場所、活動日程及び被災地域のニーズ・受入れ体制を確認のうえ、受入れ準備を行う。

また、海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて案内者、通訳、活動拠点、宿泊場所等の確保を行う。

第4編 風水害等災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧

担当部・機関	各対策部、府、関係機関
--------	-------------

町、府及び防災関係機関は、住民の意向を尊重のうえ、それぞれが所管する施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、災害の再発防止と復旧に努める。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

公共施設等の直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、府に報告する。

第2 災害復旧事業計画の作成

町は、公共施設等の被害の状況や発生原因から復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第3 復旧完了予定時期の明示

町、府及び防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第4 災害復旧の種類

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設復旧事業計画
- ③ 都市施設等災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 中小企業の振興に関する事業計画
- ⑪ その他の災害復旧事業計画

第5 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたり、法律等に基づき国が負担又は補助する事業は別に示すものとする。

第2節 罹災証明の発行

担当部・機関	総務対策部
--------	-------

町は、各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

第1 罹災証明書の発行

罹災者に対し必要があると認めた場合は、罹災証明書を発行する。

罹災証明書の発行について被災状況があきらかに一部損壊以上であるが、被災判定調査に時間を要する場合は、本人の申告に基づき、罹災届出証明書（被災者自身が被災内容を町へ届け出たことを証明する）を発行する。この場合、その後の調査によって確認したときは、罹災証明書に切替え発行する。

第2 被災者台帳の作成

被災状況を調査のうえ、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

- ① 家屋台帳及び住民基本台帳から被災者台帳を作成する。
- ② 建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第3節 激甚災害の指定

担当部・機関	各対策部、府
--------	--------

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切に復旧事業を実施する。

第1 激甚災害指定の手続

1 激甚災害の指定

府は町の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

2 特別財政援助の交付手続き

町は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、府に提出する。

第2 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧等に関する特別の財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他の特別の財政援助及び助成

第3 特定大規模災害

特定大規模災（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるとき、その工事を府に要請することができる。

第4節 被災者の生活確保

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	------------------------------

町は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付け等を行う。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところによって、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

- ① 地震、暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。
 - ア 町において住居が5世帯以上滅失した災害
 - イ 府域において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害
 - ウ 府域において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- ② 次の場合、支給を制限する。
 - ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合
- ③ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例が定める順位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
- ④ 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2 府災害見舞金の支給

府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

災害によって被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。貸付利率については、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資するよう、町条例で設定を行うことができる。（施行日：H31.4.1）

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

国の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府社会福祉協議会が実施主体となり、府内居住の低所得者世帯に対して行っている、生活福祉資金の災害援護資金貸付が迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世

帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

第3 町税等の減免・徴収猶予等

1 町税の減免措置等

地方税法、豊能町税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は町税を納付若しくは納入することができないと認められるときは、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が町税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

災害によって被災した者に対して、個人の住民税、固定資産税等の町税を軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国税及び府税の減免措置

国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期間の延長、徴収の猶予、滞納処分の執行の停止並びに減免の措置等を災害の状況によって実施する。

3 国民健康保険税の減免等

(1) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(2) 減免

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

4 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて関係条例に基づき減免する。

第4 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等のあっせんに努める。また、復興過程における被災者の居住の安定を図るため、公営住宅等の空家の活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。

1 住宅復興計画の作成

町は府と連携し、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状にあった施策を推進する。

2 住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅の供給に努める。

(2) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な中堅所得層等に対して優良な賃貸住宅の供給に努める。

3 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

4 災害復興住宅融資

府と協力・連携し、住宅金融支援機構が行う、住宅に被害を受けた者に対する災害復興住宅融資が該当する住民に対し、迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

5 罹災都市借地借家臨時処理法の適用の検討

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法適用の検討を要請する。

第5 被災者生活再建支援金**1 被災者生活再建支援金の支給**

府は、町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備などを図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要**(1) 被災者生活再建支援法の目的**

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同第2条のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- ② 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- ③ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- ④ 5世帯以上の住家が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(3) 対象世帯

自然災害により次の被害を受けた世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④ 大規模半壊世帯（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯）

(4) 支援対象経費

支給額は、①、②の各支援金の合計額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

区分	複数世帯	単数世帯
全壊	100万円	75万円
解体（半壊・敷地被害）	100万円	75万円
長期避難	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37.5万円

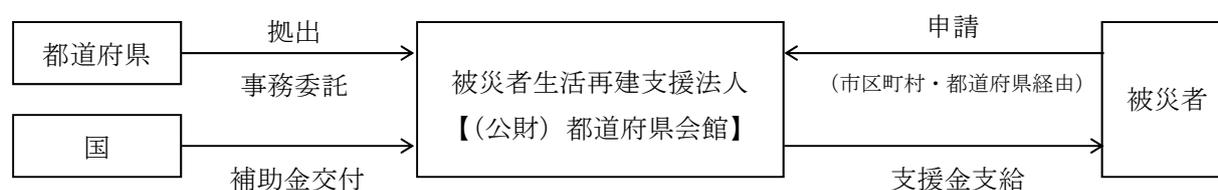
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分	複数世帯	単数世帯
建設・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸住宅（公営住宅以外）	50万円	37.5万円

※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

第5節 中小企業の復興支援

担当部・機関	建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------

町は、被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、支援が迅速かつ的確に行われるよう府や政府系金融機関に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を行う。

第1 被害状況及び資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために国や府が実施する中小企業の被害状況等の調査に協力する。

第2 中小企業者に対する支援制度の周知

政府系金融機関の融資、府災害復旧資金緊急融資、府中小企業経営安定資金の融資などの支援制度について、商工会やその他中小企業関係団体との協力のもと、中小企業者に周知徹底を図る。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 大阪府災害等対策資金及び経営安定資金

被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための資金を貸し付ける。

第6節 農林業関係者の復興支援

担当部・機関	建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------

町は、被災した農林業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、支援が迅速かつ的確に行われるよう府に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を行う。

第1 被害状況及び資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために府が実施する農林業関係者の被害状況等の調査に協力する。

第2 農林業関係者に対する支援制度の周知

天災融資資金、農林漁業金融公庫資金、府農林漁業経営安定資金の融資などの支援制度について、町土地改良区、大阪北部農業協同組合等の農林業関係団体との協力のもと、農林業関係者に周知徹底を図る。

1 天災融資資金（天災融資法）

融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金制度

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第7節 ライフライン等の復旧

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------------

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図るうえで、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

第1 復旧計画の策定等

1 復旧計画の策定

- ① 施設、設備などの被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。また、必要に応じて被害原因等の調査を行う。
- ② 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設、避難所、官公署等の重要施設を優先することを原則とし、被害状況や復旧難易度、復旧効果の大きいものから復旧計画を立てる。
- ③ 単独復旧が困難な場合は、他の業者からの応援を受ける。
- ④ 設備復旧後の再稼働時には、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

2 ライフライン事業者

- ① 上水道（大阪広域水道企業団）
- ② 下水道（町）
- ③ 電力（関西電力株式会社）
- ④ ガス（大阪ガス株式会社）
- ⑤ 電気通信（西日本電信電話株式会社）
- ⑥ 放送（日本放送協会、民間放送事業者）
- ⑦ 鉄道（能勢電鉄株式会社）
- ⑧ バス（阪急バス株式会社）
- ⑨ 道路（町、府、近畿地方整備局）

第2 広報

被害状況、対応状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。また、ホームページ上に復旧状況を掲載し幅広い情報伝達に努める。

第2章 復興の基本方針

担当部・機関	各対策部、関係機関
--------	-----------

被災地の復興に際しては、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、被災者の生活再建や被災中小企業の復興その他経済復興を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安定性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

その際には、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにしたうえで、復興事業を実施していく。

また、地域の総合的な復興が必要と認められる場合は、速やかに復興本部を設置する。

第1節 災害復興方針の策定

町長は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員によって構成される災害復興検討委員会を設置し、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行い、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

第2節 災害復興計画の策定

- ① 大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに災害復興方針に基づき、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく具体的な災害復興計画を策定する。この計画では、市街地復興に関する計画、住宅復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- ② 原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。
- ③ 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や府との連携などにより、必要な体制を整備する。
- ④ 住民の生活安全の確保と環境保全に配慮した防災まちづくりを推進するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、女性や要配慮者、多様な主体の参画の促進を図りつつ将来に悔いのないまちづくりをめざす。

第3節 災害復興事業の実施

町長は、府及び関係機関・団体並びに住民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。なお、事業の計画的な推進のため、必要に応じて町役場内に災害復興に関する復興本部等を設置する。

第5編 地震応急対策

第1章 初動期の応急活動

第1節 組織動員体制

担当部・機関 各対策部、豊能消防署

町は、町域内に地震が発生した場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、発生震度に応じた組織動員体制をとる。

町はその際、災害応急対策に従事する者の安全確認に十分留意する。

第1 地震時の組織動員の概要

町域に震度5弱以上の地震が発生したとき、又は近隣市町に震度5強以上の地震が発生したとき、町長は町災害対策本部を自動的に設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

また、町域に震度4の地震が発生したとき、又は近隣市町に震度5弱の地震が発生し町に被害が予想されるとき、災害情報の収集など災害応急対策を実施するため、町長は災害警戒本部を設置する。

なお、町域の震度が3の地震であっても、近隣市町のいずれかで震度4の地震が発生したときは、災害情報の収集を行うため、情報収集体制をとる。

参集は、休日や夜間等の勤務時間外であっても、発生した震度に応じて参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に自主参集する。

第2 活動体制の確立

地震が発生した場合、震度を速やかに把握するとともに、発生震度に応じた活動体制をとる。

1 震度の判定

震度は、気象庁が発表する豊能町の震度（町の震度が発表されない場合は能勢町、池田市、川西市、箕面市など近隣市町の震度）とする。勤務時間外において、停電等によって地震情報が確認できない場合は、職員各自の判断による。

2 活動体制

発生震度に応じた活動体制をとり、情報収集及び必要な災害応急対策を実施する。

- ① 発生した震度に応じて災害対策の活動組織・動員体制を決定する。なお、震度4以下であっても、災害の規模によっては配備の指令があるので、連絡を受けられる状態にしておく。

発生した震度	災害応急対策の体制	配備区分
震度5弱以上	災害対策本部の自動設置	C号配備
震度4	災害警戒本部の自動設置	警戒配備
震度3かつ近隣市町のいずれかで震度4 ※：池田土木事務所管内で震度4、又は府内で1市町村でも震度5弱以上が発生すると、府の緊急防災推進員が町役場に参集するので、配備該当者は参集する。	情報収集体制	

- ② 上記以外は町長が決定し、指令を発すものとする。

（注）南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、東海地震注意情報、南海トラフ地震に関する情報の発表後から地震発生まで又は警戒解除宣言までの措置については、付編に記載する。

第3 災害対策本部の設置

第3編 風水害応急対策第1章－第2節－第1 災害対策本部の設置と同じ。

第4 災害警戒本部の設置

第3編 風水害応急対策第1章－第2節－第2 災害警戒本部の設置と同じ。

第5 情報収集体制

次の項目以外は、第3編 風水害応急対策第1章－第2節－第3 情報収集体制と同じ。

1 体制を解消する基準

- ① 調査の結果、町域に被害がないとき
- ② 災害対策本部又は災害警戒本部体制に移行して災害応急対策を実施することとなったとき

2 構成、所掌事務

総務部及び建設環境部の職員6人程度とする。

第6 緊急防災要員による初動体制

町長は、次の活動基準に該当する場合、初動期の応急対策を実施するため、あらかじめ指名する緊急防災要員による初動体制を構成する。

1 活動基準

震度5弱以上を観測する地震が発生したとき

2 活動内容

(1) 被害状況の把握

- ① 緊急防災要員は、あらかじめ定められた経路の被害状況の把握を行いながら、開設を担当する避難所に参集する。
- ② 参集途上では、住民からの被害情報収集にも努める。
- ③ 避難所に参集後、把握した被害状況を報告する。

(2) 避難所の開設

- ① 避難所は、施設管理者（用務員などの所管管理者の指定する者を含む）が開設するが、施設管理者が開設困難な場合は、緊急防災要員が避難所を開設する。
- ② 避難所を開設する場合は、速やかに施設を点検のうえ、安全を確認後開設する。
- ③ 避難所の施設管理者（避難所の管理責任者）に引継ぎ後、所属の事務分掌に基づく災害対策活動を実施する。

第7 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、発生した震度に応じて職員を動員配備する。
第3編 風水害応急対策第1章－第2節－第4 動員体制と同じ。

第8 参集場所、参集途上の活動

1 参集場所

職員の参集場所は、緊急防災要員等、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とし、地震発生時に勤務場所に不在の場合は、第3編 風水害応急対策第1章－第2節－第5 参集場所、参集途上の活動の要領で参集する。

2 参集途上の活動

次の項目以外は、第3編 風水害応急対策第1章－第2節－第5 参集場所、参集途上の活動と同じ。

(1) 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。

- ① 道路交通施設の被害状況、道路の渋滞状況
- ② 鉄道施設の被害状況及び運行状況
- ③ 建築物等の倒壊等被災状況
- ④ 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況
- ⑤ がけ崩れ等の土砂災害の状況
- ⑥ 火災発生状況
- ⑦ 被災者・避難者の状況
- ⑧ その他被災状況

第9 非常時優先業務の実施

勤務時間内及び在庁時に地震が発生した場合は、在庁者の安全確保と避難誘導、職員の安全確保、通信機能・情報機器・電源の確認・確保を速やかに実施する。

大規模地震時に限られた資源を優先的に活用し、災害応急対策業務の重点的实施と通常業務の早期復旧を図るため、災害対策本部においては、豊能町業務継続計画（BCP）で定める非常時優先業務の実施の可否について決定し、各対策部に周知する。

第10 福利厚生

災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

第3編 風水害応急対策第1章－第2節－第6 福利厚生と同じ。

第2節 情報の収集・伝達

担当部・機関	各対策部、豊能消防署、府、関係機関
--------	-------------------

地震発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

また、収集した情報の確認や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 地震情報等の収集・伝達系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各対策部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

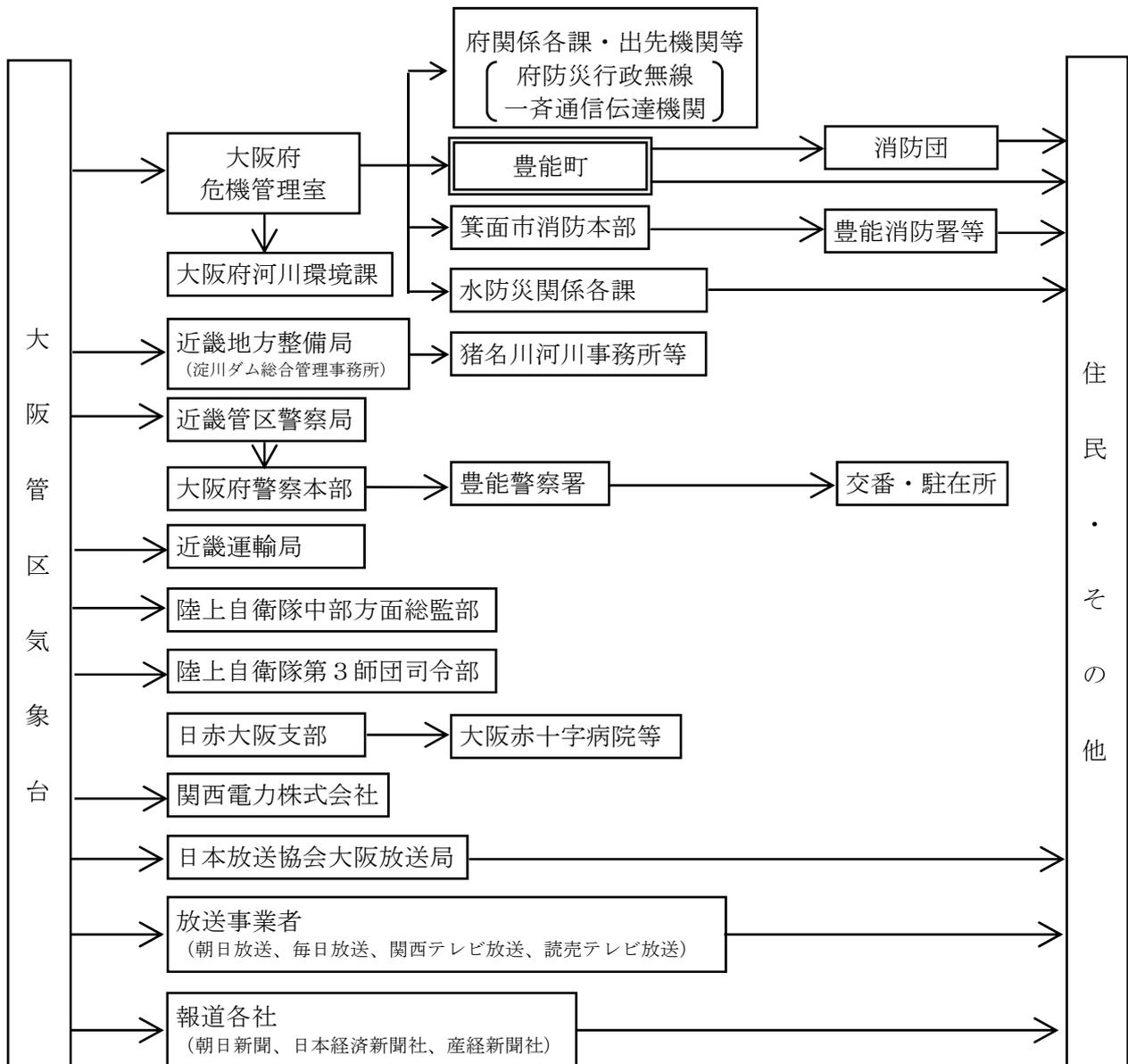
(1) 緊急地震速報等

- ① 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される区域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
- ② 気象庁は、地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名、地震の揺れ、発現時刻を速報するとともに、震源、地震の規模、震度、津波の可能性等を発表する。

(2) 伝達

- ① 気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。
- ② 日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

【地震情報等の関係機関への伝達経路】



(3) 地震情報

府防災情報システム等を通じて、大阪管区気象台の発表する地震情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手するよう努める。

(4) 火災情報

火災発生の通報は、通常の場合、住民からの 119 番通報による。

電話不通時は、住民から豊能消防署への通報及び緊急防災要員の情報による。

2 情報の収集・伝達系統

第3編 風水害応急対策第2章―第1節―第1―2 情報の収集・伝達系統と同じ。

3 異常現象の発見及び通報

第3編 風水害応急対策第2章―第1節―第1―3 異常現象の発見及び通報と同じ。

第2 被害状況の把握

地震発生後、早期に被害状況について調査するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

1 被害概況の把握

緊急防災要員は、あらかじめ定められた経路の被害状況を調査し、被害概況を把握する。調査結果は、参集拠点ごとにとりまとめ、報告する。

各部課は、事務分掌に基づき、被害概況を把握し報告する。なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握し報告する。

2 被害状況の把握

緊急防災要員及び各部課からの報告に基づき、被害概況を随時とりまとめるとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

把握する内容は、第3編 風水害応急対策第2章―第1節―第2 被害状況の把握と同じ。

[資料 10-1 被害状況等報告基準]

[資料 11-2 被害概況報告書]

第3 避難及び応急対策の実施状況の把握

第3編 風水害応急対策第2章―第1節―第3 避難及び応急対策の実施状況の把握と同じ。

第4 被害状況等の集約・整理等

第3編 風水害応急対策第2章―第1節―第4 被害状況等の集約・整理等と同じ。

第5 府及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）に従い、原則府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う）。ただし、地震が発生し、町域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁にも報告するものとする（直接即報基準）。

第3編 風水害応急対策第2章―第1節―第5 府及び国への報告と同じ。

第6 通信手段の確保

第3編 風水害応急対策第2章－第1節－第6 通信手段の確保と同じ。

第3節 災害広報・広聴対策

担当部・機関	総務対策部、関係機関
--------	------------

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、住民に対して正確な情報を広報する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、特別相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

第1 災害広報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、住民に対して広報活動を実施する。

1 広報の内容

次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

(1) 地震発生直後の広報

- ① 地震の規模、地震活動、気象の状況
- ② 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ③ 同規模の地震が発生する危険性の注意喚起
- ④ 要配慮者への支援の呼びかけ など

(2) その後の広報

- ① 二次災害の危険性
- ② 被災状況とその後の見通し
- ③ 被災者のために講じている施策
- ④ ライフライン、交通施設等の復旧状況
- ⑤ 医療機関などの生活関連情報
- ⑥ 交通規制情報
- ⑦ 義援物資等の取り扱い
- ⑧ その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集、運搬等生活関連情報）
必要な事項
- ⑨ 災害の補償や融資に関すること など

2 広報の方法

第3編 風水害応急対策第2章－第2節－第1－2 広報の方法と同じ。

3 災害時の広報体制

第3編 風水害応急対策第2章－第2節－第1－3 災害時の広報体制と同じ。

4 避難行動要支援者への広報

第3編 風水害応急対策第2章－第2節－第1－4 要配慮者への広報と同じ。

第2 報道機関への情報提供等

第3編 風水害応急対策第2章－第2節－第2 報道機関への情報提供等と同じ。

第3 広聴活動の実施

第3編 風水害応急対策第2章－第2節－第3 広聴活動の実施と同じ。

第4 被災した外国人への支援活動

第3編 風水害応急対策第2章－第2節－第4 被災した外国人への支援活動と同じ。

第4節 応援の要請・受入れ

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、豊能消防署、府、関係機関
--------	----------------------------

第3編 風水害応急対策第2章－第3節 応援の要請・受入れと同じ。

第1 行政機関等への応援の要請・受入れ

第3編 風水害応急対策第2章－第3節－第1 行政機関等への応援の要請・受入れと同じ。

第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ

第3編 風水害応急対策第2章－第3節－第2 消防活動に係る応援の要請・受入れと同じ。

第3 民間団体等への協力要請

第3編 風水害応急対策第2章－第3節－第3 民間団体等への協力要請と同じ。

第5節 自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ

担当部・機関	総務対策部、府、関係機関
--------	--------------

第3編 風水害応急対策第2章－第4節 自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れと同じ。

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

第3編 風水害応急対策第2章－第4節－第1 自衛隊に対する災害派遣要請と同じ。

第2 自衛隊の自発的出動基準

第3編 風水害応急対策第2章－第4節－第2 自衛隊の自発的出動基準と同じ。

第3 派遣部隊の受入れ

第3編 風水害応急対策第2章－第4節－第3 派遣部隊の受入れと同じ。

第4 派遣部隊の活動

第3編 風水害応急対策第2章－第4節－第4 派遣部隊の活動と同じ。

第5 派遣部隊の撤収要請

第3編 風水害応急対策第2章－第4節－第5 派遣部隊の撤収要請と同じ。

第6節 消火・救助・救急対策

担当部・機関 生活福祉対策部、消防対策部、箕面市消防本部、府、関係機関

町及び箕面市消防本部は、被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救急活動を実施する。

第1 災害発生状況の把握

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、あらゆる通信手段を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報の伝達を行う。箕面市消防本部は、町と連携し、住民からの通報等によって、情報の把握に努める。

第2 震災時の消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 同時多発火災の防ぎょ対策

- ① 出動部隊数の調整及び活動部隊数の合理化並びに無線統制
- ② 消防団との連携
- ③ 非常招集による緊急増強隊の編成
- ④ 他市町村消防応援隊の要請及び活用
- ⑤ 出動体制の迅速化
- ⑥ ホースの確保
- ⑦ 防火水槽及び自然水利の活用
- ⑧ 活動時における情報収集・連絡

3 広域断水時火災の防ぎょ対策

- ① 防火水槽及び自然水利の適切な活用による水利の確保
- ② タンク車の優先出動及び活動
- ③ 有効かつ的確な水利統制
- ④ 機械性能の保持及び積載ホースの増加
- ⑤ 活動時における情報収集・連絡
- ⑥ 火気使用者への啓発
- ⑦ 危険区域への重点立入検査

4 中高層建築物等火災の防ぎょ対策

- ① 活動期における出動小隊の任務分担
- ② 排煙、進入時等における資機材の活用
- ③ 中高層建築物等の消防用設備の活用
- ④ 水損防止
- ⑤ 活動時における情報収集・連絡

5 林野火災の防ぎょ対策

- ① 風向、山容を考慮した出場順路の選定
- ② 消防団との連携

- ③ 消火体制防火線の設定
- ④ ホースの増載、小型動力ポンプの積載、水利の中継

第3 救助・救急活動

震災時には、建築物の倒壊、落下物、火災等により広域的かつ集中的に被害の発生が予想されるため、府警察（豊能警察署）、消防団等関係機関、地域住民との連携のもと、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

1 活動の方針

第3編 風水害応急対策第2章－第5節－第1－1 活動の方針と同じ。

2 活動の要領

第3編 風水害応急対策第2章－第5節－第1－2 活動の要領と同じ。

第4 行方不明者の搜索

第3編 風水害応急対策第2章－第5節－第2 行方不明者の搜索と同じ。

第5 各機関による連絡会議の設置

第3編 風水害応急対策第2章－第5節－第4 各機関による連絡会議の設置と同じ。

第6 地域住民との連携

第3編 風水害応急対策第2章－第5節－第5 地域住民との連携と同じ。

第7 惨事ストレス対策

第3編 風水害応急対策第2章－第5節－第6 惨事ストレス対策と同じ。

第7節 応急医療対策

担当部・機関	生活福祉対策部、消防対策部、豊能消防署、府、関係機関
--------	----------------------------

第3編 風水害応急対策第2章－第6節 応急医療対策と同じ。

第1 医療情報の収集・提供活動

第3編 風水害応急対策第2章－第6節－第1 医療情報の収集・提供活動と同じ。

第2 現地医療対策

第3編 風水害応急対策第2章－第6節－第2 現地医療対策と同じ。

第3 後方医療対策

第3編 風水害応急対策第2章－第6節－第3 後方医療対策と同じ。

第4 災害医療機関の活動

第3編 風水害応急対策第2章－第6節－第4 災害医療機関の活動と同じ。

第5 医薬品等の調達・確保

第3編 風水害応急対策第2章－第6節－第5 医薬品等の調達・確保と同じ。

第6 個別疾病対策

第3編 風水害応急対策第2章－第6節－第6 個別疾病対策と同じ。

第8節 応急避難

担当部・機関 総務対策部、生活福祉対策部、教育対策部、関係機関

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難勧告又は避難指示（緊急）や誘導等必要な措置を講じることとし、府は時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 避難勧告又は避難指示（緊急）

地震の発生によって、がけ崩れ等の被害の危険性がある地域の住民に対し、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令し、生命又は身体の安全を確保する。

また、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

1 実施者

第3編 風水害応急対策第1章－第6節－第2－1 実施者と同じ。

2 避難勧告又は避難指示（緊急）の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難の勧告又は避難指示（緊急）を発令する。発令にあたっては、避難勧告又は避難指示（緊急）をした地域名、避難場所、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、ホームページ、携帯メール、広報車などにより周知徹底を図る。

また、自主防災組織、自治会等の協力を得て、伝達もれがないよう周知徹底を図るとともに、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

(1) 避難勧告

区分	基準及び方法
条件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合 発令基準 ①地震によるがけ崩れや建築物の倒壊等の危険があるとき ②火災発生のための避難の必要が生じたとき
伝達内容	避難対象地域、勧告者、避難すべき理由、避難場所、避難経路、避難時の注意事項等

区分	基準及び方法
伝達方法	防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、ホームページ、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。 （周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。）

(2) 避難指示（緊急）

区分	基準及び方法
条件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合 発令基準 避難勧告発令基準①又は②より状況が悪化したとき
伝達内容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難場所、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、ホームページ、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール、テレビ放送、ラジオ放送、口頭伝達、サイレン（水防第4信号）を併用する。 （周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。）

3 避難勧告又は避難指示（緊急）の連絡

第3編 風水害応急対策第1章－第6節－第2－3 避難勧告又は避難指示（緊急）の連絡と同じ。

第2 警戒区域の設定

第3編 風水害応急対策第1章－第6節－第3 警戒区域の設定と同じ。

第3 避難

第3編 風水害応急対策第1章－第6節－第4 避難と同じ。

第9節 緊急輸送活動

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------------

第3編 風水害応急対策第2章－第7節 緊急輸送活動と同じ。

第1 陸上輸送

第3編 風水害応急対策第2章－第7節－第1 陸上輸送と同じ。

第2 航空輸送

第3編 風水害応急対策第2章－第7節－第2 航空輸送と同じ。

第3 交通規制

第3編 風水害応急対策第2章－第7節－第3 交通規制と同じ。

第10節 二次災害防止対策

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、消防対策部、府、箕面市消防本部、関係機関
--------	------------------------------------

地震活動等による地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策を講じる。

また、ため池については、町は、府及びため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施し、必要に応じて「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき耐震対策を実施する。

第1 公共土木施設等

第3編 風水害応急対策第2章－第8節－第1 公共土木施設等と同じ。

第2 建築物等

第3編 風水害応急対策第2章－第8節－第2 建築物等と同じ。

第3 危険物施設等

第3編 風水害応急対策第2章－第8節－第3 危険物施設等と同じ。

第4 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）

第3編 風水害応急対策第2章－第8節－第4 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）と同じ。

第11節 ライフライン・放送の確保

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、関係機関
--------	--------------------

第3編 風水害応急対策第2章－第9節 ライフライン・放送の確保と同じ。

第1 被害状況の報告

第3編 風水害応急対策第2章－第9節－第1 被害状況の報告と同じ。

第2 各事業者における対応

1 上水道施設

大阪広域水道企業団は、上水道施設に二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。また、応急給水に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

（1）応急給水及び復旧

- ① 飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員、資機材等を確保する。
- ② 給水車等によって、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ③ 被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。

- ④ 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業体及び関連業者に応援を要請するとともに待機場所を確保する。
- ⑤ 町域で震度5弱以上を観測する地震が発生し、すべての応急復旧体制を整えることが困難な場合は、府と市町村及び大阪広域水道企業団が協力して設置する「大阪広域水道震災対策中央本部」に支援を要請する。

(2) 広報

生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを防災行政無線、ホームページ、携帯メール、広報車等により広報するほか、関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

2 下水道施設～6放送施設は、第3編 風水害応急対策第2章－第9節－第2 各事業者における対応と同じ。

第12節 交通の維持復旧

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、関係機関
--------	--------------------

第3編 風水害応急対策第2章－第10節 交通の維持復旧と同じ。

第1 交通の安全確保

第3編 風水害応急対策第2章－第10節－第1 交通の安全確保と同じ。

第2 交通の機能確保

第3編 風水害応急対策第2章－第10節－第2 交通の機能確保と同じ。

第2章 応急復旧期の活動

第1節 オペレーション体制

担当部・機関	総務対策部
--------	-------

第3編 風水害応急対策第2章－第12節 オペレーション体制と同じ。

第2節 住民からの問い合わせ

担当部・機関	総務対策部
--------	-------

第3編 風水害応急対策第2章－第13節 住民からの問い合わせと同じ。

第3節 災害救助法の適用

担当部・機関	総務対策部、関係機関
--------	------------

第3編 風水害応急対策第2章－第14節 災害救助法の適用と同じ。

第1 災害救助法の適用基準

第3編 風水害応急対策第2章－第14節－第1 災害救助法の適用基準と同じ。

第2 災害救助法の適用申請

第3編 風水害応急対策第2章－第14節－第2 災害救助法の適用申請と同じ。

第3 救助の実施

第3編 風水害応急対策第2章－第14節－第3 救助の実施と同じ。

第4 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3編 風水害応急対策第2章－第14節－第4 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準と同じ。

第4節 指定避難所の開設・運営

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、教育対策部、関係機関
--------	--------------------------

町は、地震による家屋の損壊、滅失によって、日常生活を営むことができず避難を必要とする住民を一時的に滞在させるため、指定避難所を開設する。

その際には、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第1 指定避難所の開設

避難を必要とする住民を一時的に滞在させる必要がある場合は、速やかに指定避難所を開設

する。

1 指定避難所の開設基準

- ① 震度6弱以上の地震が発生し、多数の避難者が予測される場合は、全ての指定避難所を開設する。
- ② 震度5強以下の地震が発生した場合は、避難状況に応じて開設する。

2 避難受入れの対象者

- ① 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ② 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- ③ その他町長が必要と認める者

3 指定避難所の開設方法

職員の中からあらかじめ指名された緊急防災要員が施設を点検のうえ、指定避難所を開設する。ただし、施設の開設時間内であるとき、又は緊急防災要員による開設が困難な場合は、当該施設管理者に施設の点検と開設を要請する。

（1）施設の開設時間内

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
施設管理者は、速やかに施設を点検し、安全が確認された後に開設する。
- ② 震度5強以下の地震が発生した場合
施設管理者は、施設を点検し安全の確認を行い、対策本部から開設要請があった場合、開設する。

（2）施設の開設時間外

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
緊急防災要員は、直ちに指定避難所に参集するとともに施設を点検し、安全が確認された後に開設する。
- ② 震度5強以下の地震が発生した場合
緊急防災要員は、対策本部から開設指示があった場合、直ちに指定避難所に参集するとともに施設を点検し、安全が確認された後に開設する。
なお、震度5弱以上を観測する場合は、自主参集するとともに施設を点検し、開設の準備を行う。

4 臨時の避難所

指定避難所以外に臨時に避難者を受け入れる施設が必要な場合は、当該施設管理者の協力を得て臨時の避難所として開設する。なお、臨時の避難所を開設する場合は、職員を派遣して開設し、開設後は、指定避難所と同等に扱う。

- ① 指定避難所の受入れ可能人員を超える避難者が生じた場合は、その他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。
また、その他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対する要請が困難な場合は、知事に要請し、必要な施設の確保を図る。
- ② 指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に対して指定避難所に避難するよう指示する。ただし、指定避難所にスペースがない場合は、当該施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。

5 関係機関への通知

直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

第2 指定避難所の運営

第3編 風水害応急対策第2章－第15節－第2 指定避難所の運営と同じ。

第3 避難者の移送

第3編 風水害応急対策第2章－第15節－第4 避難者の移送と同じ。

第4 避難所の集約及び解消

第3編 風水害応急対策第2章－第15節－第5 避難所の集約及び解消と同じ。

第5節 避難行動要支援者への支援

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、関係機関
--------	--------------------

第3編 風水害応急対策第2章－第16節 避難行動要支援者への支援と同じ。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

第3編 風水害応急対策第2章－第16節－第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等と同じ。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

第3編 風水害応急対策第2章－第16節－第2 被災した避難行動要支援者への支援活動と同じ。

第6節 広域一時滞在

担当部・機関	総務対策部、府
--------	---------

第3編 風水害応急対策第2章－第17節 広域一時滞在と同じ。

第7節 緊急物資の供給

担当部・機関	各対策部、府、関係機関、関係機関
--------	------------------

第3編 風水害応急対策第2章－第18節 緊急物資の供給と同じ。

第1 給水活動

第3編 風水害応急対策第2章－第18節－第1 給水活動と同じ。

第2 食料・生活必需品の供給等

第3編 風水害応急対策第2章－第18節－第2 食料・生活必需品の供給等と同じ。

第8節 交通の維持復旧

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------------

第3編 風水害応急対策第2章－第10節 交通の維持復旧と同じ。

第1 交通の安全確保

第3編 風水害応急対策第2章－第10節－第1 交通の安全確保と同じ。

第2 交通の機能確保

第3編 風水害応急対策第2章－第10節－第2 交通の機能確保と同じ。

第9節 農林関係応急対策

担当部・機関	建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------

第3編 風水害応急対策第2章－第11節 農林関係応急対策と同じ。

第1 農林業用施設

第3編 風水害応急対策第2章－第11節－第1 農林業用施設と同じ。

第2 農作物

第3編 風水害応急対策第2章－第11節－第2 農作物と同じ。

第3 畜産

第3編 風水害応急対策第2章－第11節－第3 畜産と同じ。

第4 林産物

第3編 風水害応急対策第2章－第11節－第4 林産物と同じ。

第10節 保健衛生活動

担当部・機関	生活福祉対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	------------------------

第3編 風水害応急対策第2章－第19節 保健衛生活動と同じ。

第1 防疫活動

第3編 風水害応急対策第2章－第19節－第1 防疫活動と同じ。

第2 食品衛生管理

第3編 風水害応急対策第2章－第19節－第2 食品衛生管理と同じ。

第3 被災者の健康維持活動

第3編 風水害応急対策第2章－第19節－第3 被災者の健康維持活動と同じ。

第4 動物保護等の実施

第3編 風水害応急対策第2章－第19節－第4 動物保護等の実施と同じ。

第11節 社会秩序の維持	
--------------	--

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------------

第3編 風水害応急対策第2章－第20節 社会秩序の維持と同じ。

第1 住民への呼びかけ

第3編 風水害応急対策第2章－第20節－第1 住民への呼びかけと同じ。

第2 警備活動

第3編 風水害応急対策第2章－第20節－第2 警備活動と同じ。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

第3編 風水害応急対策第2章－第20節－第3 物価の安定及び物資の安定供給と同じ。

第4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、府内が関係地域の全部又は一部となった場合、府、町をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第12節 建築物・住宅応急対策	
-----------------	--

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部
--------	---------------

第3編 風水害応急対策第2章－第21節 建築物・住宅応急対策と同じ。

第1 住家等被災判定の実施

第3編 風水害応急対策第2章－第21節－第1 住家等被災判定の実施と同じ。

第2 住居障害物の除去

第3編 風水害応急対策第2章－第21節－第2 住居障害物の除去と同じ。

第3 被災住宅の応急修理

第3編 風水害応急対策第2章－第21節－第3 被災住宅の応急修理と同じ。

第4 被災住家の解体

第3編 風水害応急対策第2章－第21節－第4 被災住家の解体と同じ。

第5 応急仮設住宅の供与

第3編 風水害応急対策第2章－第21節－第5 応急仮設住宅の供与と同じ。

第6 公営住宅等への一時入居

第3編 風水害応急対策第2章－第21節－第6 公営住宅等への一時入居と同じ。

第7 みなし応急仮設住宅の活用

第3編 風水害応急対策第2章－第21節－第7 みなし応急仮設住宅の活用と同じ。

第8 住宅に関する相談窓口の設置等

第3編 風水害応急対策第2章－第21節－第8 住宅に関する相談窓口の設置等と同じ。

第13節 応急教育等

担当部・機関	教育対策部
--------	-------

第3編 風水害応急対策第2章－第22節 応急教育等と同じ。

第1 校園の応急対策

第3編 風水害応急対策第2章－第22節－第1 校園の応急対策と同じ。

第2 応急教育の実施

第3編 風水害応急対策第2章－第22節－第2 応急教育の実施と同じ。

第3 学校給食の措置

第3編 風水害応急対策第2章－第22節－第3 学校給食の措置と同じ。

第4 就学援助等

第3編 風水害応急対策第2章－第22節－第4 就学援助等と同じ。

第5 園児・児童・生徒の健康管理等

第3編 風水害応急対策第2章－第22節－第5 園児・児童・生徒の健康管理と同じ。

第6 保育所の措置

第3編 風水害応急対策第2章－第22節－第6 保育所の措置と同じ。

第7 文化財対策

第3編 風水害応急対策第2章－第22節－第7 文化財対策と同じ。

第14節 遺体対策

担当部・機関 建設環境対策部、府

第3編 風水害応急対策第2章－第23節 遺体対策と同じ。

第1 遺体の安置

第3編 風水害応急対策第2章－第23節－第1 遺体の安置と同じ。

第2 遺体の処理

第3編 風水害応急対策第2章－第23節－第2 遺体の処理と同じ。

第3 遺体の埋火葬

第3編 風水害応急対策第2章－第23節－第3 遺体の埋火葬と同じ。

第4 府への応援要請

第3編 風水害応急対策第2章－第23節－第4 府への応援要請と同じ。

第15節 廃棄物の処理

担当部・機関 建設環境対策部、府、関係機関

第3編 風水害応急対策第2章－第24節 廃棄物の処理と同じ。

第1 し尿処理

第3編 風水害応急対策第2章－第24節－第1 し尿処理と同じ。

第2 ごみ処理

第3編 風水害応急対策第2章－第24節－第2 ごみ処理と同じ。

第3 災害廃棄物処理

第3編 風水害応急対策第2章－第24節－第3 災害廃棄物処理と同じ。

第4 死亡動物の収集・処理

第3編 風水害応急対策第2章－第24節－第4 死亡動物の収集・処理と同じ。

第5 環境保全対策

第3編 風水害応急対策第2章－第24節－第5 環境保全対策と同じ。

第16節 自発的支援の受入れ

担当部・機関	生活福祉対策部、関係機関
--------	--------------

第3編 風水害応急対策第2章－第25節 自発的支援の受入れと同じ。

第1 ボランティアの受入れ

第3編 風水害応急対策第2章－第25節－第1 ボランティアの受入れと同じ。

第2 義援金・義援物資の受付・配分

第3編 風水害応急対策第2章－第25節－第2 義援金・義援物資の受付・配分と同じ。

第3 海外からの支援の受入れ

第3編 風水害応急対策第2章－第25節－第3 海外からの支援の受入れと同じ。

第6編 地震災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧

担当部・機関	各対策部、府、関係機関
--------	-------------

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第1節 公共施設等の復旧と同じ。

第1 被害の調査

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第1節－第1 被害の調査と同じ。

第2 災害復旧事業計画の作成

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第1節－第2 災害復旧事業計画の作成と同じ。

第3 復旧完了予定時期の明示

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第1節－第3 復旧完了予定時期の明示と同じ。

第4 災害復旧の種類

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第1節－第4 災害復旧の種類と同じ。

第5 事業実施に伴う国の財政援助等

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第1節－第5 事業実施に伴う国の財政援助等と同じ。

第2節 罹災証明の発行

担当部・機関	総務対策部
--------	-------

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第2節 罹災証明の発行と同じ。

第1 罹災証明書の発行

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第2節－第1 罹災証明書の発行と同じ。

第2 被災者台帳の作成

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第2節－第2 被災者台帳の作成と同じ。

第3節 激甚災害の指定

担当部・機関	各対策部、府
--------	--------

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第3節 激甚災害の指定と同じ。

第1 激甚災害指定の手続

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第3節－第1 激甚災害指定の手続と同じ。

第2 激甚災害法に定める事業

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第3節－第2 激甚災害法に定める事業と同じ。

第3 特定大規模災害

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第3節－第3 特定大規模災害と同じ。

第4節 被災者の生活確保	
--------------	--

担当部・機関	総務対策部、生活福祉対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	------------------------------

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第4節 被災者の生活確保と同じ。

第1 災害弔慰金等の支給

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第4節－第1 災害弔慰金等の支給と同じ。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第4節－第2 災害援護資金・生活資金等の貸付と同じ。

第3 町税等の減免・徴収猶予等

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第4節－第3 町税等の減免・徴収猶予等と同じ。

第4 住宅の確保

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第4節－第4 住宅の確保と同じ。

第5 被災者生活再建支援金

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第4節－第5 被災者生活再建支援金と同じ。

第5節 中小企業の復興支援	
---------------	--

担当部・機関	建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第5節 中小企業の復興支援と同じ。

第1 資金需要の調査

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第5節－第1 被害状況及び資金需要の調査と同じ。

第2 中小企業者に対する支援制度の周知

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第5節－第2 中小企業者に対する支援制度の周知と同じ。

第6節 農林業関係者の復興支援

担当部・機関	建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第6節 農林業関係者の復興支援と同じ。

第1 被害状況及び資金需要の調査

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第6節－第1 被害状況及び資金需要の調査と同じ。

第2 農林業関係者に対する支援制度の周知

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第6節－第2 農林業関係者に対する支援制度の周知と同じ。

第7節 ライフライン等の復旧

担当部・機関	総務対策部、建設環境対策部、府、関係機関
--------	----------------------

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第7節 ライフライン等の復旧と同じ。

第1 復旧計画の策定等

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第7節－第1 復旧計画の策定等と同じ。

第2 広報

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第1章－第7節－第2 広報と同じ。

第2章 復興の基本方針

担当部・機関	各対策部、関係機関
--------	-----------

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第2章 復興の基本方針と同じ。

第1節 災害復興方針の策定

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第2章－第1節 災害復興方針の策定と同じ。

第2節 災害復興計画の策定

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第2章－第2節 災害復興計画の策定と同じ。

第3節 災害復興事業の実施

第4編 風水害等災害復旧・復興対策第2章－第3節 災害復興事業の実施と同じ。

第7編 事故等災害応急対策

第1章 大規模火災

第1節 警戒活動

担当部・機関	消防対策部、豊能消防署、関係機関
--------	------------------

町、豊能消防署及び関係機関は、火災が発生するおそれがある場合は、警戒活動を実施する。大規模な火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施する。

第1 火災警報

町長は、知事からこの火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したとき、必要に応じて火災警報を発令する。その発令基準は、次のとおりとする。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、府内（生駒山地の山頂付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき
ただし、降雨・降雪が予想される場合は通報しないことができる。

第2 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、箕面市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

第3 火災発生状況の把握

豊能消防署は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、有線・携帯電話、無線通信施設を効果的に活用して火災発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

第4 住民等への周知

豊能消防署は、住民等に対し、状況に応じて警報を周知する。周知には、防災行政無線、広報車等の利用や、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して徹底を図る。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

第2節 応急対策

担当部・機関	消防対策部、豊能消防署、府、関係機関
--------	--------------------

町、豊能消防署及び関係機関は、火災、その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危険防止を図る。

第1 林野火災応急対策

豊能消防署は、林野における大規模な火災が発生した場合、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動を実施する。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

1 火災通報等

(1) 通報基準

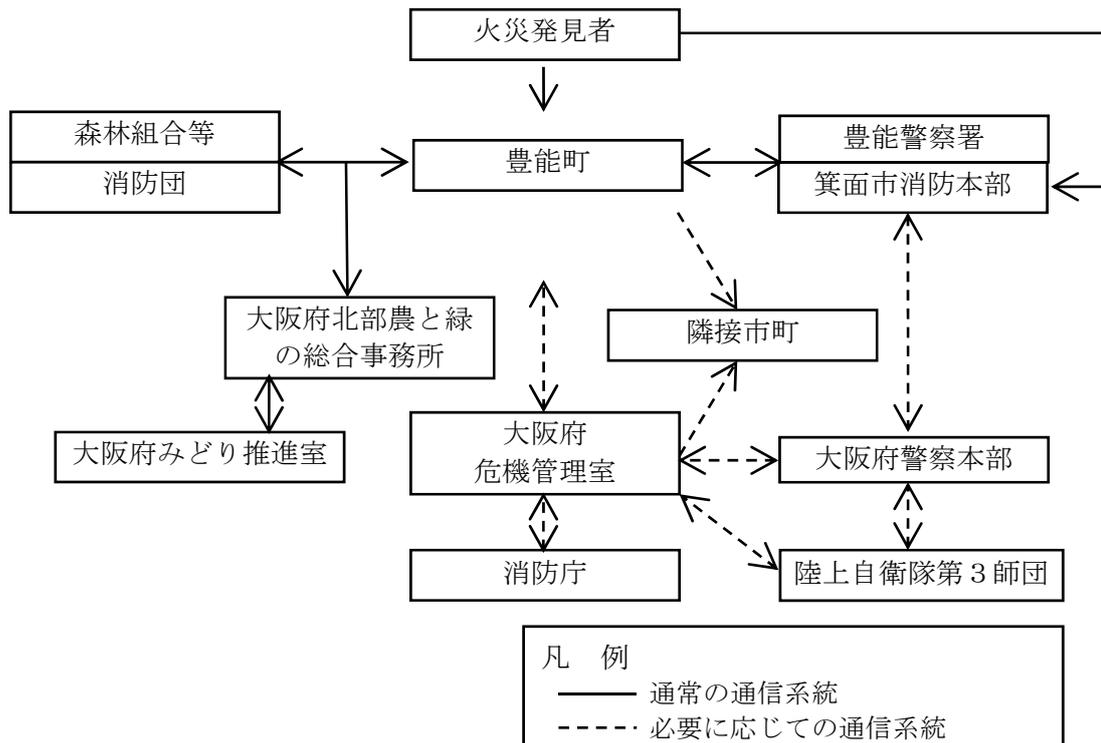
火災の規模等が国の定める即報基準に該当した場合又は特に必要と認める場合は、府を通じて消防庁に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

なお、国の定める即報基準は、次のとおりである。

- ① 焼損面積 10ha 以上と推定される時
- ② 空中消火を要請又は実施したとき
- ③ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いとき

(2) 伝達系統

火災通報に係る伝達系統は、次のとおりである。



2 活動体制

林野火災の規模に応じた活動体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

(1) 現地指揮本部の設置

- ① 林野火災発生の通報があった場合は、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察（豊能警察署）等関係機関と連携して、火災防ぎょ活動を行う。
- ② 火災の規模等が通報基準に達した場合は、府に即報を行う。
- ③ 火災が拡大し、消防本部単独では十分に対処できないと判断する場合は、応援協定等に基づき隣接市町等に応援出動準備を要請する。

(2) 現地対策本部の設置

隣接市町等に応援要請を行った場合は、町内に現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部の活動は、次のとおりである。

- ① 応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成
- ② 警戒区域、交通規制区域の指定
- ③ 空中消火の要請又は知事への依頼

- ④ 消防庁に対する広域航空消防の応援要請及び自衛隊に対する派遣要請についての検討
- ⑤ 応援部隊の受入準備

3 林野火災の防ぎょ対策

- ① 風向、山容を考慮した出場順路の選定
- ② 消防団との連携
- ③ 消火体制防火線の設定
- ④ ホースの増載、小型動力ポンプの積載、水利の中継

第2 市街地火災応急対策

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 同時多発火災の防ぎょ対策

- ① 出動部隊数の調整及び活動部隊数の合理化並びに無線統制
- ② 消防団との連携
- ③ 非常招集による緊急増強隊の編成
- ④ 他市町消防応援隊の要請及び活用
- ⑤ 出動体制の迅速化
- ⑥ ホースの確保
- ⑦ 防火水槽及び自然水利の活用
- ⑧ 活動時における情報収集、連絡

3 広域断水時火災の防ぎょ対策

- ① 防火水槽及び自然水利の適切な活用による水利の確保
- ② タンク車の優先出動及び活動
- ③ 有効かつ的確な水利統制
- ④ 機械性能の保持及び積載ホースの増加
- ⑤ 活動時における情報収集、連絡
- ⑥ 火気使用者への啓発
- ⑦ 危険区域への重点立入検査

第3 ガス漏洩事故対策

中高層建築物等のガス漏洩事故及びこれに伴う火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

(1) ガス漏洩事故

- ① 消防活動体制の確立
- ② ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- ③ 火災警戒区域の設定
範囲は、ガス漏れ場所から半径100m以上の地上部分に設定する。
- ④ 避難誘導
避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、豊能警察署等

と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

⑤ 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

⑥ ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

(2) 中高層建築物等火災の防ぎよ対策

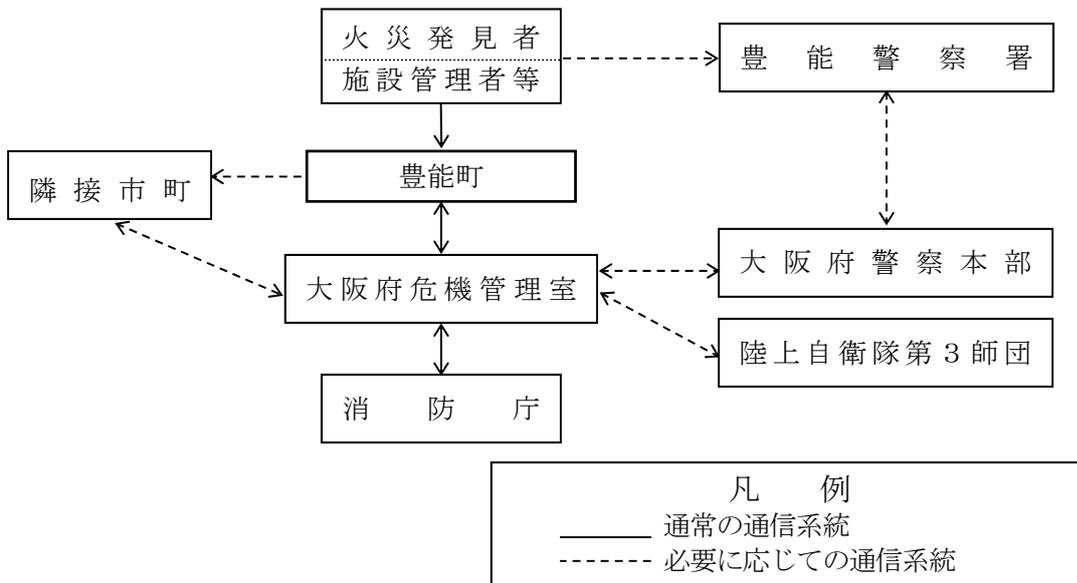
- ① 活動期における出動小隊の任務分担
- ② 排煙、進入時等における資機材の活用
- ③ 中高層建築物等の消防用設備の活用
- ④ 水損防止
- ⑤ 活動時における情報収集、連絡

(3) 中高層建築物の管理者等

- ① ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- ② 中高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- ③ 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

(4) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第4 人命救助活動

第3編 風水害応急対策第2章—第5節—第1 人命救助活動と同じ。

第5 消防活動に係る応援の要請・受入れ

第3編 風水害応急対策第2章－第3節－第2 消防活動に係る応援の要請・受入れと同じ。

第6 地域住民との連携

第3編 風水害応急対策第2章－第5節－第5 地域住民との連携と同じ。

第2章 原子力災害応急対策

担当部・機関	総務対策部
--------	-------

○ 原子力災害に係る広域避難受入れ

福井県内の原子力発電所で事故災害が発生した場合、滋賀県の要請に基づき、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域（原子力発電所から半径概ね5～30km））内の住民を受け入れる。

避難元	避難所
高島市マキノ町143名	高山コミュニティーセンター

（平成27年11月27日現在）

第3章 その他災害

第1節 危険物等災害応急対策

担当部・機関 消防対策部、豊能消防署、府、関係機関

豊能消防署は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物災害応急対策

危険物災害が発生した場合、施設の管理責任者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

1 応急措置

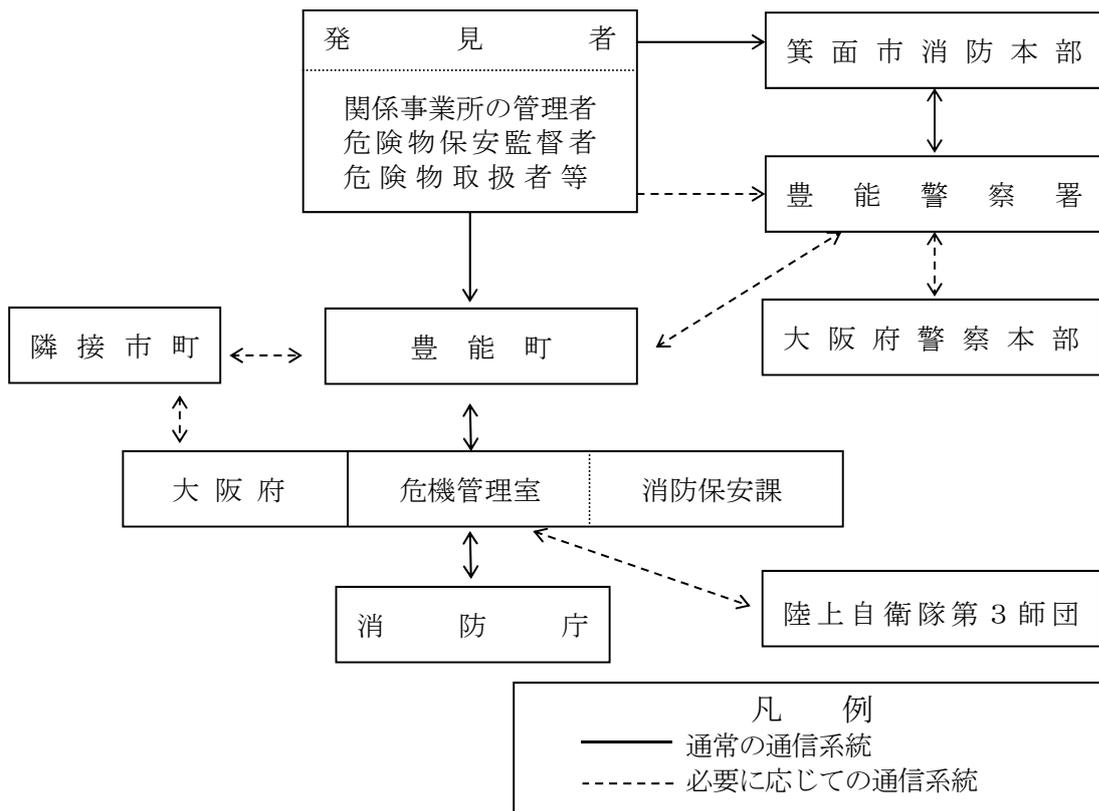
- ① 施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
また、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示など必要な応急対策を実施する。
- ② 関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
 - ア 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立

2 応援の要請

消防本部は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて消防相互応援協定により他市町消防機関に対し応援を要請する。

3 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



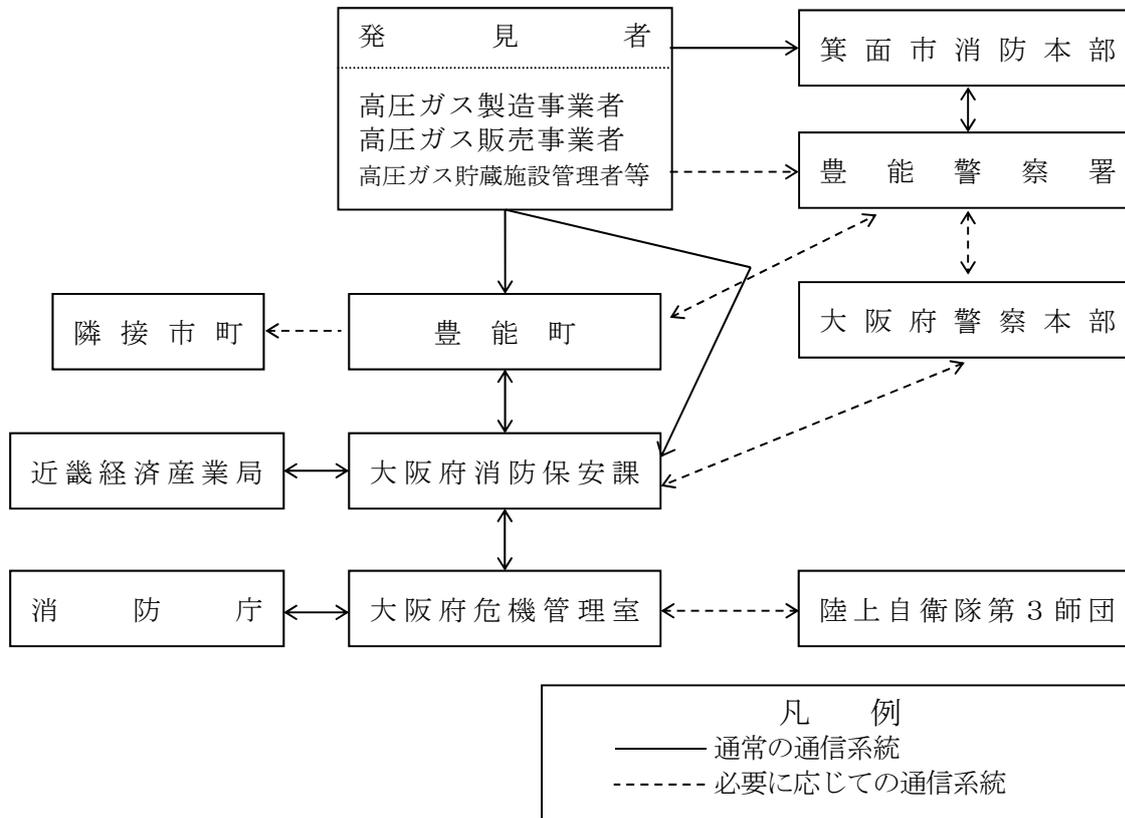
第2 高圧ガス災害応急対策

1 応急措置

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第3 管理化学物質災害応急対策

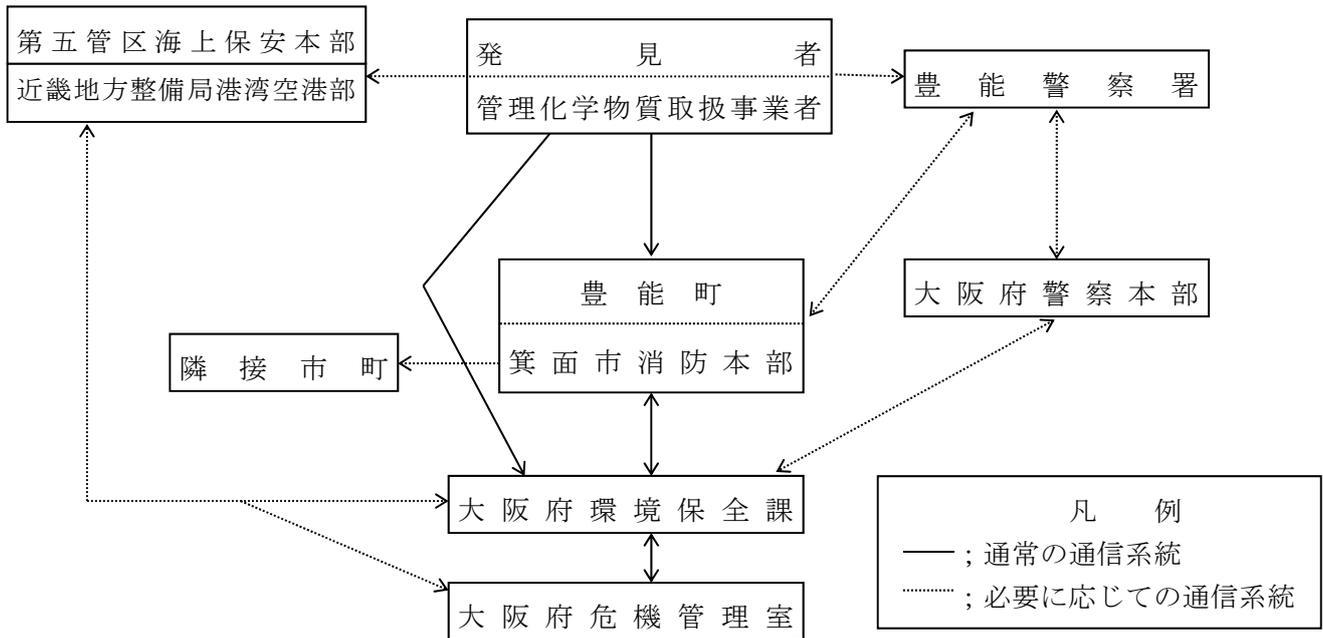
1 応急措置

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第2節 大規模交通災害応急対策

担当部・機関	各対策部、豊能消防署、府、関係機関
--------	-------------------

町は、関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は、次のとおりである。

- ① 航空機墜落事故
- ② 旅客列車の衝突転覆事故
- ③ 大規模な自動車事故

第2 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

1 連絡体制

(1) 発見者及び施設管理者からの通報

豊能消防署は、大規模交通災害を発見した者や、各施設の管理者から通報を受ける。

(2) 関係機関への連絡

町域において大規模交通災害が発生した場合、又は発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、府警察（豊能警察署）及び関係機関に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

町の災害応急活動体制は、原則として町長の判断によって決定する。

(2) 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を指揮及び災害活動に適した場所に設置する。

現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

(3) 応急対策活動

① 災害の拡大防止等

箕面市消防本部は、必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

② 関係機関との連携

町は、府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

③ 救助、救急医療活動（国保診療所及び当該事故関係機関）

町及び関係機関は、医師及び看護師の派遣、医療機材及び医薬品の輸送、負傷者の救助、現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保に努める。

④ 消防活動

豊能消防署は、消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

⑤ 救援物資の輸送

町、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

⑥ 応急復旧用資機材の確保

町、消防本部、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

⑦ 交通対策

豊能警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

⑧ 関係者等への情報伝達

町は関係機関と連携して、災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

(4) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

3 事故処理

当該事故関係機関は、豊能警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

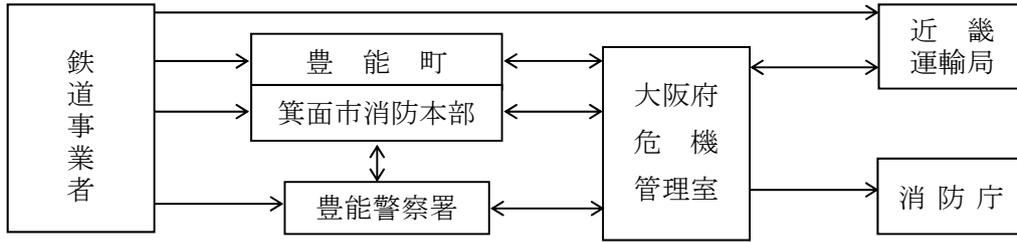
4 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

町をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 鉄道事故

① 情報収集伝達経路

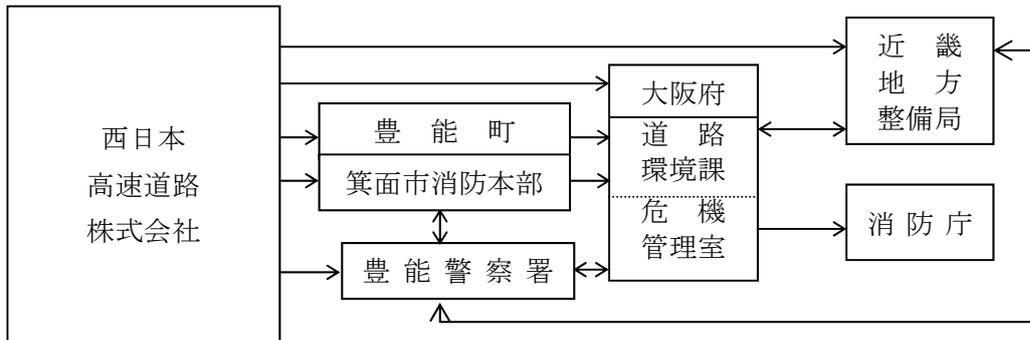


② 収集伝達事項

- ア 事故の概要
- イ 人的被害の状況等
- ウ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- エ 応援の必要性
- オ その他必要な事項

(3) 自動車事故

① 情報収集伝達経路



② 収集伝達事項

- ア 事故の概要
- イ 人的被害の状況等
- ウ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- エ 応援の必要性
- オ その他必要な事項

第3節 その他突発災害応急対策

担当部・機関	各対策部、関係機関
--------	-----------

その他突発災害が発生した場合、災害の態様に応じ、応急対策を実施する。

本編においては、大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも大規模な雑踏事故・遭難など不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各対策部及び関係機関は、災害の態様に応じ、「地震応急対策・地震災害復旧・復興対策」、「風水害応急対策・風水害等災害復旧対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。

付編 1 東海地震関連情報に伴う対策

第1章 計画の目的等

第1節 目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域において、大規模な地震の発生が予想され、緊急に地震防災応急対策を実施する必要がある場合、内閣総理大臣は地震予知情報を受け警戒宣言を発することになっている。

この計画は、警戒宣言が発せられた場合における適切な対応措置等について定め、震災の予防と社会的混乱の防止を図ることを目的とする。

第2節 府域での予想震度

町だけでなく府域は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、東海地震が発生した場合、府域で震度5、局地的に震度6弱程度の地震が予想されていることから、被害が発生するおそれがある。

第3節 基本方針

警戒宣言が発せられたことを受けての対策は、警戒体制を整備すること及び住民に社会的混乱を来たさないよう努めることに重点を置く。

- ① 町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定されている（平成26年内閣府告示21号）ため、警戒宣言が発せられた時に備えて速やかな対応ができるよう準備するものとする。そのため、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を町において策定するものとする。
- ② 警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が発せられている間の対処について、関係機関、住民、事業者迅速かつ的確に周知徹底を図る。
- ③ 東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、かつ社会的混乱の防止に努め、住民の生命・身体・財産等の安全を確保する。
- ④ 原則として、警戒宣言が発せられた時点から地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、早期に体制を整える。
- ⑤ 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- ⑥ 発生震度に即した応急活動組織の構成及び活動内容は、「第5編 地震応急対策」に基づく。
- ⑦ 東海地震が発生した場合に、激甚な被害が予想される東海地方等の被災地に対して、応援活動を積極的に行う。

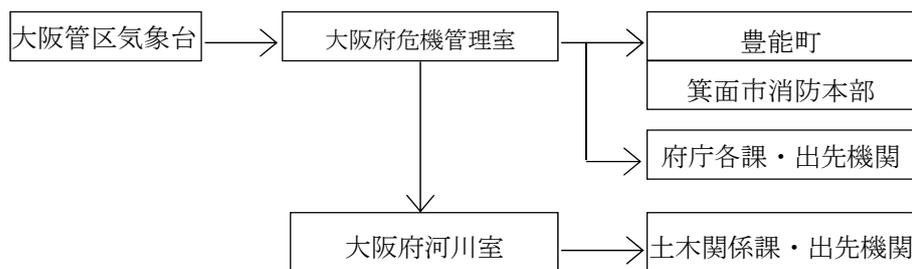
第2章 応急対策活動

第1節 東海地震注意情報が発表された時の対応

町においては、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に備えて、社会的混乱の防止と被害を最小限に止めるために、速やかに対処する。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- ① 東海地震注意情報の内容
- ② その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

- ① 町は、東海地震注意情報が発表された段階では平常時勤務体制で対応するが、職員は勤務時間外においても警戒宣言が発せられた時に備え、速やかに対応できるよう準備する。
- ② 地震発生時に大きな被害が予想される東海地方等への応援の体制について検討する。
- ③ 府からの伝達のほか、テレビ・ラジオ等報道機関による情報の入手にも努め、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報活動の準備に努める。
- ④ 消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整える。
- ⑤ 国、府に準じて住民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。
 - ア 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
 - イ 政府が行う準備行動の具体的な内容について
 - ウ 万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
 - エ 地域住民に対する沈着冷静な対応の要請について
 - オ 今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について

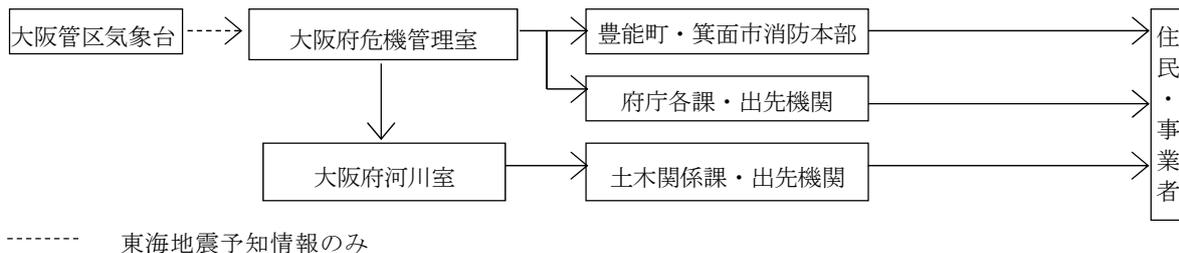
第2節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生した場合の被害を最小限にするために、講じるべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報の発表があった場合や警戒宣言が発せられた場合は、迅速に関係機関、住民・事業者に伝達する。

1 伝達系統



2 伝達事項

- ① 東海地震予知情報
- ② 警戒宣言
- ③ 警戒宣言の解除
- ④ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢

1 動員配備体制

警戒宣言が発せられた場合、情報収集体制をとり、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について住民に周知し、東海地震発生後や警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

2 活動内容

(1) 配備の確認

- ① 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
- ② 関係機関等との情報連絡を緊密にする。

(2) 出動の準備

- ① 職員は、地震災害発生に備えて迅速に出動できる準備を整える。
- ② 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量、保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

(3) 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

(4) 各部の措置

各部は、地震発生に備えて次の措置を講じる。

- ① 出張事務等のできる限りの抑制
- ② 各所管施設の火気使用の制限、危険物品等の整理、町の所有する車両の使用の抑制
- ③ 備蓄食料・医薬品、資機材の確保点検
- ④ 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検
- ⑤ 地震被害発生時に備え、職員の参集や応急対策実施における体制の整備
- ⑥ 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）
- ⑦ 要配慮者、独居老人などの状況把握

3 消防・水防

町、豊能消防署、消防団は迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- ① 東海地震予知情報等の収集と伝達
- ② 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- ③ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- ④ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

4 交通の確保・混乱防止

豊能警察署及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- ① 交通規制、交通整理
- ② 交通規制等への協力と安全走行についての広報

5 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への確かな情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

6 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

7 危険箇所対策

- ① 町及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- ② 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、町長は、豊能警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

8 社会秩序の維持

(1) 警備活動

豊能警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

町、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

9 多数の者が利用する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館、中高層ビル等多数の者が利用する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3節 住民・事業所等に対する広報

警戒宣言が発せられた場合、住民、事業者、旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講じるよう周知するとともに、町が行う措置に協力するよう要請する。

また、特に外国人を含む観光客・旅行者等に対しては、事態の重要性を周知徹底させ、府や町の指示に従うよう協力を要請する。

1 広報の内容

東海地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返し広報する。

- ① 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- ② 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- ③ 自主防災組織の防災体制準備への呼びかけ
- ④ 流言防止への配慮
- ⑤ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- ⑥ 防災関係機関が行う防災活動への協力など
 - ア 家具や事務用品等の転落防止対策
 - イ ブロック塀や屋根瓦等の補強
- ⑦ 社会的混乱防止の注意
 - ア 自動車使用の自粛
 - イ 町や豊能消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
 - ウ 不要な買いだめの自粛
 - エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手
- ⑧ 近隣居住者との災害発生時における対応の申し合わせの推進
 - ア 地域ぐるみでの応急救護の体制づくり
 - イ 地区内での要介護者等に対する対処
- ⑨ 非常用持出し品の用意
- ⑩ 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれがあり、その場合に生じる危険について

2 広報の方法

- ① 防災行政無線、ホームページ、携帯メール、町の所有する車両、消防自動車等による巡回広報
- ② 自治会、自主防災組織への協力要請
- ③ 町広報板、自治会掲示板への広報資料の掲示
- ④ 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

地震災害に関し、町及び町域を所管する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに地域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者が地震発生時に処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編「総則」第2章「計画の基本方針」第2節「町・関係機関の業務」に定めるところによる。

第3 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、次の①～⑤に掲げるものがある。

町及び府は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、これらの特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。なお、町は津波被害は受けない。

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること
- ③ 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること
- ④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大となること
- ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること等

1 基本的な方針

レベル1の地震・津波に対しては、ハード対策を推進しつつソフト対策も有効に組み合わせた対策を推進する。

レベル1に比べて発生頻度は極めて低いものの甚大な被害を及ぼすレベル2の地震・津波に対しては、「命を守る」ことを目標として、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針とする。

2 広域な被害への対応

東海地方から近畿、四国、九州の太平洋岸を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

町域における被害は太平洋沿岸部に比べれば軽いと想定されるが、ボランティアや自衛隊など町外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられるため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みを推進する。

3 時間差発生への対応

複数の巨大地震が時間差をおいて発生する可能性がある。南海トラフ地震の想定震源断層域で、東南海・南海地震について過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地

震) したと思われるもののほか、32 時間の間隔をおいて発生した事例 (1854 年安政東海地震・安政南海地震)、約 2 年間の間隔をおいて発生した事例 (1944 年東南海地震・1946 年南海地震) などがある。東南海地震、南海地震、東海地震等が近接して発生する可能性に留意した取り組みを講じるものとする。

(1) 危険地域からの避難

後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について避難の実施を検討する。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定する。

(2) 応急危険度判定の迅速化

余震等による二次災害の未然防止のため、建築物の応急危険度判定を早期に実施するとともに、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっている危険性について周知を図る。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

【第2編「災害予防対策」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第1節「防災組織及び活動組織の整備」参照】

【第5編「地震応急対策」第1章「初動期の応急活動」第1節「組織動員体制」参照】

【第5編「地震応急対策」第1章「初動期の応急活動」第9節「緊急輸送活動」参照】

【第5編「地震応急対策」第1章「初動期の応急活動」第11節「ライフライン・放送の確保」参照】

【第5編「地震応急対策」第2章「応急復旧期の活動」第7節「緊急物資の供給」参照】

第2 他機関に対する応援要請

【第5編「地震応急対策」第1章「初動期の応急活動」第4節「応援の要請・受入れ」参照】

第3 帰宅困難者への対応

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

【第2編「災害予防対策」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第13節「帰宅困難者支援体制の整備」参照】

第3節 円滑な避難の確保に関する事項

第1 避難対策等

【第5編「地震応急対策」第1章「初動期の応急活動」第8節「応急避難」参照】

【第5編「地震応急対策」第2章「応急復旧期の活動」第4節「指定避難所の開設・運営」参照】

第2 上水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係

- 【第5編「地震応急対策」第1章「初動期の応急活動」第3節「災害広報・広聴対策」参照】
 【第5編「地震応急対策」第1章「初動期の応急活動」第11節「ライフライン・放送の確保」参照】
-

第3 交通対策

- 【第5編「地震応急対策」第1章「初動期の応急活動」第9節「緊急輸送活動」参照】
 【第5編「地震応急対策」第1章「初動期の応急活動」第12節「交通の維持復旧」参照】
 【第5編「地震応急対策」第2章「応急復旧期の活動」第8節「交通の維持復旧」参照】
-

第4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、公民館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ② 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 水、食料等の備蓄
- ⑤ 消防用設備の点検、整備
- ⑥ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ① 学校等にあつては、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- ② 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
 なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- ② この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

【第2編「災害予防対策」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第4節「消火・救助・救

急体制の整備」参照】

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

【第2編「災害予防対策」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第1節 第5「関係機関等との連携体制の整備」参照】

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

【第2編「災害予防対策」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第4節「消火・救助・救急体制の整備」参照】

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【第2編「災害予防対策」第1章「災害に強いまちづくり」第2節「建築物等の安全対策」参照】

【第2編「災害予防対策」第1章「災害に強いまちづくり」第6節「地震防災緊急事業五箇年計画の推進」参照】

【第2編「災害予防対策」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第1節「防災組織及び活動組織の整備」第3「防災拠点機能等の確保・充実」第4「地域防災拠点の整備」参照】

【第2編「災害予防対策」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第6節「緊急輸送体制の整備」参照】

【第2編「災害予防対策」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第7節「避難体制の確立」第1「避難場所、避難路の選定」参照】

【第2編「災害予防対策」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第7節「避難体制の確立」第3「指定避難所の選定、整備」参照】

第5節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を少なくとも年1回以上実施する。

町は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行う。

- ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
- ② 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ③ 情報収集、伝達訓練
- ④ 災害の発生の状況、避難勧告・避難指示（緊急）等、自主避難による各避難場所への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
- ⑤ 緊急地震速報を見聞きした場合に混乱なくかつ有効に活用するために、あわてずに身の安全を確保するための対応行動を習得することを目的とした訓練

【第2編「災害予防対策」第2章「災害に備えた防災体制の確立」第1節「防災組織及び活動組織の整備」第6「防災訓練の実施」参照】

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。

防災教育の内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 緊急地震速報を見聞きした場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

町は、府、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実情に応じて地域単位、職場単位で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助・共助の努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら実践的な教育を行う。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣住民と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ⑪ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

町は、府、関係機関と協力して、すべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、自主防災組織の結成や、旧耐震基準で建築された住居の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的、主体的な取り組みが促進されるよう留意するものとする。

第3 相談窓口の設置

町及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図る。

付編3 南海トラフ沿いで異常な現象が観測 された場合の当面の対応について

第1章 対応方針

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成29年9月）を踏まえ、政府として、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応を定める予定となった。

新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応が示された。

この政府の対応を受けて、町の組織体制や情報伝達体制等の対応については、以下によるものとする。

第1節 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する（気象庁が発表する当該情報は以下のとおりで、平成29年11月1日から運用開始）。

【「南海トラフ地震に関連する情報」の概要】

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言を得るために「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1： 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

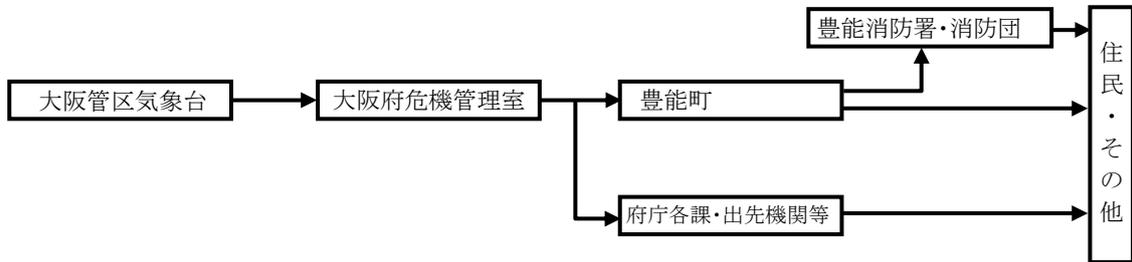
第2節 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置

防災関係機関は、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震発生への備えを徹底するものとする。

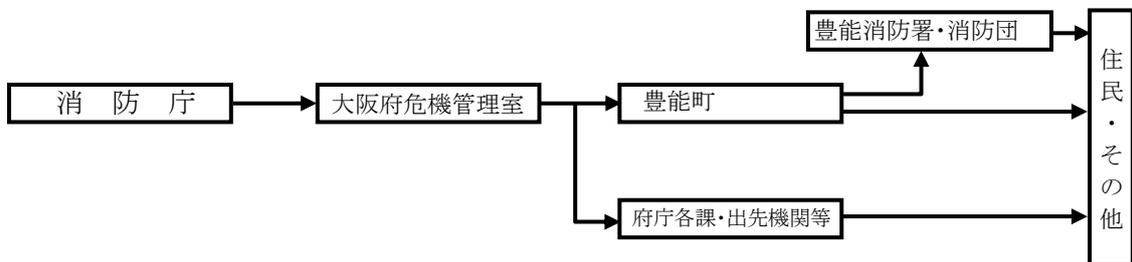
第1 「南海トラフ地震に関連する情報」等の伝達

1 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）

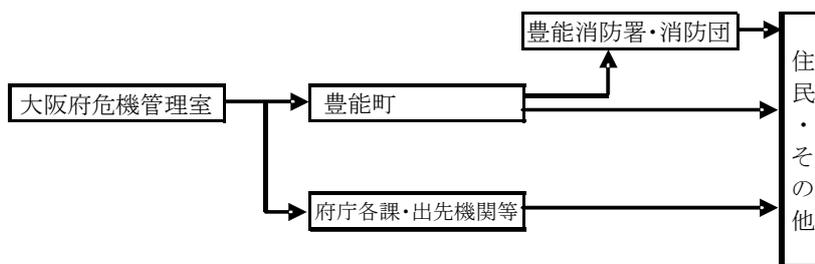


(2) 関係省庁災害警戒会議の情報



※関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取組確認及び内閣府による国民への呼びかけを実施

(3) 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報



2 伝達事項

(1) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）

付編3 第1章第1節による気象庁が発表する情報

(2) 関係省庁災害警戒会議の情報

関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報

(3) 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報

府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報

第2 警戒態勢の準備

防災関係機関は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、又は調査を継続している旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合、その後の調査の結果に伴う「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。

府は、国からの情報収集、市町村、消防機関等への情報伝達、留意事項の周知を行い、町は、住民や要配慮者利用施設の施設管理者等への情報伝達、留意事項の周知を行う。

第3 警戒態勢の確立

防災関係機関は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表があった場合、可能性がなくなった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

町は、府が設置する「大阪府防災・危機管理指令部」との連絡体制を確保するため、町災害対策本部の構成員で組織する「豊能町防災・危機管理指令部」を設置する。

町は、豊能町防災・危機管理指令部による会議を開催し、政府による関係省庁災害警戒会議の結果及び大阪府防災・危機管理指令部による会議結果を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震への備えを徹底する。

町は府と連携して、地震への備えについて、住民や要配慮者利用施設の施設管理者等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行うとともに、必要な措置を講じる。

資料編

1 災害履歴

資料 1 災害履歴

【災害履歴年表(地震災害)】

発生年月日	地域・地震名	地象状況	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況
887.8.26	五畿・七道	—	規模(M)8～8.5 震源(N)33.0°(E)135.0°	地震・津波災害	山城摂津、京都	・摂津口では津波による溺死者多数、京都では家屋の倒壊による圧死者多数
938.5.22	京都・紀伊	余震が数ヶ月続く	規模(M)7.0 震源(N)35.0°(E)135.8°	地震災害	京都	・死者多数
1185.8.13	近江・山城・大和	2カ月後にも余震があった	規模(M)7.4 震源(N)35.0°(E)135.8°	地震災害	山城、近江美濃、京都	・京都では地裂け陥没し、神社などが転倒し宇治橋が落ちる ・琵琶湖では湖水が減少
1361.8.3	畿内・土佐・阿波	—	規模(M)8.4 震源(N)33.0°(E)135.0°	地震・津波災害	摂津、難波浦	・摂津四天王寺金堂転倒 ・難波浦では津波により数百人溺死
1510.9.21	摂津・河内	余震が70数日続く	規模(M)6.5～7.0 震源(N)34.6°(E)135.6°	地震・津波災害	大阪	・四天王寺石の鳥居倒壊 ・河内藤井寺倒壊 ・その他21社倒壊 ・高潮による人家の損失多数
1579.2.25	摂津	—	規模(M)6.0 震源(N)34.7°(E)135.5°	地震被害	摂津	・四天王寺の鳥居倒壊
1586.1.18	畿内・東海・東山・北陸諸道	—	規模(M)7.8 震源(N)36.0°(E)136.9°	地震被害	美濃、尾張伊勢、山城摂津、大和	・京都東寺の金堂倒壊
1596.9.5	畿内(伏見地震)	淀川筋における最大の地震	規模(M)7.5 震源(N)34.65°(E)135.6°	地震被害	大阪、京都	・堺で死者600人、大阪で人家多数被害 ・伏見城中で死者約600人
1662.6.16	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃	—	規模(M)7.25～7.6 震源(N)35.2°(E)135.95°	地震被害	大阪、京都江州	・高槻城、岸和田城破損、大阪で若干の死者 ・江州で民家約1,600軒倒壊、死者約400人 ・京都で家屋数千軒破壊、圧死者200人
1707.10.28	五畿・七道(宝永地震)	東は遠江、駿河から西は備後、日向地方までゆる	規模(M)8.4 震源(N)33.2°(E)135.9°	地震・津波被害	東は遠江、駿河から西は備後、日向地方	・大阪では民家約600軒倒壊、死者約750人 また津波により船舶被害1,300人、落橋50、溺死者約7,000人

資料編

発生年月日	地域・地震名	地象状況	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況
1830.8.19	京都及び隣国	—	規模(M)6.5 震源(N)35.1°(E)135.6°	地震被害	京都、丹波 亀山、大津	・京都で死者280人、 負傷者約1,300人 ・丹波亀山、大津などで被害
1854.7.9	伊賀・伊勢・大和・及び隣国	本震の二日前から相当の振動がある	規模(M)7.25 震源(N)34.75° (E)136.0°	地震被害	伊賀、伊勢 四日市、奈良市、大阪	・大阪では津村御坊の 法活所倒壊 ・伊勢四日市で死者 800人 ・伊賀上野壊滅 ・奈良市で死者284 人、家屋被害800軒
1854.12.23	東海・東山・南海諸道 (安政東海地震)	—	規模(M)8.4 震源(N)34.0°(E)137.8°	地震被害	伊勢、三河 若狭越前 土佐、伊豆 大阪	・大阪では家屋倒壊 200軒 ・全国では倒壊流失家 屋約8,300軒、焼失 300軒、死者1,000人
1854.12.24	安政南海地震	砂地盤で液状化現象	規模(M)8.4 震源(N)33.0°(E)135.0°	地震・津波被害	南海、西海 山陽、山陰 大阪	・大阪では津波による 死者多数、船舶被害 1,800、落橋10 ・高知では火災により 焼失2,000軒 ・徳島では火災による 焼失1,000軒
1891.10.28	濃尾地震	日本の内陸地震では最大の地震	規模(M)8.0 震源(N)35.0°(E)135.0°	地震被害	全国	・大阪府下では死者24 人、負傷者94人、家 屋全壊1,011戸、半壊 708戸 ・全国で死者7,273人 負傷者17,175人、家 屋全壊142,177戸
1899.3.7	紀伊半島南東部	—	規模(M)7.0 震源(N)34.1°(E)136.1°	地震被害	大阪	・大阪では負傷者20 人大阪市内砲兵工廠、 小学校等損傷
1927.3.7	北丹後地震	液状化現象	規模(M)7.3 震源(N)35.5°(E)135.2°	地震被害	京都、大阪	・大阪府下では死者21 人、負傷者126人、家 屋全壊127戸 ・京都では、死者2,881 人、家屋全壊4,899 戸、家屋全壊2,019戸
1936.2.21	河内大和地震	大和川流域で液状化現象	規模(M)6.4 震源(N)34.6°(E)135.7°	地震被害	大阪	・大阪府下では、死者 8人、負傷者52人、破 損家屋約1,600戸、道 路堤防等の破損74箇 所
1944.12.7	東南海地震	大正区で液状化現象	規模(M)7.9 震源(N)33.8°(E)136.6°	地震・津波被害	静岡、愛知 三重、大阪	・大阪市内では死者6 人、負傷者120人、家 屋全壊122戸、半壊小 破 2,500戸、浸水2,100 戸火災7戸

発生年月日	地域・地震名	地象状況	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況
1946.12.21	南海地震	—	規模(M)8.0 震源(N)33.0°(E)135.6°	地震・津波被害(大阪では津波被害は無)	四国、九州近畿、中国中部地方の一部	・大阪府下では死者32人、負傷者46人、家屋全壊261戸、半壊217戸 ・全国では死者1,330人、家屋全壊9,000戸、家屋半壊20,000戸
1952.7.18	吉野地震	—	規模(M)6.8 震源(N)34.5°(E)135.8°	地震被害	大阪、京都奈良	・大阪府下では死者2人、負傷者75人、家屋全壊9戸、半壊7戸
1995.1.17	平成7年兵庫県南部地震	大阪湾沿岸埋立地で液化現象	規模(M)7.2 震源(N)34.6°(E)135.0°	地震被害	兵庫、大阪	
2018.6.18	大阪府北部		規模(M)6.1 —	地震被害	大阪、兵庫、京都	・大阪府下では死者6人、負傷者360人、家屋全壊18戸、半壊512戸等

【豊能町の主な風水害の履歴】

発生年月日	被害状況	
明治 22 年(1889 年) 8 月 18 日	暴風雨（台風）木代地区にて山崩れ 30 ヶ所。他詳細は不明。	
明治 29 年(1896 年) 8 月 30 日～8 月 31 日	暴風雨（台風）東能勢村で建物流出・崩壊等が 66 棟。 耕地流出が 300 ヶ所以上。	
明治 34 年(1901 年)	水害詳細は不明。	
明治 35 年(1902 年)	水害詳細は不明。	
大正 5 年(1916 年) 5 月 25 日～5 月 26 日	台風 5 号猪名川で 1 丈 1 尺、細河村の久安寺川で 8 尺の増水。 橋梁流失により交通断絶。 止々呂美村の余野川沿いの堤防が 20 間にわたり崩壊。木代地区においては 山崩れ 6 ヶ所、田地岸崩 20 ヶ所、道路崩壊 2 ヶ所。	
昭和 9 年(1934 年) 9 月 21 日	第一室戸台風東能勢村にて半壊 1 戸。道路崩壊 6 件。	
昭和 10 年(1935 年) 6 月 28 日～6 月 29 日	集中豪雨余野川で 8 ヶ所延 184m が、初谷川で 71m が決壊。 道路崩壊は東能勢村で 8 ヶ所延 149m、吉川村で 2 ヶ所 92m。	
昭和 10 年(1935 年) 8 月 9 日～8 月 10 日	台風橋梁流失 7 ヶ所、道路崩壊 19 ヶ所、山崩れ 16 ヶ所、堤防決壊 8 ヶ 所。 府道池田亀岡線の天狗橋の流失により交通断絶。	
昭和 13 年(1938 年) 6 月～7 月	集中豪雨東能勢村で死者 9 人、家屋の流出・倒壊 46 ヶ所、家屋浸水 67 ヶ 所、山崩れ 300 ヶ所、町村道崩壊 39 ヶ所、河川等崩壊 487 ヶ所。 東郷村で死者 8 人。	
昭和 28 年(1953 年) 9 月 25 日	台風 13 号家屋崩壊 20 戸、家屋浸水 63 ヶ所、河川崩壊 22 ヶ所、道路崩壊 20 ヶ所、橋梁流失等 5 ヶ所、山崩れ 220 ヶ所。	
昭和 46 年(1971 年) 9 月 6 日	集中豪雨	土砂崩れ、山崩れ、家屋崩壊、家屋浸水、田地冠水、畦畔 の崩壊。
昭和 47 年(1972 年) 9 月 17 日	集中豪雨	
昭和 60 年(1985 年) 7 月 3 日	集中豪雨	
平成 11 年 6 月 27・29 日	集中豪雨	土砂崩れ、山崩れ、家屋浸水、田地冠水、畦畔の崩壊、堤 防決壊。
平成 30 年 7 月 5～8 日	集中豪雨	土砂崩れ、山崩れ、田地冠水、畦畔の崩壊

2 危険箇所

資料 2-1 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(平成 28 年 9 月 30 日現在)

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
切畑	K32100150	大円(14)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100160	大円(15)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100170	大円(16)	急傾斜地	○	○
寺田	K32100090	寺田(12)	急傾斜地	○	○
寺田	K32100060	寺田(6)	急傾斜地	○	○
寺田	K32100080	寺田(8)	急傾斜地	○	○
余野	K32100700	下所(1)	急傾斜地	○	○
余野	K32100710	下所(3)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100940	川尻(12)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100580	川尻(13)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100950	川尻(14)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100590	川尻(16)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100960	川尻(17)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100560	川尻(4)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100910	川尻(6)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100570	川尻(7)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100920	川尻(9)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100780	打越(2)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100870	中の谷(1)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100880	中の谷(2)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100600	殿方(2)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100610	殿方(3)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100620	殿方(4)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100630	殿方(5)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100790	北の谷(1)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100810	北の谷(3)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100850	北の谷(9)	急傾斜地	○	○
川尻	K32101120	川尻(2)	急傾斜地	○	○

資料編

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
大字川尻	K32101131	殿方-1	急傾斜地	○	○
大字川尻	K32101132	殿方-2	急傾斜地	○	○
木代	K32101330	浅田(1)	急傾斜地	○	○
木代	K32101340	浅田(3)	急傾斜地	○	○
木代	K32101380	浅田(4)	急傾斜地	○	○
木代	K32101390	浅田(5)	急傾斜地	○	○
木代	K32101420	木代(1)	急傾斜地	○	○
木代	K32101540	木代(10)	急傾斜地	○	○
木代	K32101550	木代(11)	急傾斜地	○	○
木代	K32101000	木代(12)	急傾斜地	○	○
木代	K32101560	木代(13)	急傾斜地	○	○
木代	K32101570	木代(14)	急傾斜地	○	○
木代	K32101350	木代(5)	急傾斜地	○	○
木代	K32101370	木代(6)	急傾斜地	○	○
木代	K32101400	木代(7)	急傾斜地	○	○
木代	K32101440	木代(9)	急傾斜地	○	○
木代	K32101430	門所(3)	急傾斜地	○	○
希望ヶ丘 6 丁目	K32101590	希望ヶ丘(11)	急傾斜地	○	○
希望ヶ丘 6 丁目	K32101450	希望ヶ丘(2)	急傾斜地	○	○
希望ヶ丘 6 丁目	K32101460	希望ヶ丘(3)	急傾斜地	○	○
希望ヶ丘 5 丁目	K32101480	希望ヶ丘(5)	急傾斜地	○	○
吉川	D32110140	初谷川 5(川西谷)	土石流	○	○
吉川	D32120020	初谷川右 4 右一(妙見口駅西)	土石流	○	○
吉川	D32110090	初谷川右 4 右三(かめたに)	土石流	○	○
吉川	D32110080	初谷川右 4 右二(平井川右第 二支溪)	土石流	○	○
吉川	D32110122	初谷川右 4 左三(2)(小川)	土石流	○	-
吉川	D32110110	初谷川右 4 左四(新山谷)	土石流	○	○
切畑	K32101530	切畑(33)	急傾斜地	○	○
木代	K32101600	福田(1)	急傾斜地	○	○
木代	K32101610	福田(2)	急傾斜地	○	○
木代	K32101620	福田(3)	急傾斜地	○	○
木代	K32101630	木代(15)	急傾斜地	○	○

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
木代	K32101640	木代(16)	急傾斜地	○	○
木代	K32101650	木代(17)	急傾斜地	○	○
木代	K32101660	木代(18)	急傾斜地	○	○
木代	K32101670	木代(19)	急傾斜地	○	○
木代	K32101580	木代(2)	急傾斜地	○	○
木代	K32101680	木代(20)	急傾斜地	○	○
木代	K32101740	木代(21)	急傾斜地	○	○
木代	K32101750	木代(22)	急傾斜地	○	○
木代	K32101760	木代(23)	急傾斜地	○	○
木代	K32101770	木代(24)	急傾斜地	○	○
木代	K32101780	木代(25)	急傾斜地	○	○
木代	K32101790	木代(26)	急傾斜地	○	○
木代	K32101800	木代(27)	急傾斜地	○	○
木代	K32101810	木代(28)	急傾斜地	○	○
木代	K32101820	木代(29)	急傾斜地	○	○
木代	K32101830	木代(30)	急傾斜地	○	○
木代	K32101840	木代(31)	急傾斜地	○	○
木代	K32101850	木代(32)	急傾斜地	○	○
木代	K32101860	木代(33)	急傾斜地	○	○
木代	K32101870	木代(34)	急傾斜地	○	○
木代	K32101880	木代(35)	急傾斜地	○	○
木代	K32101890	木代(36)	急傾斜地	○	○
木代	K32101900	木代(37)	急傾斜地	○	○
木代	K32101910	木代(38)	急傾斜地	○	○
木代	K32101920	木代(39)	急傾斜地	○	○
木代	K32101930	木代(40)	急傾斜地	○	○
木代	K32101940	木代(41)	急傾斜地	○	○
木代	K32101950	木代(42)	急傾斜地	○	○
木代	K32101960	木代(43)	急傾斜地	○	○
木代	K32101690	門所(1)	急傾斜地	○	○
木代	K32101700	門所(2)	急傾斜地	○	○
木代	K32101710	門所(4)	急傾斜地	○	○

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
木代	K32101720	門所(5)	急傾斜地	○	○
木代	K32101730	門所(6)	急傾斜地	○	○
川尻	D32110470	余野川左 27(川尻北谷)	土石流	○	○
吉川	K32101970	上之町(1)	急傾斜地	○	○
吉川	K32101980	上之町(2)	急傾斜地	○	○
吉川	K32101990	上之町(3)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102000	上之町(4)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102010	上之町(5)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102020	上之町(6)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102030	上之町(7)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102040	中之町	急傾斜地	○	○
吉川	K32102410	吉川(6)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102420	吉川(7)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102580	下之町(1)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102590	下之町(2)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102600	下之町(3)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102610	下之町(6)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102620	下之町(7)	急傾斜地	○	○
ときわ台	K32102200	ときわ台	急傾斜地	○	○
ときわ台	K32102290	ときわ台(10)	急傾斜地	○	○
ときわ台	K32102300	ときわ台(11)	急傾斜地	○	○
ときわ台	K32102310	ときわ台(12)	急傾斜地	○	○
ときわ台	K32102320	ときわ台(13)	急傾斜地	○	○
ときわ台	K32102210	ときわ台(2)	急傾斜地	○	○
ときわ台	K32102220	ときわ台(3)	急傾斜地	○	○
ときわ台	K32102250	ときわ台(6)	急傾斜地	○	○
ときわ台	K32102260	ときわ台(7)	急傾斜地	○	○
ときわ台	K32102270	ときわ台(8)	急傾斜地	○	○
ときわ台	K32102280	ときわ台(9)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102650	中之町(2)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102660	中之町(3)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102430	野間口(3)	急傾斜地	○	○

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
牧	K32102440	牧(1)	急傾斜地	○	○
牧	K32102520	牧(10)	急傾斜地	○	○
牧	K32102530	牧(11)	急傾斜地	○	○
牧	K32102540	牧(12)	急傾斜地	○	○
牧	K32102450	牧(3)	急傾斜地	○	○
牧	K32102490	牧(4)	急傾斜地	○	○
牧	K32102460	牧(5)	急傾斜地	○	○
牧	K32102470	牧(6)	急傾斜地	○	○
牧	K32102480	牧(7)	急傾斜地	○	○
牧	K32102500	牧(8)	急傾斜地	○	○
牧	K32102510	牧(9)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102570	吉川(10)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102630	吉川(11)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102550	吉川(8)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102560	吉川(9)	急傾斜地	○	○
新光風台	D32110010	一庫・大路次川左 1(ほのたに 川)	土石流	○	-
新光風台	D32110020	一庫・大路次川左 2(保之谷)	土石流	○	-
新光風台	D32110030	一庫・大路次川左 3(がうない 川)	土石流	○	-
新光風台	D32110040	一庫・大路次川左 4(がうない 川)	土石流	○	-
新光風台	D32110050	一庫・大路次川左 5(がうない 川)	土石流	○	-
吉川	K32102360	吉川(1)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102640	吉川(12)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102670	吉川(13)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102370	吉川(2)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102380	吉川(3)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102390	吉川(4)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102400	吉川(5)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102330	光風台(3)	急傾斜地	○	○
高山	K32102760	高山(1)	急傾斜地	○	○
高山	K32102780	高山(10)	急傾斜地	○	○
高山	K32102790	高山(11)	急傾斜地	○	○

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
高山	K32102800	高山(12)	急傾斜地	○	○
高山	K32102810	高山(13)	急傾斜地	○	○
高山	K32102820	高山(14)	急傾斜地	○	○
高山	K32102691	高山(2)-1	急傾斜地	○	○
高山	K32102692	高山(2)-2	急傾斜地	○	○
高山	K32102700	高山(3)	急傾斜地	○	○
高山	K32102710	高山(4)	急傾斜地	○	○
高山	K32102720	高山(5)	急傾斜地	○	○
高山	K32102730	高山(6)	急傾斜地	○	○
高山	K32102740	高山(7)	急傾斜地	○	○
高山	K32102750	高山(8)	急傾斜地	○	○
高山	K32102770	高山(9)	急傾斜地	○	○
ときわ台	D32120010	初谷川右 1(ときわ台駅西)	土石流	○	○
ときわ台	D32110060	初谷川右 2(初谷川右第二支 溪)	土石流	○	○
ときわ台	D32110070	初谷川右 3(大原川左第四支 溪)	土石流	○	○
吉川	D32110130	初谷川右 4 左二(吉川東谷)	土石流	○	○
吉川	D32120030	初谷川右 5(吉川北谷東)	土石流	○	-
吉川	D32120040	初谷川左 1(1)(金ヶ谷)	土石流	○	○
吉川	D32120041	初谷川左 1(2)(金ヶ谷)	土石流	○	○
新光風台	K32102050	新光風台	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102140	新光風台(10)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102150	新光風台(11)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102160	新光風台(12)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102170	新光風台(13)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102180	新光風台(14)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102190	新光風台(15)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102060	新光風台(2)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102070	新光風台(3)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102080	新光風台(4)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102090	新光風台(5)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102100	新光風台(6)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102110	新光風台(7)	急傾斜地	○	○

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
新光風台	K32102120	新光風台(8)	急傾斜地	○	○
新光風台	K32102130	新光風台(9)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102680	中之町(4)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102340	保之谷(1)	急傾斜地	○	○
吉川	K32102350	保之谷(2)	急傾斜地	○	○
牧	K32102930	牧(13)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102890	野間口(10)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102900	野間口(11)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102910	野間口(12)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102940	野間口(13)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102950	野間口(14)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102960	野間口(15)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102970	野間口(16)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102990	野間口(17)	急傾斜地	○	○
野間口	K32103000	野間口(18)	急傾斜地	○	○
野間口	K32103010	野間口(19)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102980	野間口(2)	急傾斜地	○	○
野間口	K32103020	野間口(20)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102920	野間口(21)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102830	野間口(4)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102840	野間口(5)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102850	野間口(6)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102860	野間口(7)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102870	野間口(8)	急傾斜地	○	○
野間口	K32102880	野間口(9)	急傾斜地	○	○
寺田	K32100010	寺田(1)	急傾斜地	○	○
寺田	K32103970	寺田(13)	急傾斜地	○	○
寺田	K32100042	寺田(4)-2	急傾斜地	○	○
寺田	K32100050	寺田(5)	急傾斜地	○	○
寺田	K32100070	寺田(7)	急傾斜地	○	○
余野	K32100690	上所(1)	急傾斜地	○	○
切畑	K32103050	切畑	急傾斜地	○	-

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
切畑	K32103060	切畑(12)	急傾斜地	○	-
切畑	K32100350	切畑(18)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100360	切畑(19)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100210	切畑(2)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100380	切畑(21)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100410	切畑(23)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100430	切畑(25)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100220	切畑(3)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100230	切畑(4)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100250	切畑(5)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100260	切畑(6)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100280	切畑(7)	急傾斜地	○	○
川尻	K32103130	川尻(1)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100860	川尻(10)	急傾斜地	○	○
木代	K32100980	浅田	急傾斜地	○	○
木代	K32100970	浅田(2)	急傾斜地	○	○
川尻	K32103120	打越(3)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100100	大円(1)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100110	大円(2)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100120	大円(3)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100130	大円(4)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100140	大円(5)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100520	大円(9)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100890	中の谷	急傾斜地	○	○
余野	K32100720	中所(1)	急傾斜地	○	○
余野	K32101060	中所(10)	急傾斜地	○	○
余野	K32101070	中所(11)	急傾斜地	○	○
余野	K32103930	中所(13)	急傾斜地	○	○
余野	K32100730	中所(3)	急傾斜地	○	○
余野	K32100740	中所(4)	急傾斜地	○	○
余野	K32100750	中所(5)	急傾斜地	○	○
余野	K32100770	中所(6)	急傾斜地	○	○

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
余野	K32101050	中所(9)	急傾斜地	○	○
川尻	K32103150	殿方(11)	急傾斜地	○	○
木代	K32103190	平野(1)	急傾斜地	○	○
木代	K32100680	平野(6)	急傾斜地	○	○
木代	K32103950	平野(7)	急傾斜地	○	○
木代	K32100670	平野(8)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100820	北の谷	急傾斜地	○	○
川尻	K32100840	北の谷(10)	急傾斜地	○	○
川尻	K32103140	北の谷(7)	急傾斜地	○	○
川尻	K32100830	北の谷(8)	急傾斜地	○	○
木代	K32100990	木代(9)	急傾斜地	○	○
木代	K32103180	門所(10)	急傾斜地	○	○
余野	K32100760	余野(1)	急傾斜地	○	○
寺田	D32120130	切畑川右 1(牧南谷)	土石流	○	○
高山	D32110490	箕面川右 8(高山東谷)	土石流	○	○
高山	D32110500	箕面川右 8 左一(高山東谷北)	土石流	○	○
高山	D32110510	箕面川左 5(高山川)	土石流	○	○
野間口	D32110282	野間口川(2)(野間口川)	土石流	○	○
野間口	D32110230	野間口川右 1(野間口北谷)	土石流	○	○
野間口	D32120060	野間口川右 2	土石流	○	○
野間口	D32110260	野間口川右 3(野間口奥谷)	土石流	○	○
野間口	D32110250	野間口川右 3 右二(野間口南谷)	土石流	○	○
野間口	D32110272	野間口川右 4(2)(野間口西谷)	土石流	○	○
野間口	D32110273	野間口川右 4(3)(野間口西谷)	土石流	○	○
野間口	D32110290	野間口川左 2(野間口谷)	土石流	○	○
川尻	D32110160	余野川右 15(殿方谷)	土石流	○	○
川尻	D32110190	余野川右 16(川尻中の谷北)	土石流	○	○
川尻	D32110180	余野川右 16 右二(川尻中の谷)	土石流	○	○
川尻	D32110200	余野川右 17(川尻北の谷東)	土石流	○	○
川尻	D32110210	余野川右 17 左一(川尻北の谷)	土石流	○	○
野間口	D32110220	余野川右 19(下所川)	土石流	○	○
野間口	D32120050	余野川右 20	土石流	○	○

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
牧	D32120071	余野川右 21(1)(宮浦川)	土石流	○	○
牧	D32120072	余野川右 21(2)(宮浦川)	土石流	○	○
牧	D32120073	余野川右 21(3)(宮浦川)	土石流	○	○
牧	D32120074	余野川右 21(4)(宮浦川)	土石流	○	○
牧	D32120075	余野川右 21(5)(宮浦川)	土石流	○	○
牧	D32120076	余野川右 21(6)(宮浦川)	土石流	○	○
牧	D32110320	余野川右 21 右一(野間口北谷)	土石流	○	○
川尻	D32120260	余野川左 27(川尻谷)	土石流	○	○
川尻	D32120250	余野川左 28(木代谷)	土石流	○	○
木代	D32120240	余野川左 29(谷山川)	土石流	○	○
余野	D32120120	余野川左 33(上所)	土石流	○	○
牧	D32120090	余野川左 36 右一(牧下谷)	土石流	○	○
牧	D32120100	余野川左 36 左一(牧南下谷)	土石流	○	○
牧	D32110330	余野川左 38(牧北谷)	土石流	○	○
牧	D32120080	余野川左 39(牧奥谷)	土石流	○	○
切畑	D32120150	石田川左 3(切畑東谷)	土石流	○	-
寺田	D32120140	切畑川(寺田川)	土石流	○	-
切畑	D32110360	切畑川左 3	土石流	○	-
野間口	D32110281	野間口川(1)(野間口川)	土石流	○	-
野間口	D32110240	野間口川右 3 右一(野間口下谷)	土石流	○	-
野間口	D32110271	野間口川右 4(1)(野間口西谷)	土石流	○	-
野間口	D32110300	野間口川左 1	土石流	○	-
野間口	D32110310	野間口川左 1 左一(野間口川支川)	土石流	○	-
川尻	D32110170	余野川右 16 右一(川尻中の谷南)	土石流	○	-
川尻	D32110480	余野川左 22(向井山谷)	土石流	○	-
川尻	D32120270	余野川左 25(殿方南谷)	土石流	○	-
木代	D32110460	余野川左 30(平野南)	土石流	○	-
牧	D32110340	余野川左 37(牧谷)	土石流	○	-
余野	K32101010	下所(5)	急傾斜地	○	○
余野	K32101020	下所(6)	急傾斜地	○	○
余野	K32101030	下所(7)	急傾斜地	○	○

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
余野	K32101040	下所(8)	急傾斜地	○	○
余野	K32103030	下所(9)	急傾斜地	○	○
切畑	D32130081	切畑川左 4(1)	土石流	○	○
切畑	D32130082	切畑川左 4(2)	土石流	○	○
高山	D32120290	箕面川右 10(高山南谷)	土石流	○	-
高山	D32120301	箕面川右 11(1)	土石流	○	○
高山	D32120302	箕面川右 11(2)	土石流	○	○
高山	D32120310	箕面川右 12	土石流	○	○
高山	D32120320	箕面川右 13	土石流	○	○
高山	D32120330	箕面川右 14(高山東谷南)	土石流	○	○
高山	D32120340	箕面川左 4	土石流	○	○
木代	D32130121	木代川左 40 左六(1)	土石流	○	○
木代	D32130122	木代川左 40 左六(2)	土石流	○	○
木代	D32130123	木代川左 40 左六(3)	土石流	○	○
木代	D32130124	木代川左 40 左六(4)	土石流	○	○
川尻	D32130010	余野川右 13	土石流	○	○
川尻	D32130020	余野川右 14	土石流	○	○
川尻	D32130140	余野川左 29	土石流	○	○
川尻	D32120280	余野川左 32	土石流	○	○
牧	D32130060	余野川左 35	土石流	○	○
木代	D32130125	木代川左 40 左六(5)	土石流	○	-
川尻	D32130130	余野川左 34	土石流	○	-
希望ヶ丘六丁目及び木代	K32101470	希望ヶ丘(4)	急傾斜地	○	○
希望ヶ丘四丁目	K32101520	希望ヶ丘(9)	急傾斜地	○	○
吉川	K32103600	吉川(16)	急傾斜地	○	○
ときわ台一丁目、ときわ台六丁目及び光風台一丁目	K32103691	光風台(1)-1	急傾斜地	○	○
ときわ台一丁目及び光風台一丁目	K32103692	光風台(1)-2	急傾斜地	○	○
光風台六丁目	K32103860	光風台(10)	急傾斜地	○	○
光風台六丁目	K32103870	光風台(11)	急傾斜地	○	○

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
光風台五丁目及び光風台六丁目	K32103880	光風台(12)	急傾斜地	○	○
光風台四丁目及び光風台三丁目	K32103770	光風台(13)	急傾斜地	○	○
光風台一丁目及びときわ台六丁目	K32103720	光風台(14)	急傾斜地	○	○
光風台六丁目及び光風台四丁目	K32103920	光風台(17)	急傾斜地	○	○
豊能郡豊能町光風台四丁目及び光風台六丁目	K32103930	光風台(18)	急傾斜地	○	○
光風台一丁目、光風台二丁目及び吉川	K32103700	光風台(2)	急傾斜地	○	○
光風台三丁目	K32104010	光風台(20)	急傾斜地	○	○
光風台三丁目	K32104020	光風台(21)	急傾斜地	○	○
光風台四丁目及び光風台六丁目	K32104030	光風台(22)	急傾斜地	○	○
光風台三丁目	K32102760	光風台(23)	急傾斜地	○	○
光風台四丁目及び光風台六丁目	K32103810	光風台(26)	急傾斜地	○	○
光風台四丁目及び光風台六丁目	K32103710	光風台(4)	急傾斜地	○	○
光風台四丁目	K32103800	光風台(5)	急傾斜地	○	○
光風台四丁目及び光風台六丁目	K32103820	光風台(6)	急傾斜地	○	○
光風台六丁目	K32103840	光風台(8)	急傾斜地	○	○
光風台六丁目	K32103850	光風台(9)	急傾斜地	○	○
高山	K32104050	高山(16)	急傾斜地	○	○
高山	K32103510	高山(18)	急傾斜地	○	○
高山	K32104000	高山(19)	急傾斜地	○	○
寺田	K32104040	寺田(18)	急傾斜地	○	○
新光風台一丁目及び吉川	K32103610	新光風台(20)	急傾斜地	○	○
切畑	D32130091	石田川右 1(1)	土石流	○	○
切畑	D32130092	石田川右 1(2)	土石流	○	○
切畑	D32110370	石田川右 3(中の東谷)	土石流	○	-
切畑	K32100370	切畑(20)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100440	切畑(26)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100460	切畑(28)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100470	切畑(29)	急傾斜地	○	○

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
切畑	K32100540	切畑(30)	急傾斜地	○	○
切畑	K32100290	切畑(8)	急傾斜地	○	○
川尻	K32103270	川尻(3)	急傾斜地	○	○
川尻	K32101111	打越-1	急傾斜地	○	○
川尻	K32101112	打越-2	急傾斜地	○	○
東ときわ台八丁目	K32103660	東ときわ台(4)	急傾斜地	○	○
東ときわ台五丁目	K32103670	東ときわ台(5)	急傾斜地	○	○
東ときわ台五丁目及び 吉川	K32103680	東ときわ台(6)	急傾斜地	○	○
牧、余野及び野間口	K32103560	南ノ谷	急傾斜地	○	○
川尻	K32100800	北の谷(2)	急傾斜地	○	○
高山	D32130160	箕面川左 3	土石流	○	○
木代	K32103330	木代(50)	急傾斜地	○	○
木代及び切畑	K32103340	木代(51)	急傾斜地	○	○
木代	K32103370	木代(52)	急傾斜地	○	○
木代	K32103380	木代(53)	急傾斜地	○	○
木代	K32103470	木代(54)	急傾斜地	○	○
木代	K32103480	木代(55)	急傾斜地	○	○
木代	K32103490	木代(56)	急傾斜地	○	○
木代	D32120220	木代川左 40 左一(津田南)	土石流	○	○
木代	D32120201	木代川左 40 左九(1)	土石流	○	-
木代	D32120202	木代川左 40 左九(2)	土石流	○	○
木代、希望ヶ丘二丁目 及び希望ヶ丘六丁目	D32110440	木代川左 40 左三(崩尻東谷)	土石流	○	○
木代	D32120211	木代川左 40 左七(1)(木代川第 二支溪)	土石流	○	-
木代	D32120212	木代川左 40 左七(2)(木代川第 二支溪)	土石流	○	○
木代	D32120213	木代川左 40 左七(3)(木代川第 二支溪)	土石流	○	○
木代、希望ヶ丘二丁目 及び希望ヶ丘六丁目	D32110450	木代川左 40 左二(崩尻東谷 北)	土石流	○	○
木代	D32110411	木代川左 40 左八(1)(木代川第 一支溪)	土石流	○	○
木代	D32110412	木代川左 40 左八(2)(木代川第 一支溪)	土石流	○	○

字	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	指定種別	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
木代	D32110413	木代川左 40 左八(3)(木代川第一支溪)	土石流	○	○
木代	D32110414	木代川左 40 左八(4)(木代川第一支溪)	土石流	○	-
木代	D32110415	木代川左 40 左八(5)(木代川第一支溪)	土石流	○	-
木代	K32103301	木代平野-1	急傾斜地	○	-
木代	K32103302	木代平野-2	急傾斜地	○	○
木代	K32103303	木代平野-3	急傾斜地	○	○
木代	K32103304	木代平野-4	急傾斜地	○	○
余野	K32103550	余野(2)	急傾斜地	○	○
木代	D32120231	余野川左 31(1)(平野川)	土石流	○	○
木代及び川尻	D32120232	余野川左 31(2)(平野川)	土石流	○	-

資料 2-2 土石流危険渓流

【土石流危険渓流(Ⅰ) 平成25年度末現在】

渓流番号	渓流名	河川名
I・2-1	ほのたに川	一庫・大路次川
I・2-2	保之谷	一庫・大路次川
I・2-3	がうない川	一庫・大路次川
I・2-4	がうない川	一庫・大路次川
I・2-5	がうない川	一庫・大路次川
I・2-6	初谷川右第二支溪	初谷川
I・2-7	大原川左第四支溪	初谷川
I・2-8	吉川南谷	初谷川
I・2-9	吉川谷	初谷川
I・2-10	平井川	初谷川
I・2-11	新山谷	初谷川
I・2-12	小川	初谷川
I・2-13	吉川東谷	初谷川
I・2-14	吉川下谷	初谷川
I・2-15	初谷川	初谷川
I・2-16	殿方谷	余野川
I・2-17	川尻中の谷南	余野川
I・2-18	川尻中の谷	余野川
I・2-19	川尻中の谷北	余野川
I・2-20	川尻北の谷東	余野川
I・2-21	川尻北の谷	余野川
I・2-22	下所川	余野川
I・2-23	野間口北谷	余野川
I・2-24	野間口下谷	余野川
I・2-25	野間口南谷	余野川
I・2-26	野間口奥谷	余野川
I・2-27	野間口西谷	余野川
I・2-28	野間口川	余野川
I・2-29	野間口谷	余野川
I・2-30		余野川
I・2-31	野間口川支川	余野川
I・2-32	野間口北谷	余野川
I・2-33	牧北谷	余野川
I・2-34	牧谷	余野川
I・2-35	寺田	余野川
I・2-36		余野川
I・2-37	中の東谷	余野川
I・2-38	余野谷	余野川
I・2-39	崩尻谷	余野川
I・2-40	大円下谷	余野川
I・2-41	木代川第一支溪	余野川
I・2-42	福田北	余野川

資料編

溪流番号	溪流名	河川名
I・2-43	崩尻東谷南	余野川
I・2-44	崩尻東谷	余野川
I・2-45	崩尻東谷北	余野川
I・2-46	平野南	余野川
I・2-47	川尻北谷	余野川
I・2-48	向井山谷	余野川
I・2-49	高山東谷	箕面川
I・2-50	高山東谷北	箕面川
I・2-51	高山川	箕面川

【土石流危険溪流(Ⅱ)】

溪流番号	溪流名	河川名
Ⅱ・2-1	ときわ台駅西	初谷川
Ⅱ・2-2	妙見口駅西	初谷川
Ⅱ・2-3	吉川北谷東	初谷川
Ⅱ・2-4	金ヶ谷	初谷川
Ⅱ・2-5		余野川
Ⅱ・2-6		余野川
Ⅱ・2-7	宮浦川	初谷川
Ⅱ・2-8	牧奥谷	余野川
Ⅱ・2-9	牧下谷	余野川
Ⅱ・2-10	牧南下谷	余野川
Ⅱ・2-11	上所北谷	余野川
Ⅱ・2-12	上所	余野川
Ⅱ・2-13	牧南谷	余野川
Ⅱ・2-14	寺田川	余野川
Ⅱ・2-15	切畑東谷	余野川
Ⅱ・2-16	切畑南谷	余野川
Ⅱ・2-17		余野川
Ⅱ・2-18	大円谷	余野川
Ⅱ・2-19		余野川
Ⅱ・2-20		余野川
Ⅱ・2-21	木代川第二支溪	余野川
Ⅱ・2-22	津田南	余野川
Ⅱ・2-23	平野川	余野川
Ⅱ・2-24	谷山川	余野川
Ⅱ・2-25	木代谷	余野川
Ⅱ・2-26	川尻谷	余野川
Ⅱ・2-27	殿方南谷	余野川
Ⅱ・2-28		余野川
Ⅱ・2-29	高山南谷	箕面川
Ⅱ・2-30		箕面川
Ⅱ・2-31		箕面川
Ⅱ・2-32		箕面川
Ⅱ・2-33	高山東谷南	箕面川
Ⅱ・2-34		箕面川

【土石流危険溪流(準ずる溪流)】

溪流番号	溪流名	河川名
準・2-1		余野川
準・2-2		余野川
準・2-3		余野川
準・2-4		牧川
準・2-5		牧川
準・2-6		牧川
準・2-7		寺田川
準・2-8		余野川
準・2-9		石田川
準・2-10		石田川
準・2-11		切畑川
準・2-12		木代川
準・2-13		余野川
準・2-14		余野川
準・2-15		余野川
準・2-16		高山川

資料 2-3 地すべり危険箇所

平成25年4月現在

箇所名	所在地(地区)
野間口	余野
寺田	余野
中の東	切畑
中之町	吉川
打越	川尻
崩尻	木代

資料 2-4 急傾斜地崩壊危険箇所

【急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ) 平成25年4月現在】

区分	分類	箇所番号	箇所名	所在地	備考
I	自然	11321065	西ノ谷	豊能郡豊能町牧西ノ谷	
I	自然	11321066	南ノ谷	豊能郡豊能町余野南ノ谷	*
I	自然	11321067	中之町	豊能郡豊能町吉川中之町	
I	自然	11321068	下之町(1)	豊能郡豊能町吉川下之町	
I	自然	11321069	下之町(2)	豊能郡豊能町吉川下之町	
I	自然	11321070	打越	豊能郡豊能町川尻打越	
I	自然	11321071	木代平野	豊能郡豊能町木代平野	*
I	自然	11321072	殿方	豊能郡豊能町川尻殿方	
I	自然	11321073	ときわ台	豊能郡豊能町ときわ台一丁目	
I	自然	11321074	光風台(1)	豊能郡豊能町光風台一丁目	
I	自然	11321075	光風台(2)	豊能郡豊能町光風台一丁目	
I	自然	11321076	光風台(3)	豊能郡豊能町光風台三丁目	
I	自然	11321077	殿所(1)	豊能郡豊能町高山殿所	
I	自然	11321078	殿所(2)	豊能郡豊能町高山殿所	
I	自然	11321079	向所	豊能郡豊能町高山向所	
I	自然	11321634	切畑	豊能郡豊能町切畑	*
I	自然	11321635	新光風台	豊能郡豊能町新光風台三丁目	

【急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)】

区分	分類	箇所番号	箇所名	所在地	備考
Ⅱ	自然	21321177	牧(1)	豊能郡牧	
Ⅱ	自然	21321178	牧(2)	豊能郡牧	
Ⅱ	自然	21321179	牧(3)	豊能郡牧	
Ⅱ	自然	21321180	寺田(1)	豊能郡寺田	
Ⅱ	自然	21321181	寺田(2)	豊能郡寺田	
Ⅱ	自然	21321182	寺田(3)	豊能郡寺田	
Ⅱ	自然	21321183	寺田(4)	豊能郡寺田	
Ⅱ	自然	21321184	寺田(5)	豊能郡寺田	
Ⅱ	自然	21321185	寺田(6)	豊能郡寺田	
Ⅱ	自然	21321186	切畑(2)	豊能郡切畑	
Ⅱ	自然	21321187	切畑(3)	豊能郡切畑	
Ⅱ	自然	21321188	切畑(4)	豊能郡切畑	
Ⅱ	自然	21321189	切畑(6)	豊能郡切畑	
Ⅱ	自然	21321190	大円(1)	豊能郡切畑大円	
Ⅱ	自然	21321191	大円(2)	豊能郡切畑大円	

区分	分類	箇所番号	箇所名	所在地	備考
Ⅱ	自然	21321192	大円(3)	豊能郡切畑大円	
Ⅱ	自然	21321193	大円(5)	豊能郡切畑大円	
Ⅱ	自然	21321194	中所(1)	豊能郡余野中所	
Ⅱ	自然	21321195	中所(2)	豊能郡余野中所	
Ⅱ	自然	21321196	中所(3)	豊能郡余野中所	
Ⅱ	自然	21321197	中所(5)	豊能郡余野中所	
Ⅱ	自然	21321198	下所(1)	豊能郡余野下所	
Ⅱ	自然	21321199	川尻(1)	豊能郡豊能町川尻	
Ⅱ	自然	21321200	川尻(2)	豊能郡川尻	
Ⅱ	自然	21321201	北の谷(1)	豊能郡川尻北の谷	
Ⅱ	自然	21321202	北の谷(2)	豊能郡川尻北の谷	
Ⅱ	自然	21321203	中の谷(1)	豊能郡川尻中の谷	
Ⅱ	自然	21321204	平野(4)	豊能郡木代平野	
Ⅱ	自然	21321205	殿方(2)	豊能郡豊能町川尻殿方	
Ⅱ	自然	21321206	殿方(3)	豊能郡川尻殿方	
Ⅱ	自然	21321207	殿方(4)	豊能郡川尻殿方	
Ⅱ	自然	21321208	浅田(2)	豊能郡木代浅田	
Ⅱ	自然	21321209	浅田(3)	豊能郡木代浅田	
Ⅱ	自然	21321210	浅田(4)	豊能郡木代浅田	
Ⅱ	自然	21321211	浅田(5)	豊能郡木代浅田	
Ⅱ	自然	21321212	木代(1)	豊能郡木代	
Ⅱ	自然	21321213	門所(1)	豊能郡木代門所	
Ⅱ	自然	21321214	門所(2)	豊能郡木代門所	
Ⅱ	自然	21321215	門所(4)	豊能郡木代門所	
Ⅱ	自然	21321216	門所(5)	豊能郡木代門所	
Ⅱ	自然	21321217	門所(6)	豊能郡木代門所	
Ⅱ	自然	21321218	福田(1)	豊能郡木代福田	
Ⅱ	自然	21321219	福田(2)	豊能郡木代福田	
Ⅱ	自然	21321220	福田(3)	豊能郡木代福田	
Ⅱ	自然	21321221	上之町(1)	豊能郡吉川上之町	
Ⅱ	自然	21321222	中之町(2)	豊能郡吉川中之町	
Ⅱ	自然	21321223	中之町(3)	豊能郡吉川中之町	
Ⅱ	自然	21321224	中之町(4)	豊能郡吉川中之町	
Ⅱ	自然	21321225	下之町(3)	豊能郡吉川下之町	
Ⅱ	自然	21321226	下之町(4)	豊能郡吉川下之町	
Ⅱ	自然	21321227	下之町(5)	豊能郡吉川下之町	
Ⅱ	自然	21321228	下之町(6)	豊能郡吉川下之町	
Ⅱ	自然	21321229	下之町(7)	豊能郡吉川下之町	
Ⅱ	自然	21321230	保之谷(1)	豊能郡吉川保之谷	

区分	分類	箇所番号	箇所名	所在地	備考
Ⅱ	自然	21321231	保之谷(2)	豊能郡吉川保之谷	
Ⅱ	自然	21321232	ときわ台(2)	豊能郡ときわ台一丁目	
Ⅱ	自然	21321233	ときわ台(3)	豊能郡ときわ台一丁目	
Ⅱ	自然	21321234	東ときわ台(1)	豊能郡東ときわ台五丁目	
Ⅱ	自然	21321235	東ときわ台(2)	豊能郡東ときわ台九丁目	
Ⅱ	自然	21321236	光風台(4)	豊能郡光風台六丁目	
Ⅱ	自然	21321237	高山(2)	豊能郡高山	
Ⅱ	自然	21321238	高山(3)	豊能郡高山	
Ⅱ	自然	21321239	高山(4)	豊能郡高山	
Ⅱ	自然	21321240	高山(5)	豊能郡高山	
Ⅱ	自然	21321241	高山(6)	豊能郡高山	
Ⅱ	自然	21321242	高山(7)	豊能郡高山	
Ⅱ	自然	21321243	高山(8)	豊能郡高山	
Ⅱ	人工	22321034	牧(4)	豊能郡豊能町牧	
Ⅱ	人工	22321035	野間口(1)	豊能郡豊能町野間口	
Ⅱ	人工	22321036	野間口(2)	豊能郡豊能町野間口	
Ⅱ	人工	22321037	切畑(5)	豊能郡豊能町切畑	
Ⅱ	人工	22321038	中所(4)	豊能郡豊能町余野	
Ⅱ	人工	22321039	浅田(1)	豊能郡豊能町木代中所	
Ⅱ	人工	22321040	大円(4)	豊能郡豊能町切畑浅田	
Ⅱ	人工	22321041	中の谷(2)	豊能郡豊能町川尻大円	
Ⅱ	人工	22321042	門所(3)	豊能郡豊能町木代中の谷	
Ⅱ	人工	22321043	木代(2)	豊能郡豊能町木代門所	
Ⅱ	人工	22321044	高山(1)	豊能郡豊能町高山	

【急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅲ)】

区分	分類	箇所番号	箇所名	所在地	備考
Ⅲ	自然	31321059	川尻(3)	豊能郡豊能町川尻	

* : 急傾斜地崩壊危険区域に指定

資料 2-5 災害危険区域

平成28年12月6日現在

区域名	所在地	種別	指定年月日
南の谷	豊能町余野	1種	平成2年3月30日
平野	豊能町木代	1種	平成6年3月30日
中之町	豊能町吉川	1種	平成13年3月27日
切畑	豊能町切畑	1種	平成19年1月4日

資料 2-6 山腹崩壊危険地区

平成25年4月現在

危険地区番号	位置	危険地区番号	位置
	大字		大字
1	牧（1）	18	高山（5）
2	野間口	19	高山（6）
3	余野・牧	20	木代（3）
4	余野（1）	21	切畑（4）
5	川尻（1）	22	川尻（2）
6	木代・余野	23	寺田・牧
7	牧（2）	24	切畑（5）
8	切畑（1）	25	吉川（2）
9	高山（1）	26	高山（1）
10	木代（1）	27	川尻（3）
11	切畑（2）	28	切畑（6）
12	切畑（3）	29	川尻（4）
13	木代（2）	30	木代（4）
14	高山（2）	31	高山（8）
15	高山（3）	32	余野（2）
16	高山（4）	33	吉川（3）
17	吉川（7）		

資料 2-7 崩壊土砂流失危険地区

平成25年4月現在

危険地区番号	位置	危険地区番号	位置
	大字		大字
1	牧（1）	11	木代（1）
2	牧（2）	12	木代（2）
3	野間口（1）	13	川尻（1）
4	野間口（2）	14	川尻（2）
5	野間口（3）	15	川尻・高山
6	野間口（4）	16	高山
7	余野（1）	17	木代（3）
8	余野（2）	18	木代（4）
9	吉川（1）	19	野間口（5）
10	吉川（2）	20	川尻・吉川

3 河川、ため池、水防、危険物施設、宅地造成規制区域

資料 3-1 河川・水路一覧

名称	管理者
余野川	大阪府
初谷川	大阪府
木代川	大阪府
切畑川	大阪府
石田川	大阪府
ガウナイ川	大阪府
保の谷川	大阪府
野間口川	大阪府
中の谷川	大阪府
北の谷川	大阪府
寺田川	大阪府
高山川	豊能町
大丸川	豊能町
平井川	豊能町
牧川	豊能町

資料 3-2 要水防ため池一覧

番号	池名	所在地	管理者	水防値
1	上杉池	豊能町吉川上杉	上杉池管理組合	C
2	山ノ神上池	豊能町吉川門田	山ノ神池管理組合	C
3	山ノ神下池	豊能町吉川門田	山ノ神池管理組合	C

資料:平成30年度大阪府水防計画(資料編)

資料 3-3 水防信号

水防法第13条の規定によって定める水防信号は次のとおりとする。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○ - 休 止 ○ - 休 止 ○ - 休 止
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ - 休 止 ○ - 休 止 ○ - 休 止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ - 休 止 ○ - 休 止 ○ - 休 止
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○ - 休 止 ○ - 休 止

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

資料 3-4 水防報告と水防記録

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 消防機関に関する者の出動の時刻及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する措置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数と、その消耗分及び回収分
- 7 水防法第21条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
- 9 土地を一時使用した場合は、その箇所及び所有者、住所、氏名とその理由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察の援助状況
- 13 現場指導者及び官公吏氏名
- 14 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 15 水防関係者の死傷
- 16 功労者及びその功績
- 17 以後の水防につき考慮を要する点、その他建設環境対策部、豊能消防署、消防団及び関係機関の管理者の所見
- 18 堤防その他の施設に緊急工事の必要が生じた時は、その場所及びその損傷状況
- 19 その他必要な事項

資料 3-5 水防倉庫

名称	所在地	面積(m ²)	備考
水防用 資機材倉庫	豊能町 東ときわ台 1-1-3	34.78	土嚢(1,200枚)、ブルシート(40枚)荒縄(10巻)、杭(72本)、掛け矢(3本)、角スコ(2丁)、剣スコ(14丁)、ツルハシ(5本)、のこぎり(8丁)、鎌(12丁)、なた(11丁)、タコヅチ(1個)番線(600本)、鍬(3丁)チルホール〔ウインチ〕(2個)、チェーンソー(2個)、一輪車(1台)

資料 3-6 危険物施設の現況

(平成29年4月末現在)

区分	製造所	貯蔵所							取扱所				合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	
施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2

*町域内の数値

資料 3-7 高圧ガス施設の現況

種別	事業所区分			事業所数(施設数)	立入検査実施件数
火薬	火薬類販売等			0	0
高圧ガス	製造事業所	第1種	一般高圧ガス(一般則)	0	0
			冷凍(冷凍則)	0	0
			液化石油ガス(液石則)	0	0
		第2種	一般高圧ガス(一般則)	1(1)	0
			冷凍(冷凍則)	1(1)	0
			液化石油ガス(液石則)	0	0
	貯蔵所	第1種	一般高圧ガス(一般則)	0	0
			液化石油ガス(液石則)	0	0
		第2種	一般高圧ガス(一般則)	0	0
			液化石油ガス(液石則)	0	0
	販売事業所	一般高圧ガス(一般則)		0	0
		液化石油ガス(液石則)		2(2)	1
		両規則適用(一般則・液石則)		0	0
容器検査所				0	0
小計				4(4)	1
液化石油ガス	販売			3(3)	2
	保安機関			3(3)	2
	設備工事			2(2)	1
	小計			8(8)	5
合計				12(12)	6

*町域内の数値

資料 3-8 防火地域・準防火地域

区分	面積 ha	備考
防火地域	—	
準防火地域	5.5	近隣商業地域 希望ヶ丘6丁目、ときわ台1丁目、光風台2丁目、 東ときわ台3丁目、東ときわ台7丁目、新光風台2丁目地内

資料 3-9 宅地造成工事規制区域

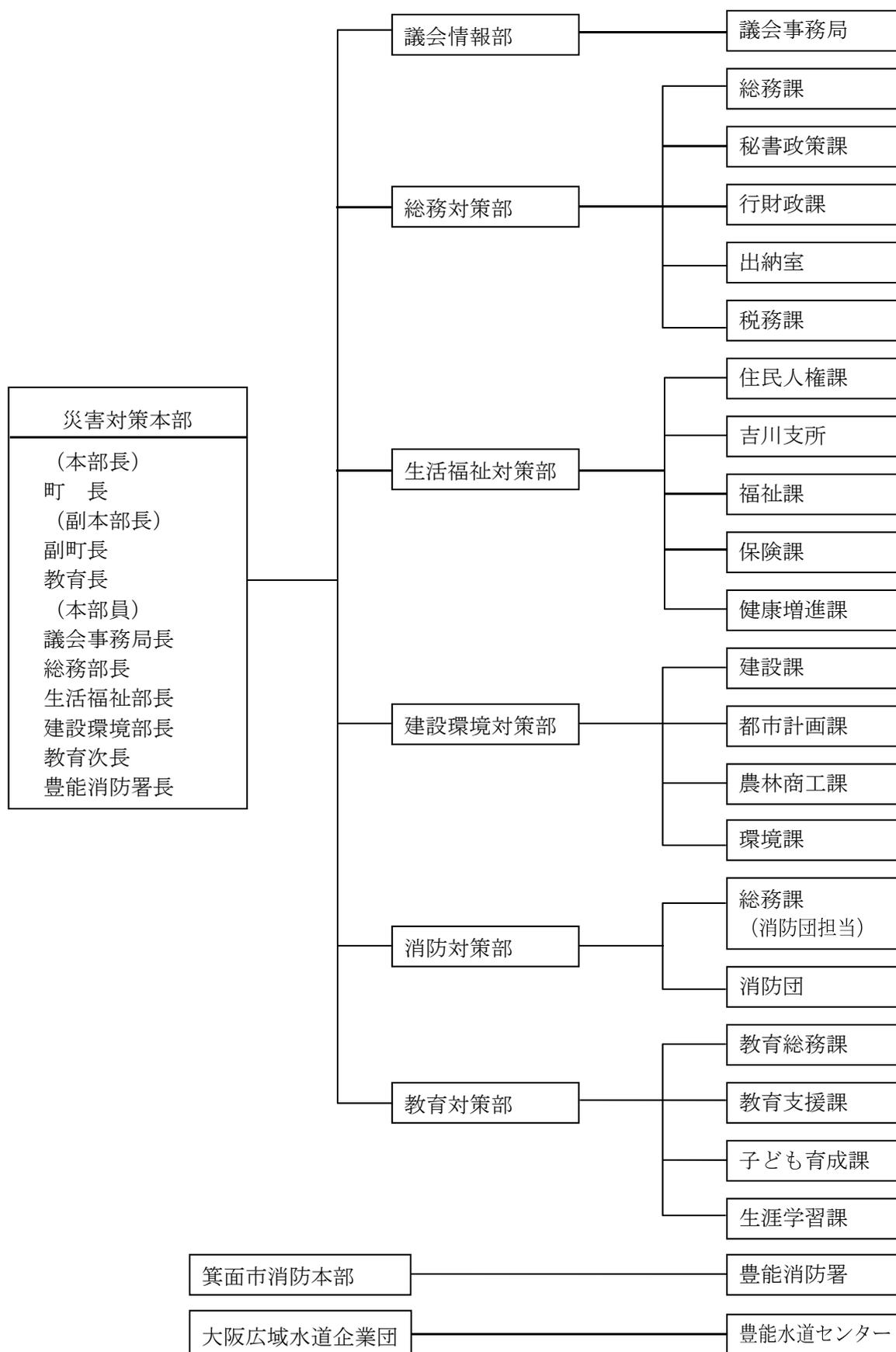
(平成26年3月現在)

第1次区域	第2次区域	第3次区域	第4次区域	第5次区域	第6次区域	第7次区域	第8次区域	合計(ha)
—	—	—	—	1,158	—	—	1,962	3,120

4 災害対策本部

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

資料 4-1 災害対策本部活動組織体制



資料 4-2 災害対策本部各部の事務分掌

豊能町 災害対策本部	担当	事務分掌
共通事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 担当関連の災害記録に関すること。 3 住民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。 4 担当関連の受援及び支援活動に関すること。 5 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。
議会 情報部	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議会議員との連絡調整に関すること。 2 議会の庶務に関すること。
総務 対策部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 防災会議に係る事務及び地域防災計画に関すること。 3 防災活動及び活動組織に関すること。 4 各部及び関係機関との連絡調整に関すること。 5 防災体制等の点検に関すること。 6 防災行政無線の運用統制に関すること。 7 防災知識の啓発に関すること。 8 災害救助法及び被災者生活再建支援法適用事務に関すること。 9 災害資料の最終的な作成・製本に関すること。 10 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること。 11 職員の動員、配置、給食、安全衛生管理等に関すること。 12 他の機関の応援職員の厚生に関すること。 13 災害対策要員の確保に関すること。 14 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 15 他市町村との相互応援要請及び相互支援要請に関すること。 16 被害状況のとりまとめに関すること。
	秘書政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者、見舞者の接遇及び儀礼に関すること。 3 広報・広聴に関すること。 4 報道機関との連絡調整に関すること。 5 被災者の相談業務に関すること。 6 災害状況等の記録撮影に関すること。 7 通信情報に関すること。
	行財政課・ 出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の被害調査に関すること。 2 車両の確保に関すること。 3 災害対策予算の編成及び資金の運用計画に関すること。 4 資材・物資の購入・調達に関すること。 5 食料の購入・調達に関すること。 6 災害対策物資及び救援物資の出納並びに配分に関すること。 7 激甚災害の最終的な予算に関すること。 8 庁内の電話回線の保守管理に関すること。 9 庁舎の被害調査及び応急復旧に関すること。
	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者及び家屋の被害調査に関すること。 2 被災者台帳の整理に関すること。 3 罹災証明書の発行に関すること。

豊能町 災害対策本部	担当	事務分掌
生活福祉 対策部	住民人権課 ・吉川支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資等の輸送に関する事。 2 自治会等との連絡調整に関する事。 3 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 4 災害見舞金の支給、災害援護資金等の貸付に関する事。 5 救援物資、義援金の受付に関する事。 6 行路傷病者等に関する事。
	福祉課 ・保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所の開設に関する事。 2 避難者の誘導、広報伝達に関する事。 3 民生委員児童委員協議会との連絡調整に関する事。 4 社会福祉協議会及びボランティアとの連絡調整に関する事。 5 医薬品及び医療用資機材等の調達・要請に関する事。
	健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師会及び医療機関並びに保健所との連絡調整に関する事。 2 避難行動要支援者の把握、避難計画及び避難支援に関する事。 3 救急医療機関の情報把握に関する事。 4 避難所の避難行動要支援者情報に関する事。 5 救護所の設置に関する事。 6 応急医療体制の確保に関する事。 7 被災地域及び避難所における感染症の予防に関する事。
建設環境 対策部	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急措置及び災害復旧の職員の派遣に関する事。 2 道路法に基づく交通規制に関する事。 3 緊急時における町内建設業者への協力依頼に関する事。 4 家屋等の応急危険度判定調査に関する事。 5 被災家屋の解体及び除去に関する事。 6 所管施設での被災現場での応急措置・復旧に関する事。 7 道路・水路等の被害調査及び応急復旧に関する事。
	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道調整池・河川・公園等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 大阪広域水道企業団との連絡調整に関する事。 3 応急仮設住宅の建設に関する事。 4 応急仮設住宅の申込み等に関する事。
	農林商工課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 2 商工業関係の被害調査及び復旧に関する事。 3 物価等の消費者情報の把握に関する事。 4 生活関連情報の収集および整理に関する事。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。
	環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 ゴみの収集処理計画及び実施に関する事。 2 ごみ収集業者への協力要請及び指導監督に関する事。 3 ごみ、し尿及び死獣の収集処理に関する事。 4 し尿汲み取り業者の協力要請及び指揮監督に関する事。 5 遺体の安置、処理及び埋（火）葬に関する事。 6 被災地域の防疫活動（消毒、害虫駆除等）に関する事。 7 環境保全対策に関する事。

資料編

豊能町 災害対策本部	担当	事務分掌
消防 対策部	総務課（消防 団担当） ・消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団との連絡調整に関する事。 2 箕面市消防本部との連絡調整に関する事。 3 消防水利に関する事。 4 火災、その他災害出動命令等の伝達に関する事。
教育 対策部	教育総務課・ 教育支援課・ 子ども育成課	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災園児、児童、生徒の調査及び応急教育に関する事。 2 園児、児童、生徒の避難誘導計画及び避難誘導に関する事。 3 教育関係機関との連絡調整に関する事。 4 教職員の動員及び応急配備に関する事。 5 休校・休園等の措置に関する事。 6 通学（園）路の点検及び安全確保に関する事。 7 学校保健衛生及び食品衛生管理に関する事。 8 防災教育に関する事。
	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の応急使用に関する事。 2 施設管理者との連絡調整に関する事。 3 避難所の開設・管理に関する事。 4 被災者への物資、食料の配給に関する事。 5 被災者の受け入れに関する事。 6 避難者の誘導、広報伝達に関する事。 7 避難者の情報収集に関する事。

箕面市消防本部、大阪広域水道企業団

箕面市消 防本部	豊能消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集伝達に関する事。 2 消防計画に関する事。 3 火災予防に関する事。 4 火災原因及び損害調査に関する事。 5 危険物等の災害予防に関する事。 6 救急救助（行方不明者含む）に関する事。 7 救急医療機関及びその他関係機関との連携に関する事。 8 消防相互応援協定に関する事。 9 消防通信施設の保守管理に関する事。 10 火災出動命令等の伝達に関する事。
大阪広域 水道企業 団	豊能水道セン ター	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の耐震化、被害情報、供給確保等に関する事。 2 応急給水及び応急復旧に関する事。 3 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する事。

5 避難所等

資料 5-1 避難所等一覧

指定緊急避難場所、指定避難所

番号	名称	所在地	有効面積 (㎡)	受入れ可能人員 (人)
1	東能勢中学校体育館	余野 159-2	789	239
2	高山コミュニティーセンター(※)	高山 10	678	205
3	吉川小学校体育館	吉川 419	820	248
4	吉川中学校体育館	東ときわ台 1-3-2	1,245	377
5	光風台小学校体育館	新光風台 1-5-1	1,047	317
合計			4,579	1,386

(※) 弾力運用避難所を兼ねる。

弾力運用避難所

番号	名称	所在地
1	中央公民館	余野 26
2	高山コミュニティーセンター	高山 10
3	西公民館	光風台 5-1-2
4	スポーツセンターシートス	新光風台 3-1-10

広域避難

番号	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	受入れ可能人員 (人)
1	スポーツ広場	希望ヶ丘 2 丁目 38	19,470	11,682	11,682

一時避難地

番号	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	受入れ可能人員 (人)
1	旧野間口青少年グラウンド	牧下林 2-2	4,465	2,679	2,679
2	光風台 2 丁目公園	光風台 2 丁目 11-1	10,500	3,670	3,670
3	ふれあい広場	東ときわ台 2-1-1	7,750	6,300	6,300

福祉避難所

番号	避難所名	指定場所床面積 (㎡)
1	老人福祉センター永寿荘	566
2	老人福祉センター豊寿荘	549
合計		1,115

資料 5-2 応急仮設住宅建設候補地

名称	所在地	面積	建設可能戸数	備考
東ときわ台 6 丁目公園	東ときわ台 6 丁目	3,350 ㎡	60 戸	
新光風台 4 丁目 2 号公園	新光風台 4 丁目	4,000 ㎡	80 戸	
希望ヶ丘 2 丁目 1 号公園	希望ヶ丘 2 丁目	6,118 ㎡	120 戸	

6 物資

資料 6-1 重要物資の備蓄

「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（平成 27 年 12 月 大阪府域救援物資対策協議会）」に基づく重要物資 11 品目の内、哺乳瓶は町が備蓄し、それ以外は府と町が 1 : 1 で分担し 3 日分を備蓄する。

①食糧（アルファ化米等）

避難所生活者数 × 3 食/人/日 × 1.2 ※1.2 は避難所生活者以外の食糧需要を想定

②高齢者用食

避難所生活者数 × 80 歳以上比率 × 3 食/人/日

③粉ミルク

避難所生活者数 × 0～1 歳人口比率 × 70%（人口授乳率） × 130 g /人/日

④哺乳瓶

避難所生活者数 × 0～1 歳人口比率 × 70%（人口授乳率） × 1 本/人

⑤毛布

避難所生活者数 × 2 枚/人

⑥乳児・小児用おむつ

避難所生活者数 × 0～2 歳人口比率 × 8 枚/人/日

⑦大人用おむつ

避難所生活者数 × 80 歳以上比率 × 8 枚/人/日

⑧生理用品

避難所生活者数 × 12～51 歳人口比率 × 12～51 歳女性人口比率 × 5/32（月経周期） × 5 枚/人/日

⑨トイレトーパー

避難所生活者数 × 7.5m/人/日

⑩マスク

避難所生活者数 × 1 枚/人/日 ※町独自基準

⑪簡易トイレ（ボックス型）・処理袋

簡易トイレ：指定避難所数 × 4 基（男女各 2 基） ※町独自基準

処理袋：避難所生活者数 × 5 回/人/日

資料 6-2 その他の物資の確保

- ① 精米、食パン、即席麺などの主食
- ② ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ③ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- ④ 被服（肌着等）
- ⑤ 炊事道具、食器類（鍋、炊飯用具等）
- ⑥ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ⑦ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ⑧ 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ⑨ 仮設風呂・仮設シャワー
- ⑩ 簡易ベッド、間仕切り等
- ⑪ 高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、ポータブルトイレ等）
- ⑫ 棺桶、遺体袋など

資料 6-3 町有車両一覧（平成 31 年 1 月 1 日現在）

所属種類	本庁管内	支所管内	計
中型乗用	2	1	3
軽貨物	7	4	11
軽乗用	5	8	13
準中型貨物	0	2	2
普通貨物	5	2	7
普通乗用	7	4	11
大型特殊	9	10	19
小型特殊	0	1	1
総合計	35	32	67

7 医療機関、施設、関係機関通信窓口等

資料 7-1 災害医療機関一覧

(平成29年12月7日現在)

1 基幹災害拠点病院

名称	所在地	電話番号
大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201

2 地域災害拠点病院

名称	所在地	電話番号
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号	06-6929-1221
国立病院機構大阪医療センター	大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	06-6774-5111
大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2711
大阪府済生会千里病院	吹田市津雲台1丁目1番6号	06-6871-0121
大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘 2-15	06-6879-5111
大阪府三島救命救急センター	高槻市南芥川町11番1号	072-683-9911
大阪医科大学附属病院	高槻市大学町2番7号	072-683-1221
関西医科大学附属病院	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101
関西医科大学総合医療センター	守口市文園町10-15	06-6992-1001
大阪府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田 3-4-13	06-6785-6166
市立東大阪医療センター	東大阪市西岩田三丁目4番5号	06-6781-5101
近畿大学医学部附属病院	大阪狭山市大野東 377-2	072-366-0221
堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町 1-1-1	072-272-1199
りんくう総合医療センター	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111
大阪警察病院	大阪市天王寺区北山町 10-31	06-6771-6051
多根総合病院	大阪市西区九条南 1-12-21	06-6581-1071
岸和田徳洲会病院	岸和田市加守町4丁目27-1	072-445-9915

3 特定診療災害医療センター

名称	所在地	電話番号
大阪国際がんセンター	大阪市中央区大手前 3 丁目 1 番 69 号	06-6945-1181
大阪精神医療センター	枚方市宮之阪三丁目16番21号	072-847-3261
大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの3丁目7-1	072-957-2121
大阪母子医療センター	和泉市室堂町840番地	0725-56-1220

4 町災害医療センター

名称	所在地	電話番号
国保診療所	豊能町余野63-1	072-739-0004

資料 7-2 町内医療機関一覧

名称	診療科目	病床数	電話番号	備考
豊能町国保診療所	内科・歯科	6～7床	072-739-0004	
小川内科医院	内科・小児科・胃腸科		072-738-2063	
(医)滝沢整形外科	整形外科・外科・リハビリテーション科		072-738-2577	
(医)坂本内科医院	内科・胃腸内科・糖尿病内科		072-738-0050	
(医)藤末クリニック	泌尿器科・腎臓内科		072-738-7100	
西前耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科・アレルギー科		072-738-6362	
井上医院	内科・小児科		072-738-7276	
北大阪医療生活協同組合 光風台診療所	内科・皮膚科		072-738-6480	
森井整形外科クリニック	整形外科		072-738-7238	
西浦医院	内科		072-736-1672	
(医)秀徳会まわたり内科	内科		072-733-3366	
のせの里診療所	内科・精神科		072-739-2240	
村井眼科	眼科		072-736-0034	
池田歯科医院	歯科		072-738-6664	
氷見歯科	歯科		072-738-0101	
(医)北川歯科医院	歯科		072-738-3307	
和田歯科医院	歯科		072-732-2005	
(医)澄和会加藤歯科医院	歯科		072-738-4011	
ひらがクリニック	内科・呼吸器内科		072-734-8017	
特別養護老人ホーム 祥雲館診療所	内科		072-733-2301	
おおたわ歯科	歯科		072-733-2626	
(医)ゆかり会ゆかりデンタル クリニック	歯科		072-738-0171	
小原歯科クリニック	歯科		072-738-8217	

資料 7-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧(平成 30 年 7 月末現在)

施設名	住所
北摂信愛園	豊能町川尻72-5
祥雲館(特別養護老人ホーム)	豊能町吉川187-1
祥雲館(グループホーム)	豊能町吉川36-1
地域支援センター第2わとと	豊能町ときわ台1-8-21

※浸水想定区域内は該当ありません。

資料 7-4 災害時用ヘリポート一覧

施設名称	所在地	管理者	電話番号	面積(m ²)
東能勢小学校	余野 1008	豊能町教育委員会	072-739-0016	8,846
東ときわ台小学校	東ときわ台 5-17	豊能町教育委員会	072-738-3451	12,847

資料 7-5 関係機関通信窓口一覧

【豊能町】

機関名	通信窓口	所在地	電話番号
総務部	総務課	豊能町余野 414-1	072-739-0001
国民健康保険診療所		豊能町余野 63-1	072-739-0004

【消防】

機関名	通信窓口	所在地	電話番号
消防団	総務課消防団担当	豊能町余野 20-1	072-739-1239
箕面市消防本部	通信指令室	箕面市箕面 5-11-19	072-724-3399
消防署	豊能消防署	豊能町東ときわ台 1-1-3	072-736-0119
	豊能消防署東出張所	豊能町余野 20-1	072-739-1899

【大阪府】

機関名	通信窓口	所在地	電話番号
大阪府	危機管理室	大阪府中央区 3-1-43 新別館北館	06-6944-6021 無線 200-6041 (夜間は宿直室へ自動切り替え)
池田土木事務所		池田市城南 1-1-1	072-752-4111 無線 301-8910
北部農と緑の総合事務所		茨木市中穂積 1-3-43	072-627-1121 無線 300-8920
池田保健所		池田市満寿美町 3-19	072-751-2990 無線 240-600-8900

【大阪府警察】

機関名	通信窓口	所在地	電話番号
豊能警察署	警備課	能勢町地黄 650-4	072-737-1234

【自衛隊(陸上自衛隊第3師団)】

機関名	通信窓口	所在地	電話番号	
			昼間	夜間
第36普通科連隊	第3科	伊丹市緑丘 7-1-1 陸上自衛隊伊丹駐屯地	072-782-0001 内線 4031~4032	072-782-0001 内線 4004

【指定行政機関及び指定地方機関】

機関名	通信窓口	所在地	電話番号
消防庁	防災課防災情報室	東京都港区虎ノ門 2-2-1	直 03-5574-0119
近畿農政局大阪地域センター	農政推進グループ	大阪市中央区大手前 1-5-4 大阪合同庁舎第1号館 6階	直 06-6941-9657
大阪航空局八尾空港事務所	総務課	八尾市空港 2-12	直 0729-92-0031
大阪管区气象台	気象防災部予報課	大阪市中央区大手前 4-1-76	直 06-6949-6303
大阪豊能郵便局		豊能町余野 172-4	072-739-0050

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関名	通信窓口	所在地	電話番号
関西電力(株)	北摂配電営業所	豊中市浜 4-2-2	0800-777-3081
大阪ガス(株)導管事業部	兵庫対策室	神戸市中央区港島中島 4-5-3	078-303-7771
日本電信電話(株)大阪支店	設備部災害対策室	大阪市北区堂島 3-1-2 テレパーク堂島第2ビル 7階	072-751-1611
大阪広域水道企業団	豊能水道センター	豊能町東ときわ台 1-2-3	072-738-3311
能勢電鉄(株)		川西市平野 1-35-2	072-792-7810
阪急バス(株)	豊能営業所	豊能町希望ヶ丘 5-7-1	072-739-2002

【公共的団体等】

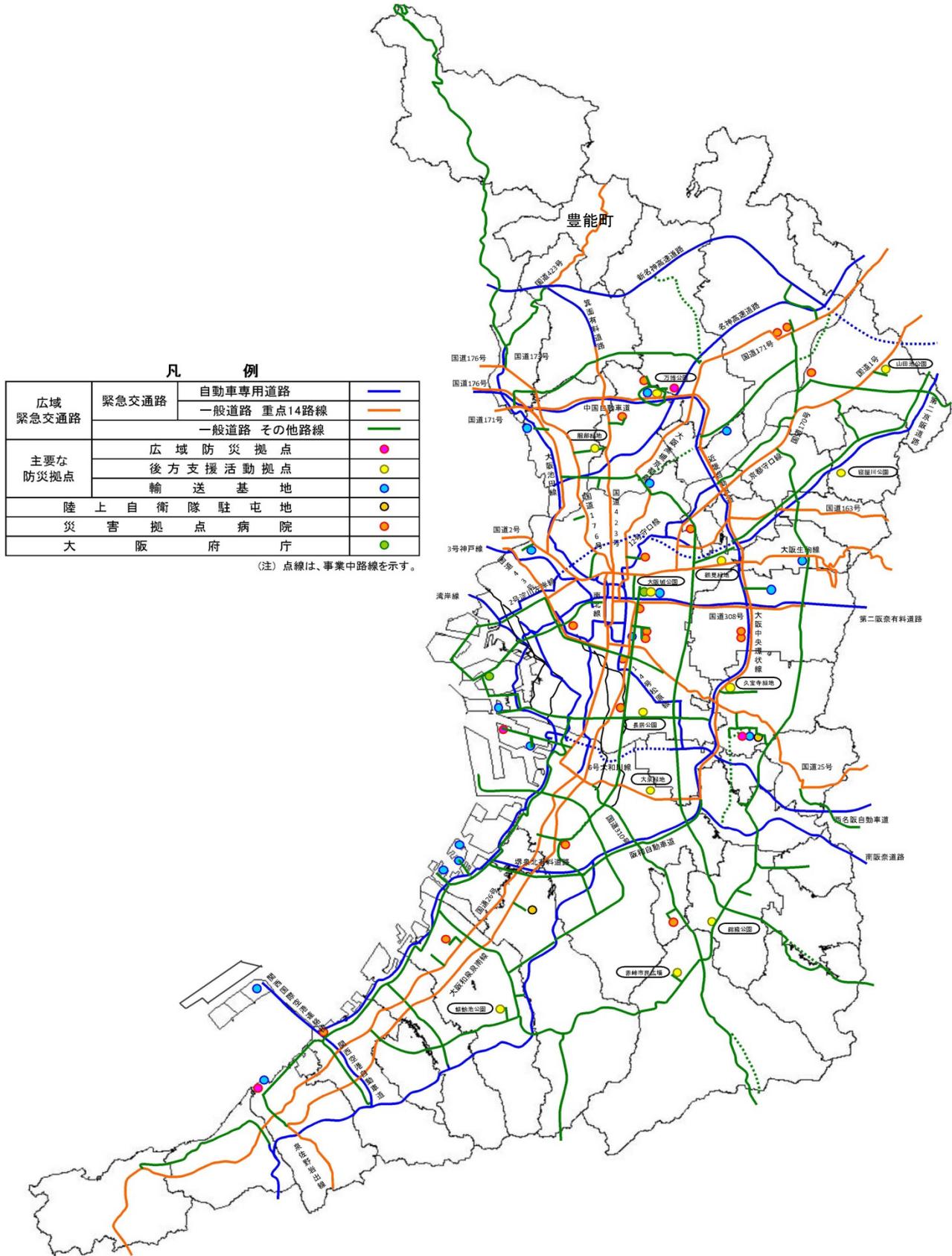
機関名	通信窓口	所在地	電話番号
一般社団法人池田市医師会	事務局	池田市鉢塚 1-2-1	072-751-2534

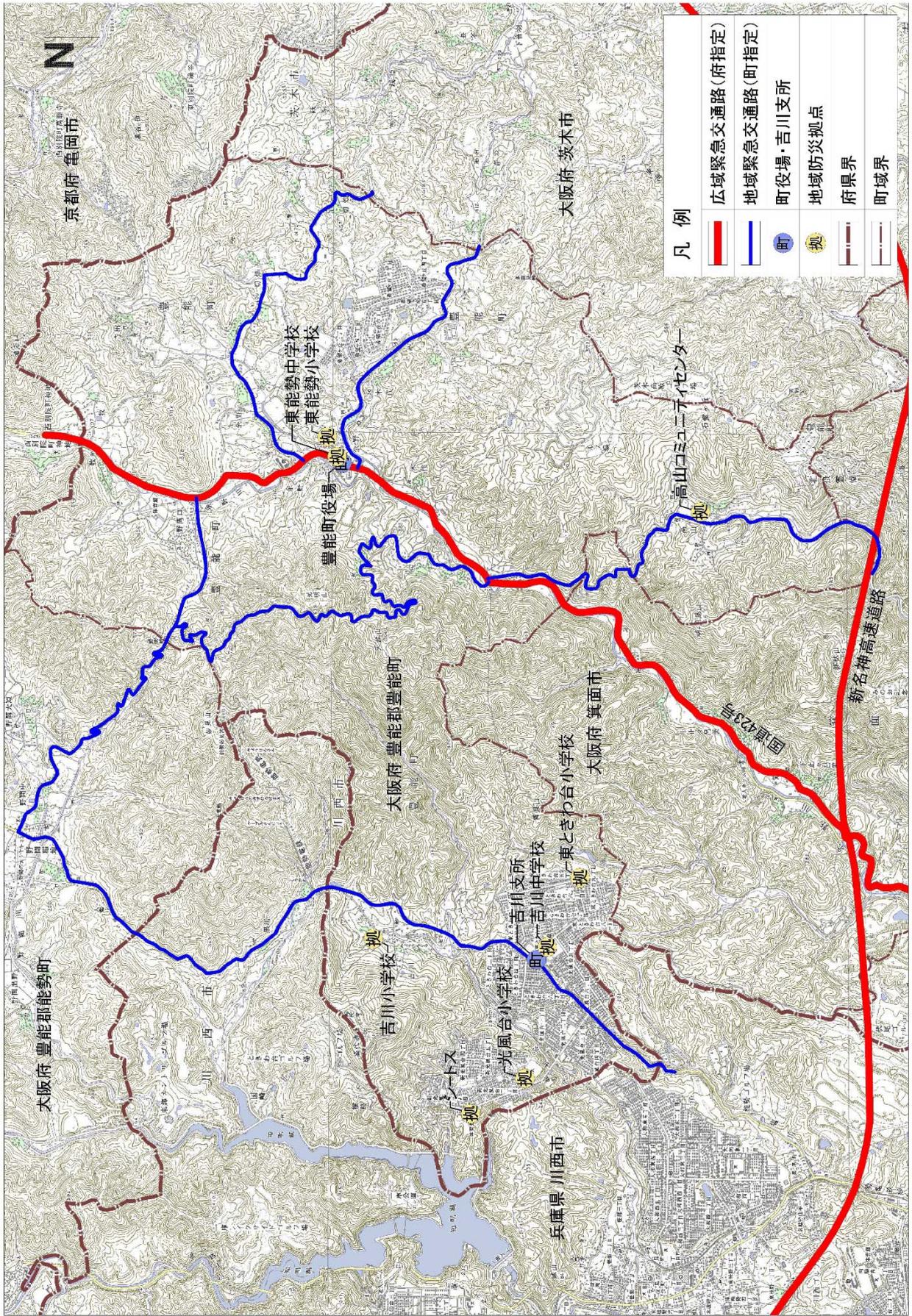
【近隣市町村】

	通信窓口	所在地	電話番号	
			昼間	夜間
能勢町	総務部自治防災課	豊能郡能勢町宿野 28	072-734-0001	072-734-0001
豊中市	危機管理課	豊中市中桜塚 3-1-1	06-6858-2525	06-6858-2520
池田市	市長公室危機管理課	池田市城南 1-1-1	072-752-1111	072-752-1111
箕面市	総務部市民安全政策室	箕面市西小路 4-6-1	072-723-2121	072-723-2121
茨木市	総務部危機管理課	茨木市駅前町 3-8-13	072-622-8121	072-622-8121
吹田市	総務部危機管理室	吹田市泉町 1-3-40	06-6384-1231	06-6384-1231
高槻市	総務部危機管理室	高槻市桃園町 2-1	072-674-7111	072-674-7000
摂津市	総務部防災管財課	摂津市三島 1-1-1	06-6383-1111	06-6383-1111
島本町	総務部危機管理室	三島郡島本町桜井 2-1-1	075-961-5151	075-961-5151
亀岡市	総務部自治防災課	亀岡市安町野々神 8	0771-22-3131	0771-22-3131
猪名川町	企画総務部総務課	川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1	072-766-8708	072-766-0001
川西市	総務部危機管理課	川西市中央町 12-1	072-740-1145	072-740-1111

資料 7-6 緊急交通路指定図

広域緊急交通路【大阪府地域防災計画（平成 29 年 12 月）】





この地図は、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の軟体地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平30情保、第1025号) 1:45000

8 気象予警報等の発表基準

資料 8 気象予警報等の発表基準

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

警報・注意報発表基準一覧表

平成 30 年 2 月 8 日現在
発表官署 大阪管区气象台

豊能町	府県予報区	大阪府		
	一次細分区域	大阪府		
	市町村等をまとめた地域	北大阪		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 17	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 141	
	洪水		流域雨量指数基準	余野川流域=8.8、初谷川流域=5.9
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 40cm
波浪		有義波高		
高潮		潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	93	
	洪水	流域雨量指数基準	余野川流域=7、初谷川流域=4.7	
		複合基準*1	初谷川流域=(12、3.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 20cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	なだれ		①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上またはかなりの降雨*2	
	低温		最低気温 -5℃以下	
	霜		4 月 15 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下	
着氷				
着雪		24 時間降雪の深さ: 平地 20cm 以上 山地 40cm 以上 気温: -2℃~2℃		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は大阪管区气象台の値。

(注) 融雪及び着氷注意報は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めない。

9 応援協定

資料 9-1 災害時相互応援協定

災害時相互応援協定

豊能地区の3市2町は、豊能地区市長・町長連絡会議の趣旨にのっとり、広域的な災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(広域的協定目的)

第1条 この協定は、相互応援協定締結市町（以下「締結市町」という。）の区域において地震、洪水等の災害が発生し、被災市町独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町の要請に応えるため、予め締結市町間において災害時の広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

(応援要請等)

第2条 締結市町長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請市町に対し、相互に応援するものとする。

(人的応援)

第3条 前条の応援要請は、受援側の市町長（又は災害対策本部長等）が、災害の状況、出動を求め人員並びに職種、誘導員配置場所等を明示し、応援側の市町長に対して行うものとする。

(物的応援)

第4条 災害応援のため、救援物資及び必要な資器材等を必要とする場合において、締結市町長は、救援物資及び必要な資器材等の種別・数等の供給について、相互の応援を要請することができる。

(指揮)

第5条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 受援側の市町長（又は災害対策本部長等）が指揮すること。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費については、原則として応援を要請した市町と負担とする。

(協定なき事項)

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町が協議をして、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成9年2月10日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月10日

豊中市長 林 實 印

池田市長 倉田 薫 印

箕面市長 橋本 卓 印

能勢町長 辻 靖隆 印

豊能町長 南殿 利正 印

資料 9-2 消防相互応援協定締結状況

締 結 先	締 結 年 月 日	協 定 内 容
吹 田 市 (吹田市及び箕面市における消防相互応援協定)	昭和40年 7月 2日 (平成28年4月1日再締結)	災 害 全 般
大阪府・府下市町村航空消防応援協定	昭和45年10月 1日 (平成22年4月1日再締結)	〃
大阪府下全消防本部 (局) (大阪府下広域消防相互応援協定)	昭和63年 9月 1日 (平成27年4月1日再締結)	〃
豊 中 市 (はしご付消防自動車共同運用に係る消防応援協定)	平成24年 5月18日	中高層建物の災害
豊中市・池田市・豊能町・能勢町 (大阪府豊能地域広域消防相互応援協定)	平成27年 4月 1日 (平成28年4月1日再締結)	災 害 全 般
茨 木 市 ・ 豊 能 町 (茨木市・箕面市・豊能町消防相互応援協定)	平成28年 4月1日	〃
川 西 市 (箕面市・川西市消防相互応援協定)	平成28年 4月1日	〃
京都中部広域消防組合・亀岡市・豊能町 (京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町・消防相互応援協定)	平成28年 4月1日	〃
高槻市・茨木市・池田市・川西市 (新名神高速道路(高槻市～川西市)消防相互応援協定)	平成29年12月 6日	〃

資料 9-3 応援協定一覧

H31. 3. 15 現在

種別	締結日	業者名等	所在地
職員・物資等	H9.2.10	北摂3市2町	
廃棄物	H27.7.1	北摂7市3町、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、 豊中市伊丹市クリーンランド	
職員・車両等	H25.10.25	国土交通省近畿地方整備局	
生活物資	H25.9.2 H25.9.12 H25.9.12 H25.9.26	株式会社阪食 有限会社だいやす 中西商店 生活協同組合コープこうべ	豊中市 豊能町 豊能町 神戸市
燃料	H25.9.13 H25.9.13	有限会社長沢産業 森脇石油店	亀岡市 箕面市
LPガス	H25.9.27	大阪府LPガス協会豊能豊中支部	豊能町
段ボール	H25.10.21	セツカートン株式会社	伊丹市
応急工事	H21.6.29 H27.6.30 H27.6.30 H27.6.30 H27.6.30 H27.6.30 H27.3.31 H27.3.31 H27.3.31 H27.3.31 H27.3.31 H27.3.31 H27.3.31 H27.3.31	豊能町商工会 株式会社西脇工業所 株式会社専門設備 株式会社ホンダ 株式会社ヤマジン設備 能勢工業株式会社 岩田建設株式会社 下中電化ストアー 株式会社大西建設 株式会社城下組 北摂興業株式会社 株式会社井上工務店 谷造園土木	豊能町 豊能町 豊能町 能勢町 豊能町 川西市 豊能町 豊能町 豊能町 豊能町 豊能町 豊能町 豊能町

種別	締結日	業者名等	所在地
	H27.3.31	株式会社上田組	豊能町
	H27.3.31	株式会社谷組	豊能町
	H27.3.31	牧野建設工業株式会社	豊能町
	H27.3.31	耕土建設	豊能町
	H27.3.31	株式会社前田組	豊能町
	H27.3.31	植ゆき園芸	豊能町
	H27.3.31	株式会社三高造園	豊能町
	H27.3.31	株式会社乾	豊能町
	H27.3.31	有限会社吉田造園土木	豊能町
	H27.3.31	株式会社大石	豊能町
	H27.3.31	ヤマザキ電器商会	豊能町
	H27.3.31	京阪ガス水道株式会社	豊能町
	H27.3.31	久保造園	豊能町
	H27.3.31	株式会社北摂建材	豊能町
	H30.3.31	豊能町建設業組合	豊能町
要援護者受入れ	H30.6.14	社会福祉法人北摂信愛園	豊能町
	H30.6.11	社会福祉法人豊悠福社会	豊能町
	H30.6.11	社会福祉法人信光園	東大阪市
ボランティアセンター設置	H30.8.8	社会福祉法人豊能町社会福祉協議会	豊能町
歯科医療救護	H31.3.15	池田市歯科医師会	池田市

10 被害状況等報告基準等

資料 10-1 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	負傷者重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊 (全焼) (流失)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊 (半焼)	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部分の被害がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度の、ごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などの堆積のため一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住居被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住している時は、当該部分は住家とする。	
	公共施設	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。			
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。		

被害項目	報告基準	
その他被害	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設 鉄道不通	ごみ処理及びし尿処理施設とする。 自動車、電車等の通行が不通となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止した時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
り災者	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産施設をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産施設をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産施設をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

資料 10-2 住家等被害の認定統一基準

被害の種類	被害認定統一基準（H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊※	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

資料 10-3 大阪府災害救助法施行細則

平成29年6月8日

別表第一(第三条関係)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日につき三百二十円以内とする。</p> <p>四 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>五 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	災害発生の日から七日以内
	応急仮設住宅	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>イ 建設型仮設住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。)</p> <p>(1) 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百五十一万六千円以内とする。</p> <p>(3) 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>(4) 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。</p> <p>(5) 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>(6) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>ロ 借上型仮設住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。)</p> <p>(1) 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>(2) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>	完成の日から二年以内

資料編

救助の種類		救助の程度及び方法		救助の期間																																																	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。 二 被災者が直ちに食することができる現物による。 三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千百三十円以内とする。		災害発生の日から七日以内																																																	
	飲料水の供給	一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。		災害発生の日から七日以内																																																	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等をするをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。		災害発生の日から十日以内																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="6">世帯区分</th> </tr> <tr> <th>一人世帯</th> <th>二人世帯</th> <th>三人世帯</th> <th>四人世帯</th> <th>五人世帯</th> <th>六人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>円 一八、四〇〇</td> <td>円 二三、七〇〇</td> <td>円 三四、九〇〇</td> <td>円 四一、八〇〇</td> <td>円 五二、九〇〇</td> <td>円 七、八〇〇</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>三〇、四〇〇</td> <td>三九、五〇〇</td> <td>五四、九〇〇</td> <td>六四、二〇〇</td> <td>八〇、八〇〇</td> <td>一一、一〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>六、〇〇〇</td> <td>八、一〇〇</td> <td>一二、一〇〇</td> <td>一四、七〇〇</td> <td>一八、六〇〇</td> <td>二、六〇〇</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>九、八〇〇</td> <td>一二、七〇〇</td> <td>一八、〇〇〇</td> <td>二一、四〇〇</td> <td>二七、〇〇〇</td> <td>三、五〇〇</td> </tr> </tbody> </table>						区分	季別	世帯区分						一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一八、四〇〇	円 二三、七〇〇	円 三四、九〇〇	円 四一、八〇〇	円 五二、九〇〇	円 七、八〇〇	冬季	三〇、四〇〇	三九、五〇〇	五四、九〇〇	六四、二〇〇	八〇、八〇〇	一一、一〇〇	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	六、〇〇〇	八、一〇〇	一二、一〇〇	一四、七〇〇	一八、六〇〇	二、六〇〇	冬季	九、八〇〇	一二、七〇〇	一八、〇〇〇	二一、四〇〇	二七、〇〇〇	三、五〇〇		
区分	季別	世帯区分																																																			
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額																																														
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一八、四〇〇	円 二三、七〇〇	円 三四、九〇〇	円 四一、八〇〇	円 五二、九〇〇	円 七、八〇〇																																														
	冬季	三〇、四〇〇	三九、五〇〇	五四、九〇〇	六四、二〇〇	八〇、八〇〇	一一、一〇〇																																														
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	六、〇〇〇	八、一〇〇	一二、一〇〇	一四、七〇〇	一八、六〇〇	二、六〇〇																																														
	冬季	九、八〇〇	一二、七〇〇	一八、〇〇〇	二一、四〇〇	二七、〇〇〇	三、五〇〇																																														
		備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日まで災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。																																																			

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
医療及び助産	医療	<p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	災害発生の日から十四日以内
	助産	<p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</p>	分べんした日から七日以内
被災者の救出		<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理		<p>一 災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき五十七万四千元以内とする。</p>	災害発生の日から一月以内
生業に必要な資金の貸与		<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>イ 生業費 一件につき三万円</p> <p>ロ 就職支度費 一件につき一万五千元</p> <p>四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から一月以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
学用品の給与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校)の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額以内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 一人につき 四千四百円</p> <p>(2) 中学校の生徒 一人につき 四千七百元</p> <p>(3) 高等学校等の生徒等 一人につき 五千百円</p>	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。)</p> <p>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ハ 骨つば及び骨箱</p> <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万二千元以内、小人十六万八千百円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千四百円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千三百円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から十日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万五千百円以内とする。	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第二(第四条関係)

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第四条第一号から第四号までに掲げる者	医師及び歯科医師	円 二三、〇〇〇	日当の額を七・七五で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内	
	薬剤師	一六、八〇〇		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	一七、四〇〇		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	一六、八〇〇		
	救急救命士	一三、九〇〇		
	土木技術者及び建築技術者	一五、五〇〇		
	大工	二〇、三〇〇		
	左官	二一、八〇〇		
	とび職	二三、五〇〇		
政令第四条第五号から第十号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		

別表第三(第六条関係)

対象者	支給基礎額
政令第八条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者	事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第八条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者	一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。 二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第八条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。

11 各種様式

資料 11-1 非常招集報告書

【非常招集報告書(1)】

年 月 日				
非常招集報告書				
_____ 課長				
招集者名		登庁時間	免除者名	
役職名	氏名		役職名	氏名
計				

資料 11-2 被害概況報告書

平成 年 月 日	
被害概況報告書	
報告者所属： _____ 役職： _____ 氏名： _____	
情報入手場所： _____ 情報入手時間： _____ 日 _____ 時 _____ 分	
通報者 氏名： _____ 性別：男・女 年齢(推・実)： _____ 才 関係 _____	
住所： _____ TEL _____ - _____ - _____	
報告地	報告要旨
数値情報(総・疑の別)	私見
概要図	
<p>建築物の全・半壊、道路・橋梁の通行可否(車、オートバイ、徒歩)、人の死亡・行方不明、負傷・未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の状況等を図示して下さい。</p>	

第4号様式(その2)
[災害概況即報]

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災害名 _____ (第 _____ 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					

資料 11-4 災害確定報告 第1号様式

〔災害確定報告〕

都道府県	区		被害	被害
災害名 ・ 確定年月日	田	流失・埋没	ha	
	畑	冠水	ha	
報告者名	文	流失・埋没	ha	
	納	冠水	ha	
区	道	施設	箇所	
	路	院	箇所	
死者	橋	りょう	箇所	
	傷	川	箇所	
行方不明者	重	湾	箇所	
	軽	砂	箇所	
全	壊	防	箇所	
	壊	掃	箇所	
半	壊	く	箇所	
	壊	ざ	箇所	
一	壊	道	箇所	
	壊	通	箇所	
部	壊	不	箇所	
	壊	通	箇所	
破	壊	船	隻	
	損	舶	戸	
床	壊	道	戸	
	上	話	線	
浸	壊	電	戸	
	水	気	戸	
床	壊	ス	戸	
	下	等	箇所	
公	壊			
	共	り	世帯	
建	壊	災	世帯	
	物	者	人	
そ	壊	数	件	
	の	物	件	
他	壊	物	件	
	の	物	件	
其	壊	他	件	
	の	の	件	

区	分	被害	名称	日時
公立文教施設	千円		設置	月日時
農林水産業施設	千円		解除	月日時
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小計	千円			
公共施設被害市町村数	団体			
その他	農産被害	千円	災害市町村名	
	林産被害	千円	災害市町村名	
	畜産被害	千円	災害市町村名	
	水産被害	千円	災害市町村名	
	商工被害	千円	災害市町村名	
その他	千円			
被害総額	千円		計	団体
被害発生場所			消防員出動人数	人
災害発生年月日			消防員出動人数	人
備考	災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）			

資料 11-5 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式等

【自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式】

		文書番号
		年 月 日
大阪府知事	様	
_____		豊能町長 _____ 印
自衛隊の災害派遣要請について		
災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼 します。		
記		
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由		
2. 派遣を希望する期間		
3. 派遣を希望する区域及び活動内容		
4. その他参考となるべき事項		

備考:用紙は日本工業規格A5とする。

【自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書の様式】

		文書番号
		年 月 日
大阪府知事	様	
_____		豊能町長 _____ 印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、 下記のとおり撤収要請を依頼します。		
記		
1. 撤収要請日時		
2. 派遣された部隊		
3. 派遣人員及び従事作業の内容		
4. その他参考となるべき事項		

備考:用紙は日本工業規格A5とする。

資料 11-6 地すべり、がけ崩れ災害報告

緊急・詳細報告用

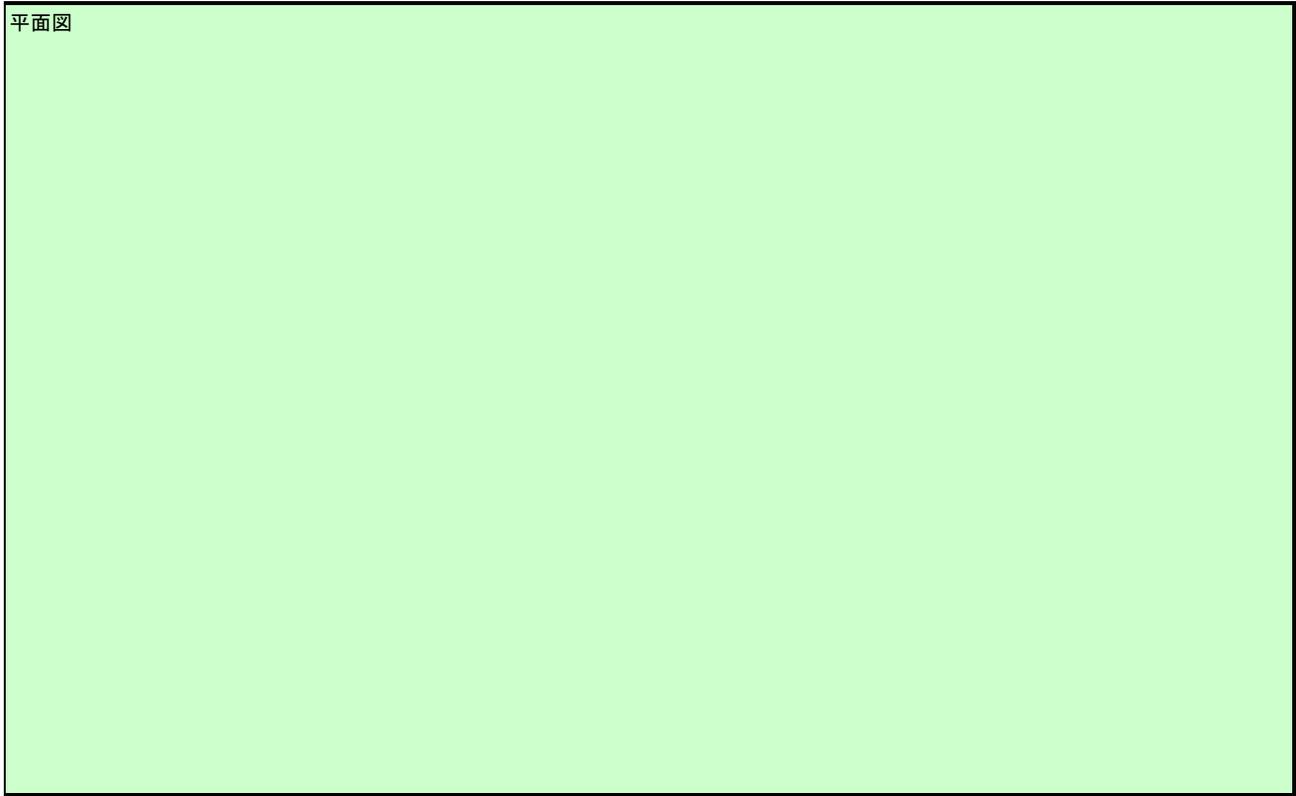
第 報

災害報告(地すべり) (年 月 日 時 現在)

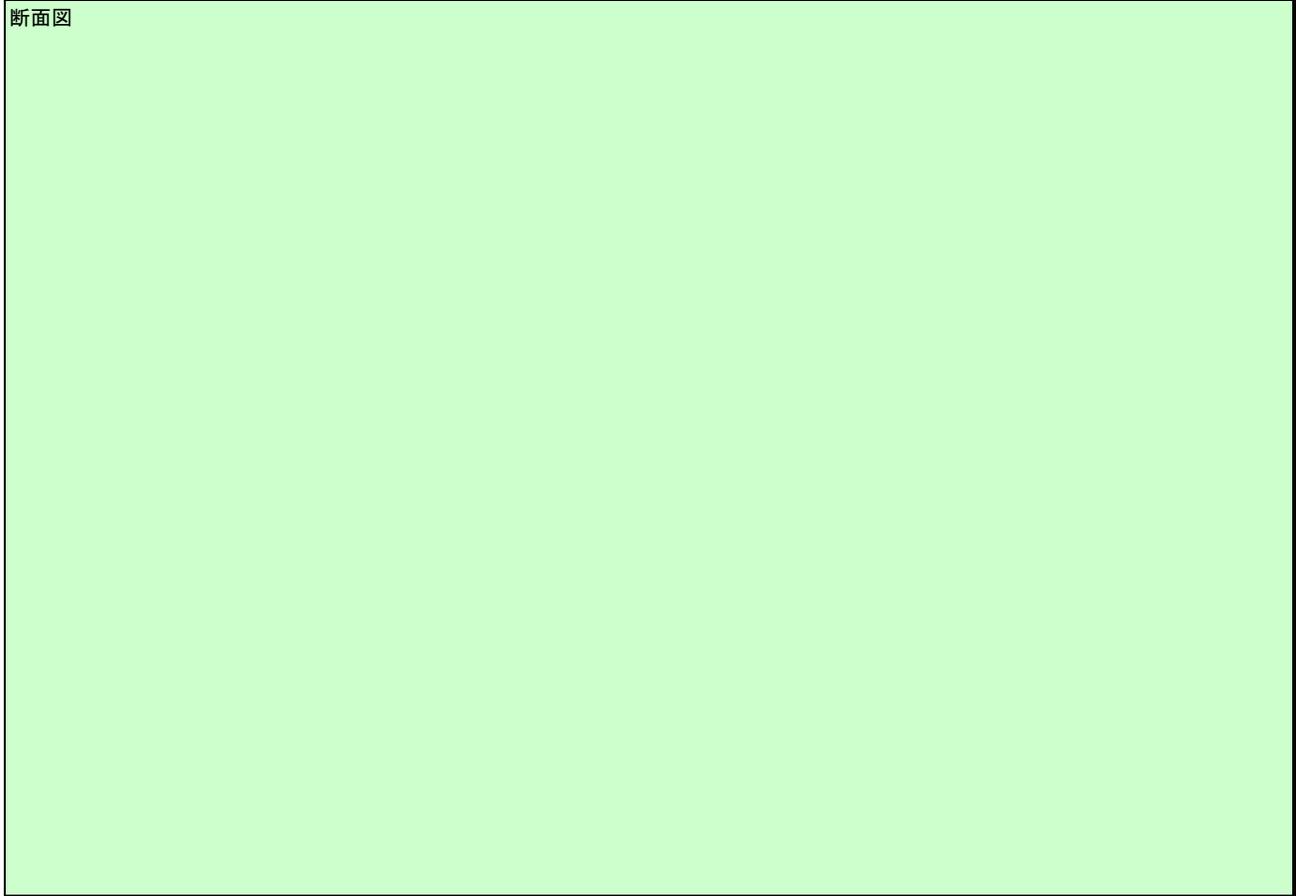
ふりがな	とよのぐん		とよのちょう				地区名					
発生場所	おおさかふ 大阪府		豊能郡		豊能町		大字					
	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]							
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時 分							
気象状況	異常気象名		観測所名		災害発生場所からの距離		k m					
	連続雨量		mm		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時							
	最大24時間雨量		mm/24hr		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時							
	最大時間雨量		mm/hr		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時							
地すべり規模		幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無	
		保全対象人家戸数		戸	公共施設							
移動状況	最大時間移動量(時速)		m or mm		年 月 日 時 ~ 時		観測地点					
	移動総量		m or mm		年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分		観測地点					
	近年の移動履歴		有・無		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時							
	変 状		き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無
箇 所 除	地すべり危険箇所		該当	有・無	危険度 [A・B・C]		所管 [国土・林・農]					
	地すべり防止区域		指定	有・無	指定年	年	既設対策工の有無		有・無	所管 [国土・林・農]		
被害状況	人的被害	死 者	《 》 < > 名		被害者	才	農地被害	(種類・面積)				
		行方不明	《 》 < > 名			才						
		負 傷 者	《 》 < > 名			才						
	人家被害	全壊・流出	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)				
		半 壊	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸					
		一部破損	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸					
	非 住 家 被 害		戸	宅地擁壁の被害		戸(空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)										
そ の 他												
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)												
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)												
										災害関連緊急事業申請の有無		[有・無・調査中]
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直 轄	砂防指定地				旧住宅造成事業に関する法律の適用区域						
	保安林	土石流危険渓流 [I・II・準ずる]				建築基準法による災害危険区域						
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域				建築基準法により条例で建築を制限している区域						
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所				宅地造成工事規制区域						
			都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅造基準条例の適用区域					
			土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域					
			災害対策基本法防災計画区域									
			その他()									
報告者	① 所属	氏名			③ 所属	氏名						
	② 所属	氏名			④ 所属	氏名						
* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。								座 標	北緯	度	分	秒
									東経	度	分	秒

地区名

平面図



断面図



※写真は別途e-mailにて送付すること

緊急・詳細報告用

第 報

災害報告(がけ崩れ) (年 月 日 時 現在)

ふりがな	とおおきかほ 大阪府		とよのぐん 豊能郡	とよのちょう 豊能町	大字	地区名								
発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]	[区・町・村]										
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]		年	月	日	時	分							
気象状況	異常気象名			観測所名			災害発生場所からの距離 k m							
	連続雨量	mm	年	月	日	時	年	月	日	時				
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	年	月	日	時				
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	年	月	日	時				
斜面の種類	自然斜面	H=	m	横断図(別途添付しても良い)		概況平面図(別途添付しても良い)								
	人工斜面	H=	m											
	勾配θ ₁		度											
拡大の見込み		[有・無]												
保全対象家戸数		戸												
崩壊の状況	高さ	m	巾	m										
	面積	m ²	勾配θ ₂	度										
	崩壊又は流出土砂量				m ³									
	がけ下端の堆積深				m									
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋		m										
		②家屋		m										
	被害家屋位置の堆積深	①家屋		m										
		②家屋		m										
崩土の到達距離				m										
その他														
被害状況	人的被害	死者	《 》	< >	名	被害者	才	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)						
		行方不明	《 》	< >	名	被害者	才							
		負傷者	《 》	< >	名	年齢	才							
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》	< >	戸	木造	《 》	< >	戸	RC	《 》	< >	戸
			半壊	《 》	< >	戸	木造	《 》	< >	戸	RC	《 》	< >	戸
			一部破損	《 》	< >	戸	木造	《 》	< >	戸	RC	《 》	< >	戸
		非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸	(空積・練積・RC・その他)								
公共土木施設被害		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)												
(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)														
その他														
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)														
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)														
											災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]		
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地		地すべり防止区域		[国土・林・農]								
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域										
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域										
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域										
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅地造成工事規制区域									
	災害対策基本法防災計画区域				宅造基準条例の適用区域									
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所				地帯番号		箇所番号							
その他(
報告者	① 所属		氏名		③ 所属		氏名							
	② 所属		氏名		④ 所属		氏名							

※ 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと

座 北緯 度 分 秒
標 東経 度 分 秒

資料 11-7 土石流災害報告

緊急報告用

第 報

災害報告(土石流等) (H 年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生場所	とおおきかふ 大阪府 [都・道・府・県]		とよのぐん 豊能郡 [市・郡]	とよのちよう 豊能町 [区・町・村]	大字	地区名	
	ふりがな 河川名		[1級・2級・その他]	水系	川	[沢・川・谷]	
発生日時		[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時 分	
災害形態 土石流, 土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()							
気象状況	異常気象名			観測所名			
	連続雨量	mm	年	月	日	時 ~ 年 月 日 時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時 ~ 年 月 日 時	
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時 ~ 年 月 日 時	
土砂流出状況		流出土砂量	m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況	
河床勾配		河積の / 程度		流域面積	Km ²	河床勾配 1/	
深流の情報		区分	I・II・準ずる・危険渓流ではない		流域面積	Km ²	
被害状況	人的被害	死者	名	被害者 年齢	農地被害 (種類・面積)	概略のボンチ絵 (別途添付してもよい)	
		行方不明	名				
		負傷者	名				
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)			
		半壊	戸				
		一部破損	戸				
		床上浸水	戸				
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸(空積・練積・RC・その他)			
	公共土木施設被害	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)					
	(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		市道を埋塞				水路埋塞
二次災害の可能性		(有・無)					
保全対象	Km下流に人家		戸 (人)	道路名等	大東市道		
	(その他)		ha				
避難状況 (集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)							
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)							
					災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]	
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 (年指定)			地すべり防止区域 [国土・林・農]		
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]			急傾斜地崩壊危険区域		
	国有林	土砂災害特別警戒区域			建築基準法による災害危険区域		
	民有林	土砂災害警戒区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域		
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅地造成工事規制区域			
	その他()						
報告者	①	所属	氏名	③	所属	氏名	
	②	所属	氏名	④	所属	氏名	

* [添付図面等]

・都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるボンチ絵、関連記事等

* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

* 写真は、別途e-mailにて送付すること

詳細報告用(緊急報告を添付)

(溪流名)

災害報告(土石流等) (年 月 日 時 現在)

気象状況 〔調査中・確認済・不明〕	観測所名及び溪流(谷出口)との距離		観測所名	距離	Km					
	連続雨量		(緊急報告に記載)							
	最大24時間雨量		(緊急報告に記載)							
	最大時間雨量		(緊急報告に記載)							
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量(前期降雨)		mm	年 月 日 時	~	年 月 日 時				
積雪・融雪状況	観測所と溪流(谷出口)との標高差		m	※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること						
	風向(災害発生時)									
	風力(災害発生時)		m/s							
保全対象 ※土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入 〔調査中・確認済〕	人家戸数		戸							
	人口		人							
	耕地面積		ha							
	災害弱者関連施設		1有・2無	施設名						
	公共施設		1有・2無	施設名						
土石流氾濫区域の面積		m ²								
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 〔調査中・確認済〕	特別警戒区域		警戒区域							
	人的被害	死者	名	名	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域			
		行方不明	名	名						
		負傷者	名	名						
	人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
半壊		戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸	
一部損壊		戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸	
防災計画	市町村地域防災計画への記載		溪流名	〔無・有〕						
	避難場所		避難場所	〔無・有〕						
	避難経路		避難経路	〔無・有〕						
	表示板設置		〔無・有〕 (箇所)							
警戒避難基準雨量の設定	警戒避難基準雨量の設定		連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr				
	設定時期		年 月							
現地調査結果	土砂流出状況	〔無・有〕			氾濫区域 I	氾濫区域 II	氾濫区域 III			
			氾濫面積		m ²	m ²	m ²			
			平均堆積深		m	m	m			
			最大堆積深		m	m	m			
			氾濫最大延長×氾濫最大幅		m × m					
			氾濫終息点の勾配		度					
	最大礫径		m							
流域内の既存施設	〔無・有〕	合計		基 (透過型)		基 (不透過型)				
		(砂防)		基		基				
		(治山)		基		基				
		(所管不明)		基		基				
天然ダム	〔無・有〕									
崩壊地付近の亀裂	〔無・有〕									
流木の堆積場所	〔無・有〕		堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部 その他 ()							
通報者または第一発見者 (該当する項目に○をつける)	〔確認済・不明〕		市町村(部署名)							
			住民							
			その他							
座標		北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒	

資料 11-8 緊急通行車両確認証明書等

【緊急通行車両確認証明書】

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 会 印 印 公 安 委 員 会	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所 氏 名	()	局 番
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

【緊急通行車両標章】



- 備考1) 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)」「番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3) 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 11-9 避難所避難者名簿等

【避難所避難者名簿】

災害年月日											
災害種類	避難所名										
住所	氏名	職業	性別	年齢	避難期日						
					月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日

【避難所開設日誌】

災害年月日											
災害種類	避難所名										
月日曜日天候					責任者氏名			記載者氏名			
収容人員					記事	給貸与に関する事項					
給与人員	朝食					従事職員の名					
	昼食					その他					
	夜食										

【物品受払簿】

避難所名										
災害年月日	災害種類			品目						

資料編

【罹災者救助明細書】

救助事項別							
取扱所							
住所	罹災者世帯主 氏名	家族の構 成人員	給貸与品	数量	月日	責任 者印	備考

資料 11-10 公用令書等

【公用令書(従事・協力)】

従事第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき次のとおり ⎓ 従事
協力 を命ずる。

処分権者氏名 (印)

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
従事すべき日時	
従事すべき場所	
備 考	

備考：用紙は日本工業規格 A 4 とする。

【公用令書(物資の保管)】

保管第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 ⎓ 第 71 条
第 78 条第 1 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者氏名 (印)

保管すべき 物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考：用紙は日本工業規格 A 4 とする。

【公用令書(管理・使用・収用)】

管理第	号	公 用 令 書					
		住 所 氏 名					
災害対策基本法	〔 第 71 条 第 78 条第 1 〕	の規定に基づき、次のとおり管理・使用・収用する。					
年 月 日							処分権者 氏名 (印)
名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡 月日	引渡場所	備 考

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

【公用変更令書】

変更第	号	公 用 変 更 令 書					
		住 所 氏 名					
災害対策基本法	〔 第 71 条 第 78 条第 1 〕	の規定に基づく公用令書（年 月 日第 号）					
年 月 日							処分権者氏名 (印)
変 更 し た 処 分 の 内 容							

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

【公用取消令書】

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 $\left[\begin{array}{l} \text{第 71 条} \\ \text{第 78 条第 1} \end{array} \right]$ の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）
にかかると処分を取消したので、同法施行令第 34 条 1 項の規定によりこれをを交付する。

年 月 日

処分権者氏名

(印)

備考：用紙は日本工業規格 A 4 とする。

12 豊能町防災会議条例等

資料 12-1 豊能町防災会議条例

○豊能町防災会議条例

昭和 38 年 6 月 25 日条例第 6 号

改正

昭和 53 年 3 月 11 日条例第 12 号

昭和 55 年 7 月 2 日条例第 21 号

昭和 56 年 9 月 14 日条例第 22 号

昭和 61 年 10 月 13 日条例第 15 号

平成 3 年 9 月 27 日条例第 18 号

平成 12 年 3 月 30 日条例第 20 号

平成 24 年 12 月 14 日条例第 23 号

平成 27 年 12 月 25 日条例第 26 号

豊能町防災会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、豊能町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊能町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充て、その定数は、27 人以内とする。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 豊能消防署長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認め委嘱する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬等)

第5条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、豊能町報酬及び費用弁償条例（昭和37年条例第5号）に定めるところによる。

2 委員及び専門委員のうち町の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月29日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年7月2日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年9月14日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年10月13日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年7月1日から適用する。

附 則（平成3年9月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

附 則（平成12年3月30日条例第20号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成26年5月31日までの間に第1条の規定による改正後の豊能町防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命された豊能町防災会議の委員の任期は、同条第6項本文の規定にかかわらず、当該任命の日から平成26年5月31日までとする。

附 則（平成27年12月25日条例第26号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○豊能町防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町防災会議条例(昭和38年豊能町条例第6号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、豊能町防災会議(以下「会議」という。)の議事及びその他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、豊能町副町長の職にある委員とする。

(代理人の出席)

第3条 委員がやむを得ない事情により自らが会議に出席できないときは、その代理人を出席させることができる。

2 委員は、前項の規定により代理人を出席させようとするときは、あらかじめ、当該代理人を指定し、その氏名やその他必要な事項(別紙様式1)を会長に届け出なければならない。

3 代理人は、委員と同一の機関に属する者で、委員が指名するものとする。

4 代理人は、委員と同様に会議において発言し、会長を通じて、当該会議に付される事項について、書面により意見を提出することができるものとする。

(委任状)

第4条 委員が代理人の出席もできないときは、委任状(別紙様式2)の提出をもって出席できるものとする。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

5 会議開催日の7日前までに、会議の開催を告知する。

6 会議は公開とし、傍聴者は5名までとする。

(会長の専決処分)

第6条 会長は、会議の権限に属する事項のうち、次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び災害救助法(昭和22年法律第118号)並びにこれらに基づく政令等の改正に基づき、救助の程度、方法、期間等について、豊能町地域防災計画を修正すること。

(2) 機関等名、所在地、連絡先その他簡易な事項について、豊能町地域防災計画を修正すること。

(3) 豊能町の組織の改正に伴い、豊能町地域防災計画を修正すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(委員の異動報告)

第7条 条例第3条第5項の委員が、勤務所の異動等により変更があったときは、前任者は後任者の職氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、豊能町防災担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

資料 12-3 豊能町災害対策本部条例

○豊能町災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 25 日条例第 7 号

改正

平成 8 年 7 月 1 日条例第 8 号

平成 24 年 12 月 14 日条例第 23 号

豊能町災害対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、豊能町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務権限)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 14 日条例第 23 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

